

資料編

Reference

2019年度 SDGs 関連ニュース&トピックス一覧

公表	タイトル	URL
4月4日	金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた普通預金規定・参考例について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n040401/
5月22日	[振り込め詐欺等防止啓発活動実施校] 2019年度の「振り込め詐欺等防止啓発活動」を茨城県立土浦湖北高等学校に委嘱	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n052201/
8月15日	第12回 ECO 壁新聞コンクールの作品募集について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n081501/
9月19日	「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」の設定について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n091901/
10月1日	若年層への特殊詐欺加担防止に係る啓発の実施について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n100101/
10月25日	「経理関連業務の電子化推進強化月間」の設定・実施について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n102501/
12月9日	松井玲奈さんが資産形成を解説する特設サイトの設置について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n120901/
12月19日	フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の防止に係る啓発の実施について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n121901/
12月20日	「金融機関における金融 EDI 情報の利活用に関する研究会」報告書について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n122002/
12月23日	全銀 EDI システム (ZEDI) を利用した経理業務の電子化・効率化に関する周知動画の公開について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n122301/
2月6日	人気声優が参加！動画「資産形成はじめて物語」を公開しました！	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n020601/
3月5日	老後に備える新教材「始めよう お金の準備」の発行のお知らせ	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n030502/
3月23日	2019年度「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会調査レポート」について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n032301/
3月23日	2019年度「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n032302/
3月30日	「全国銀行金融教育活動 MAP」を更新	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n033001/
3月30日	茨城県立土浦湖北高等学校における振り込め詐欺等防止啓発活動の報告書について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n033002/

第32回人権・同和問題啓発講演会
(令和元年9月26日午後1時～5時30分)

ダイバーシティ・マイノリティの尊重について

講演 I

対話こそ共生社会を開くカギ～障害者差別解消法施行から3年に考える

おおごだ法律事務所 弁護士
大胡田 誠 氏

対話こそ共生社会を開くカギ
～障害者差別解消法施行から 3 年に考える

おおごだ法律事務所 弁護士
大胡田 誠 氏

はじめに

私の「大胡田」という苗字は、わりと珍しい苗字なので、なかなか耳で聞いて分かりにくいようである。多くの場合、「大胡田です」と言うと、まずは「あ、大だこさんですか」なんて言われる。「たこ焼き屋じゃないんだけどな」と思ったりする。また電話で「弁護士の大胡田です」と言うと、「大ぼら弁護士」なんて言われてしまうこともある。「大ぼら弁護士」というと、なんだか悪徳弁護士のような気もするが、正しくは大小の「大」に、「湖」のさんずいを取ったかたち、胡麻の「胡」という字、そして田んぼの「田」、これで「おおごだ」と読む。本日は、「大ぼら」ではない本音トークでお話させていただこうと思っている。

まず少しだけ自己紹介をしたい。弁護士と一言で申しても様々な得意分野を持っている弁護士がいる。例えば、テレビドラマによく登場する弁護士は、刑事裁判、刑事事件を取り扱っている。殺人事件や傷害事件を起こしてしまった犯人、あるいは犯人だと疑われている方、そんな方の弁護をしている。ドラマに登場する裁判所のシーンの中に、弁護士が裁判官に向かって「異議あり」と言う場面がある。そのような仕事もやっている。

ドラマと言えば、以前、私が書いた本『全盲の僕が弁護士になった理由』が 2014 年にドラマになったことがある。この本の内容自体は私の生き立ちなどをまとめたものなので、サスペンスの要素は全くないのだが、ドラマ化したら、なぜか 2 時間もののサスペンスになっていた。ドラマというのは、いろいろなことが起こる。このドラマの内容は、ある殺人事件が起こって、その殺人事件の真犯人を全盲の弁護士が突き止めていくというストーリーだった。そして、全盲の弁護士の役をイケメン俳優の松坂桃李さんが熱演してくださった。日本の俳優が視覚障害者を演じる際、たいていの場合はサングラスをかけたり、目をじっと閉じることにより目が見えないことを表現することが多いようである。しかし、松坂さんの場合は、私をモデルにしたということもあって、サングラスもかけず、そして目も閉じずに開けたままの状態、目が見えていないという難しい演技に挑戦された。ドラマを見た方の情報によると、彼は本当に目が見えていないのではないかと思うようなリアルな演技だったようである。目が見えている方というのは、何か動くものがあると自然と視線が動いているものの方向に向いてしまうということがあるようだが、松坂さんの場

合は、あえて視線を動かさないという演技に挑戦された。彼の演技を可能にした理由は、やはりストイックな役作りだったのである。撮影が始まる少し前には、私の家に泊まりに来てくれた。実際に私の動作を、小さなビデオカメラで撮影して帰られたので、おそらくその動画を何度も見直して役作りをされたのだろう。それにしてもイケメン俳優が家に泊まるというのはなかなか貴重な経験だった。彼は飲食業界のアルバイトが長かったようで、非常に気が利く方だった。カレーを一緒に食べたのだが、「福神漬けを乗せましょうか」「お皿を片づけましょうか」と言ってくれて、とても優しい青年だった。夜は、普段私が寝ている狭いベッドで一晩お休みになった。彼は身長が180cmぐらいあるので、とても狭かったのではないかと思う。もちろん一緒には寝ていないので、そのあたりはご安心いただいている。翌朝、なんだかそのベッドは少しいい匂いがした。「イケメン俳優は匂いもいいのだな」ということも分かったわけである。それはさておき、匂いと言えば、このドラマの中で、全盲の弁護士が視覚以外の様々な感覚で事件を解決するということを表現するために、全盲の弁護士がある女性の香水の匂いを嗅いで、浮気を見破るというシーンがあった。ただこれはフィクションであり、私自身は誰かの香水の匂いを嗅いで浮気を見破った経験はまだない。だが、テレビの影響力は非常に大きく、このドラマが放送されてからしばらくは、私は行くところ行くところ、で、「ちょっと匂いを嗅いでみて」と言われたのである。私自身は、まだ誰かの香水の匂いで浮気を見破った経験はないので、今日ご参加の皆さんは、匂いは嗅がせないでいただきたいと思うわけである。

そんな刑事裁判を多く取り扱っている弁護士がいる一方、大きな企業の顧問弁護士もいる。毎日、何千万、何億円という単位での大きな取引のお手伝いや、契約の締結を行ったりする。おそらく皆さんがよく接する弁護士というのは、顧問弁護士が多いのではないだろうか。そのほかに、テレビのワイドショーのコメンテーターになったり、「行列のできる法律相談所」といった番組に出演して、お茶の間の人気者になったりする弁護士もいる。このように、テレビに出演している弁護士のことを業界的には、若干のやっかみも込めて、「タレ弁」と呼んでいる。「タレ弁」は、「タレント弁護士」の略である。

普段、私は市民の皆さんの法律的なトラブルを取り扱っている。俗に「町弁」という。おそらくこれは町医者から来ている言葉だろう。町医者というと街角に小さな病院を作って、市民の皆さんが病気になったり、ケガをしたときに駆け込んでいくお医者さんのことを指すが、私はその弁護士版ということができないのではないかと思う。日々、私が取り扱っているのは、離婚や相続といった家族間・親族間のトラブルや借金の問題、交通事故というような、「身近だけれども、その事件の当事者にとっては人生を大きく左右するようなトラブル」が多い。あとは、私自身が全盲の障害を持っているので、障害や難病といった困難を抱えた方からのご相談も比較的たくさん受けているほうかと思う。

では、全盲の私がどうやって弁護士の仕事をしているのか。目の見える弁護士と違う工夫が、私には二つある。一つは、視覚障害者のために作られた様々な便利な道具を使うということ、もう一つは、目の見える仲間とうまく連携して仕事をするることである。一つ目の工夫である「便利な道具」にはどのようなものがあるか。例えば、筆箱ぐらいの大きさの箱の形をしたものがある。これは何かというと、点字でメモを取ることができる電子手帳のような道具である。この中には、文庫本一冊分程度の点字のデータが入っている。したがって、裁判の資料や日々のスケジュールなどをこの機械に入れて持ち歩いている。あとは、スマートフォン、iPhone である。iPhone は表面がつるつるで、ボタンがどこにあるのか手で触ってもわからない。だが、画面の文字を声で読み上げるボイスオーバーという機能が搭載されている。例えばメールの文章やインターネットの画面なども読み上げさせることができる。この iPhone を使うと、皆さんとメールのやり取りができたり、インターネットで様々な情報を調べることができる。私が身につけている腕時計も少し変わっている。この時計はアナログ式の時計だが、時計の表面をなぞっていくと、針のあるところで振動して教えてくれる。その他に筆箱ぐらいの大きさの道具で、物の色を声で教えてくれる機械がある。

現在、様々な便利な道具が作られてきたので、視覚障害者には今までできなかったことが IT のおかげでいろいろとできるようになった。しかし、道具が作られたとしても、やはり人の手助けが重要である。私にも、目の見える秘書が一人いる。この秘書が私の目の代わりとなって様々な情報を声で教えてくれる。例えば裁判の証拠写真などは自分の目で見ることはできないので、秘書に見てもらわなければならない。誰かが誰かを殴っている証拠写真があったとすると、写真を見てもらって、私の体で写真に写っている人物の格好を再現してもらおう。「左手で相手の顔面あたりを殴っていますよ」などと言って、私の体を使って写真の人物の動作を再現してもらおうのである。これによって、写真を見ることはできなくても、写真にどんな人物がどんな動作で写っているのかということを確認することができる。その他にも秘書にはいろいろな仕事をしてもらっている。このように様々な便利な道具をうまく使ったり、目の見える仲間とうまく連携して仕事することで、全盲の私も何とか弁護士の仕事が務まっている。

ところで、私には子供が二人いる。8歳のこころという女の子と、7歳のひびきという男の子がいる。彼らは目が見えている。しかし、妻も全盲の障害を持っている。したがってわが家は目の見えないお父さんとお母さんが目の見える子供たち二人を育てている。そんな家庭である。妻は、家事も育児も本当に頑張ってくれているが、我々は両方とも目が見えないので、ときどき面白いことが起こったりする。先日、私が仕事から帰ると、妻が豚肉の炒め物を作って待っていてくれた。食べてみると、甘いような辛いようなしょっぱ

いような不思議な味がした。聞いてみると、妻は、豚キムチ炒めを作ろうと思ったらしいのだが、わが家の冷蔵庫には手触りが似たような瓶が2本並んでいたそうである。一本にはキムチが入っており、もう一本にはブルーベリージャムが入っていたらしい。慌てていたのか豚肉を炒めて、冷蔵庫から瓶をパッと取り出して、フライパンに開けたところ、それはなんとブルーベリージャムだったらしい。よせばいいのに、そこにさらにキムチも投入したわけである。出来上がったものは、豚肉のブルーベリージャムキムチ炒め、のようなものが出来上がった。あまりおいしいものではなかったが、「おいしくない」なんて言うのと、これから何が起るか分からない。「肉をコーラで煮ると柔らかくなるって言うしね」と言いながら、何とか食べた。そのようなわが家の状況を二人で本にまとめてみた。中央公論新社から出ている『決断。全盲のふたりが、家族をつくる時』という本である。

第1 障害者差別解消法制定の背景

1 日本で障害者の置かれた状況

現在、日本に障害者はいったい何人ぐらいいるのか考えたことはあるだろうか。あまりそんなことを考えた人はいないと思うが、内閣府が発表している障害者白書によると、日本には身体障害者（目が見えない、足が不自由、耳が不自由）は436万人、知的障害者は108万2千人、そして、精神障害者は392万4千人となっている。単純にこれら三つを合計すると、936万6千人、およそ1千万人近くいることになる。日本の総人口（約1億2千万人）の8%程度（およそ12人~13人に1人）は障害者だということになる。

比較するために、日本で多い苗字を調べてみた。毎年、明治安田生命が統計調査をしている。日本で一番多い苗字は何だと思うか。実は、「佐藤」である。日本中には佐藤さんが約200万人いるそうである。2番目は、順当に「鈴木」である。3番目は、意外だが「高橋」で、約150万人いるそうである。4番目は、「田中」で、約150万人いるらしい。日本には、「佐藤」、「鈴木」はそれぞれ約200万人いて、「高橋」、「田中」は約150万人ずついるということである。単純にこれらを合計すると700万人になる。先ほど日本の障害者は936万人というお話をした。ということは、日本の障害者というのは、日本中の「佐藤」、「鈴木」、「高橋」、「田中」をすべて合計した数よりもかなり多いということがわかる。これは意外な印象を受けるのではないかと思う。人が何人か集まったりすると、佐藤さん、鈴木さんが混じっていることは多く、友達にも佐藤さん、鈴木さんがいるという方は多いと思う。だが、「何人か集まると障害者がいる」という実感を持っている人はあまりいない。友達に障害者がいるという人もそれほど多くはないのではないか。

街中を見回してみても、例えば、駅やお店、銀行や病院を見回してみても、そんなに多くの障害者がいると思うだろうか。いないと感じている人が多いような気がする。これは

なぜなのだろうか。様々な理由はあるかと思うが、私が思うに、日本の社会の中には障害者が健常者と同じように社会に参加して活躍することを阻んでいる様々なバリアが残っているからではないだろうか。そのバリアは、建物や交通機関の物理的なバリアや、健常者の心の中にある心のバリアということもあるだろう。こういった様々なバリアに阻まれて、障害者が社会の中で活躍できていない。その結果、「本当はたくさんいるはずなのにあまり見かけない障害者」という違和感につながっているのではないかと考えている。

話は変わるが、私はいろいろな趣味を持っている。マラソンをしたり、ギターを弾いたりすることが好きだ。中でも一番好きなことは海外旅行である。これまでに、アメリカ、ヨーロッパ、アジア、アフリカなど 12ヶ国を旅行した。海外旅行をすると、その国の面白い文化に触れるきっかけ、そして、美味しいものが食べられるきっかけになるとともに、日本のことをよく考えるきっかけにもなる。海外を旅していて、日本のどんなことを考えるかという、まずは日本の都市部、特に東京や大阪などの大都市圏の物理的なバリア、主に建物や交通機関のバリアフリーは、実は世界的に見てもトップレベルに進んでいるのだと感じる。海外の古い町並みを旅行していると、段差が至る所にあったり、歩道がデコボコだったり、穴が開いていたりする。日本ではよく見かける点字ブロックや音が鳴る音響式の信号機といった設備をほとんど見かけることがない。アメリカの西海岸を旅行したときに、サンフランシスコで音響式の信号機を見たことがあるが、そのほかではあまり見ることがない。障害者を考慮した設備がない町で生活していると、障害者にとってとても住みにくいのではないかと思うこともある。

一方で、特に欧米を旅行していると驚くことが、その国の市民の皆さんの心のバリアの低さなのである。以前、私はグアムを旅行したことがある。せっかくグアムに行ったので、日本ではなかなかできないことをやってみようと思い、スカイダイビングに挑戦した。スカイダイビングは、パラシュートを背負って、飛行機から飛び降りる危ないスポーツである。実は日本でこのスカイダイビングをやりたいと思い調べたことがあったが、当時、日本では、全盲の視覚障害があるということを告げると、「安全が保障できないから」と言われ断られてしまった。だが、グアムはアメリカである。アメリカという国は大変分かりやすい国である。障害者でもお金さえ払えばお客さまだというわけである。もちろん、特に障害者用の高い料金ではなく、皆さんと同じ料金 400 ドルを払って私もスカイダイビングを楽しむことができた。何かこの経験は、「アメリカでは障害者も危険なスポーツを楽しむ理由があるのだ」と、そんなことを思った経験だった。

またドイツを旅行したときには、心のバリアの低さを感じるこんな出来事があった。ハンブルグという町のホテルに泊まり、部屋の中を手探りで探検していたときだった。すると、バスルームにボトルが 3 本並んでいた。おそらくシャンプーやリンスのボトルだろう

という見当はついていて、すべて手触りが同じで区別ができなかったのである。そこで困ってフロントに電話をすると、すぐに係の方が来てくれた。「お客さん、シャンプーには輪ゴムを付けました」「リンスにはシールを貼りました」「ボディーシャンプーにはクリップを付けました」と言って、私の手に触らせてくれた。ほんの些細な手伝い、気遣いではあるが、このような手伝いや気遣いが気持ち良く自然にできる。これが何かドイツの心のバリアの低さなのだと感じた経験だった。

先ほど、日本では、建物や交通機関のバリアフリーは世界的に見てもトップレベルに進んでいるという話をした。もちろん完全ではない。十分ではないと思うこともある。しかし、かなり頑張っていると言っていいだろう。だが、日本で生活していると、この「心のバリア」というものにとまどき悩まされてしまうことがある。私の妻は盲導犬を使って生活をしているので、私が妻と二人で外出するときには、一匹の盲導犬に妻と私の二人が誘導されて歩くということになる。あるとき、冬の寒い時期だったが、二人で外出をして、帰りに温かいコーヒーを飲んでいこうとなった。近くにあった某外資系コーヒーチェーンのSボックスコーヒー（伏字になっていないが）に入ろうと思ったら、店員さんが出てきて、「お客さん、犬は入れませんよ」と言うのである。私も少し頭にきて、「これは盲導犬なので、ご迷惑にはならないから入れてください」と言ったのだが、どうしても入れてくれない。寒い冬の時期だったにも関わらず、お店の外にあるテラス席でコーヒーを飲まなければならなかった。暖かいコーヒーを飲みに行きたはずが苦い涙を飲まされてしまったという経験だった。この当時は非常に辛かった。皆さんもおそらく、差別された経験をお持ちの方は多くはないと思うが、一回そういう経験をしてみるといいと思う。みんなが入れるお店に自分たちだけ差別され、お店に入れてくれないというのは、本当に辛い。もう何か自分をすべて否定されたような、震えてしまうような、そんな思いがする体験だった。

このように日本で生活していると、心のバリアに困ってしまうことが少なくはない気がする。2016年4月1日に施行された障害者差別解消法によって、日本の社会の中にある心のバリアが低くなってほしい、そして、心のバリアをなくしていかなければいけないというきっかけになることが私の願いである。

2 「障害」のとらえ方の転換

「障害」というものは何か。従来、障害というのは、心や体の機能障害、機能の欠陥であると言われてきた。例えば、視力が低い、あるいは、足が動かないということが障害と認識されていた。これを俗に「障害の医学モデル」と呼んだりしている。この障害の医学モデルからすると、障害というのは個人の問題なので、その個人の訓練やリハビリによっ

て、克服するべきものと考えられていた。だが、この考え方が 1990 年代からがらりと変わった。実は、1990 年ごろに発表された一つの論文が契機となっていると言われている。それは、マイケル・オリバーの『障害の政治』という論文である。彼自身、車いすで生活している社会学者である。障害というのは、その人の心や体の機能の障害、機能の欠陥なのではない。そもそも社会には、障害者をはじめとする多様な特徴を持った存在が生活している。しかし、社会の側が多様な特徴に対応して作られていない。こういった社会の側の不備、この不備こそが障害なのだという考え方が主流になってくる。そして、この考え方を「障害の社会モデル」と呼んでいる。この障害の社会モデルからすると、「欠陥があるのは社会の側なのであるから、社会の側が変わることによって障害をなくしていくべきだ」という考え方に結びついてくる。この考え方が一番分かりやすく表れたものが「合理的な配慮」である。合理的な配慮は、「社会の側が障害者に対して配慮を行う義務がある」という考え方である。現代の考え方は、この障害の社会モデルに基づいている。不備をなくしていくために障害者の側ではなく、社会の側が配慮すべきであり、そしてそれが責任であるという考えに結びつく。

3 国際的な動向

(1) 障害者権利条約

このような障害の社会モデルに立脚して作られた国際条約が障害者権利条約である。2006 年 12 月に第 61 回国連総会において全会一致で採択された条約である。日本も 2014 年 1 月 20 日に批准し、141 番目の締約国となった。この条約の第 1 条に目的が掲げられている。「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することが目的とする」とされている。要するに、「障害者にも人権があり、自由でかけがえのない個人として尊重されなければいけない」ということが目的だとされている。弁護士からすると、「なんて当たり前のことを今さら言っているのか」という気もする。人権というのは、「人間が人間である」というただそれだけの理由で、すべての人に等しく認められた権利である。それが人権である。障害者も人間である以上、人権があるのは当たり前である。人権がある人間であるならば、自由でかけがえのない存在であることも当たり前のはずなのである。だが、あえて 21 世紀の今、国際条約の第 1 条でこれを謳わなければいけないというのは、裏を返すと、まだ世界の中で、障害者が人権を持った自由でかけがえのない存在だと尊重されていないのではないかと。それが表れているのかもしれない。

そして、この国際条約の中で、何度も繰り返されている特定のフレーズがある。この条約は全部で 33 条ある。この 33 条しかない条約の中で 40 回以上繰り返される特定のフレー

ズがある。それは「他の者との平等を基礎にして（「on the equal basis with others」）」というフレーズである。私は、この何度も繰り返されるフレーズを読んでいると、この条約は世界中の障害者の叫びや涙が集まってできた条約なのだということを感じる。「自分も同じ人間なのに、みんなと平等に扱ってもらえない」、「何とかしてみんなと同じ扱いをしてほしい」というそんな願いが込められているのがこの障害者権利条約なのだということを感じ、このフレーズから感じる。そして、この「他の者との平等を基礎にして」ということからわかるように、この国際条約の一番の中心は、「障害者に対するあらゆる差別を禁止する」ということだと思う。

（2）権利条約に定められた差別の禁止

では、障害者に対する差別とは何か。一般的に障害者に対する差別は、現在4つあると言われている。一つは、障害を理由に区別や排除、制限をする「直接差別」である。例えば「障害者は受験させない」と言って、障害を直接の理由とする差別をいう。二つ目は、「間接差別」である。これは障害を直接の理由にはせず、一見中立そうな基準を設けた後、その基準を適用した結果、障害者が区別されたり排除されたりする差別である。例えば、受験の条件として「普通の文字が読めること」あるいは、「口頭で会話ができること」などを条件とする。その結果として、聴覚障害者や視覚障害者の方は受験できなくなる。三つ目は、「関連差別」である。関連差別というのは、障害に密接に関連する事項に着目して、区別したり排除したりすることを指す。例えば、盲導犬や車いすの利用者に対し、店員が「盲導犬を使って入店することはできません。」「車いすを使ってお店に来ることはやめてください。」と行って差別する行為、その行為を関連差別という。そして、最後に四つ目が「合理的な配慮を行わないこと」である。「合理的な配慮」は、障害者が健常者と平等に社会に参加するために、必要となる手助けや設備の改良、ルールの変更を行うことを指す。この配慮を行わないことも差別だとされている。これは非常に大きな意味がある。従来、差別というのは、「障害者お断り」というような積極的な作為が差別だったわけである。現在、この権利条約の中には、適切な配慮を行わないこと、これ自身も差別であるという考え方が含まれている。

第2 障害者差別解消法と「基本方針」のポイント

障害者権利条約を国内で批准するために設けられた法律が「障害者差別解消法」という法律である。

1 みんな違ってみんないい！

この障害者差別解消法の第1条には目的が書かれている。目的は、「障害を理由とする差別の解消を推進することによって、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に資する」とされている。なかなか良い文章だと思う。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う、そんな社会が実現したら本当に素晴らしいと私も思う。

この第1条を読んでいると、私は金子みすゞさんの有名な詩を思い出す。「鈴と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんないい」という詩があるが、この法律が目指しているのも、まさにこの「みんなちがって、みんないい」、むしろみんな違うからこそいい。そんな社会なのではないかと思う。

では、みんな違ってみんないいという社会をどのように実現するか。障害者差別解消法の中には、二つの柱が示されている。1本目は、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、2本目は、社会の側の合理的な配慮の提供義務である。

2 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

まずは1本目の「不当な差別的取扱いの禁止」を見ていきたい。行政機関や民間事業者は、「障害者を障害のない人と不当に差別して取り扱ってはいけない」となっている。だが、この不当な差別というのは、抽象的でよく分かりにくい。そこで政府が作っている「基本方針」というガイドラインがある。この基本方針によると、ここでいう「不当な差別」というのは、障害を理由として、正当な理由なく、財産やサービス、各種機会の提供を拒否すること、または、時間帯や場所などを制限すること、障害者でない者には付かない条件を障害者にのみ付することをいう。これらによって、障害者の権利、利益を侵害する。これが「不当な差別」だとされている。

ここでポイントとなるのが、「正当な理由」ということである。正当な理由なく、サービスの提供や、時間帯、場所の制限をしてはいけない。では、正当な理由というのはどのような場合があるのか。拡大解釈されてしまうと、結果的にどんな場合にも、障害者と健常者を区別していいということになってしまいがちである。そこでガイドラインの中では、正当な理由というのかなり狭く限定している。ガイドラインによる正当な理由がある場合というのは、客観的に見て目的が正当であって、目的達成の手段としてやむを得ない場合、そのような場合でしか正当性は基礎づけられないということになっている。「客観的に見て」ということは、誰が見ても目的が正しく、この正しい目的達成の手段として、必要やむを得ない場合、このような場合は、障害者と健常者を区別していいが、そうでなければ一緒に扱わなければいけないというものが、この法律である。これは結構厳しいと言わ

ざるを得ない。

次に一つ事例を書いてみた。皆さんも、自分はどのように考えるかということをお願いしながら聞いていただきたい。

私は全盲の視覚障害者です。あるとき、アパートを借りたいと思って不動産屋さんに行きました。ところが不動産屋さんでは「火が出たら危ないから」、「段差があって危ないから」などの理由でお部屋を紹介してくれませんでした。このようなことが許されるのでしょうか？

こういった事例である。実際にこれはよくあるケースである。私自身にもあった。大学に入って下宿を探したいと思ったら、「火が出たら危ない」、「段差があって危ない」と言って断れてしまうわけである。さて、先ほど申しあげた不当な差別の考え方からして、これは許されるのか。結論的に言うと、私はこの事例は許されないだろうと思うわけである。

不動産屋がアパートを紹介しないというのは、サービスの提供の拒否に当たる。では、こういったサービスの提供の拒否が許される場合というのは、先ほど「正当な理由がある場合だ」と申しあげた。「火が出たら危ない」、「段差があって危ない」というのは、正当な理由に当たるのだろうか。これは、「当たらない」というのが私の理解である。私もしつこいので、東京消防庁に電話をしてみた。「視覚障害者、障害者が火事を出しやすいというデータはあるのか」と聞いたら、「そんなデータはない」と言われた。むしろ障害者は、かえって慎重なので、火事を出しにくいということもできるのではないかと言った。したがって、「火が出たら危ない」「火事を出しやすい」という理由で断るとすれば、これは不動産屋側の偏見、あるいは無理解によるものである。正当な理由とは言えないのではないかと思う。また「段差があって危ない」というのもよくある理由だが、これも視覚障害者のことをあまりよく知らないということが原因になっている。視覚障害者も、初めて行った場所に段差があると、ときどき危ないと感じることもあるが、自分の家に段差があったとしたならば、すぐにその段差の場所を覚えてしまう。そして、段差が目印となって返って便利ということもある。したがって、「段差があって危ない」と言い、アパートを紹介しないというのは正当な理由とは言えない。だが、世の中の差別というのは、だいたいこういうものである。健常者が障害者のことをよく知らないことが原因である。障害者は、健常者よりも火事を出しやすいのではないか、段差があつたら危ないのではないかといった思い込みから差別をしてしまっている。これがほとんどだと思う。

では、解決するにはどのようにしたらいいのか。それは、今日のテーマである「対話」が重要である。まずは健常者の側から障害者に聞いてみるといい。「火は使うのか？ガスは

使うのか?」「段差があるが大丈夫か?」と聞いてみるのが重要である。障害者の側も、もちろんちゃんと答えなければいけない。例えば「火は IH にするから大丈夫なんですよ」、「ちゃんと生活訓練で火を扱う訓練もしているから大丈夫ですよ」と健常者を安心させることもできる。「段差があつたって、足は十分健康なので大丈夫ですよ」という答えをする必要があるかもしれない。このように、対話を通じて、お互いの理解を深めていくことが大事である。おそらくこの「対話」でしか差別というのはなくなる。法律ができたとしても、一気に差別がなくなることはない。せいぜい法律ができることは「対話を促す」ということだと思う。このような個々の対話でしか、差別はなくなると私は思っている。

3 合理的配慮の提供

次に合理的な配慮についてもお話したい。合理的な配慮の対象は、やはり行政機関と民間事業者である。行政機関や民間事業者は、障害者が求めた場合には過重な負担とならない限り、必要かつ合理的な配慮を行わなければいけないことになっている。合理的な配慮というのは、なかなか一義的に定義をすることが難しいので、ガイドラインの中では具体的な例がいくつか示されている。例えば、車いす利用者のために入口の段差に携帯式のスロープを渡す、高いところの商品は手で取って渡すという配慮、このような物理的環境への配慮が一つの合理的な配慮の例である。また筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーションや分かりやすい言葉を使って説明するなどの会話への配慮、意思疎通への配慮も重要な合理的な配慮とされている。また、障害の特性に応じて、休憩時間を調整するなどルールや慣行の柔軟な変更も合理的配慮に当たる。ルールや決まりを機械的に適用するのではなく、障害の状態に応じて変更していくことが必要だとされている。このように、物理的な環境への配慮、意思疎通の配慮、ルールや慣行の柔軟な変更、これらを障害者からの申し出に対応して行わなければいけない。それが社会の義務であり、民間事業者の義務なのだということになっている。

ところで、合理的な配慮とバリアフリーというのは、非常に似ているが、別の物である。バリアフリーというのは、不特定多数の障害者や高齢者の利便性を高めるための取り組みで、たとえ障害者からの申し出があろうがなかろうがやらなければいけない社会の最低基準である。バリアフリーのルールの中に、1日3,000人以上利用客のいる駅は必ずバリアフリーにしなければいけない、不特定多数が利用する床面積2,000㎡以上の建物は必ずバリアフリーにしなければいけないというような決まりがある。たとえその駅や建物を障害者が使っていてもいなくても必ず行わなければいけない。このような社会の最低基準を作って社会の底上げを図っていく。しかし、どうしても残ってしまうバリアというのがある。

合理的な配慮は、そのように残ってしまったバリアを、障害者からの個別の申し出に対応するかたちで無くしていく。不特定多数を対象とするバリアフリーと個別に具体的な申し出に対応する合理的な配慮は、これが言わば車の両輪である。

合理的な配慮は、障害者からの申し出に対応すると言った。だが、場合によっては、障害者からの申し出に対応できないこともある。知的障害があったり、精神障害があって自分から申し出ることができない場合、あるいは、私の場合もそうだが、例えば銀行や駅に行ったとしても、行員さんや駅員さんがどこにいるかわからず、助けを求めることができない場合がある。このような場合には、駅員さんや行員さんのほうから声をかけていただきたい。障害者から申し出がなかったから何もしなくていいんだと思わずに、何か手助けが必要そうな方を見つけたら、ぜひ積極的にサービス提供者の側から声をかけていくことも必要ではないかと思う。

ところで、障害者が求めた配慮は何でも行わなければいけないのかということ、さすがにそこまでは求められていない。障害者が求めた配慮が過重な負担である場合には提供しなくても構わないということになっている。

もっともこの「過重な負担」というのも抽象的で、どういった場合が過重なかわかりにくい。そこでガイドラインの中では、①「事務、事業への影響の程度」、②「実現可能性の程度」、③「費用、負担の程度」、④「事務、事業規模」、⑤「財政、財務状況」の5つの要素を総合的に考慮することになっている。こういった要素を総合的に勘案して、過重な場合には行わなくてもいいということになっている。

だが、障害者が求めた配慮が過重だからやらなくていいとなったとしても、そこで終わってしまっただけでは困る。障害者が求めた配慮はできないが、なにか別の手段がないか、代替手段がないだろうかということを考えていただきたい。例えば、車いすを利用されている方が銀行に来られたとして「エレベーターを付けてくれ、それが合理的な配慮なんだ」と言ったとしても、すぐに対応することはできない。そこで、エレベーターがなくても、2階に上がることは何かできないか、お手伝いできないか、代替手段がないだろうかということ、対話を通じて考えていただきたい。これが重要である。ガイドラインの中では、建設的対話という言葉が出てくる。おそらく皆さんは今日の私の講演をあらかじめお忘れになると思うが、一つだけ言葉として記憶していただきたいと思うのがこの「建設的な対話」である。障害者と健常者の間の「建設的対話」が差別解消や合理的な配慮の一番の肝だと私は考えている。

合理的な配慮を説明するときに、私は子供の頃によく遊んだ砂場遊びを思い出す。私は砂場の真ん中に山を作り、その山の両側から友達と穴を掘って行って、一本のトンネルを完成させる。そんな遊びが好きだった。合理的な配慮というのは、この砂山遊びに似てい

る。砂場の真ん中にある大きな山場は、社会の中にある様々なバリアである。このバリアに穴を掘って、バリアを抜けていくためには、障害者の側からもちろんと穴を掘る必要がある。自分の障害について分かりやすく伝えること、そして、どのような配慮を必要としているかを分かりやすく伝えること、そういった努力が必要である。一方で、健常者の側から、ちゃんと穴を掘っていく必要がある。障害者が求めた配慮ができるだろうか。できなかつたら、何かほかの手段がないだろうか、それを真摯に考えることが大切である。このように、障害者の側と健常者の側、両方から穴を掘っていかないと、トンネルが完成しない。そしてバリアを抜けていくことができないのだ。

さてここでもう一つ事例を書いてみた。

私は車いすを使って生活をしている。あるとき、人気の隠れ家風レストランに行こうと思いました。しかしそこは2階にあるお店で、エレベーターが付いていませんでした。そこで店員さんに、2階に上がる手伝いをしてほしいと申し出たのですが、「今店員が2人しかいなくて、助けられません」と言って断られてしまいました。このようなことが許されるのでしょうか。

車いすを利用されている方が、人気の隠れ家風レストランに行こうと思った。そこは2階にあるお店でエレベーターが付いていなかった。そこで店員さんに頼んで、2階に上がるため、手伝いをしてほしいと言ったところ、「今、店員が2人しかいなくて手が離せない」と言って断られてしまった事例である。これは、もしかするとピンと来た方がいるかもしれない。数年前に、先天性四肢切断という病名を患っている乙武さんがTwitterに投稿して、ネットが炎上した事例を基にしている。これは合理的な配慮や過重な負担を考えるうえで非常に良い事例だと思う。結論的に言うと、私としては、これは合理的な配慮の義務を尽くしていないという感じがする。なぜなら、全く対話がないからである。「2階に上がる手伝いをしてほしい」と言われたときに、お店の側としてはいろいろな努力ができたはずである。「今、忙しくて手が離せないから20分待っててください。そうしたら手が空きますから行きますよ」といった代替手段を提案することもできた。場合によっては、ほかのお客さんに協力を求めることもできたかもしれない。「ちょっと今、店員さんの手が離せないので、ほかのお客さんに手伝ってもらってもいいか」とそのような一言で誰かの手助けを受けることもできたかもしれない。また一方で、障害者側ももうちょっと努力があっても良かったのではないかという気もする。例えば、予約をするときに、「自分は車いすだから手助けが必要なんですよ」ということを伝えておけばスムーズだったかもしれない。または、別に店員さんだけに頼む必要はないので、近くを通りかかった歩行者に声をかけ

て、「誰か手伝ってくれる方いませんか」と言ったら、みんな喜んで手伝ってくれたのではないだろうか。このように合理的な配慮というのは、「こういう場合には必ずこういうことをしなさい」ということが予め決まっているものではなくて、その場その場で、対話を通じて見つけていくものなのである。

日本人は、おそらくその場で臨機応変に対応していくことが苦手である。マニュアル化されていればきちんとできるのだが、マニュアルがない状態で、自ら現場で対応しなければいけないということは苦手かもしれない。だが、法律はこの合理的配慮を求めているわけである。実はこれは日本社会を変えるきっかけ、突破口になるのではないかと私は楽しみにしている。

日本の社会の中には、障害者だけではなく様々な配慮を必要としている存在がいる。外国の方だったり、あるいは幼児を連れてご両親だったり、ご高齢者だったり、様々な配慮を必要としている方たちがいる。障害者に対する合理的な配慮、対話を通じて見つけていかなければいけない合理的な配慮を突破口として、社会の中でそのような対話が様々な生まれるのではないかと、そうしないと社会としては、これからもう成り立たなくなってしまわないかと感じている。最初のうちは、この「合理的な配慮」が非常に面倒くさくて嫌だと思うかもしれない。しかし、この「合理的配慮」をきっかけとして、社会の中に様々な対話が生まれ、必要な配慮を求めている方がいたら、対話を通じて、いろんな人が自ら手助けができるような環境になっていけばいいと思う。

参考資料として、金融庁から各金融機関に対して出されている合理的配慮や差別の指針を示した「対応指針」、金融庁の主要行向けの総合的な「監督指針」を付けている。この監督指針は結構良くできている。非常に内容が多岐にわたるが、視覚障害者の観点からすると、やはり代筆・代読に関しての内規をきちっと定めて、内規に従った運用をすることというのが定められている。これは重要だと思う。また、今日的にはポイントとして、インターネットバンキングが挙げられる。視覚障害者の中には日常生活において、インターネットバンキングが使えなくて大変不便を感じている方がいる。このあたりがやはりポイントになってくる。

■最後に

以前私が聞いてとても感銘を受けた言葉をご紹介したい。それは「心はどこにあるのか」という話である。ある精神科のお医者さんと話をしていて、心はどこにあるのでしょうか」という話になった。私は、「頭かな、心臓かな」と考えたのだが、このお医者さんはこんなことをおっしゃったのである。「心というのは、もともと身体のどこかにはなくて、あなたが誰かのことを思ったり考えたりしたときに、あなたとその相手の間に生

ずる感覚。生ずる作用。それが心なのだ」とおっしゃった。これはとても含蓄が深い言葉だと思う。

私達は、自分と立場の違う存在に会ったときに、どうやってコミュニケーションを取っていいのだろうか、どうやって話しかけていいのだろうかと悩むことがある。それは、外国人だったり、健常者にとっての障害者だったりするかもしれない。そんなときには、この言葉が一つのヒントになると思う。まずは相手のことを思ってみる。相手のことを考えてみる。そうすると、皆さんとその相手の間に一つの心が生じて、心がいろいろなことを感じるようになるのではないかと思う。そして、自分のことを翻って見ると、相手のことを思ったり考えたりしたことによって、自分は一つ新しい心を手に入れることができている。人と人の関係というのは、なんだかそんなところがある。誰かのことを思えば思うほど、考えれば考えるほど、自分の心が豊かになっていくのだ。そんな関係が人間関係なのではないか。

今日聞いてくださった皆さんが、さらにたくさんの方のことを思って、たくさんの方のことを考えて、そしてさらに豊かな心を手に入れていただきたい。そんな皆さんが働く銀行業界が、さらに豊かな文化、多様性を育む文化の拠点となっていただきたい。そんな願いを込めて、私の講演を終わりにしたい。

第32回人権・同和問題啓発講演会
(令和元年9月26日午後1時～5時30分)

ダイバーシティ・マイノリティの尊重について

講演Ⅱ

金融機関における高齢者・障がい者の課題と代読・代筆対応について

特定非営利活動法人 大活字文化普及協会 理事・事務局長
市橋 正光 氏

金融機関における高齢者・障がい者の課題と代読・代筆対応について

特定非営利活動法人 大活字文化普及協会 理事・事務局長
市橋 正光 氏

はじめに

これから、「金融機関における高齢者・障がい者の課題と代読・代筆対応について」と題し、実演や体験なども交えた講演をさせていただきたい。先ほど大胡田先生の素晴らしいご講演があったが、講演のなかで、大胡田先生にもう一回再登場いただいて、実演などを一緒にやっていただく予定であるので、お楽しみいただけたらと思う。

■新元号「令和」

それでは早速だが、こちらの画面を見ていただきたい。皆さんもおなじみのテレビで放映された新元号発表のシーンである。この令和(れいわ)という元号は、目が見えている方は、この発表でどんな漢字で書かれているのかすぐわかったと思う。だが、目の見えない方は、「れいわ」と聞いても、どんな漢字を書くのか、その場ではわからない。「命令の令に、平和の和である」という漢字の説明がないと、せっかくの元号がどういうふうになっているのかわからない。先日、大胡田先生に「この発表をどのように聞かれたか」と質問をしたところ、大胡田先生は、たぶんインターネットか何かで音声で聞いたけれど、パソコンだと、もしかしたら「りょうわ」というふうに音声では読んだかもしれないとおっしゃった。音声パソコンの場合に、「れいわ」の読み方が「りょうわ」と間違えて読んでしまう可能性もあり、こういう面で日本語の難しさがある。日本語は漢字仮名交じり文があるために、ただ「れいわ」と言っただけでは、相手にその意味が伝わらないということもある。この代読・代筆対応を考えるうえにおいては、ときには漢字がどのようなになっているのか、どういう意味の漢字なのかということもしっかりと説明をしなければいけないということもあるということ、是非覚えておいていただきたい。

逆に、英語圏であれば、英語の場合は全部発音だけであるから、こういう漢字の説明は要らない。日本語には、こうした特有の部分があるということを是非押さえておいていただけたらと思う。

■特定非営利活動法人 大活字文化普及協会

～配布資料説明（確認）～

お手元の資料にあるとおり、当協会は、出版業界や図書館業界、それから視覚障害者の団

体、眼科医の方など、様々な方にご協力をいただき、誰もが平等に正しい情報を得られる社会づくりを目的として活動を進めている。

■文字を読んだり書いたりすることってどうして必要なの？

そもそも文字を読んだり書いたりするのが、どうして必要なのか。改めて皆様と一緒にその歴史なども含めてもう一回確認をしてみたい。

画面左側のほう（資料4頁）は、世界最古の文字と言われている、古代エジプトのヒエログリフという文字である。よくピラミッドの中などに表記されていた文字である。地球上には、100万種類とも200万種類とも言われる生物が人間も含めて存在する。人間だけが、このように大きく発展した理由の一つとしては、言葉を使って自由自在にコミュニケーションができるようになったからだと言われている。

言葉を使って話し合いができるようになると、一定のグループができてくる。そのグループのなかで、話すことがうまい人、人をまとめるのがうまい人というのは、リーダーとなって、ルールなどを皆さんに伝えていく。ただこの人数が多くなってくると、言葉だけではなかなか伝わらないことが出てくる。集まりに参加できなかった人には、人数が多くなると、あとで文字を書いたメモを渡して、ルールなどを伝えていくが必要になる。

日本の江戸時代で考えると、右側の写真にあるような奉行所の御札書きというものが使われるようになる。この御札書きで国をまとめて、いろんな藩や江戸幕府が情報を伝えるわけだが、これが読めないと、社会で生活していくうえで不便が生じる。そこで、寺子屋や藩校といった学校、文字の読み書きを勉強するところが出てくる。

このように、文字の読み書きというのは、人が一定の地域で周りの人々と強調して、協力しながら生きていくため、そして行政が行われていくためには、どうしても欠かせないものなのだということがわかってくる。

そして、人間が、文明を大きく発展させることができたのは、文字を使って、それを文書や本に記録して、次の世代に伝えることができたからだとも言われている。これぐらい文字の読み書きというのは、実は重要なことである。

■実演（アイマスク体験）

皆様のお手元にアイマスクをご用意させていただいたが、皆様にこのアイマスクを付けていただいて、目が見えない状態でご自分のお名前を書いていただきたい。目が見えなくても名前が書けるかどうかという体験をしていただきたい。では、アイマスクを付けていただき、お手元の資料に「講演Ⅱ・Ⅲ 別添資料」の一枚目、裏表紙に、ご自分のお名前を書いていただく。文字の大きさや、縦書きや横書きは全く自由である。書き終わったら、アイマ

スクを外して、どのように書けていたかどうか確認をしてほしい。それでは準備ができた方からアイマスクを付けて、この裏表紙の真っ白なところにお名前を書いてみてください。

(実演)

では、書き終わったらアイマスクを取って、文字を確認いただきたい。いかがだったでしょうか。何とか書けた方が多かったと思う。今まで目が見えない人は名前が書けないのではないかと思っていた方もいたかと思うが、今のように一定の条件が整った場合には、目が見えなくてもご自分でお名前を書ける方もいることに気づいていただきたい。特に、途中から視覚障害になった方は、元々名前を書く習慣があるので、自分の名前が書ける。ということは、どうしても(銀行の窓口でも)自筆で名前を書かなければならない場面があるかと思うが、そういった際にも目が見えなくても書ける方もいらっしゃるということである。その際、今行った実演のように、書く場所を決めておくということが条件であり、書き始めのところにペンを持つ手を連れて行って、「こちらが書き始めです」と伝えてあげれば、自分で書くことができる。ただし、そのような条件であっても書けない方もいらっしゃるのでは、お気を付けいただきたい。

■ 自署・押印→署名押印ガイド (テキスト 51 頁)

署名押印ガイドという、当会でも推奨している道具がある。こういった道具を使って、書く場所を教えて差し上げれば、ご自身でお名前を書いたり、押印をしたりということができる。

この署名押印ガイドの使い方については、添付資料にも入れさせていただいたので、後ほどご確認いただきたい。

～名前書き／大胡田さん実演～

それではここで大胡田先生に、もう一回登場いただいて、代読・代筆の実演を皆様の前でさせていただきます。

皆様には、もう一回アイマスクを付けていただいて、目が見えない状態で敢えてこの代読・代筆の実演を聞いていただきたいと思う。

何種類か手元に今、金融機関のロビーに置いてある金融商品のチラシを用意した。この中で大胡田先生が興味のある内容を選んでいただいて、代読説明をさせていただきます。

大胡田先生、よろしくお願いいたします。

(大胡田先生 再度登壇)

ここに金融商品に関するチラシが4種類ある。一つ目が、「インターネットバンキングのご案内」、チラシである。二つ目が、「カード ご入会・ご利用等の案内」。いろいろキャッシュバック等のキャンペーンがあるみたいである。三つ目が信用金庫の「安全・安心な貸金庫のご案内」。それから、最後が「リバースモーゲージ」。これは冊子になっていて、10頁近くある。この中で大胡田さんがこのなかで興味があるのはどれか。

(大胡田先生：敢えて一番難しそうなリバースモーゲージの説明をお願いします。)

(代読を実演)

実演としては以上であり、皆様、アイマスクを外していただきたい。では大胡田さんは、この実演でどのような感想をお持ちか。

(大胡田先生：敢えて内容が難しそうなものを選んでみたのだが、初めての人、特に高齢の方が今の説明を聞いてわかるとはちょっと思えない。まずそもそもリバースモーゲージというものが何なのかという知識がないと、全然意味がわからない。市橋さんの説明で良かったところは、目次で「こういうものがある」と伝えてもらったことである。目次を読んでいただいて、「この冊子には全体としてほしいこういうことが書いてある」ということがわかったのはすごく良かったと思う。だけど、リバースモーゲージに関する正確で詳しい知識がある人が読んでくれないと、たぶん市橋さんの読みではなかなかわからないのではなかろうか、という気がした。)

今、大胡田先生がおっしゃったことは、本当に目に障がいがある方の感想そのものである。目次の説明があつて良かったというのが先生からおっしゃっていただいたが、そういったことが代読の技術として基本である。まず目次をお伝えして、お客さまに好きなところを選んでいただく。ただ、この内容についての代読・代筆は、やはり商品を提供している金融機関の職員の方でないとできないことを認識いただき、代読・代筆技術を身につけて対応していただきたい。

(大胡田先生：そのとおりである。ガイドヘルパーさん、視覚障害者のボランティアのガイドの方がこれを読んだとしても、たぶん読むほうも大変だし、聞いてもよくわからないとい

うことがなんとなくよくわかった。)

第三者である家族やヘルパーさんでは対応できず、金融機関の皆さんが代読説明できるということを確認し、是非お持ち帰りいただけたらと思う。

(動画上映 約6分) NHK 首都圏ネットワーク映像 2011年6月

これはNHKのニュース映像だが、2011年東日本大震災が起きた年に取り上げられたものである。私どもは東日本大震災の被災地避難所に行き、読み書き支援、代読・代筆の必要性についてアンケートを取ってきた。そのなかで、石巻市の避難所の掲示板を表示しているが、被災者の方々からは、この情報コーナーにある資料について、まず文字が小さい、そして罹災証明とか、必要な書類が記載してあるが、それだけでは手続きがよくわからない、置いてあるだけでは困るという声が寄せられた。また、アンケートでは、行政職員の方に来てもらい、その場で説明をして、手続きを手伝ってほしいという声が皆様の共通した声だった。このようなこともきっかけとなるが、やはり読み書き支援というのは緊急時にも必要であり、伝達する内容をよくわかっている方の対応が重要ではないかということである。このことが、当会の読み書き支援の普及活動を開始するきっかけとなった。

■読書権保障を実現する行政施策

お手元の別添資料の中に当協会が実施した読み書き情報支援サービスの講習・研修会の一覧表があるので、ご確認いただけたらと思う。

■対象者 (テキスト13頁)

当会で研修会などに使っている「読み書き情報支援テキスト」の13頁に、どんな方が読み書き研修の対象者となるかについて記載している。視覚障害者等、目の見えない方が当然対象かと思われると思うが、実は外国人の方々もしゃべることはできても読み書きが苦手であるので、読み書き代読・代筆支援が必要になる。それからご高齢で読み書きが難しくなってきた、認知症などの症状もあってなかなか理解しにくい方。そういった方々も読み書き代読・代筆支援の対象と考えられる。また、一時的に手を怪我して右手を骨折して、利き手なので書けないとか、あるいは目の手術をして、数週間目がなかなかうまく見えない、そういった方々も結局読み書き支援の対象となる。

また、ディスレクシアと言われる学習障害の方、人口の3%ぐらいいると言われている方々も対象となる。有名人の方ではトム・クルーズさんや、スティーブン・スピルバーグ監

督、日本人では片岡鶴太郎さんなどが実は学習障害ではなかったかと告白されていらっしゃる。例えばトム・クルーズさんは文字でセリフを覚えることが難しいので、セリフを音声で吹き込んでもらい、それを耳で聞いて覚えているそうである。だが、1回でそれを覚えてしまう能力をお持ちの方らしい。こういった読み書きが苦手な学習困難の方なども、読み書き代読・代筆支援の対象になるということも、是非覚えておいていただけたらと思う。

■通帳を代読してみる！（技能研修の一部体験）

続いて、ここでまた実践、体験をしていただきたい。お手元の別添資料の中に、貯金通帳の一部抜粋がある。これはご本人の許可を得ているもので、私ども研修で使っている資料である。この場で何人かの方に目の前に目の見えない方などが代読を求められている方がいるという想定で読み上げていただきたい。

実演者1 普通預金。平成21年ですかね。4月15日、摘要、繰越、会員。17万8,583円。平成21年4月15日、摘要、会費、支払金額3,000円、ニシトウキョウシンロウシ、差引残高175,583円。平成21年4月27日、摘要、ガス料金、お支払金額4,970円、4月分、差引残高17万、飛んで613円。平成21年4月28日、摘要、水道料金、お支払金額3,305円、差引残高16万7千3百、飛んで8円。

実演者2 普通預金のお借入れ明細になります。下から、表になっていまして、左から年月日、摘要、お支払金額、お預かり金額、差引残高となっております。まず一つ目、平成21年4月15日、摘要が繰越会員、差引残高が17万8,583円。2行目、平成21年4月15日、摘要が会費です。お支払金額が3千円、ニシトウキョウシンロウ、差引残高が17万5,583円。3行目が平成21年4月27日、摘要がガス料金です。お支払金額が4,970円。ゼロヨン、ガクブン。差引残高が12万613円。4行目に行きます。平成21年4月の28日、摘要が水道料金、お支払金額は3,305円、差引残高が16万7,308円となっております。

今お二方に代読をしていただいたが、大胡田先生から感想をいただきたい。

（大胡田先生：さすがは銀行員だなと思った。非常に正確に読んでくださり、私は聞いているだけでだいたいわかった。敢えて言うとしたら、共通する部分、「平成21年4月」というのが全部共通しているので、「最初に平成21年4月15日。次は同月21日。」と言ってもいいかもしれないと思った。あと、最初の方がガス料金4月分ですね、とさりげなくおっしゃ

ったのが、あれはその場の判断だろうか、それはわかりやすいと思った。本当に聞いていて、明瞭でわかりやすかった。)

今お二方に読んでいただいたが、お二方に違いがあった。違いというのはどうして生じるのか。これは相手があることなので、相手が求めている内容が確実に伝わっていればいいということである。敢えて申しあげる、2番目の方は、「左から摘要があって、お支払金額があって」と、普通預金全体の説明が最初にあったのは良かったかと思う。相手にもよるが、もう少しゆっくり明瞭に、特に金額などは話していただくと、よりいっそう良かったかと思う。

このように、貯金通帳を代読してほしいと求められるケースはあり得るが、人によって読み方も違う。やはり代読の基本技能を身につけていただいたうえで対応していただきたい。相手を想定して、聞き出しながら、必要なことをお伝えしていくということも是非実践していただけたらと思う。

■加齢黄斑変性症／強度弱視者／視野狭窄

次に、視覚障害者の方で、全盲の方、それから弱視の方、ある程度見えている方などがおられるが、それぞれの方の見え方について、動画で皆様に紹介をしたい。

(動画1)

こちらの動画は、まぶしさを感じられている方のものであるが、後ろ側に文字が出ているのだが、ほとんどまぶしくてなかなか見えない。

(動画2)

次は強度の近視の方の見え方である。全体がぼやけてしまってよくわからない。文字もわからないし、風景もわからないような状態になってしまっている。

(動画3)

次に、視野が狭い方、針の穴のような視野しかない方もいらっしゃる。文字が大きすぎると。文字の全体像がつかめないというケースもある。

このように、目が見えにくいと言っても、本当に様々な状態があるということを是非覚えておいていただきたい。

■ロービジョン＝弱視とは？（社会的障壁から考える）

弱視には、WHOの定義などもある。世界保健機構では、(弱視とは)「両眼に矯正眼鏡を装着して視力を測り、視力0.05以上0.3未満」とされている。皆様で近視や乱視等で眼鏡をかけていらっしゃる方は、私もそうだが、この眼鏡を外していただくと全体がぼやけた状

態で、お名前とお顔が判明できないのだが、この状態が眼鏡をかけても常になっているという
ことで、弱視の方の疑似体験できる。

実は視覚障害者手帳の取得者のうちの7割が弱視の状態の方なのである。そのうち、ほと
んど見えない方が3割の人、見えにくい方が7割である。盲学校に通う生徒も半分以上が弱
視の生徒である。このように視覚障害者の方というのは「目の見えない方」というイメージ
があるかと思うが、実は7割の方が弱視の状態であるということを是非お伝えしたいと思
う。

昔オスマン・サンコンさんというタレントさんであり、ギニア共和国の大使の方がいた。
ご存知の方もいらっしゃると思うが、この方の著書によると、この方は視力が6.0あったそ
うである。これはどれぐらい見えるかという、10階建てのビルの屋上から、地上に置いて
ある新聞文字が普通に読めてしまうそうである。このアフリカのギニア共和国では、平均
視力が4.0、5.0あるそうである。平均が、である。日本を含め先進国の標準視力とされて
いるのは、実は1.0であり、大きな差がある。6.0であるから、遠くのほうにある危険動物
なども見ることができるほか、看板なども見るができる。日本人は標準視力が1.0だから、
仮にアフリカのギニア共和国に行ったら「全然見えてないじゃないか、弱視みたいじゃ
ないか」と言われてしまう可能性もあるぐらい開きがある、ということになる。

では先進国の状況について考えてみたい。眼鏡をかけている人の割合はどれぐらいいる
と皆様は思われるだろうか。3割か4割だと思われるかもしれないが、実は、日本人の2人
に1人が眼鏡をかけているそうである。眼鏡屋さんへ行っても、(補正後の視力は)1.0平
均でほしい作ってくるということである。これは裏を返すと、いろいろな出版物、本や資
料は1.0平均の方が見やすいように出版されている、作られているとも考えられる。それか
ら表示に関しても、1.0平均の方が見やすい表示である。信号機なども含めて駅の表示など
もそのように作られていると考えられる。これを考えると、社会の側に障壁があるという差
別解消法の考え方があるが、では仮に0.05以上0.3未満の弱視の方が大半を占める世の中
だとしたら、文字はものすごく大きい出版物に、表示もものすごく大きい見やすい表示とい
うことになる。大半が1.0なので今の社会になっているということが言える。運転免許の更
新も0.7以上である。信号機なども0.7から1.0ぐらいの方が見やすいようにされている。

このオスマン・サンコンさんは視力が6.0で来日された。20年間日本で暮らしたそう
であるが、最終的に視力が0.7になってしまったそうである。視力は環境に適応してしまうと
いうこともあるので、やはり社会の側の障壁ということを是非覚えておいていただきたい。

■P14、P15 写真（駅の電光掲示板）

表示の事例を紹介する。これは北海道函館駅の表示である。最近の駅であるが、この電光

掲示板は、皆さん、見やすいだろうか。ちょっと厳しいかと思う。やはり黒バックに緑とかオレンジというのはコントラストがはっきりしていないので見えにくい。最近できた駅でもまだ表示が統一化されず、必ずしも見やすいようにはなっていない。

■P16、P17 写真（トイレの表示）

トイレというのは非常に重要である。外出すると必ずトイレに行く場面があると思う。このトイレ表示に関しては、当会が弱視者の団体と一緒に開発したトイレ表示である。このような、外国語を入れるとこういうかたちになる。都内の都営地下鉄なので、普通に採用されている。皆さんもお気づきかと思う。このように見やすいトイレ表示が使われている例もある。ここで皆様に、挙手でアンケートをしてみたい。2つのトイレ表示のうち、左側のJR 巢鴨駅の壁一面のトイレ表示のほうが見やすいのではないかと思う方は手を挙げてください。右側の銀座線の日本橋駅のトイレ表示のほうが見やすいと思う方。（…どちらも一定数の挙手あり）

意見が分かれたと思うが、実はどっちが見やすいのかは一概に言えないという問題がある。例えば、左側のJR 巢鴨駅は壁一面である。ということは、視野が狭い弱視の方がいらっしやったら、その方は「ただ赤い壁がある」とスルーしてしまう可能性がある。一方で右側の銀座線の日本橋駅のトイレの方は、今度は青バックに水色でコントラストが弱いので、気づかずに通り過ぎてしまうかもしれない。「男性用」ステンレスのところに文字で書いてあるのもコントラストが弱くて見えにくい。

■コンビニマークのように見やすく・統一化

では、トイレ表示環境をどうしたらいいかということになるが、こちらの画像（セブンイレブンのマーク）をご覧ください。セブンイレブンの宣伝ではないが、最近モンゴルから来た弱視の方と話をする機会があって、「日本に来て一番見やすい表示は何ですか」と聞いたら、「これです」と言われて、ちょっとびっくりしたのだが、すでにモンゴルでもセブンイレブンが普及しているということだと思うが、見やすく、統一化されているということが一番重要な点になるということに気づかされた。

駅のトイレ表示の事例のように、まだ表示も様々でなかなか統一化されていない。したがって、先ほどのように見やすいものに統一化していくことが今後の課題として社会が取り組んでいかなければいけないということがわかる。弱視の方が見やすいということは、高齢者の方も見やすいし、一般の方も見やすいわけである。

これ（資料21頁）は、各銀行の看板がたまたま横に並んでいる写真である。このように各銀行で表示に関してはもちろん統一化されていると思う。今後、表示を考える際には、視

野の狭い方もいるので、「目線のある位置に置かれているか」、「上のほうにあっては、気づかずに通り過ぎてしまうか」、という点も含めて一定のデザインで見やすい位置に表示を配置することも考えていただけたらと思う。

■大活字本／障害者のしおり

文字は大きなもので対応していく方向が望ましい。大活字本というのが公共図書館などで一般化されている。大活字の事例として、それから、これは公的機関であるが、障害者のしおり。世田谷区のものであるが、これを私のほうで製作を承って、大活字版で作った最近の事例がある。元々文字の小さなものを大きく編集し直したということである。文字とか行間とか図を全部作り直したものである。文字の大きな媒体を用意していくということが、高齢化社会であるから重要になるのだが、レイアウトもいろいろな工夫がある。専門的なことも少し必要になってくるということをご確認いただきたい。これも前のほうから回覧するので、見比べていただけたらと思う。

■P24、P25、P26、P27 写真

それから大活字本というのは、文字の大きな本である。公共図書館で今、2巻に1巻ぐらいいは文字の大きな本が置かれており、一般化している。今まで高齢者、一部弱視の方も借りられている。全国で普及しており、画面に映っているのは、岐阜県美濃市の図書館と「大活字本コーナー」である（25頁）。

こちら（26頁）が横浜市立中央図書館であり、「大活字本」という表示のほうも大きくなっていて、大活字本がずらっと並んでいる。

ここにはカウンター周りにコーナーがあり、高齢者の方などが訪れても、職員の方が、すっと「こちらが大活字本です」と案内しやすいような位置に置かれている。

大活字本がどこにあるかということもそうなのだが、大活字本の紹介のプレートも文字を大きくしていないとたどり着かない。表示についても文字が大きなものを用意していかなければいけないということが大事である。

今、障害者のしおりを回覧させていただいているが、公共機関においても、こういった大活字版で、大活字でレイアウトしたものを印刷物として用意するというのは、是非少しずつ取り組んでいただきたい。銀行の金融商品パンフレットなどでも大活字版に変えていくことも考えていただきたい。

今まで、点字や音声というのは、自治体のほうでもよく考えられていたが、抜け落ちていたのが、この大活字本である。文字の大きなものが出されれば、多くの高齢者の方、そして視覚障害者の方の大半を占める弱視の方も読みやすいということが抜けていた。是非これ

から金融機関で配られるパンフレットなどでも、文字の大きなもの、レイアウトをしっかり組んだものを考えていただけたらと思う。

■バリアフリーハンドブック・監督指針

全銀協さんに配っていただいたバリアフリーハンドブックだが、内容がよくできたパンフレットになっている。是非じっくりと読んでいただきたいと思うのだが、この中で少し気づいた点を補足説明させていただきたい。それでは 5 頁。ページが白黒反転で見やすくなっていて、5 というのが、すぐわかる。この 5 頁の右側の二つ目の吹き出しに「同行者がいる場合でも、ご本人の意思を確認する」とある。これは、よく誤りがちであるが、本人ではなく同行者、家族の方に話しかけてしまう事例がある。目が見えなくても、耳は聞こえて、会話もできるのに、家族の方に話しかけてしまうことが問題である。実際に医療機関でもあった例なのだが、視覚障害者の方が診察をしてもらって、医師に最後、診断結果の説明を受けたのだが、一生懸命家族のほうに説明をしてしまって、ご本人に説明をしない。本人は「私、耳が聞こえてますから、ちゃんと私に説明してください」とお伝えしたそうだが、そのような対応になるのではなく、必ずご本人を主体に説明をしていくというのを心掛けていかなければいけない。それから 8 頁に「声をかけて了承を得てから動作に移る」というのがある。これについても、声をかけてからというのはもちろんそうなのだが、必ずご所属などを名乗っていただきたい。「〇〇銀行のお客さまサービス担当市橋です」というふうに名乗らないと、今の時代、親切な感じで近づいてきて振り込め詐欺だったりなど、様々な危ないケースもある。必ずご所属を名乗るという点も忘れないでいただきたい。次の 9 頁には「抽象的な指示語は使わない」とある。これはお気づきの方もいると思うのだが、目の見えない方に「こちら」とか「そちら」とか「あちら」と言っても、どっちかわからない。具体的に「右側のほうをまっすぐ行っていただくと ATM があります」とか、「左側を進んでいただくと窓口があります」というような、具体的な説明をする、抽象的な指示語は使わないということも重要な点になってくる。

次に 18 頁であるが、こちらにも「高齢者対応」ということでいくつか書かれている。「書いたりすることが苦手の人もいる。見えにくい人や聞こえにくい人がいる」ということであるが、これは視覚障害者、弱視の方なども共通しているところである。代読・代筆というのは、高齢者の方にも対応するのに必要な技術ということも是非、お持ち帰りいただきたい。これから日本は世界一の高齢化社会になるので、ますますこの技能が必要とされてくるようになる。次に 28 頁の「視覚障がいのある方の誘導方法」である。これについても、基本的に肩とかヒジということはあるのだが、実は補助犬の盲導犬がいる方の場合の誘導はちょっと違うということも覚えておいていただきたい。人によっても違いはあるが、盲導犬が

誘導者の後ろをずっとついてきてくれるということもあるので、補助犬・盲導犬がいる場合にはヒジや肩を要さない場合もある。これも必ず、盲導犬の方がいらっしゃったらご確認をしていただき、やり方を確認していただきたい。このようにハンドブックは非常に有効な内容になっている。是非ご熟読いただいて、活かしていただけたらと思う。

■障害者差別解消法と合理的配慮

金融庁の公開の資料で「寄せられた声」「取り組み事例」が補足資料の4頁にあるのでご覧いただきたい。左側の下の「金融サービス利用者相談室等へ寄せられた声」の中で、「店舗入口等に設置されている点字ブロックの上に物が置いてあった」とある。せっかく点字ブロックで店の前まで行けても、その前に自動車とかが置かれていたら、視覚障害の方、杖をついている方は、そこでつまづいてケガをしてしまうかもしれない。店の周りについてもちゃんと見ていただいて、点字ブロックの上に物がないかときどき見て、撤去するといったことが必要になる。それから「代筆規程が窓口担当者に周知されておらず、その都度、上司に確認して対応している」。これもまだまだ実際に店頭である例である。内部規程がほぼ100%、監督指示によって整備されているのだが、「窓口で実際に代読・代筆を行なっていますか」と聞くと、「本部に問い合わせをして確認した後で連絡します」というかたちになってしまうケースがまだまだ多い。また「代筆を依頼したが、断られたり、親族を連れてくるよう言われる」というものである。これも最近、大胡田先生の事務所に打ち合わせで行った帰り、その駅にあった都市銀行の窓口で「もし視覚障害の方が来たら代読代筆してくれますか」と聞いたのだが、そうしたら「ご家族を連れてもう一回来てください」と言われてしまった。「この扱いが規程になっている」と言われて、「ちょっと残念だな」と思った。視覚障害の方が一人でせっかく銀行まで行っても「家族を連れてきてください、と案内するように」という規程になっているそうである。

金融庁の監督指針では、「自筆困難者が単独で銀行を訪れ、代筆を希望した場合に、同行者との再度の来店を求めるのではなく、銀行の従業員が代筆をする」となっている。やはり内部規程が行内で周知されていても、具体的な実際の実務のところでは問題が生じるケースがある。

■すべての読書困難者への支援体制の実現

また、前述した対応をすでに実施している銀行の支店もある。近くに盲学校があったり、視覚障がい者の団体の事務所があったりすると、視覚の障がいのあるご本人が支店に頻繁に訪れるのでこうした対応が職員に周知されていると思われる。

全体としては、やはり職員の方の意識を高めるための読み書き支援の技能研修を継続的

にやっていただくのがとても重要になるかと思っている。

■読書権保障を実現する行政施策：表示事例

自治体では（職員に対して読み書き支援のための）研修を行なったうえで、33頁にあるような表示を窓口で行っている。真ん中のものが東京都千代田区である。機会があったら、九段下に行っていただくと、役所のある窓口でほとんど「サービスを行う」という表示がある。

それからほかにも、兵庫県芦屋市や、茨城県古河市、埼玉県久喜市、坂戸市といったところでもこうした読み書きサービスの表示がある。今後は金融機関のほうでも、金融庁のほうでもこうした研修を行っていただき、表示の取り組みを是非お考えいただけたらと思っている。視覚障害者等は、「金融機関と銀行は必ず使うので代読・代筆対応してほしい」という声が、全国アンケートでも一番上がってくる。是非お考えいただけたらと思っている。

■銀行の窓口表示の整備について

～プライバシーの配慮も含む～

先ほど通帳の記載内容をお二人の聴講者に読んでいただいたが、やはりプライバシーの配慮という問題がある。内容を周りに聞こえないようにするためには、できるだけ個室での対応もお考えいただきたいと思う。必ずご本人の意思を確認して、「個室で読み上げてください」というご希望がある場合には、そのように対応していただきたい。

■銀行の新人研修継続事例・アンケート紹介 ※都内地銀

お手元の資料の中に、実際の銀行の新人研修のプログラム内容を入れさせていただいた。2時間ぐらいのプログラムなのだが、一部の地方銀行が毎年新人研修でこの2時間研修を新人研修の一コマとして実践している例がある。これは、当協会でも過去6年ずっとやっており、利用者の声や全体の概要、そして一部技能を身につけていただくこととなっている。継続的な研修を実施していただく中で、徐々に職員の意識が高まり、実践へとつながっていく。こうした研修は高齢者対応としても、是非お考えいただけたらと思う。

■技能研修の必要性（テキスト一部紹介）

テキスト関係などを、先ほど回覧させていただいたが、小学館などからもいくつか読み書き支援にかかる資料が出ている。今日、会場の受付のほうにも展示しているので、ご確認いただけたらと思う。

■故・市橋正晴と読書権保障

次に、個人的な内容を少しだけお話ししたい。「故・市橋正晴と読書権保障」ということで、「弱視者との生活の中での読み書き情報支援の必要性」ということである。私の亡くなった父親（市橋正晴）の話である。父親は生まれつきの弱視者で、地方公務員に就いていたが、49歳のときに公務員を辞めて、先ほど皆さん見ていただいた大活字本の出版というのを、当時誰もやっていなかったのを、自ら脱サラをして出版を始めた。しかし、創業半年で事故で亡くなってしまい、その後私が長男ということで24歳のときに跡を継いで、それから20年間ぐらいつつ大活字本の出版などを皆様のご協力で何とかさせていただいている。そうしたこともあり、私には身近に視覚障害者の弱視者の父親がいた。父にはときどき代読・代筆を頼まれることもあった。39頁に2つの写真がある。上側に「早稲田予備校」という看板の横に父が写っている。これは、父が早稲田予備校に通っていたわけではなく、見やすい看板の例として挙げていたものである。弱視者など視覚障害者の方は、地図を頼りに目的地まで行っても、入口の看板がわかりづらいためにぐるぐる回ってしまったり、なかなか中に入れないということもよくあるそうである。これは高齢者の方にも共通すると思う。是非、表示をもう一回改めて見直していただけたらと思う。

それから下の写真、「拡大読書機」というもので、文字を拡大する機械なのだが、画面には漢字2文字だけ映っている。これは普通の出版物を2文字ずつ読むということである。ちょっと想像していただきたい。2文字ずつ本を読むとか資料を読むとか新聞を読むというのは、非常に時間がかかる。それから長時間だから目も疲れる。父もよく上で「首が痛い」「肩が痛い」「腰が痛い」ということを訴えていた。したがって、こういう読書補助具があっても、十分ではない。もともと文字の大きな印刷物などをできるだけ用意していくということが重要になるということがわかってきた。

父には、いろんな代読・代筆を頼まれたことがあるが、最後まで私に貯金通帳の代読は頼まれなかった。これは考えていただきたい。親が子供に「全財産の貯金を全部読んで」とは言いづらい。子供も困る。したがって、やはり金融機関にあるもの、貯金通帳などは、金融機関の窓口、できれば別室対応で読んでもらうというような、顧客への体制を整えていただけたらと思う。

■朝日新聞記事と技能習得の必要性 ※三重県松阪市役所（別添資料15頁）

最後になるが、朝日新聞の記事を資料としている。これは最近の記事で、三重県松阪市で実際に起きた事例である。生活保護の取り下げの書類が無効ではないかと訴訟になってしまったものである。市の側は（生活保護の辞退届が）「無効ではない」と主張している。この「辞退届」というものは、第三者であるヘルパーさんに書いてもらったそうである。ヘル

パーさんもよく内容がわかっていない中で書いてしまったとのことで、視覚障害者のご本人は「そんな生活保護の辞退届といったものは要求していない、書いてほしいと言った覚えはない」と主張している。こういった事例が起きるということを考えると、役所の手続きとしての生活保護辞退届であるから、役所の方が障がい者対応への技能を身につけていただいたうえで、しっかり説明をして、本人を目の前にして代筆をして書類を作っていく。そして、「作ったものは必ず読み返す」という技能があるが、そういったことをしっかりやることでこのトラブルは防げたはずである。こういった事例もあるのでやはり金融機関で行われる手続きは、できる限り代読・代筆技術を身につけていただいた職員の方に対応していただくことが、こういった事故を未然に防ぐことにもなる。視覚障害者の割合で、7割が弱視ということだが、実は日本は世界一の高齢化社会に突入している。ますます見えにくい、あるいは見えないということで、代読・代筆を利用される方が増えてくる。是非これから全体の各銀行様にも取り組みとして継続的な技能研修の実施をしていただきたい。

どこか一コマでもいい。一部の地方銀行のように、2時間の一コマをどこかに入れていただく。こういったことを持ち帰っていただいて、ご検討いただけたらと思っている。

これで私の講演内容は終了とさせていただきます。ご清聴、ご協力いただき、大変ありがとうございました。

第32回人権・同和問題啓発講演会
(令和元年9月26日午後1時～5時30分)

ダイバーシティ・マイノリティの尊重について

講演Ⅲ

ほじょ犬と学ぶ『心のバリアフリー』

公益財団法人 日本補助犬協会 代表理事
朴 善子 氏

ほじょ犬と学ぶ『心のバリアフリー』

公益財団法人 日本補助犬協会 代表理事
朴 善子 氏

■日本補助犬協会について

朴氏：日本補助犬協会は、日本で唯一 3 種類の補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成および認定できる団体である。今、皆さまの前に盲導犬、介助犬、聴導犬のユーザーに来ていただいている。補助犬の中でも、盲導犬は有名だが、まだ介助犬、聴導犬の認知は低い。当協会はこの補助犬 3 種類全体の認知を高めるための普及、啓発事業を行なっている団体である。

■補助犬の歴史

朴氏：今日本では、盲導犬が約 1,000 頭、介助犬・聴導犬は約 60 頭～70 頭という状況で、供給が足りていない。特に介助犬・聴導犬については、どういう犬なのか認知されておらず、社会の受け入れについても十分ではない。

盲導犬の定義が定められている道路交通法は、主に道路の使用について書いてある法律で、その中に、目の不自由な人の歩行に関する記載がある。障害者手帳をお持ちの目の不自由な人は、自宅を一步出て道を歩くときに、白杖（はくじょう）、もしくは白あるいは黄色のハーネスを付けた盲導犬のどちらかを伴っていないといけない。日本は昭和 53 年に道路交通法が改定され、盲導犬の育成が始まった。お亡くなりになられた公益財団法人アイメイト協会の創立者、塩屋賢一先生が初めて盲導犬チャンピオンを育成してから、日本では、日本補助犬協会をはじめ、北海道から九州の盲導犬協会まで合わせて 11 団体で盲導犬を育成している。

道路交通法の改定後、平成 14 年には、身体障害者補助犬法が成立された。それにより、盲導犬以外に海外で活躍していた介助犬、聴導犬も加わり 3 種類を「補助犬」と位置付けた。そして、公共機関や交通機関、私達が社会生活をするうえで利用するお店全てを対象に補助犬の受け入れが義務付けられた。施行前は、盲導犬ユーザーが盲導犬と一緒に出かけても、電車やバスに乗ることもできなかった。例えばスーパーで買い物をして帰ろう、喫茶店でお茶を飲んで帰ろうと思っても、その受け入れが義務化されていなかった。社会参加に寄与するための盲導犬を伴って歩いても、お店を使うことができなかった。今日、皆様はこの会場に来る際、電車やバスを利用した方もいれば、朝からコンビニエンスストアに寄られた方、もしかしたら、喫茶店に寄ってこられた方もいるかもしれない。身体障害者補助犬法は、補

助犬と暮らす人にとって社会生活に必要な交通機関やお店を、いつでも自由に利用できると定めた画期的な法律である。

ではここで、3種類の補助犬について皆さまにご紹介したい。今日は、補助犬ユーザーで障がい当事者の講師3名が来ている。まずは、盲導犬ユーザーの青木さんに、自身の見え方と、盲導犬のお話をお願いしたいと思う。

■盲導犬について

青木氏（盲導犬ユーザー）：私は盲導犬ユーザーで、一緒に同伴している盲導犬は、エマという6歳の女の子である。まず私の見え方をお知らせしたい。私は、網膜色素変性症という難病である。二十歳前ぐらいから発症しいわゆる、弱視と言われている症状である。現在、2級の障害者手帳を持っている。弱視と言っても、人によって、千差万別、十人十色で見え方は違う。私の見え方は、左目をつぶって右目を開けていただき、目の前にちょっと小さめの筒を使っていたら、そこから見える状態が私の見え方である。だいたい視野で言うと5度である。

網膜色素変性症という病気は進行性であり、視野狭窄の症状を患っている。暗くなったところはほとんど見えない。明るいところから、暗い店内に入ったときは、ほぼ席を確認することもできない。また、今サングラスをかけさせていただいているが、明るいところだと乱反射してしまい、まぶしくて見えない状況である。コンディショナルに一番見えやすいのは夕方少し暗くなり始めたぐらいである。ただ、私には同じ病気の兄がおり、兄と話をすると、同じ兄弟で同じ病気であっても見え方は違うので、ほとんどの弱視と言われている方は個々にそれぞれ見え方が違うと思う。

朴氏：先ほど私は、「道路交通法で目の不自由な人は白い杖か盲導犬を伴っています」と申しあげた。街や特に駅のホーム上で白杖や盲導犬を連れている方を見かけたら、ぜひ皆さまの目をお貸しいただきたい。「あ、白杖を持っている、盲導犬を連れている方がいる」と思ったその時に、たった3秒で結構である。そのときに一人でいらっしゃるのか、例えば、家族や介助する方もしくは誘導する方、移動支援員の方とご一緒か見てほしい。付き添いの方がいる場合は、安心して心の矢印を外していただいて結構である。もし「お一人だ」と思ったときには、もう3秒、皆さまの目を貸していただきたい。例えば、駅のホーム上だったら、足元や人の流れで押されて、点字ブロックから必要以上に線路側に一歩踏み出していないかを確認し、少しでも危険だと感じたら、ぜひ一言お声掛けいただきたい。

では、ここで実演をしたい。駅のホームで必要以上に線路のほうに近づいている盲導犬ユーザーの方がいて、危ない状況とする。そのときに、一言「危ないですよ」とお声掛けをし

てほしい。

(実演) 会場の参加者が青木氏に「何かお手助けいたしましょうか」と声をかける。その後、内容を聞いてから、「ご案内いたしますので、私の手におつかまりください」と青木氏を誘導する。

ほとんどの方が、「目の不自由な人の誘導を経験したことがない」、「初めて声をかける場合はどうしたらよいか」という躊躇があると思う。危険を回避するためには、「盲導犬を連れている方、止まってください」といった気の利いたことは言えなくてもいい。「危ないですよ」、「すみません」と何でもいいので、危ないと思ったときには思い切ってご近所の方に声をかけるような気持ちで一声かけてほしい。それだけで、目の不自由な人は、今、声をかけてくださった方が男性か女性か、子供か大人か、また、どの方向から声をかけてくださっているのかが分かる。声がけにより、目の不自由の方が「あれ？そっちの方から声がかかるのはおかしい、自分はどこに今、立っているのか」と感じることもある。声をかけてくださった方との距離も分かる。そして、ときにはその方の体格も分かる。私は声が大きいので「結構いい体格をされていますか」なんて言われるときがある。ほんの一言の中にいろいろな情報が存在する。当協会の盲導犬ユーザーで訓練センターに来て、「すごく嬉しかったことがある」とお話しされた方がいて、「何ですか？」と聞いたら、「今日、お手伝いしましょうか」と声をかけられたという。そのときの声のかけられ方で、「ああ、この人、初めて目の不自由な人に声をかけたんだな」と分かったというのである。その方は、それがとても嬉しく、「今日は一日ハッピーな気持ちになった」というお話であった。なので、何かあったらぜひ一言お声がけをしていただきたい。

■盲導犬の役割について

朴氏：盲導犬の仕事をお見せしたい。皆さまは、電車を待つときに、停止線の前で立たれていると思う。この位置に立てばこの方向にドアが開くということが分かる。しかし、目の不自由な人は、停止線や周りの方との距離感を確認することができない。まして、盲導犬を連れている方の場合は、少し離れた安全なところで待っていることが多い。そのようなときに電車が来て、プシュッとドアが開いたとき、盲導犬は「ドア」という言葉で、目の不自由な人を電車のドアまで導いてくれる。そして目の不自由な人は、犬がドアの前で止まったときに、右足で電車の入口、段差を確認して、「OK」という号令を犬に出し、電車に乗り込む。皆さまは、電車に乗った時、一目瞭然で、空いている席あるいは人が座っている席を確認している。でも、目の不自由な人は、白杖で椅子を叩いてみたり、手で触ってみて初めて確認

できるので、実際は確認できない。そういうとき、盲導犬は「チェア」という一言で椅子に導いてくれる。

(実演) 朴氏が盲導犬エマに向かって、「エマ、チェア」と号令をかける。エマは、空いている席を見つけると、ハーネスを通じて朴氏に席が空いていることを知らせる。

「チェア」という号令で、犬が椅子を見つけてくれる。すると、目の不自由な人はハーネスを持っている反対の手で、ハーネス、犬の頭、鼻先をつたうと、ちょうど座れる椅子に手が届くということになる。

続いて、介助犬ユーザーの安杖さんに介助犬についてお話いただきたいと思う。

■介助犬について

安杖氏(介助犬ユーザー): 私は介助犬ユーザーで、介助犬のダンテを同伴している。私は脊髄損傷という症状で車いすを利用しているが、リハビリによってほとんどのことは一人でできるので、東京のマンションで一人暮らしをしている。ただ、障害者の一人暮らしということは非常に危険を伴うこともある。例えば、お風呂場やトイレ等狭いところで車いすから落ちて身動きができなくなるといった危険性がある。そういうときに助けを呼ぶ手段を確保しておく必要がある。その一つとして介助犬がいると、携帯電話をどこからでも持ってきてくれる。その結果、最低限、外に連絡をすることができる。ここで、介助犬が携帯を持ってくる様子を実演したい。

(実演) 安杖氏が介助犬ダンテに向かって、「ダンテ、カム」という号令で、ダンテは、立ち上がり、安杖氏のもとへ来る。そして、「テーク携帯」と言うと、携帯を運んで安杖氏のところへ運んでくる。その他にも落とした物を拾う、ドアを開ける、エレベーターのボタンを押す等の日常生活動作の介助を行う。

■聴導犬の役割について

朴氏: 聴導犬というのは、耳の不自由な人に必要な音を知らせる役割を果たしている。飼い主と音源、この二つの起点を行ったり来たりすることで、「ここで音が鳴っていますよ」と教えてくれる。大きな犬の場合であれば、犬が座って飼い主をタッチ、小さな犬の場合は、飛びついて教える。何故なら、飼い主の前に座ってしまうと、犬の爪の立てる音が聞こえなくて、飼い主が分からずに足で蹴ってしまうことがあるからだ。ここで、実際に音が鳴っているときの聴導犬の仕事を实演したい。

(実演) キッチンタイマーの音で実演が行われる。聴導犬マルコは音が聞こえると、聴導犬ユーザー福永氏に音が鳴っていることを音源と福永氏の間を行き来することで知らせる。

皆さまは普段、キッチンタイマーはあまり使われないと思うが、耳の不自由な人はよく使っている。例えば、麦茶をやかんで沸かしているときも、「もう少しかな」と思って場所を離れて戻ると、吹きこぼれて火が消えていたなんていうことがあるからだ。光るキッチンタイマーを使って光を目印にしたり、聴導犬に教えてもらったりしている。それから、今は、携帯で宅配のピザを注文することもできるが、昔はデリバリーを頼むときにも、宅急便の再配達を依頼するときにも、電話を使用する機会が多かったので、耳の不自由な人にとってとても不便だった。聴導犬は、ドアベルが鳴ると、リビングにいる飼い主、時には2階にいる飼い主まで呼びに来てくれる。その様子も実演したい。

(実演) 呼び鈴が鳴る。聴導犬マルコが福永氏に、音が鳴っていることを福永氏が気づくまで飛びついて知らせる。

飼い主が気づかずについていかなかったときは、何度でも呼びに来てくれる。

ここで1つ拍手の手話を皆さまに紹介したい。もしこれから、耳の不自由な方がいらっしやっした際に、例えば、大きいホールで「お手元が見えない」とときには、後方の方は両手もしくは片手でもいいが、きらきら星の動作をすることで「拍手していますよ」となる。

次は、目覚まし時計である。聴覚障害の方は、目覚まし時計代わりに振動で起こしてくれる板を枕の下に敷いている。現在、いろいろな福祉用具がある。しかし、ぐっすり眠ってしまったり、頭が枕からずれたりすると何度も目が覚めてしまったり、気づかずに寝坊することがある。そういうとき、聴導犬は、「飼い主が身体を起こすまで呼び続ける」というお約束があるので、確実に起こしてくれる。ここで目覚ましの音が鳴ったときの様子を実演したい。

(実演) 福永氏が横になって眠る。目覚ましの音が鳴ると、聴導犬マルコは、ふとんの毛布の上からカリカリと引っかけて福永氏に目覚ましの音が鳴っていることを知らせる。福永氏が確実に身体を起こすまで、何度でも呼び続け、起こそうとする。

この飼い主を起こすという動作は、何気なくやっているので簡単そうに見えるが、訓練していないと、頭を引っかいたり、顔を引っかいたりして、危ない。肌着一枚でもいいので、布をひっかくように教えている。

それから、今日の聴導犬は小型である。世界的に見ても聴導犬は小型が多い。そして日本の聴導犬の約8割は小型犬に属している。盲導犬は、目の不自由な人を誘導するため大きな体、介助犬も、指示されたものを口でくわえて運ぶので大きな体が必要なのだが、聴導犬はその限りではない。小型聴導犬を連れていての方が、今電車に乗っているとイメージしてほしい。すると、小型犬だと自分の座っているスペースの中に犬が収まる。これはとても都合が良い。また、飼育の負担も少ない。

電車の中で、携帯電話が鳴った場面を想像してほしい。聴導犬は携帯電話の鳴った音に気づくと、くるっと横を向いて飼い主にタッチして教えてくれている。ここで実演をしたい。

(実演) 座っている福永氏の上に、聴導犬マルコが座っている。携帯の着信音が鳴ると、静かにマルコが福永氏の方へ向き、タッチして携帯電話が鳴っていることを知らせる。

実はこの訓練も難しい。どこが難しいかというと、さっきまでは音源と飼い主の間を行ったり来たり走り回って、視覚に訴えることで音の場所を教えていた。ところが電車の中で興奮されると困る。隣に座っている方が驚いてしまう。したがって、音が鳴ったら、聴導犬は静かに後ろを向いて、飼い主に優しく教える。こういうことも訓練士がトレーニングをして、初めてできるようになる。

■心のバリアフリーの概要

朴氏：ここから日本補助犬協会が実施している「ほじょ犬と学ぶ『心のバリアフリー』」について説明をさせていただきたい。まず「心のバリアフリー」というのは、国の施策である。政府は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの競技大会を契機として、日本が世界水準の共生社会を目指すという政策目標を掲げた。その政策目標が、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(以下、行動計画)である。この行動計画には、二つの柱がある。一つは、ユニバーサルデザイン化された街づくりである。先ほど駅のホームのお話をしたが、例えば、ホームドアの設置や点字ブロックの設置が挙げられる。点字ブロックというのは、日本発祥のもので、岡山の業者の方が考えたものである。そして二つ目は、心のバリアフリーである。心のバリアフリーというと、「優しい気持ちを持ちましょう」というイメージがあるが、実はこの行動計画の中では、障害者差別解消法の中でも定義されているような障害の「社会モデル」や「合理的配慮」、それからコミュニケーション力を養うという三

つの重要なポイントを示している。これを全て理解したうえで、心のバリアフリーとなる。

私は、内閣官房ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議心のバリアフリー分科会に参加し、委員として行動計画作成に参画した。この行動計画に基づくアニメーション教材として 3 分程度の動画を 6 本と集大成の 12 分程度の動画を 1 本作っている。ぜひ皆さまの会社でもご利用いただきたい。

(動画上映開始) 内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局作成 「心のバリアフリーについて学ぼう」

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=PVA62MvjRo8>

朴氏：動画を制作するにあたって、目の不自由な方を支援している団体や車いすの方を支援している団体等いろいろな障害種別の団体が集まった。当初は、各団体様々な考え方があり、意見がぶつかることもあった。しかし、オリ・パラに向けて、アクセシビリティ協議会から始まり、いろいろな場面でバリアフリー、例えば、今だと新国立競技場のバリアフリー・ワーキンググループ等様々な障害者団体が一堂に会して国の機関や企業と一緒に話し合うことで、お互いの考えを理解し合うようになり、とても良い関係が構築された。こういったことも私は東京大会のレガシーなのではないかと思っている。

では、心のバリアフリーについてお話をさせていただきたい。今、投影しているスライドに、段差があって「お外に出れないよ」と困った顔のかわいい子犬の写真がある。まさしくこの状態がバリア（障壁がある状態）である。この障壁を無くした状態を「バリアフリー」という。では、「心」とつくると急に難しくなるが、「心のバリアフリー」とは何だろうか。まず、心のバリアとは何か。心のバリアは、「思い込み」「先入観」といったものである。そういった思い込みや先入観を取り払い、世の中を見渡してみると、「なるほど、この世の中は多数派に合わせて作られた社会なのだ」と気づき、そのことが原因で「困っている少数派の人がいる」ということに気づく。これが心のバリアフリーの入り口に立ったということである。例えば、私達は今、電気を付けたら消したりしているが、そのボタンの位置は二本足で立つ人にとって使いやすい高さになっている。もし、手の届かないところに電気のスイッチがあったら、夜暗くなったときに、いちいち棒を持ってきたり、椅子に乗ってスイッチを入れたり消したりしなければならぬなら非常に不便である。ほんの少し手が届かないという状況でも、それは、当事者にとっては天井にボタンやスイッチが付いているのと同じ状況なわけである。このように、社会は多数派に合わせて作られているので、困っている少数派がいる。ここには、利き手が右手ではなくて左手だという人はいるだろうか。どんなことが不便かと聞くと、例えば、毎日電車で通勤する際、PASMO を左手に持って右側にポンとタッ

チする時。また、ハサミについては、右利きの方が力を入れて初めて切れるように作られているので、左利きの方は、左手用のハサミを探したり、一般的なハサミを使えるようにトレーニングをしなければならない。実は、困っていない人達というのは、困っていないので「意識」することがない。世の中の人々は、自分と同じ様に当たり前にはサミを使っていると思ってしまう。その結果、「気づかない」のである。

国の指針であるユニバーサルデザイン 2020 行動計画では、この心のバリアフリーを考えるときに、重要な三つのポイント「障害の社会モデルの理解」、「合理的配慮」、「コミュニケーション力を養う」を挙げている。これまでの内容とも少し被るが、やはりここが一番大切なところである。国連の障害者権利条約を 2014 年に日本が批准したことにより、国内法の障害者差別解消法も施行された。皆さまが取り組んでいる SDGs の取り組みも国連の 2030 年までの目標である。こういったものの全ての考え方のベースになるのがこの「心のバリアフリー」という考え方である。これから SDGs を推進していくうえでも押さえておいていただきたい。

ではまず一つ目の障害の社会モデルについて、介助犬ユーザー安杖氏から身近な具体例を挙げて説明したい。

安杖氏（介助犬ユーザー）：まず、車いす利用者が 2 階にあるお店に行きたいと思ったときに、その施設には階段しかない状況を想像してみしてほしい。この場合、私が 2 階に行きたくてもなかなか簡単には行けないので、困ってしまう。なぜそのような困りごとが起こっているかと原因を考えてみた場合に、まず一つの考えとしては、「あなたが車いすであることが原因である。です。なので、あなたが介助者なりを準備して、介助してもらって上ってください。」といった考え方がある。これを「障害の個人モデル」と言う。障害があり、車いすを利用している個人に問題があるということである。一方で、その困りごとの原因が、「そのお店が、車いす利用者が来ることを想定しておらず、スロープなりエレベーターなりを設置していない事が原因。」といった考え方もある。このような考え方を、「障害の社会モデル」と言う。

朴氏：「障害の社会モデル」は、近年、障害関連施策の政策文書等で頻繁に登場している。

「障害の社会モデル」というのは、もとは学術用語なので、内容を把握するには少し骨が折れるかもしれない。今日、障害の社会モデルについて繰り返し考えていただき、理解していただくことが皆さまにとって非常に有益なことではないかと思っている。

ただ、今までは「障害の医学モデル」（障害の個人モデル）の考えが浸透し、その考えというのは長年の間に染みついていて、したがって、お店は、「安杖さんは車いすを利用しているから、レストランを利用できない」という結論に至ってしまうのである。

ではここで、皆さまと考えてみたい。「安杖さんは車いすを利用しているのでレストランが利用できない」という個人モデルの考え方を、社会モデルの考え方に置き換えていただきたい。「障害の社会モデルのバリアというのは、その人の心身の問題ではなく多数派に合わせて作られた社会の中に原因がある」というお話をした。したがって、「安杖さんがレストランを利用できないのは、車いすを利用しているからではなく、〇〇だから」という文章を考えていただきたい。まず、車いす利用のバリアで頭に浮かぶものがある。それは階段などの段差だ。そうすると「安杖さんは階段があるのでレストランを利用できない」となる。また、「そもそも設計の段階で、車いす利用者が利用することを念頭に置いていないから使えない。」という考え方もある。更に、行政は移動支援等のサービスを行っているが、それには等級や利用時間の制限がある。したがって、「安杖さんは、行政サービスが十分利用できないからお店が使えない」という考え方もできるし、会社や社員が、障害の社会モデルや合理的配慮があることをすら知らないまま、断ってしまっていることもあるかもしれない。

心のバリアフリーを推進する重要な二つ目のポイントは、「合理的配慮」である。補助犬普及の立場からの合理的配慮を説明させていただきたい。合理的配慮を行う前に、「障害者への不当な差別的扱い禁止を遵守しましょう」とされているが、これは障害者差別解消法の整備の中で、障害者の権利保障のために、新しい義務が導入されたということである。例えば、盲導犬、補助犬を連れていることで、利用の制限を受けることがある。マスコミ等で、聴導犬が百貨店で断られたニュースや盲導犬ユーザーの方がタクシーの乗車拒否に遭って、日本で初めて行政処分が下り、タクシー車両の営業停止となったニュースを聞いたことがあるかもしれない。非常に多いのは、「犬を連れていることよっての受け入れの制限」なのである。先ほどお話にもあったが、「盲導犬を連れていることで、テラス席に寒い日に案内された」という出来事も補助犬ユーザーのよくあることである。それ以外にも、実際にあったことで、盲導犬ユーザーが、ランチタイムや店員さんの手が離せない忙しい時間帯に、食事をしたり、スーパーで買い物しようとするときに、「すみません、ちょっと手が足りないので空いている時間に来てください。この時間(ランチタイムなど)はご遠慮ください。」と断られてしまうことがある。そして、先ほど、アメリカの大手コーヒーショップの話があったが、同じ会社のコーヒーショップでも、地域格差がある。私も含め盲導犬ユーザーの方も何度か交渉している。東京では当たり前のように受け入れてくれるが、地方に行くと、断られることが多い。個人経営のお蕎麦屋さんで断られたというと、「あたりが悪かったな」であきらめつく。しかし、日本全国にお店を展開しているような大手チェーンであればあるほど、補助犬を拒否してしまった場合、社会的に注目されるので、必要以上の制裁を受けてしまう。人がやることなので必ず勘違いがあったり、受け入れを拒否してしまうということがある。だからこそ、普段から、補助犬受け入れの義務があること、周りのお客様から疑

問の声が出たときには、どのように答えたらいいのかということを社員の方に周知徹底していただきたい。

三つ目のポイントは、「コミュニケーション力を養う」ことである。これは、他者とのコミュニケーション力を身につけること、それから、他人の困難や痛みについて想像力や共感力を培っていただきたいということである。今日は、このお部屋で合理的配慮が行われているのだが、皆さまお気づきになられているだろうか。心のバリアフリーの推進というのは、多数派の方に合わせた社会の中で、少数派の人が困っているということに気づいてほしい、そしてその課題についてコミュニケーションを取りながら解決していきましょうと示している。このお部屋の中にいる、多数派、少数派について考えていただきたい。この会場にいる多数派というのはどのような人たちだろうか。ここにいる多数派は障害のない人、少数派は身体の不自由な人である。この質問を企業でやると面白い意見が飛び出す。今日は女性の方が多いが、企業で行うと、女性から「私達、少数派です。だから困っています。」と言って、男性からどよめきが起こることがある。それ以外に地方出身者。私は大阪出身なので、たとえ少数派であっても個人の努力で何とか挽回して切り開いていくタイプと思うが（会場から笑い）、やはり数というのは非常に影響力が大きい。それ以外に、例えば、ここであれば、大多数の方が銀行にお勤めの方、金融関係の方である。その結果、金融関係でない方というのは、やはり話の中で疎外感があつたりするかもしれない。先日行った企業研修で出た意見に、「最近合併したばかりで、合併されたほうの方が肩身が狭い」とおっしゃっていたのもユニークで印象深かった。したがって、多数派の方々が当たり前だと思っていることが実は少数派の方にとっては、大変なことが多いということになる。この会場で行われている合理的配慮に手話通訳がある。聴導犬訓練士が手話通訳をしている。そのほか、青木さんは弱視の方には見えやすい前列に座っていただいている。このようにいろいろな配慮がなされている。

一昔前まで、子供の教育に関して、例えば、「障害のある子を甘やかしてはいけない」、「見える人、立てる人、聞こえる人に合わせることがその子のため」と考え合理的配慮を行わなかった。これは障害児が負担なく勉強する機会を奪っていた。したがって、先ほども先生のお話にあった受験の話で、障害を持っているお子さんが受験に不利であったり、受験そのものを断られるというような現状が今もある。しかし今は、いろいろな配慮がなされている。例えば、今、皆さまが大学受験を担当する職員であるとする。左側に座っている方々は、目の不自由な方が大学を受験するときに、担当官としてどのような配慮をするか考えてほしい。右側に座っている方々は、車いすを利用する学生が受験に来るときに、その受験生のために配慮することを考えてみてほしい。会場の奥の方々は、耳の不自由な学生が受験する配慮を、皆さまだったらどう提案なさるだろうか。目が不自由と言っても、弱視なのか、全盲

なのか。全盲の方であれば、まるっきり見えない、もしくはほとんど見えていない方に対する配慮を考える必要がある。例えば、予め音声を作っておいて、何度でも聞き直せるようにするという配慮が挙げられる。では、弱視の方に向けて、何か考えた方はいらっしゃるだろうか。弱視の方の場合だと、タブレット等をお貸しして、始めから問題を入れておき、見えにくいところを大きくしたり、小さくしたり、その方の見え方に応じた内容を準備しておくということもできる。

車いすを利用されている方の配慮として、車いすが入るようなスペースを設けたり、個室を用意するという事も考えられる。難聴者には、試験の開始時間と終了時間が分かるように事前にお伝えすることも良い。試験の注意事項の文章を作っておくということは素晴らしいと思う。それ以外にも、手話通訳の方を入れたり、要約筆記を入れたりしておくとういだろう。つまり、合理的配慮というのは、「結果を同じにする」ということがポイントである。いくら申し訳ない気持ちを持って、「車いすの方ですか、すみません、うちの建物は古くて受験できません」、「すみません、目の不自由な人の受験は初めてなので」と言っても、その人の課題、その人の苦悩は解消されない。したがって受験だったら、「全員が受験できるように結果を同じにする」ことが大切である。昔、教育現場においては、「その子のために甘やかさない」という考えがあり、障害児にとって負担を強いる対応をしていた。それを理解するために、例え話をする。子どもたちが窓の外から景色を見たいと思っている。子どもたちの中には、背の高い子も、中ぐらいの子も、低い子もいる。そして、踏み台が三つ、三人分ある。公平に一つずつ踏み台を渡して、「さあ、外の景色を楽しみましょう」とした。ところがそれだと、一番背の低い子は、どうしても窓に届かず外の景色を見ることはできない。そのときに、背の高い優しい子が「これ、僕のいいよ」と言ってくれれば、人の好意や優しさによって達成できる。それは素晴らしい経験だと思う。しかし、もし背の高い子もその踏み台を使わなければ見えなかったら、そのような気遣いをしなかったら、困り事に気がつかなかつたら、背の低い子は見えないままである。したがって、やはり全員が同じ結果になるように、初めから「背の高い子はそのまま見てね。真ん中の子は踏み台を一つ使ってね、背の低い子は踏み台を二つ必要ですね。」ということで、結果が同じになるよう導いてくださいということになる。

先日、人事院で、国家公務員に向けて初めて心のバリアフリーの勉強会が行われた。「この結果で、内容が良ければ、来年度から心のバリアフリーについて勉強する機会を設けます」という話だった。しかし、私はおかしいと思った。なぜかと言うと、心のバリアフリーの考え方は、先ほどからの先生方のお話や障害者差別解消法といったいろいろな考え方のベースになっているものだからである。アンケートで評価が良かったから、と行って実施されるものではない。心のバリアフリーの推進は国の施策である。国家公務員・地方公務員は率先

して勉強すること、そして、学習指導要領が順次改定され、2020年からすべての小学生が心のバリアフリーを学校で勉強するということが、さらに2021年からは、順次中学生が勉強することになる。以上のことから、補助犬ユーザーが当事者講師となって展開していく「ほじょ犬と学ぶ心のバリアフリー」研修を是非行なっていただきたいようお願い申し上げます。

第 32 回人権・同和問題啓発講演会
(令和元年 9 月 26 日午後 1 時～ 5 時 30 分)

ダイバーシティ・マイノリティの尊重について

講演Ⅳ

外国人の人権をめぐる課題、企業の対応について

一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・

サステイナブル・サプライチェーン

代表理事 下田屋 毅 氏

外国人の人権をめぐる課題、企業の対応について

一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン

代表理事 下田屋 毅 氏

はじめに

本日、私からは、外国人の人権をめぐる課題、企業の対応についてご説明をさせていただきます。

CSR、サステナビリティについて、欧州は日本と比較して進んでいる企業が多く存在し、EU も政策的にそれらを進めている状況がある。日本の企業をはじめ、多くの企業が人権について苦手意識があるが、その企業に関わる人権についてサポートをするために一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーンという団体を立ち上げた。

■ASSC について

この団体は2017年に立ち上げた。名前が長いのでASSC(アस्क)と呼んでいただきたい。海外のNGOと関連団体と協働しながら仕事を進めている。現在は東京オリンピック・パラリンピックを来年に控え、今回のテーマである外国人労働者の問題について、海外から日本の国内の状況について指摘がなされるという状況がある。そのため日本の企業の方々が自社の取り組み、サプライチェーン、あるいはサプライヤーの方たちと一緒に連携をしながらその課題を解決していく流れを作りたいと考えている。

■ASSC 概要

実際にどんなことをやっているかについては、大きく四つある。イニシアチブの推進、プロジェクトの実施、セミナーそれから、情報提供と情報発信である。

一点目のイニシアチブの推進について、海外では頻りにNGOが中心となって企業が集まり、サステナビリティや人権について、競合他社であっても話し合いをしながら次に結び付けていくが、なかなか日本の中ではこのような動きはない。この現状を鑑み、2018年10月から、このテーマである外国人労働者のラウンドテーブルを立ち上げて、実施をしている。詳細については、後ほどご説明したいと思う。

それから、人権や環境に関し、我々から遠いところにいるサプライチェーンの上流(例えばコットンやサトウキビの農家)の人たちについては、なかなか普段は想像できない部分があるが、そういった方たちの人権や環境問題もあるので、そのイニシアチブも立ち上げる予

定にしている。

さらにプロジェクトの実施について、プロジェクト自体は、企業のサプライチェーン上の人権のリスクがどういうところにあるのか（人権デューディリジェンス）について、国連のビジネスと人権に関する指導原則に則って人権影響評価を行い、人権リスクの所在を特定する。そして、それを理解し、企業として対応を進めていくためのキャパシティビルディングなどを提供している。

あとは、セミナーの開催である。ここでは、「人権というものがどういうものなのか」「サプライチェーン上にどういうリスクがあるのか」を理解していただくために、毎月1回定期セミナーをしている。特別に海外からいらっしゃる方もおり、来週（10月1日）は「ベター・コットン・イニシアチブ」という、コットンに関わるイニシアチブを開催する予定としており、コットン農家の方たちが実際に来られるので、特別セミナーを開催する予定にしている。皆さんは綿から作られた服などを着られていると思うが、コットン自体は実際にどこから来ているのか、その際に人権侵害はないのか、そういうことを考えるきっかけを作る。また、世界的に、特に綿花を作っている農家の方々がどういう状況にいるのかということ踏まえたセミナーも開催する予定にしている。

最後に、情報提供と情報発信であるが、情報提供については、現地の人から聞いた情報についてネットワークを使い、提供していきながら、さらに日本の企業の推進方法を海外に発信していくことを行なっている。

■本日の内容

それでは前置きが長くなったが、本日の内容を説明していきたい。実際に本日、説明させていただく内容は、外国人労働者に関わる問題、企業活動に関わる人権、現代奴隷制、世界の人権法規制などの動向、それから外国人労働者の課題への対応である。

1. 外国人労働者に関する問題（資料7頁～）

1つ目として、外国人労働者に関する問題についてお話をさせていただく。資料7頁の写真は、ベトナムの送出し機関で、外国人実習生として日本に来る前に勉強している、準備をしている光景である。皆さん、「日本に来たら、技能を身につけてやろう」とか、あるいは「お金をたくさん稼いで国に送ってあげよう」とか、そういうかたちで日本に行くことを楽しみにしている。

■外国人労働者の増加

世界的に人口は増加しているのだが、日本の場合には少子高齢化ということで、労働者（特に中小企業の方の労働者）が不足している。そのため、製造業、建設業を中心として、

外国人の労働者の力を借りる状況になっている。

そういった中で、外国人労働者の活用が適正な状況ではないこともある。厚生労働省による2018年10月の報告によると、日本で働く外国人は146万人であり、これは過去最高になっている。日本に滞在している外国人たちは「高度人材」といって、高度な教育を受けて、あるいはこちらに大学で来て、そのまま日本人と同様に採用されている方、あるいは身分にもとづく在留資格の方、ご結婚をされて日本にいらっしゃる方、日系人の方、そして外国人技能実習生、または留学生などが存在する。労働者不足を補うために、このような方々が活用され、この中で外国人技能実習生は30.8万人にのぼる。

■外国人労働者の状況（イメージ）

9頁が様々な外国人労働者の方々のおかれた状況のイメージ図である。左側の「高度人材」の方たちは、平均所得が高く、労働時間は少なめ、法的保護を受けて労働搾取が少ない状況である。右側に行くと、「不法滞在者」もいるが、「外国人技能実習生」や「留学生」もいる。平均所得はだんだん少なくなっていって、労働時間は上がっている。法的保護は受けられず、労働搾取のリスクが高い状況で働いている。

■外国人労働者に関する問題

先ほど、ベトナムの技能実習生で準備している方たちの写真も見ていただいたが、外国人技能実習制度は、発展途上国の若い人材（30代～40代の方も含む）が日本の技術を身につけ、帰国後に母国の経済発展に寄与し、国際貢献を行うことを前提として始められた制度である。しかしながら、実際は日本人が就きたがらない3Kの「きつい・汚い・危険」な職場で働いている状況もある。3年間、あるいは今は延長して最大5年間、技能実習生として働く状況がある。

これは業種が決められていて、農業・畜産、漁業、建設、食品製造、繊維・衣料、機械・金属などの職種で技能実習を行なっている。

ただし、実際に技能を身につけるようなところで働かされている人は少ない状況があると言われている。

資料11頁が、平成30年に厚生労働省が出している「技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況」である。この中では、労働基準監督署で実習実施者（すなわち企業）に対して7,334件の監督指導が行われていて、そのうち70.4%の労働基準法に関連する法令違反があった。

そして、主な法令違反事項としては、長時間労働、休日労働といった労働時間に関係するところ、それから、必要な資格を持たないのに業務を行わせるような、安全基準に関するも

の (22.8%)、さらに、割増賃金の不払いや給与に関わるもの (14.8%) となっている。

また、重大で悪質な労働基準関係法令違反事案が 19 件挙げられている。19 件の詳細についても触れられており、ある製造業の工場で半年以上、残業代も含めて賃金を全く支払わずに、月 180 時間を超える時間外労働をさせていた、という事案が掲載されており、そういった現状について厚生労働省は理解している。

また、先ほど外国人技能実習制度については「職種が決められている」「何で働くかは決められている」とお伝えしたが、実際には、技能実習生に働いてもらう前に、「技能実習計画」の提出が必要であり、その技能実習計画とは実際に異なる作業をさせていたということが大企業のグループ会社であり、外国人技能実習機構 OTIT から指導を受けているという状況もある。

そして、13 頁に掲載されている主な業種の中で、法令違反が多いところは機械・金属が一番多く、そして食料品製造、繊維・衣服と続いている。

14 頁は SNS による労働状況の拡散について記載しており、具体的には外国人労働者の方がその過酷な労働状況を Twitter により「三重県の菰野町というところにおいて、48 時間寝ていない。眠たい、帰りたい。でもこれからまだ 1 日忙しくなりそうだ。」と発信されている。

15 頁は海外のウェブサイト上のメディア VICE NEWS を掲載している。若者が多く見るニュースであり日本語のページもある。ここで、日本における「外国人技能実習生については過去最悪のインターンシップ」と海外で報道されてしまっている。

これを見られたことがある方、関わっている方はいらっしゃるだろうか。ビデオがあるのでぜひあとで見ただければと思う。この中では、広島県の牡蠣の加工工場を訪れて技能実習生の方たちが牡蠣の殻むきをしている。これを本当にやりたい仕事として入ってきたかどうかということもあるが、実際にそういった中で、過酷な状況で働かされている。あるいは、農場で働いている方たちが多いのだが、栃木県のいちご農家では、セクシャルハラスメントをされたという事例がある。農家のおじいちゃん、管理者みたいな方が「そんなのやっていないよ」とこのビデオの中で言っているが、実際にそのような事例も、海外には発信されてしまっている。

16 頁に記載しているのは、NHK のドキュメンタリー「ノーナレ」という番組だが、こちらを見られた方はいらっしゃるだろうか。衣服を作る目的で愛媛県のタオル縫製工場働いている外国人技能実習生の方たちが、長時間労働でタオルを縫わされていた。来客だとか他の人が来たときには、タオルを縫うのをやめて服を縫わされた。そこを隠し撮りし、最終的に逃げ出している様子が報道されていた。

これに関し、SNS は情報の速度が速いので、それがどこの工場なのか様々な憶測が出てし

まい、実際には違う工場がやり玉に挙げられてしまうようなことも出てきた。そしてNHK側が「違う工場なので、そこに対する誹謗中傷はやめてください」と注意喚起する事象も起きている。

17頁は、2017年の報道である。こちらはテレビ東京の「ガイアの夜明け」という番組だが、こちらを見られた方はいらっしゃるだろうか。こちらも、中国人女性の外国人技能実習生の方たちが長時間労働をさせられて、賃金の不払いに遭った。1日平均15時間、土日の休みもなく働いていて、不払いの金額が一人当たり620万円にも及ぶというようなことがテレビで報道されている。ここでも、SNSにより、どこのブランド、工場の事象なのかもすぐわかってしまう。皆さんのお手元の資料をよく見ていただくと、どこのブランドか書いてある。テレビの中で、このブランドを管轄している会社の方も出てきているが、「実際にそんなことはやっていないよ」とか、「この問題は我々の問題じゃない」ということを言っていた。実際には、今の状況でブランドを販売している企業がサプライチェーンの責任を持つことから、二次、三次とあれば、本当の上流のところで「知らなかった」ということもあるかもしれないが、知らなかったでは済まされず、やはり不買運動が起こってしまったり、責任を問われる状況になる。

「一部で起きていることなのではないか」ということも言えるかもしれないが、これだけの量が報道されているので、やはり現実なのではないかと考えられる。違反や差別、あるいは労働搾取といったことも、実際に日本で起きているということは非常に悲しいことだと思う。

最後に18頁のBBCの報道を取りあげる。これは2019年8月に字幕付きで報道された。インターネットにおいて「日本で搾取される移民労働者たち」と検索すると、ナレーションは英語だが、キャプションが日本語で出てくる。こちらでも、6ヶ月間休みが一日もなく働いたにもかかわらず、残業代は支払われたことがない。また、給与の未払い額が530万円にものぼる人もいるということである。

また、工場で働くのに機械を動かさなければいけないが、どうやって動かしたらよいかわからず、言われるがまま動かしたら指を挟んでしまった、という事例もある。労災にもならず、そういったことが起こって何とかその中国人の男性を辞めさせ、送り返そうと試みているのである。

あるいは、中国人の女性だが、外国人の女性ということを理由に職場においていじめに遭った。働いている工場が小さな工場だったりすると、数少ない外国人であることを理由にいじめやセクハラ・差別に遭うことがある。彼女は自殺を図ったが、死ぬまでには至らず、ただ背中を痛めて休むこととなり、海外で報道された。

報道内容が嘘か本当かという議論もあるかもしれないが、自分たちのサプライヤー、ある

いは銀行であれば取引先、融資先の会社で、あるいはそのサプライチェーン上で起こっているかどうか確認することは、皆さんに関係するところではないかと思う。外国人技能実習生が働いていないか、そのような事例が起こりうる可能性がないかどうか、取引先に聞いてみることも必要かもしれない。

また、技能実習生の方たちの多くは、日本語でのコミュニケーションのレベルは低く、また外国人技能実習制度や日本の法令、時間外労働にどうかたちで割増賃金が払われるのか等の知識がないまま日本に来てしまうということがある。特に、送出国と言われるベトナムやミャンマー、フィリピンそれから中国などでは、ブローカーの人たちに「日本に技能実習制度がある、それで行けば家族も養っていける」と勧誘されるが、そこには高額な手数料の支払いが必要である。

彼らの母国である送出国に送出国というものがあ、そちらを通じて日本に入ってくる方が多くいるのだが、そこでは「偽の契約や裏の契約」、あるいは「契約書がない」、「強制的に貯金をさせる」、そしてここでも「高額な手数料・保証金・違約金を徴収する」ということがある。

そのため、実際に日本に来る前に、既に借金を背負っている状況がほとんどである。私もいろいろ工場に行って監査を行い、外国人技能実習生の方にインタビューをすると、その工場では特に労働搾取も何もなく、仕事がなければ長時間労働もないという状況もあるのだが、そういった人たちは、日本に来るときに高額な手数料や、送出国での勉強やその他の費用をすべて本国で払ってこないといけないという状況があり、親戚や親からお金を借りるか借金をし、約80万円から100万円という、本国では非常に高額なお金を払って日本に来ている。したがって、仮に日本で幸せに働いている状況があったとしても、過酷な背景がある。

そして日本側の受入れ管理団体も、「裏の契約」、「契約書がない」、あるいは「パスポートの没収」という状況がある。通訳者がいても、通訳者も受入れ管理団体側についているので、同じ母国から来ていたとしても、きちんと通訳をしないという状況もあり、騙す仕組みが作られているのである。

実習実施機関というのは、工場等の技能実習生が実習を行う日本の会社のことである。先ほども挙げたように、長時間労働やハラスメントの存在、社会保険に入らないなど日本人と違う労働条件で働いている。ひどい事例だと、強制的に帰国させてしまうということも起こっている。

■外国人労働者が受ける人権問題

20 頁は、外国人労働者が受ける人権問題の概要をまとめたものである。我々が監査を行

った際に二重帳簿の存在や、昼間だけしか働いていないように見せて、本当は深夜も働いているという状況があった。あるいは、これは大企業の子会社の工場だが、通常時間外労働はちゃんと割増賃金を払うというかたちになるが、外国人技能実習生に家へ仕事を持って帰らせて、1枚いくらでやらせるという状況も見えてきた。外国人労働者すべてがそういう状況ではないと思うが、こういった状況下で働かされている人たちがいるのは事実である。

2. 企業活動に関わる人権 (21 頁～)

次に、企業活動に関わる人権の説明をさせていただきたい。こちらに来られている方は、銀行の人事部等で企業の人権やビジネスと人権について広く担当されていらっしゃる方もいるのではないかと思う。

■企業中での人権理解

今までの日本企業中での人権課題の理解は、22 頁に挙げたことがメインで対応を実施してきたと認識している。しかし、日本も海外のサプライチェーンの状況の中でも、人権というものが非常に重要視されている。これは CSR やサステナビリティというかたちで言われることが多く、形態が複雑化しているが、企業は海外の取引先、サプライチェーンについても認識しなければならない。

■ビジネスと人権

だんだんと、従業員の人権、サプライチェーンの管理、地域コミュニティの人権等、人権の課題も複雑化している中で、企業における海外の出先（工場や子会社）で感じている人権と、日本の国内で感じている人権との差、ギャップが出てきている。そのギャップをどう埋めて、個性的な人権を理解しながら、仕事をしていくかということも、今求められているのではないか。また、国際的には、人権尊重の取組みが企業の市場競争力を高めると言われている。

■人権に影響する分野

人権に影響する分野については、25 頁に記載のとおりであるが、先ほどから説明をさせていただいている「サプライチェーン」、「製品とサービス」、「従業員」、「コミュニティ」、「安全保障体制」そして、「非倫理的なビジネス行為」らに分けられる。

■人権侵害の影響を受けやすい人たちのグループ

国際的に言われていることであるが、人権侵害の影響を特に受けやすい人たちのグループが存在する。それは「高齢者」、「女性」、「障がい者」、「移民労働者」、「先住民族」、「宗教、

民族その他のマイノリティー」の人たち。そして、「子どもと若者」である。障害者、移民労働者、それから技能実習生も含めた外国人労働者の部分についてはガイドラインとして「尊厳ある移民のためのダッカ原則」というものが出ている。

3. 現代奴隷制とは？ (27 頁～)

■現代奴隷制

最近、世界中で現代奴隷制という現象が起こっている。

28 頁に掲載している世界地図 (Walk Free Foundation による Global Slavery Index の色の濃いところが、より現代奴隷が多いエリアであり、日本についてもこのような状況になっている。

■現代奴隷制の定義

ILO (国際労働機関) とウォーク・フリー財団が 2017 年 9 月に共同で現代奴隷の数を算出した。現代奴隷制の定義は、強制労働と強制結婚の被害に遭っているということである。強制労働の中には、国家による強制労働、それから強制労働による搾取、そして性的搾取、商業的搾取といったものが含まれる。

■強制労働

全世界では、2016 年の時点で推定 4,030 万人が現代の奴隷制下にある。強制労働の被害者が、推定 2,490 万人、さらに企業活動で強制労働下に置かれている人たちが 1,600 万人。そのうちの半分 800 万人が、借金による束縛で強制労働を強いられている状況がある。

現代奴隷の地域別の割合は、アジア太平洋地域が一番多く、そしてアフリカ、ヨーロッパ・中央アジア、アメリカ大陸の順となっている。

■バングラデシュ、ビル倒壊

32 頁の写真は、強制労働における非常に重要な写真である。これはバングラデシュのラナ・プラザというビルが崩壊したときの写真である。2013 年 4 月 24 日にバングラデシュ首都のサバルというところで発生し、死亡者が 1,134 人にのぼる。

この事故が起きる前 2012 年 11 月にも、やはりビルの火災が起こっている。タズリーンファッションという会社で 9 階建てのビルの火災が起きていた。バングラデシュでは、火災対策がほとんどされていないうえに、このビルの 1 階には鍵がかけられていた。すなわち、逃げることができず、強制労働に該当するのである。

建築基準もしっかりしておらず、何度も火災が起こり、世界のアパレル産業の人たちが一

緒になって何か対策をしようといったときに、このビルの倒壊が起きてしまった。

このビルが倒壊する前の日にビルにはヒビが入っていた。しかし、そこで働いているのはほとんどが女性で、しかも一家を支えている人たちだった。したがって、そこの仕事を辞めさせられてしまったら、一家を養うことができない。

このラナ・プラザを管理している人が強制的にこのビルの中に労働者を入れ、作業を開始しミシンが動き出すと、その振動でこのビルが倒れてしまった、ということである。強制労働により、もう倒れるであろうとわかっていたビルの中に入らざるを得なかったのである。もともとラナ・プラザは5階建ての商業ビルとして建築されていたが、3階建て増しをし、8階建てにして、工場として使っていた。

34頁からの写真は、遺体を並べている写真だが、「ラナ・プラザ」や「バングラデシュビル倒壊」をGoogleで検索すると、見るに堪えない写真が出てくる。個人で検索をしていたとき悲惨な状況を確認していただき、海外のサプライチェーン上で起こっている事実を認識していただければと思う。これは非常に大きな事件で、企業はもちろん、企業に関わらず、人権に本気で取り組まなければいけない事柄として語り継がれている事件である。

また、ビル倒壊の1年後にロンドンで、ラナ・プラザに発注していたベネトンや、被害者や遺族への補償をしていなかったGAPの前でキャンペーンを行っている写真も併せて掲載している。

■現代奴隷制

現代奴隷制というものがどういうものなのかという点については、先ほどの定義の中にあつたように、「強制労働」、「人身取引」、「借金のかたによる労働」、「性的搾取」、「家庭内での強制労働」それに「強制結婚」も含まれる。通常はその現状を隠されていて、発見することが難しい。ロンドンでの例として、東欧からロンドンへ来てバックヤードやトイレの清掃をしている人たちがいる。そういった人たちは、「イギリスのロンドンでいい仕事があるよ」と騙されて、実際には違う仕事に就かされる。東欧から連れて来られて、そのときは意気揚々として来るが、そのときからトランスポーター、交通費から何か、宿泊費からすべてその人に借金が付けられて、借金を背負うかたちでイギリスに来る。これが現代の奴隷制の仕組みである。

昔の奴隷は繋がれながらも大切にされていた。しかし、今の現代の奴隷制というのは、使い捨てである。繋がれてはいないが、金銭的に借金を背負わせて、肉体的暴力や脅しで、精神的に逃がさせないようにしている。

身分証明書、パスポートも保持されてしまうと海外に出られなくなってしまうことから、監禁され、賃金を払われず食べることに苦勞する状況がある。

■現代の奴隷制のリスク要因

37 頁に掲載している表が現代の奴隷制が起きやすいリスクの要因である。製品、または産業の特徴としては、「スキルの低い労働」だとか、「汚い」、「危険」、「難しい仕事」である。あとは「季節労働」、あるいは、「製品のライフサイクルが短い」もの、すなわち短期的に作業をするようなものを指す。それから、「競争の激しい産業」、「仕事に就くハードルが低い」ものについては、リスクが高い。

それから、製造、供給の業務プロセスとしては、「製造コストが低い国」が挙げられている例えば、バングラデシュ、タイ、あるいはベトナムもそうである。それから、「リクルート業者への依存」。リクルート業者がそういった人たちを連れてくる。ヨーロッパにおいてはイギリス、あるいは東南アジアにおいてはタイや、マレーシアなどのほかの国よりも裕福な国に連れて行くという状況がある。

労働者の特徴としては、「貧困」、「弱者」、「スキルが低い」、「出稼ぎ」の移民労働者、それから、生産国としては、「人権と労働者の権利の保護が弱い」ところ、「貧困レベル」が高いところ、「汚職」があるところ、「犯罪と暴力」があるところなどはリスクが高いと言われている。

■現代奴隷制の事例 1

38 頁にはオンラインのウェブニュースを掲載している。これは、東欧のハンガリーから騙されて連れてこられて、ベッド関係の工場で働きコーギー・スリーブというマットレスを作っている会社の事案である。こちらでは週 80 時間で 10 ポンド (1,400 円) しかもらっていなかった。寮に詰め込まれて、工場と寮の間を監視されながら行き来する状況である。このようなことがイギリスでは起こっていて、ニュースでも報道されている。

■現代奴隷制の事例 2

39 頁の事例は東南アジアのマレーシアの一例である。マレーシアはほかの国から見ると裕福である。マレーシアでは移民労働者の 92% が、リクルート費用を斡旋業者（ブローカー）に支払っている。実際には、支払うというかたちで、借金を背負う。本来だったら、「仕事を得るためにはお金を払う」というのはおかしいのだが、それが現状である。

さらに、マレーシアで違法とされているパスポートの保持が行われており、移民労働者の移動の自由を制限している事実がマレーシアのエレクトロニクス産業では存在する。

これも類似の事例だが、英語を話すことができ、大学卒であるにもかかわらずネパールからマレーシアに来る際に、斡旋業者に 1,500 ドルを支払った。これはネパールの年間収入の 2 倍で、借金の金利は 36%、さらにパスポートを空港で取り上げられて、返却してもらえ

ない。1日12時間、週7日で、ローンの返済を終了するには2年かかる。そのようなことが海外では起こっている。

■日本の外国人技能実習制度

これまでの事例で、似たような状況が日本にもあるのではないかと気づいた方もいらっしゃると思う。

米務省の人身取引報告書や海外 NGO の調査により、この外国人技能実習制度が現代の奴隷制と指摘されている。

最近では報道により世の中の関心が高くなってきた。私はCSRやサステナビリティ、ビジネスの人権を担当されている人事の方ともお話をしたが、実際には企業のサプライチェーン上にそういう外国人労働者がいるかどうかという確認ができていないのが実情である。そのため、まずは自社の子会社、あるいはその先に、外国人技能実習生がいるかどうかを確認していく必要がある。

技能実習生は、今はベトナム人が一番多いが、これまで中国人やミャンマー人が多かった。例えば、労働者の中には1万ドルを支払って、技能実習生になっているが、もし途中で辞めようとする、何千ドルもの罰金を支払わなければならない状況の人もいる。

また、最近の事例では、労働者のパスポートを会社側が保管しているケースも存在し、さらに担当者が問題意識のない状況もある。しかし、これは強制労働に該当する。

さらに、労働時間中に更衣室のドアの鍵が閉められているということも、強制労働に該当する。これも、大企業の子会社である工場において実際にあった。

45頁の事例も、ミャンマー人の技能実習生に対する賃金未払いの事例である。前掲の事例と類似していることから割愛させていただくが、実際に搾取されている状況がある。

4. 世界の人権法規制等の動向（46頁～）

日本だけではなく世界全体で人権について取り組む必要がある。現在の世界の法規制について、説明する。

■国連ビジネスと人権に関する指導原則

国連によるビジネスと人権に関する指導原則が実際に今、世界の企業が人権を進めていくうえで中心となっているものである。これには三つの柱があり、「国家による人権保護の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、そして、「企業活動による人権侵害を受けた者への救済」である。

今、日本の企業の中では、どこに人権のリスクがあるのかを特定し、そして防止、軽減するという「人権デューデリジェンス」を意識し、人権方針をお持ちの企業が多くいらっしゃ

やると思う。ただ、さらにそこから企業の自社の取り組み、あるいはサプライチェーン上の取り組みの中で、どこに人権リスクがあるのかを特定されているところはなかなか少ないかと思う。先進的な企業は、レポートを出すところもあるが、先ほどの「外国人がどこにいるのかわからない」という状況が大半かと思う。

■国連ビジネスと人権フォーラム

国連は「ビジネスと人権フォーラム」を年1回開催している。これは毎年ジュネーブで開催されるので、私はロンドンにいた2013年から出席している。実際に、企業に関わる人権の部分について、海外ではより関心が高くなってきている。今、日本の企業の関心も高くなってきているが、最初の段階では余り参加していない状況があったので、参加していただくよう促している。実際に今回の講演もグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンという、国連の企業のイニシアチブがあり、そちらからの紹介で話をさせていただいている。そのグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンが今ツアーを組んでおり、このフォーラムに行って、実際に国際的に何が行われているのか、どういうことが人権の問題で行われているのかを体験することができる。ここでは、人権侵害を受けた移民労働者の方や、あるいは先住民族の方が来て、「実際には我々は企業に人権侵害をされている」、あるいは「夫は企業の守衛に殺された」等彼らの実体験が訴えられている。

■ビジネスと人権に関する規制の動向

■国別のサプライチェーン上の現代奴隷の排除に関する法規制

■英国現代奴隷法

■人権デューディリジェンスに関する法規制の流れ

人権デューディリジェンスに関する法規制の流れとしては、先ほどお伝えしたように、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」が一番根本にある。それをベースに「国別行動計画」というものが作られている。これは欧州指令の中に入っているので、欧州を中心として作られている。英国は2013年に個別行動計画を作成し、また、「英国現代奴隷法」が2015年に公表されている。日本は国別行動計画について作成途中であり、東京オリンピック・パラリンピック前に公表する予定にしている。

5. 外国人労働者の課題への対応 (54頁～)

■技能実習と特定技能制度比較 (概要)

繰り返しになるが、特定技能制度は、入管法が改正になり、2019年4月から出てきている。技能実習に様々な問題があるということで、新たにできたものであり、その違いを比較

した表が55頁に掲載されている。

技能実習生から特定技能に移行ができる。あるいは今までは技能実習生は仕事を変えることができなかったが、特定技能の場合はできる。今までは余りいい状況で働いていなくて賃金もたくさんもらえず、だいたい最低賃金で働いているような状況があった。さらには、地方では最低賃金も低く、女性は「別のお金になる良い仕事があるよ」と騙されて連れて行かれて失踪する、といったことが起こっていた。それは技能実習制度では、仕事を変えられないことも原因であった。特定技能の場合には、ある業務区分においては転職が可能になっている。

あと特定技能1号と2号では差があり、2号の場合には「家族を帯同していい」という条件も付けられるが、特定技能1号の場合にはこれは不可能である。基本的には、人手不足への対応をするために作られている。ただ、この特定技能の部分については、いろいろな対策が取られているので、外国人労働者の問題が減っていく可能性もあるが、根本的なところも変えていかなければいけない。企業や国、ブローカーや斡旋業者も変えていかなければいけない。書類の偽造など、今起こっていることを止めなければ、なかなか解決できないと思う。

■外国人労働者問題の解決策

国内の問題だけではなく、送出し国の問題も考えて、解決しなければいけない問題である。また、労働者が少ない状況の中で、外国人労働者が支えてくれていることを忘れてはならない。

■ASSC 外国人労働者ラウンドテーブル

そういったなかで、我々は外国人労働者のラウンドテーブルというのを実際にやっており、企業側が取り組みを行なっていく際のサポートをしている。

■外国人労働者の課題への対応

そのなかで、実際には、国連ビジネスと人権に関する指導原則、ILO 憲章等のガイドライン、サステナビリティに配慮した企業活動をするのが望まれている状況がある。

実態調査や監査をした際の、労働者の声としては、労働者が法制度やガイドラインを理解していない状況もある。ただ、会社側の声としては「労働条件は概ね良好です」、個人へのインタビューでは、「同僚の問題もあるが、まあまあ良好です」というような回答がある。一方で、SNS やビデオやテレビで過酷な状況が報道される。実際に、第三者である我々が直接意見を聞くということも行なっている。これは ASSC ワーカーズボイス (AWV) というもので、モバイルフォンのアプリケーションでも情報を得られるようにしている。これらによる

通報内容としては、「労働者が理解していない」、「会社側の説明不足」もあるが、「給与への不満」「有給取得ができない」、「労働時間に関して長時間働かされている」、あるいは「強制帰国させられる」という声が挙がっている。労働者が安全に第三者へ通報できる苦情処理メカニズムの仕組みを作ることも必要かと思う。

61 頁では、「海外サプライチェーンの問題」と、「国内サプライチェーンの問題」を挙げているが、内容の程度が違うものの指摘事項はほぼ同じである。

そういった中で、「課題の理解と情報収集」が大切となる。ウェブサイトの活用、イニシアチブへの参加、SAQ（自己診断アンケート）、実態調査、監査の実施、それから労働者、NGOとのヒアリング等により現状把握をする。をする。たいていは、内容をきちんと理解されていないまま問題ないとして「OK」に○をつけて返されてしまうことが多いが、実際には実施されていない状況がある。内容について理解してもらう教育が必要となっている。あるいは是正勧告を行い、その課題を計画的に達成するとともに、労働者の声を吸い上げていく。先ほどの苦情処理メカニズムと呼ばれる苦情を受け付ける仕組みであり、直接労働者から意見を吸い上げることがより必要になってくる。

このような状況なのだが、国際的には考えるよりも行動を起こしていくというフェーズに入っている。ESG 投資家や、あるいはサステナビリティ報告書、または先ほどの現代奴隷法といった声明などを通じて情報開示が求められてきているが、実際の活動内容について、真摯な取り組みが行われていることがより評価される状況になっていると考える。

■ビジネスと人権

最後に「ビジネスと人権」の、人権に関する基本的な考え方についてお伝えして、終わりにしたい。

エレノア・ルーズベルトさんが世界人権宣言を作った。エレノア・ルーズベルトさんは、フランクリン・ルーズベルト大統領の奥様であり、この世界人権宣言を作るのに尽力された。第1条に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とある。人権というのは、生まれながらにして備わっているものなのである。

最後に、ビジネスと人権の考え方である。通常、企業は企業を取り巻くステークホルダーという関係ある方たちと「ステークホルダー・ダイアログ」というかたちで対話をするが、実際にはその対象に入らないが企業活動によって影響を受けている人たちが存在している。これは権利保持者、ライツホルダーと呼ばれるような先住民族の方、あるいはサプライチェーン上の技能実習生を含む外国人労働者や移民労働者などであり、企業が対話を行う対象

から外れてしまっている。企業は、自社が考えるだけでなく、本当に声も上げられず、対話もできないような人たちのことも考えていかなければならず、これがビジネスと人権のアプローチとしては大切なことなのである。

長くなったが、以上が私からのプレゼンテーションとなる。ご清聴ありがとうございました。

金融機関における金融 EDI 情報の利活用に関する研究会
報告書

2019年12月
金融機関における金融 EDI 情報の利活用に関する研究会
(事務局：一般社団法人全国銀行協会)

<はじめに>

2018年12月、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）は、全銀 EDI システム（以下「ZEDI」という。）のサービスを開始した。

ZEDI は、企業間の商取引により発生する受発注情報や請求情報といった商取引に関する情報を、「金融 EDI 情報」として振込データ等に付帯し、交換・共有するシステムであり、ZEDI を活用することにより、受取企業の売掛金の消込作業が効率化されるとともに、支払企業の照会対応業務の負担が軽減されることが期待されている。

企業の多くは、商取引により発生する買掛金の支払／売掛金の回収に当たり、金融機関の振込サービスを利用しており、金融機関には振込サービスを通じて、顧客企業の金融 EDI 情報、すなわち商取引に関する情報が集積されることが予測される。

近年の情報通信技術の急速な発展に伴い、企業の中で蓄積されている各種データの有効活用が企業の更なる成長を支える柱として期待されているなか、銀行をはじめとする金融機関においても、振込サービスを通じて蓄積される金融 EDI 情報の利活用は、新しい手法による融資の提供やコンサルティング業務の質の向上など、金融サービスの高度化・充実に向けた重要な契機となるだろう。

本報告書は、2019年6月～12月にかけて全7回開催した「金融機関における金融 EDI 情報の利活用に関する研究会」において検討した、金融 EDI 情報を利活用した金融サービスの高度化・充実に向けた可能性および金融 EDI 情報を利活用する場合の留意事項等を取りまとめたものである。

今後、銀行をはじめとする金融機関において、金融 EDI 情報を利活用した金融サービスの更なる高度化・充実を図るうえで検討の一助にしていきたい。

末筆ながら、本報告書の取りまとめに当たり、先行する事例研究に協力いただいた金融機関および電子決済等代行業者（以下「電代業者」という。）をはじめとする事業者の方々、海外の事例研究に尽力いただいた株式会社 NTT データ経営研究所ならびに顧客同意の必要性に関する留意事項の整理に尽力いただいた渥美坂井法律事務所・外国法共同事業などの多くの関係者の皆さまに、この場を借りて厚くお礼申しあげる。

<目次>

I. 金融 EDI の概要.....	1
1. 本研究会における「金融 EDI 情報」の定義.....	1
2. 金融 EDI の歴史（全銀 EDI システムサービス開始までの経緯）.....	1
3. ZEDI を活用した経理関連業務の効率化イメージ.....	4
4. ZEDI で交換・共有される金融 EDI 情報.....	6
II. 金融 EDI 情報を利活用した金融サービスの可能性.....	9
1. 金融 EDI 情報の利活用イメージ（概観）.....	9
2. 金融 EDI 情報を利活用した主な金融サービスの検討.....	11
III. 金融 EDI 情報を利活用した金融サービスを提供するうえで留意すべき事項.....	17
1. 顧客同意の必要性に関する留意事項.....	17
2. 金融 EDI の利用促進に関する留意事項.....	20
3. 金融 EDI の利用促進に関する課題.....	21
IV. 終わりに（金融 EDI 情報の利活用に向けた期待）.....	23
付録.....	25
1. 研究会開催実績.....	25
2. 利用可能と考えられる金融 EDI 情報項目.....	25
3. 事例研究紹介.....	26
4. 顧客同意に係る同意書参考例.....	31

I. 金融 EDI の概要

1. 本研究会における「金融 EDI 情報」の定義

EDI は「Electronic Data Interchange」の略称であり、日本語では「電子データ交換」と訳される。企業における受注・発注、出荷、請求、支払など様々な企業活動において、取引先企業との間の情報交換を電子的な形で行うものであり、流通、石油化学、建設などの各種業界で広く利用されている。

一般的に、受注・発注、出荷、請求の場面で利用される情報は「商流 EDI 情報」と言われ、主に買掛金の支払／売掛金の回収の場面で振込サービスを利用して交換・共有される情報は「金融 EDI 情報」と言われている。

本研究会においては、金融機関の振込サービスを利用して企業間で交換・共有される「金融 EDI 情報」を研究対象とした。

2. 金融 EDI の歴史（全銀 EDI システムサービス開始までの経緯）

全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、わが国産業界において企業間の商取引の電子化が広く進展しつつあることを踏まえ、受取企業の売掛金の消込作業の効率化・自動化に向けて、1990 年代半ばから、金融 EDI に関する検討を開始した。その結果を踏まえて、1996 年 12 月に、各金融機関において、マッチングキー方式（20 桁）による金融 EDI に係るサービスの提供が開始された。

しかしながら、20 桁では送受信できるデータに限りがある、支払指図データと支払明細データを同時に伝送したいというニーズや、20 桁のマッチングキーの付番体系について予め関係企業間で合意がなされている必要があるなどの制約により、本格的な利用の拡大にはつながらなかった。

このようななか、『日本再興戦略』改訂 2014¹において、「国内送金における商流情報（EDI 情報）の添付拡張についても、流通業界と金融機関との共同システム実験の結果等も踏まえつつ、産業界と金融機関の連携強化による速やかな対応が図られるよう促す」とされ、金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」（2014 年 10 月～2015 年 4 月）および「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（2015 年 7 月～12 月）の検討を経て、決済高度化官民推進会議²において、その進捗をフォローアップする体制が構築された。

¹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>

² https://www.fsa.go.jp/singi/kessai_kanmin/index.html

全銀協および全銀ネットにおいても、これら金融審議会等の検討に先立ち、金融 EDI を含めた企業間決済の高度化に向けた取組みのあり方等を検討することを目的に、「企業決済高度化研究会」（2011 年 7 月～2012 年 4 月）を設立し、2012 年 4 月に『企業決済高度化研究会』報告書³を公表したほか、2014 年 12 月に金融 EDI を利用する産業界のニーズを把握するため実施したアンケート調査結果等を取りまとめた「全銀システムのあり方に関する検討結果」⁴を公表するなど、金融 EDI の利用拡大等に向けた基礎的研究を継続してきた。

2015 年 12 月に公表された「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の報告書⁵において、「平成 30 年（2018 年）頃を目途に、全銀システムの加盟金融機関が参加する新しいシステム（『金融・IT ネットワークシステム（仮称）』）を構築し、サービスを開始する」とされたことを踏まえ、全銀協は、2016 年 2 月に「XML 電文への移行に関する検討会」を設置し、金融 EDI サービス開始に向けて具体的な検討に着手した。

全銀協および全銀ネットは、「XML 電文への移行に関する検討会」の検討結果、特に産業界のニーズ・問題意識を踏まえ、2016 年 12 月に、「決済インフラの抜本的機能強化への取組みについて」⁶を公表し、振込データに商流情報を付帯できる金融 EDI の実現に向けた取組みを進めることとし、「金融・IT ネットワークシステム」の構築を決定した。

全銀ネットは、2017 年 9 月に、「金融・IT ネットワークシステム」の呼称を「全銀 EDI システム」、愛称を「ZEDI」（Zengin EDI system の略）とすることを公表し⁷、予定どおり 2018 年 12 月にサービスを開始した⁸。

³ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2012/n3219/>

⁴ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/n3838/>

⁵ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2.html

⁶ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2016/n7198/>

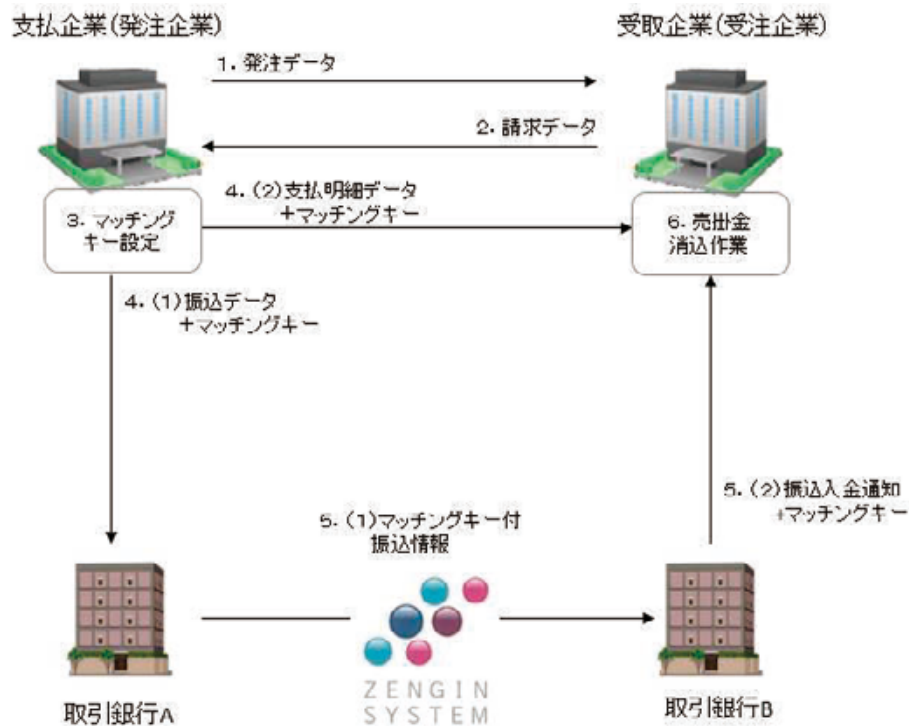
⁷ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2017/n8409/>

⁸ https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20181225.pdf

<コラム 1 : マッチングキー方式 (20桁) による金融 EDI>

- ・1996年12月に開始した金融 EDI に係るサービス。
- ・支払企業が振込データの金融 EDI 欄 (20桁) にマッチングキー (照合キー) を設定・付帯し、全国銀行データ通信システム (以下「全銀システム」という。) を通じて受取企業に送信する。加えて、別途、受取企業に対して支払明細データを送信する。
- ・振込入金通知に併せてマッチングキーを取得した受取企業は、支払企業から別途送信される支払明細データと振込入金通知をマッチングキーで特定することが可能になり、売掛金の消込作業に活用する。
- ・20桁ではデータ量が不十分である、振込データと別に支払明細データを送る必要があるなどの課題が指摘されてきた。

<イメージ図>



3. ZEDI を活用した経理関連業務の効率化イメージ

ZEDI は、商取引に関する情報を振込データ等に付帯して企業間で交換・共有するシステムである。

従来、受注・発注、出荷、請求といった商流情報と振込サービスとの連携はマッチングキー方式（20 桁）による金融 EDI に限られ、20 桁の情報量では送信できるデータ量が制限されることや振込データと別に支払明細データを送る必要があるなどの理由により、本格的な利用の拡大が進まない状況にあった。

ZEDI は、従来の固定長形式の電文ではなく XML (eXtensible Markup Language) 形式の電文を採用したことで、従来の 20 桁の情報量の上限を超えて、140 桁（タグ（情報項目名）毎に繰り返し使用可能）まで送付することができるようになり、フォーマットの柔軟性や格納できる金融 EDI 情報のデータ量が大幅に拡張した。

これにより、ZEDI を使えば、直接、振込データに支払明細データなどの商流情報を金融 EDI 情報として付帯できることになり、別途支払明細データを受取企業に送信する必要がなくなった。

以上のとおり、ZEDI を活用することで、支払企業は受取企業に対して、買掛金の支払に関する振込データに、請求書番号などの商流情報を付帯することができるようになり、受取企業の売掛金の消込作業の効率化・生産性向上が期待されている。

なお、商流 EDI と ZEDI を使った金融 EDI の連携による経理業務の削減効果については、中小企業庁が実施した平成 29 年度「中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業」による実証事業において、平均約 6 割弱、作業時間を削減できる効果が実証されている⁹。

⁹ <https://www.nttdata-strategy.com/h29chushokigyoo/index.html>

<コラム 2：固定長形式と XML 形式>

- ・固定長形式とは、電文の長さや情報量が予め定められた電文形式のこと。システムによるデータ処理が容易という利点がある一方、データ・フォーマットや格納できるデータ量が制限されるという難点がある。
- ・XML 形式とは、電文のフォーマットやデータ量を柔軟に設計・変更することが可能な電文形式のこと。ZEDI は金融通信メッセージの国際規格である ISO20022 に準拠した XML 形式の電文形式を採用。XML 形式の電文形式を採用したことにより、EDI 情報にタグ（情報項目名）を付すことでフォーマットを自由に設計することが可能になり、加えて、格納する EDI 情報 140 桁をタグ毎に繰り返すことが可能になった。

<イメージ図>



4. ZEDI で交換・共有される金融 EDI 情報

ZEDI を通じて交換・共有される金融 EDI 情報については、産業界のニーズに応じて個別に定めることが可能であるが、他方で、企業間で売掛金の消込作業など経理業務の効率化・生産性向上に有効に活用するためには、予め交換・共有する金融 EDI 情報の内容を定義し、相互運用性を確保することが重要である。

金融 EDI 情報の内容の定義については、取引先企業一つ一つと相談し、それぞれの取引先企業に応じて変更することは実務上困難であり、別の事務負担を発生させる懸念があるため、ZEDI の利用促進を妨げる一つの要因となっている。

この問題を解決するため、全銀ネットは「金融 EDI 情報標準登録制度」を運用しており、企業間で交換・共有する金融 EDI 情報の内容を予め定義したフォーマット（金融 EDI 情報標準）を登録・公表している。

本報告書は、「金融 EDI 情報標準制度」に登録されたフォーマット（金融 EDI 情報標準）を利用して交換・共有される金融 EDI 情報の利活用を前提とした。

なお、金融 EDI 情報の内容の定義に関しては、経済産業省および中小企業庁で開催した「金融 EDI における商流情報等のあり方検討会議」（2016 年 8 月～2017 年 3 月）において検討が進められ、同会議で取りまとめられた「金融 EDI 情報として格納すべき商流情報の整理について」¹⁰で 40 項目が提示されている。

この「金融 EDI 情報として格納すべき商流情報の整理について」で提示された 40 項目を前提として、具体的に売掛金の消込作業に必要と考えられる 18 項目を整理し、内容を定義したものが S-ZEDI（Simple-ZEDI 後述「コラム 4」参照）である。S-ZEDI は、特定の業種に依拠するものではないことから、業界標準がない業界における取引や複数の業種をまたぐような取引での活用に加えて、業界標準的に利用されることが期待されている。

¹⁰ <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kinyuedi/2016/161222kinyuedi.pdf>

<コラム3：金融 EDI 情報標準制度>

- ・金融 EDI を売掛金の消込作業の効率化・生産性向上に有効に活用するためには、支払企業および受取企業間での金融 EDI 情報の相互運用性の確保、すなわち交換・共有する金融 EDI 情報の内容について予め定義しておくことが重要である。
- ・全銀ネットは、支払企業および受取企業間での金融 EDI 情報の相互運用性を確保する目的で「金融 EDI 情報標準制度」を運用中。
- ・「金融 EDI 情報標準制度」は、商流 EDI などの EDI 情報の標準を策定している業界団体等の利用企業が、ZEDI を通じて金融 EDI 情報を交換・共有する際に利用できるフォーマット（標準）を登録・公表する制度。
- ・2019年12月20日時点で、以下の4つの金融 EDI 情報標準が登録済み¹¹

#	名称	登録組織
1	S-ZEDI	全国銀行資金決済ネットワーク
2	D-ZEDI	流通システム開発センター
3	建設産業標準 EDI CI-NET	建設業振興基金
4	Z_CEDI	石油化学工業協会

¹¹ <https://www.zengin-net.jp/zedi/>

<コラム 4 : S-ZEDI (Simple-ZEDI) >

- ・売掛金の消込作業に必要と考えられる 18 項目を整理し、その内容を定義した金融 EDI 情報標準。
- ・S-ZEDI を利用した具体的な活用事例については、「**【S-ZEDI】受取企業様向け利用ガイド**」¹²を参照。

項目趣旨	S-ZEDI の項目名
消込に最低限必要な項目	<ul style="list-style-type: none"> ・支払通知番号 ・支払通知発行日 ・請求書番号 ・支払人企業法人コード (法人番号 13 桁)
IT 化推進による事務合理化に必要と考えられる項目	<ul style="list-style-type: none"> ・受取人企業法人コード (法人番号 13 桁) ・請求先企業名 ・請求先企業法人コード (法人番号 13 桁) ・支払金額 (明細)
利用可能とすべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・金額相殺理由 ・相殺金額
軽減税率に対応するための項目	<ul style="list-style-type: none"> ・税額 1 ・税率 1 ・税額 2 ・税率 2 ・税額 (合計)
管理上利用する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・業界区分 (「Z01」固定値) ・データ区分 (「001」固定値)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・備考

¹² https://www.zengin-net.jp/zedi/pdf/s-zedi_user_guidance.pdf

II. 金融 EDI 情報を利活用した金融サービスの可能性

1. 金融 EDI 情報の利活用イメージ（概観）

銀行は固有業務（預金、貸付（融資）、為替）に加えて付随業務を行うことができる。これら銀行業務に振込サービスを通じて蓄積される金融 EDI 情報を利活用することで金融サービスを高度化し、顧客体験を向上させる可能性を探ることが、本研究会のテーマである。

以下、研究会を通じて、メンバーから寄せられたアイデアの概観を紹介する。

（1）預金関連業務における可能性

銀行をはじめとする金融機関は、顧客企業に対して売掛金消込サービスを提供しており、金融 EDI 情報を利活用することで自動マッチング率を向上させることができると考えられる。

また、仮想口座サービス（振込専用口座）を利用している顧客企業に対して、金融 EDI 情報を利用した自動マッチング率の向上に係る提案は有効であると考えられる。

（2）貸付（融資）関連業務における可能性

トランザクション・レンディング¹³など、新しい融資サービスの提供が、金融機関の新しい収益源の確保に向けて重要であると考えられている。金融 EDI は、買掛金の支払／売掛金の回収に関する振込サービスを通じて蓄積されるものであり、金融 EDI 情報だけを判断材料として融資サービスを提供することは難しいと考えられる。他方で、売掛債権担保融資やファクタリングといった売掛金を対象とする融資サービスにおける課題の一つである売掛金の実在性の確認に金融 EDI 情報を活用することが期待される。

また、金融 EDI 情報の分析データをオンライン型融資サービス¹⁴の取組みに活用することで、その審査コストをより低減させ、顧客企業の少額・短期の資金ニーズに応える新しい融資サービスを提供することが期待される。なお、このオンライン型融資サービスの取組みに当たっては、電代業者と協働して行うことも考えられる。

¹³ 融資の審査・実行に関する判断要素に顧客企業の取引データ（トランザクションデータ）を利用する融資形態。

¹⁴ 顧客からの融資の申込から審査・実行までの一連の流れをオンライン上で完結させる融資形態。

さらに、顧客企業の信用リスク管理の高度化も重要である。売掛金の実在性の確認と同様に、顧客企業における商取引の動向をリアルタイムに分析することが可能になり、新規融資および既存融資の途上管理においても顧客企業の信用リスクのより適切な管理が可能になると期待される。

(3) 為替関連業務における可能性

金融 EDI 情報は振込サービスを通じて蓄積されることから、為替関連業務は金融 EDI 情報の情報源となる業務である。振込サービスに関しては、付帯される金融 EDI 情報を組戻・訂正業務に利活用することで、仕向銀行に対する照会回数を減少させるなど、金融機関内部の事務の効率化に資する可能性がある。

(4) 付随業務における可能性

地域経済・中小企業の活性化に向けて金融機関への期待は高いものがある。地域経済を支える一つの柱として地域金融機関の役割は重要であり、中小企業の活性化に向けたコンサルティングサービスの充実やビジネスマッチングなどが期待されている。

金融 EDI 情報を利活用することで、顧客企業の商取引の状況を把握することができることから、顧客企業の状況に応じたコンサルティングサービスの質の向上等が期待される。

また、金融 EDI 情報を業界動向分析や将来予測に活用することや金融 EDI 情報を分析して匿名加工情報の第三者提供に活用することなども想定される。

2. 金融 EDI 情報を利用した主な金融サービスの検討

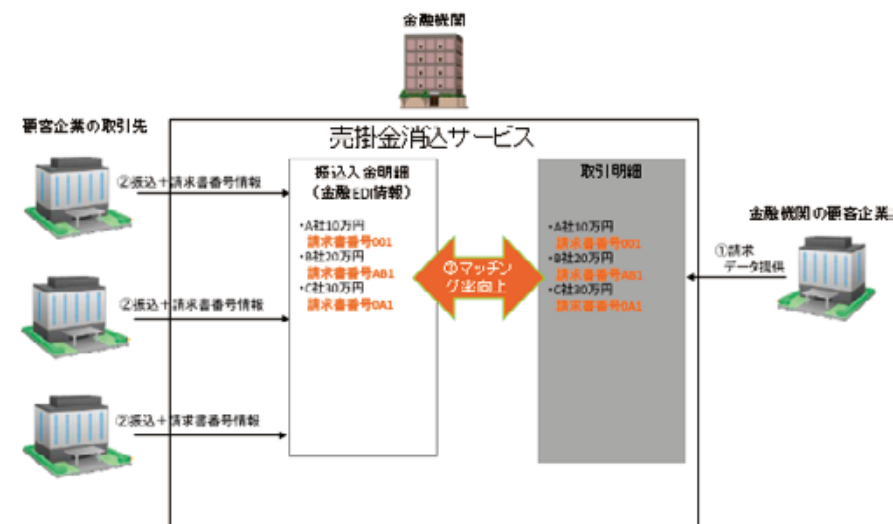
金融 EDI 情報を利用した主な金融サービスのイメージを整理する。利用可能と考えられる金融 EDI 情報項目については、「付録 2.」(25 頁)を参照いただきたい。

(1) 売掛金消込サービスとの連携 (マッチング率の向上)

売掛金消込サービスを提供している金融機関においては、金融 EDI 情報を利用することで、マッチング率を向上させることができると考えられる。

利活用イメージ 1 は、請求書番号をマッチングキーとした場合の売掛金消込サービスへの利活用イメージである。金融機関は、顧客企業から請求書番号を含む請求データを取得し (①)、顧客企業の取引先から金融 EDI 情報に請求書番号が付帯された振込データを受け付ける (②)。これにより、請求書番号をマッチングキーとしてマッチング率を向上させること (③) が考えられ、顧客利便性を向上させることが期待される。

<利活用イメージ 1>



- ・請求書番号以外に支払通知番号や支払金額 (明細) をマッチングキーとすることが考えられる。
- ・金額相殺理由/相殺金額情報の付帯があれば、請求金額と振込金額が一致しない場合であっても、自動マッチング率がより向上すると考えられる。
(振込金額+相殺金額=請求金額)

この効果は仮想口座（振込専用口座）サービスを利用する顧客企業においても有効であると考えられる。特に、顧客企業の取引先毎に仮想口座を設定している場合において複数の振込があったときには、金融 EDI 情報をマッチングキーとして利用することができれば請求データと振込データのマッチング率をより向上させることができ、顧客利便性を向上させることが期待される。

（2）新しい融資サービスの提供

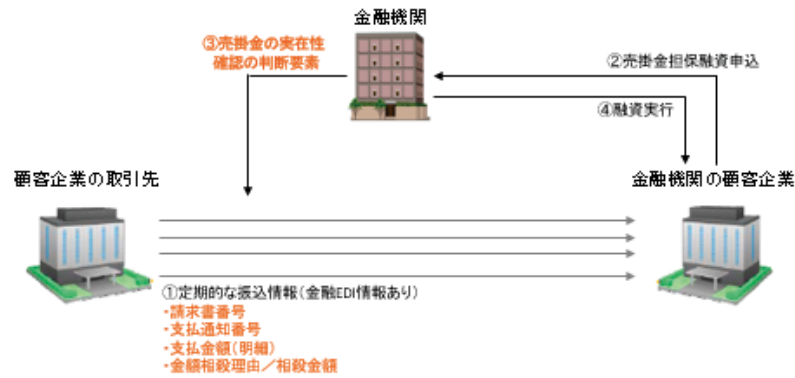
売掛債権担保融資やファクタリングといった売掛金を対象とする融資サービスにおいては、売掛金の実在性の確認が難しいという課題がある。

金融 EDI 情報を利活用することで、顧客企業（受取企業）と顧客企業の取引先企業（支払企業）の商流情報を分析することが可能になることから、売掛金の実在性の確認に資するものと期待される。

利活用イメージ2は、売掛債権担保融資への利活用イメージである。金融機関は、顧客企業（受取企業）と取引先企業（支払企業）との間の振込情報を把握しているが、この振込情報に請求書番号や支払通知番号および支払金額（明細）などの金融 EDI 情報が付帯されることにより、顧客企業と取引先との間の商取引状況をより正確に分析することが可能になる①。

顧客企業から売掛債権担保融資の申込があった場合には、金融 EDI 情報の分析結果を対象となる売掛金の実在性確認の判断要素とすることが可能になり②～④）、顧客企業の資金ニーズに適切に対応できることが期待される。

<利活用イメージ2>



- ・顧客企業と取引先との間の振込情報に係る金融 EDI 情報を分析することにより、顧客企業の売掛金の実在性の確認に役立つことが考えられる。
- ・過去の請求書番号や支払通知番号、支払金額（明細）を分析することで、売掛債権担保融資の申込があった売掛債権の実在性の確認の判断要素とすることができる。加えて、金額相殺理由/相殺金額を分析することで、相殺発生可能性を勘案することが考えられる。

また、従来の融資形態では実現が難しかったオンライン型融資サービスの提供に向けて、金融 EDI 情報の利活用が期待される。

オンライン型融資サービスについては、少額・短期の融資が主な対象となると考えられるところ、従来の担当者による受付・審査等を行う場合にはコスト負担が重く費用対効果の観点から対応が難しいという課題があった。

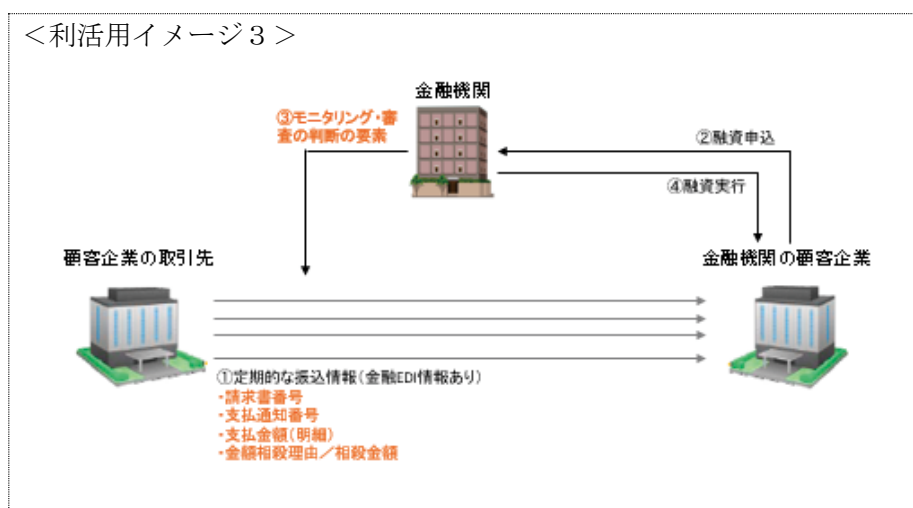
金融 EDI 情報として付帯される請求書番号や支払通知番号、支払金額（明細）を分析することで、顧客企業の商取引の状況を正確に把握することが可能になり、オンライン型融資サービスの審査コストをより低減させ、顧客企業の資金ニーズに適切に対応できることが期待される。

なお、このオンライン型融資サービスの提供に当たっては、例えばクラウド会計システムを提供する電代業者と協働することが考えられる。この場合には、電代業者が保有する会計データに加えて、金融機関が保有する顧客企業の財務情報などのデータに加えて、金融 EDI 情報の分析結果を利用することが考えられる。

(3) 信用リスク管理の高度化

新規融資の判断、既存融資の途上管理に加えて、顧客企業への適切な経営支援などを行うに当たり信用リスク管理は重要である。

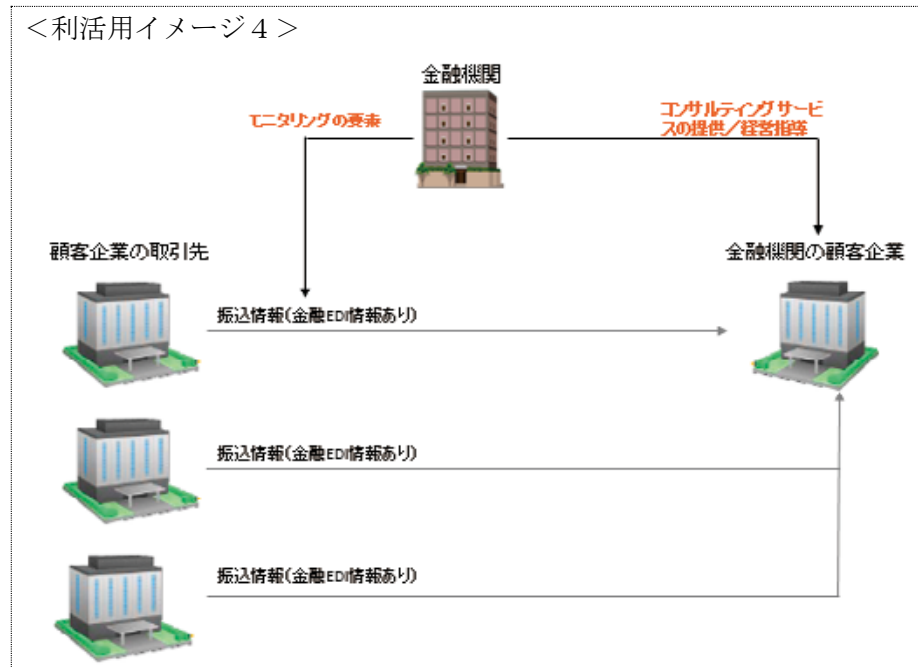
利活用イメージ3は、信用リスク管理の高度化への利活用イメージである。金融 EDI 情報に付帯される請求書番号や支払通知番号および支払金額（明細）を分析することにより、顧客企業の売上の増減や取引先の増減を正確に把握することが可能になり、信用リスク管理の高度化に資することが期待される。後述の「(4) コンサルティングサービスの向上・経営支援の高度化」と合わせて、顧客企業の経営状況を適切に把握することによって、顧客サービスの向上に資することが期待される。



(4) コンサルティングサービスの向上・経営支援の高度化

金融 EDI 情報は顧客企業の商取引に関する情報である。したがって、金融 EDI 情報を利活用することにより、顧客企業の企業活動の状況を、ほぼリアルタイムに把握することが可能になる。

利活用イメージ4はコンサルティングサービスの向上・経営支援の高度化の利活用イメージである。顧客企業の売上の増減や取引先の増減をリアルタイムに把握することが可能になることから、従来、融資取引のなかった顧客企業の新規融資のニーズや既存取引先企業の資金需要等を早期に把握し、時機を得た提案を行うことが期待される。前述の「(3) 信用リスク管理の高度化」と合わせて、顧客企業の状況変化に応じたコンサルティングサービスや適切な経営支援を行うことによって、顧客サービスの向上に資することが期待される。



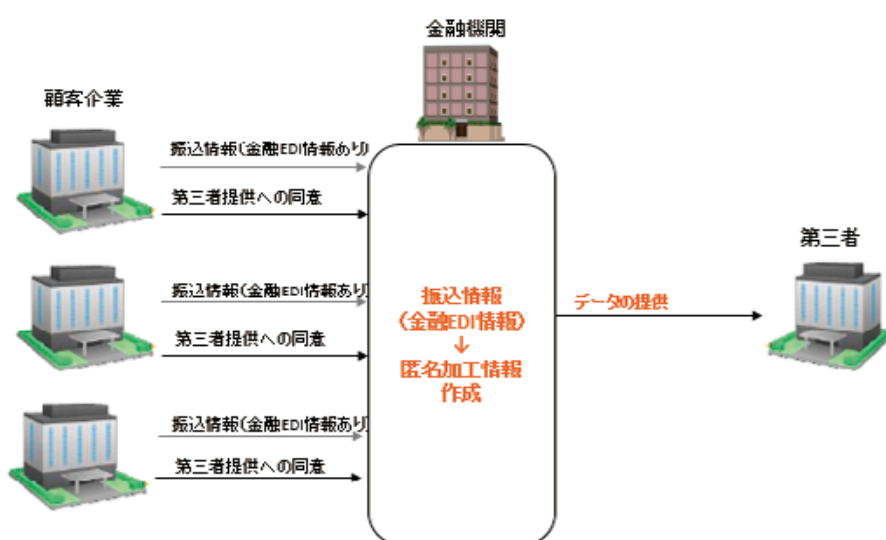
(5) 保有するデータの第三者提供

2019年6月7日に公布された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により改正された銀行法（昭和56年法律第59号）において、付随業務を規定している同法第10条第2項に「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」が追加された。これにより、付随業務として、顧客の同意を得ることで、当該顧客に関する情報を第三者に提供することが可能になった。

利活用イメージ5は、顧客企業の同意を得て金融 EDI 情報を含む振込情報を分析した匿名加工情報を第三者に提供する利活用イメージである。これらの情報を活用することにより、より精緻なマーケット分析やニーズ調査などを行うことが可能になり、金融サービスの向上等に資することが期待される。なお、コンサルティング会社や信用調査会社など、特定業界の景況調査や市場環境調査を行っている企業においてニーズがあることが想定される。

また、前述の「(2) 新しい融資サービスの提供」において整理をしたオンライン型融資サービスの提供に当たり、電代業者と協働することにより、信用リスク管理手法を高度化させ、より安価なオンライン型融資サービスを顧客企業に提供することが可能になる場合が考えられる。このように第三者である電代業者と協働することにより、顧客サービスの向上に資することが期待される。

<利活用イメージ5>



- ・商取引に関する情報を分析することで、顧客企業の業界に関する景況変化、市場環境動向などを分析することが可能になる。
- ・景況変化、市場環境動向を踏まえることで、金融機関の信用リスク管理の高度化に資するとともに、顧客企業においては、より安価な融資サービスを楽しむことができる可能性がある。

Ⅲ. 金融 EDI 情報を利活用した金融サービスを提供するうえで留意すべき事項

1. 顧客同意の必要性に関する留意事項

銀行は判例法上、顧客に対する守秘義務を負っているが、「その根拠が法令によるものではなく、その保護法益や保護されるべき情報の範囲などすべて解釈論に委ねられており、ルールの明確性が高いとはいえない」¹⁵と指摘されており、少なくとも、顧客から同意を得ることにより守秘義務の免除を受けることができると考えられる。

銀行における顧客情報の取扱いをめぐっては、銀行の守秘義務、特に許容される情報利用の範囲について確立した考え方が未だあるわけではないことから、金融 EDI 情報の利用における顧客同意の必要性について検討することは重要である。

(1) 個人情報が含まれる場合の留意事項

原則として金融 EDI は法人間の商取引に関する情報を交換・共有する仕組みである。しかしながら、照会先情報として担当者名、個人事業主の名称などの個人情報が交換・共有される可能性を否定することはできない。

これら個人情報が含まれる場合には、その個人情報部分の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守する必要がある。

ただし、金融サービスの高度化・充実に向けて、金融 EDI 情報として取引先企業の担当者名を利活用する可能性は極めて低いと考えられることから、過度な留意は必要ないと考えられるが、仮に、取引先企業の担当者名や担当者名に紐づけられた情報を利活用するような場合には留意が必要である。

(2) 法人情報を取り扱う場合の留意事項

法人情報の利活用に当たり顧客同意を得るべきか否かの検討に当たっては、以下のような視点（要素）を総合的に検討し、判断する必要がある。

① 誰に関する情報であるかという視点

法人は自己に関する情報について法的な利益または期待があり、自己の情報の取扱いに関してのみ意義がある同意を与えることができる。

このため、「誰に関する金融 EDI 情報」であるかという区分は重要である。

¹⁵ 金融法務研究会第 1 分科会報告書「金融機関の情報利用と守秘義務をめぐる法的問題」
「第 3 章 個人情報保護と守秘義務との関係」37 頁参照。

② 想定される利用について情報の主体が認識・理解しているかという視点

金融 EDI の利用に関し銀行が提供するサービスにおいて合理的に想定される目的（例えば、振込事務の遂行であるとか、法令対応のために金融 EDI 情報を利用するような場合など）で、金融 EDI 情報を利用することについては、自行顧客であっても、他行顧客であっても、金融 EDI を利用することについて、少なくとも黙示的に同意していると考えられる余地がある。

他方、合理的に想定される目的を超えて利用する場合¹⁶（顧客が想定し得ない目的で利用する場合）には、当該利用される情報に係る主体から同意を取得しておくことが社会的受容性の観点から望ましいと考えられる。なお、今後金融 EDI がより広く活用され、顧客の有用性への認知が高まった場合には、社会的受容性の範囲はより広くなると考えられる。

③ 情報の機密性という視点

単なる法人を特定するための情報や口座の有無といった情報と、当該顧客に関する財務内容・主要な取引先情報では、当然に機密性の程度が異なるものと考えられる。

この点、顧客企業との間で、秘密保持契約（NDA：Non-disclosure agreement）を締結しているような場合には、その秘密保持契約の適用範囲について検討が必要である。

なお、仮に秘密保持契約の適用範囲に含まれる場合であっても、当該顧客企業の同意を得て、同意の範囲内で利用するときには、秘密保持義務の違反は生じないものと考えられる。

④ 利用により想定されるメリットとデメリットという視点

金融 EDI 情報の利活用に同意をすることで顧客が得るメリットとデメリットという視点も重要である。

顧客企業にメリットがある目的であれば、社会的受容性の観点から顧客の理解を得られやすいと考えられる。他方、顧客企業にデメリットがある目的である場合には、社会的受容性の観点から、顧客の同意を明示的に取得することがリスクコントロールの方法として望ましいと考

¹⁶ 顧客において合理的に想定される目的の範囲は、確定的に定めることができるようなものではなく、金融 EDI 情報の流通状況、顧客の理解度や社会的環境、すなわち「社会的受容性」により変化するものであり、状況に応じて適切に判断する必要がある。

えられる。

⑤ 社会的受容性という視点

この視点は、金融 EDI 情報の流通状況、顧客の理解度や社会的環境、すなわち「社会的受容性」を踏まえて、前述の「①」～「④」の要素を総合的に勘案し、顧客同意の可否を判断するものである。

(3) 顧客同意の主体（対象顧客の整理）

銀行の守秘義務については、原則として取引先に対して負うものと考えられることから、他行顧客に対しては銀行として守秘義務を負わないという整理も可能であると考え余地はある。しかしながら、他行顧客の立場からすると、自己の情報の利用について同意取得が求められるべきという期待があることが想定される。

この点、振込データに付帯される金融 EDI 情報は、振込依頼人（支払企業）に係る情報と受取人（受取企業）に係る情報に大別される。

前述の「(2) 法人情報を取り扱う場合の留意事項」で検討した要素を総合的に判断した結果、顧客同意を得るべきであると判断した場合において、どの顧客から同意を得るべきか整理したものが下表である。

なお、複数のケースに該当する情報の利用を行う場合、例えば、仕向銀行振込依頼人に係る金融 EDI 情報と受取人に係る金融 EDI 情報とを合わせて利用する場合には、振込依頼人および受取人の双方の同意を得ることが望ましいと考えられる¹⁷。

誰が	誰に係る金融 EDI 情報を利用するか	誰の同意を得るべきか
仕向銀行が	振込依頼人に係る金融 EDI 情報を	振込依頼人の同意
	受取人に係る金融 EDI 情報を	受取人の同意
被仕向銀行が	振込依頼人に係る金融 EDI 情報を	振込依頼人の同意
	受取人に係る金融 EDI 情報を	受取人の同意

¹⁷ 仕向銀行と被仕向銀行が一致する場合（振込依頼人と受取人の取引金融機関が同一金融機関の場合）には、双方から同意を得ることが容易であるということ以外、同意の可否に関する検討結果に影響は与えない。

(4) 顧客同意の取得方法

顧客からの同意を取得する際には、事前に十分な情報開示や説明を行うことにより、リスクをさらに低減させることができると考えられる。また、同意取得の方法としても、「①規約等に情報の利活用に関する条項を数条入れるという方式」よりも、「②情報利用の同意のみを目的とした同意書を取得する方式」の方がよりリスクを低減させることができると考えられる。

前述の「(2) 法人情報を取り扱う場合の留意事項」での検討に当たり、リスクが高いと評価する場合には、「②」の方法を採用することが望ましい。

なお、この顧客同意の取得に関し「顧客同意に係る同意書参考例」(付録 4. 参照)を渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から提示を受けた。あくまで参考例の位置づけであり、すべての金融 EDI 情報の利活用の同意取得に汎用的に利用できるものではないが、検討の一助にさせていただきたい。

2. 金融 EDI の利用促進に関する留意事項

2018 年 12 月に ZEDI が稼働したところ、ZEDI を通じた金融 EDI の利用拡大は緒に就いたばかりであり、金融機関等において金融 EDI の利用促進・周知広報を力強く推進する段階にある。

このような段階において、金融 EDI の利用促進・周知広報に関する留意事項を整理することは、金融機関における金融 EDI 情報の利活用に当たり重要である。

前述のとおり(「1. 4. ZEDI で交換・共有される金融 EDI 情報」参照)、ZEDI を通じて交換・共有される金融 EDI 情報については、産業界側のニーズに応じて個別に定めることが可能であるが、企業間で売掛金の消込作業など経理業務の効率化・生産性向上に有効に活用するためには、予め交換・共有する金融 EDI 情報の内容を定義し、相互運用性を確保することが重要である。

この問題は、金融機関における金融 EDI 情報の利活用に当たっても同様である。すなわち、顧客企業間で交換・共有される金融 EDI 情報が標準フォーマットに依拠しない場合には、結果的に、金融 EDI 情報の意味・定義が不明確になるため、金融サービスの高度化・充実に利活用することが著しく困難になる。

また、仮に標準フォーマットを利用した場合であっても、任意の入力項目が存在することから、金融機関が期待する項目が必ずしも入力されるわけではないことにも留意が必要である。

これらの点については、海外の取組みの先事例が参考となる。海外においては、「データの標準化と構造データ化」を目的として EDI の取組みが進められたことから、データの利活用を円滑に進めるための前提条件がそろいやすい傾向にある。

今後、わが国においても、金融機関において金融 EDI 情報を金融サービスの高度化・充実に有効に利活用するためには、金融 EDI 情報標準に登録されている標準フォーマットの活用を顧客企業に推奨するとともに、可能な限り金融 EDI 項目のすべてを入力するように推奨していく必要がある。

なお、複数の金融 EDI 情報標準が併存し続ける場合には、金融 EDI 情報標準毎に、金融 EDI 情報の抽出・管理・分析を行い、金融サービスの高度化・充実に利活用するためのデータベースやフォーマットに落としこむためのシステム投資が必要となることにも留意が必要である。

3. 金融 EDI の利用促進に関する課題

前述「2. 金融 EDI の利用促進活動に関する留意事項」を踏まえると、金融機関における金融 EDI 情報の利活用の前提として、多くの企業が金融 EDI を利用し、広く一般的に金融 EDI 情報が流通するとともに、金融 EDI 情報標準が整備されることが重要であると考えられる。

しかしながら、少なくとも現時点においては、このような環境が整っていないことから、本研究会は、金融機関における金融 EDI 情報の利活用に向け、金融 EDI の利用促進・周知広報に関し、以下の点が課題であると認識した。

- ・金融 EDI の利用促進に当たり、まずは、商取引の上流に位置する商流 EDI の普及促進が重要であり、中小企業共通 EDI¹⁸や流通 BMS¹⁹など、汎用性が高く、利用企業が多い主要な商流 EDI と連携すること

¹⁸ 中小企業の受注・発注業務の電子化（商流 EDI の導入）に関し発生している多画面・多端末問題などの課題を解決するため制定された、業種やシステム仕様の相違などの垣根を超えてデータ交換するための商流 EDI の標準仕様

(<https://www.edi.itc.or.jp/>参照)。

¹⁹ 「流通ビジネスメッセージ標準 (Business Message Standards)」の略称。主に卸業者・メーカーと小売業者の間の流通サプライチェーンに関する商流 EDI の標準仕様

(<https://www.dsri.jp/ryutsu-bms/>参照)。

- ・金融機関において金融 EDI 情報を利活用するに当たり、金融 EDI 情報の定義が異なる場合には、著しく利活用が困難になることが想定されることから、上記商流 EDI と連携するなど、「金融 EDI 情報標準」に登録された標準フォーマットの利用を推進すること

引き続き、金融 EDI が広く一般的に利用される社会の実現に向けて、金融機関のみならず、関係省庁、産業界といった関係者が一丸となって利用促進、周知広報に取り組んでいただくことを期待する。

IV. 終わりに（金融 EDI 情報の利活用に向けた期待）

売掛金の消込作業の効率化・生産性向上は、20 年以上前からわが国企業を巡る課題であり、銀行をはじめとする金融機関においても、顧客企業の業務効率化・生産性向上に向けて金融 EDI の活用に関する活動を行ってきた。

今般、ZEDI が稼働したことにより、広く中小企業にいたるまで全国津々浦々で金融 EDI を利用できるインフラが実現したところであるが、その利用拡大は緒に就いたばかりである。

従来、顧客企業の資金の流れについては口座の入出金を通じて把握できていた金融機関において、金融 EDI 情報を利活用することは、資金の流れの背景にある顧客企業の商取引の状況を把握することができる重要な契機となる。

金融 EDI 情報は、顧客企業の業務効率化・生産性向上に資するだけでなく、金融機関における金融サービスの高度化・充実にも資すると期待されている。

本研究会としては、本報告書を参考に、各金融機関において金融 EDI の利用促進・周知広報に取り組んでいただくとともに、金融機関における金融 EDI 情報を利活用した金融サービスの高度化・充実の具体化に向けた検討の一助にいただければ幸いである。

付録

1. 研究会開催実績

回数	開催日	テーマ等
第1回	2019年6月6日	・研究会の設置経緯・目的および前提条件等を説明
第2回	7月4日	・金融機関における事例研究
第3回	8月1日	・金融機関以外の事業者における事例研究
第4回	9月5日	・海外の事業者における事例研究
第5回	10月3日	・金融 EDI 情報の利活用における法的論点の研究
第6回	11月7日	・報告書案の検討1
第7回	12月5日	・報告書案の検討2

2. 利用可能と考えられる金融 EDI 情報項目

本文「I. 4. ZEDI で交換・共有される金融 EDI 情報」（6頁）で整理したとおり、本報告書は、「金融 EDI 情報標準制度」に登録されたフォーマット（金融 EDI 情報標準）を利用して交換・共有される金融 EDI 情報の利活用を前提としている。

これら金融 EDI 情報標準のどの金融 EDI 情報項目が利活用可能と考えられるか、整理したものが下表である。金融 EDI 情報を利活用した金融サービスの高度化・充実を図るうえで参考にさせていただきたい。

金融 EDI 情報標準※1	金融 EDI 情報項目※2
・ S-ZEDI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払通知番号 ・ 請求書番号 ・ 支払金額（明細） ・ 金額相殺理由／相殺金額
・ D-ZEDI（売掛消込レイアウト） ²⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書番号 ・ 支払内容 ・ 支払金額
・ D-ZEDI（販売条件・リポートレイアウト） ²¹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約番号／契約番号枝番 ・ 契約件名 ・ 入金金額

※1 建設産業標準 EDI CI-NET については、登録機関において詳細検討中であり、2019年12月時点で金融 EDI 情報項目が公開されていないため省略。

²⁰ 売掛金の消込に利用する場合のレイアウト。

²¹ 小売業における販売条件・リポート（販売促進費、販売助成費、協賛金などの名目で小売業者に支払われるもの）の入金管理に利用する場合のレイアウト。

Z_CEDI(石油化学工業協会)については、2つのデータ区分(「001」および「002」)が登録されている。

「データ区分 001」は、現在の固定長電文の内容を XML 電文に整理したのみであり、利活用可能な金融 EDI 情報が想定しにくいいため省略。

「データ区分 002」は、20 桁の請求書番号情報(繰返し入力可能)が追加されたのみであることから省略。

※2 「備考」欄のような自由記述項目については、入力内容を一律に定義づけることが困難であり将来的な利用可能性は否定できないものの、検討対象外とした。

3. 事例研究紹介

(1) 日本国内における事例研究

ZEDI を通じた金融 EDI の活用は始まったばかりであり、金融 EDI 情報を利活用した金融サービスの先行事例は存在しないことから、金融 EDI 情報に限らず各種データを利活用した新しい金融サービスの先行事例を研究した。

第2回研究会では地方銀行等の金融機関の事例を、第3回研究会では電代業者による金融機関以外の事例を研究した。

① 金融機関の事例研究

地方銀行における電代業者(クラウド会計業者)と連携したオンライン型融資サービスの取組みおよび口座入出金情報を活用した商流把握の取組みについて説明を受け議論を行った。

(ア) オンライン型融資サービスの取組み事例

従来の融資を代替するオルタナティブ融資²²として新しく提供を開始したオンライン型融資サービスの取組みについて説明を受けた。

従来の融資が対面(来店または訪問)、決算書による与信判断を行っていたものを、非対面、決算書に限らない各種データによる与信判断を行う融資形態である。また、与信判断を審査担当者ではなく、審査モデルを用いて行うことで審査等に係る事務コストを極小化することができ、融資額が少額であっても採算を確保することが可能になった。

²² 対面取引、決算書等による審査などを前提とする従来型の融資形態と比べて非対面・決算書等によらない審査などを前提とする融資形態。従来の融資形態を代替するものという意味で「オルタナティブ融資」と表現した。

これらにより、従来、融資取引の対象とならなかった中小企業や個人事業主を対象とすることが可能になり、融資取引の裾野を拡大する効果が得られた。

(イ) 口座入出金情報を活用した商流把握の取組み事例

金融機関は、振込サービス等の金融サービスを通じて顧客企業に係る口座入出金情報を把握している。この口座入出金情報により、振込依頼人名、受取人名、入金額／出金額などの基本的なお金の動きを把握している。

他方で、口座入出金情報からは、取引先企業名を特定することは可能である一方、具体的な商流の内容、例えば、どのような商品をどんな数量・頻度で取引を行っているのか、返品等が発生しているのか否かなど商流情報を把握することは難しいという課題があった。

また、従来の融資において、主に与信判断の材料として利用される決算書については、概ね決算後3か月後に受け取ることになり、恒常的にタイムラグが発生しているという課題がある。

日々、企業活動により変動する口座入出金情報と金融 EDI 情報を組み合わせることで、顧客企業の体温変化を早期に把握するとともにオルタナティブ融資につなげることが考えられる。

② 電子決済等代行業者の事例研究

FinTech の進展により、多くの電代業者がオルタナティブ融資等の金融サービスへの参入を進めている。これら電代業者の取組み事例は、金融機関における各種データの利活用の観点から有益と考えられることから、電代業者2社から説明を受け議論を行った。

金融機関の従来の融資形態では、審査等の事務コストが発生することから、少額・短期の融資に取り組むことが難しいとの指摘を受けた。これら電代業者によるオルタナティブ融資は、金融機関の業務との親和性も高く、金融機関と協働してサービスを提供している事例もある。

クラウド会計サービスを通じて電代業者が取得する会計情報と、金融機関が保有する口座入出金情報などのデータを組み合わせることにより、審査レベルを引き上げることが期待される。

(2) 海外の事例研究

海外の EDI の普及状況および金融サービスへの利活用事例の有無について、NTT データ経営研究所に調査を委託し、第4回研究会において調査結果の報告を受けた。

① 海外の EDI 導入の特徴

欧米では、「データの標準化と構造データ化」を目的として EDI の導入が進められたという特徴があり、受発注業務のオンライン対応・効率化のために EDI の取組みが進められた日本との相違がある。

② 海外の金融 EDI の取組み事例

(ア) 英国の事例

英国では New Payment Architecture : NPA²³ という決済システムの導入を 2020 年に予定しており、送金データに文書・画像を付帯することができるサービスを予定している。

直接的に EDI 情報を交換する仕組みではないが、ISO20022/XML 形式に対応しており、EDI 情報を交換することも可能であると想定される。

NPA を利用することで、主に支払明細を別に取引先企業に送信しているような取引での活用が見込まれている。

タイプ	便益	例
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費、請求書発行、給与支払に便益をもたらす可能性あり ・入金確認の軽減、拡張データの送受信 	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージフィールドを使用して送金明細、税務情報、電子請求書、請求書情報、給与明細、文書へのリンクを取得可能にする
個人顧客	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報をより迅速に入手可能とし、顧客体験を充実させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食代支払、パーソナライズされたメッセージ、領収書詳細、領収書・請求書へのリンクの添付を可能にする
政府組織	<ul style="list-style-type: none"> ・拡張データを使用して給付金支払の詳細または支払ともに効率化させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、住宅手当、ユニバーサルクレジット、議会税、道路税、法人税等の情報の添付を可能にする

²³ <https://www.wearepay.uk/new-payments-architecture-programme/>

(イ) 米国の事例

米国では、The Accredited Standards Committee (ASC) X12²⁴が EDI 標準と XML スキーマの開発・維持を過去 35 年以上にわたり行っている。X12 は、商取引データ（受発注処理・情報送受信・請求書発行・支払・入金確認処理等）の電子交換を合理化・促進する EDI 標準の開発・維持のために定期的な検討会を開催している。320 を超える取引に係る EDI 標準を開発・維持しており、融資など企業間取引のほぼ全ての範囲をカバーしている。

EDI 情報の標準化が進んでいることを背景に、Fed ACH²⁵ (Federal Reserve Banks (Fed) が運営する Automated Clearing House) では、X12 が開発した標準に対応した金融 EDI 情報を付帯して、送信することが可能になっており、企業の業務効率化・自動化に大きく貢献しているものと考えられる。

なお、Fed は、EDI データの可読化や帳簿転記の自動化など、以下のサービスも提供している。

サービス例	便益
決済データ情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・売掛金管理システムと連動して、未収売掛金項目に自動的に転記可能 ・STP 化 (Straight-Through Processing) オプションがあり、時間短縮が可能
送金通知概要レポート	<ul style="list-style-type: none"> ・主な EDI 項目を判読可能な形式に変換し表示 ・未収売掛金との照合が可能
送金通知詳細レポート	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての EDI 項目を判読可能な形式に変換し表示 ・未収売掛金との照合が可能

(ウ) 豪州の事例

豪州では、BPAY 社が提供する Osko サービス²⁶において、送金データに最大 280 文字の EDI 情報を付帯することが可能になっている。

Osko サービスは、24 時間 365 日送金可能なりアルタイムペイメントプラットフォーム (New Payment Platform : NPP) で提供されるサービスであり、NPP を運営・スキーム管理する団体である NPPA において、各種データ標準の開発が進められている。

²⁴ <http://www.x12.org/>

²⁵ <https://frbservices.org/financial-services/ach/index.html>

²⁶ <https://www.bpay.com.au/Member-Financial-Institutions/Osko-by-BPAY.aspx>

(エ) 欧州の事例

欧州では、EBA Clearing が運営するリアルタイムペイメントプラットフォームである RT1²⁷の支払請求サービスのユースケースとして、電子請求書と組み合わせた取引が想定されており、決済が発生しない場合でもデータの送受信が可能な仕組みづくりが検討されている。

また、欧州では、「EU 指令 2014/55」²⁸により、電子請求書について欧州標準を導入することが決定されており、公共調達に係る行政機関に対し、欧州標準の受け入れ期限が設定されている。

行政機関が積極的に電子請求書を受け入れることで、民間企業においても電子請求書の採用等が進むものと期待されている。

③ 海外金融機関の取組み事例

広く海外展開しているグローバルな金融機関では、金融 EDI を含む決済や資金管理の取扱いを中心として、請求書発行等の商取引に係る業務を含めたサービスを提供しており、顧客企業の事務の自動化に貢献しつつ、顧客サービスの高度化・充実を図ってきた。

(ア) バンクオブアメリカの事例

バンクオブアメリカは、主に大企業を対象とした金融 EDI を含む総合的な財務管理サービスを提供しており、グローバルな資金管理を、地域の差を意識せずに単一のフォーマットで管理することを可能としている。

また、同行は、キャッシュ・マネジメント・サービスの一環として決済データを活用しており、AI を活用して送金データを自動管理したり、業務プロセスの効率化・現金予測・取引先企業の行動分析等に活用している。

(イ) シティバンクの事例

シティバンクは、電子請求書の提示・支払等を通じて顧客企業の売掛金管理の合理化と支援を目的とするサービスを提供している。このサービスは、電子請求書の提示、売掛金の回収・消込まで、決済前後を通貫するサービスである。

また、同行では、決済データ等のコンサルティング、M&A 機会への活用等を検討しているが、実用段階には至っていない。

²⁷ <https://www.ebaclearing.eu/services/instant-payments/introduction/>

²⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0055>

4. 顧客同意に係る同意書参考例

以下はあくまで同意書参考例の位置づけであり、すべての金融 EDI 情報の利活用の同意取得に汎用的に利用できるものではない。同意書の内容、同意取得に当たり顧客に提供されるべき内容については、個別取引毎に異なるものと考えられるので留意いただきたい。

(冒頭規定)

●●● (以下「当社」といいます。) は、貴行が提供する【金融 EDI サービス】(以下「金融 EDI サービス」といいます。) の利用を申し込むに際し、以下の条項が適用されることに同意します。

(説明)

- ・振込依頼人(支払企業)の取引銀行(仕向銀行)が同意を取得する場合を想定
- ・下線部は同意書の適用範囲を明確化したもの

(第1条 当社役員等その他関係者による同意取得)

1. 当社は、金融 EDI サービスの利用に関して当社から貴行に対して提供する情報(以下「金融 EDI 情報」といいます。)には、当社自身及び当社の外部委託先自身に関する情報のほか、当社に所属する役員、パートタイマー、当社への出向者(以下「役員等」といいます。)、当社の外部委託先における役員等に関する情報(以下これらの情報を総称して「金融 EDI 関連個人情報」といいます。)が含まれる場合があることを認識しております。当社が、金融 EDI 関連個人情報を貴行に提供するに際しては、当社の役員等及び外部委託先の役員等から個別に同意を得ていることについて貴行に対して表明し、かつ、保証します。また、当社の役員等及び外部委託先の役員等は、当社が本同意書を提出するに際して、金融 EDI 情報に含まれる金融 EDI 関連個人情報が本同意書に記載された利用目的で使用されること、並びに、金融 EDI 関連個人情報が貴行のほか、当社が貴行に対して委託する為替取引の送金先として指定される者(以下「受取先」といいます。)、受取先の取引銀行、【その他●●】※1に対しても提供されることにつき、個別に同意していることについても、貴行に対して表明し、かつ、保証します。
2. 当社は、金融 EDI 情報には、金融 EDI サービスを通じて貴行に提供することとなる当社による支払の受取先【及び受取先の外部委託先】※2に関する情報(以下「受取先関連情報」といいます。)及び当該受取先と当社との取引関連情報(以下「取引関連情報」といいます。)が含まれることを認識しております。受取先関連情報及び取引関連情報を貴行に提供するに際しては、当該受取先から個別に必要な同意を得ていることについて貴行に対して表明し、かつ、保証します。

また、当社は、受取先関連情報には、受取先【及び受取先の外部委託先】※2における役職員等に関する情報が含まれる場合があることを認識しており、この場合には、当社が本同意書を提出するに際して、受取先において、これらの役職員等に関する情報が本同意書に記載された利用目的で使用されることについて個別に必要な同意を取得していること、また、貴行、受取先の取引銀行、【その他●●】※1に対しても提供されることにつき個別に同意を取得していることについても、当社は、貴行に対して表明し、かつ、保証します。

(説明)

- ・下線部※1は個別に第三者提供先が想定される場合には追記。ただし、同意を取得するとはいえ、金融 EDI 取引との関連性に欠ける先に対して、個別に関連するサービスの説明および都度の同意を経ずに提供することは避けることが望ましい
- ・下線部※2は、金融 EDI 情報の中に受取先の外部委託先に関する情報が含まれる場合に挿入

(第2条 金融 EDI 情報の提供・利用等について)

当社は、下記に列挙された金融 EDI 情報が下記に定められたところに従い、第三者に対して提供され、また、各提供先において利用されることを同意します。

(1) 金融 EDI 情報の範囲

金融 EDI 情報の範囲は以下の通りとします。

- ① 法人を特定するための情報：法人の商号、法人番号、代表者名、所在地、電話番号、法人の代表者に関する個人情報等の情報
- ② 取引事実に関する情報：契約日、契約金額、商品名・・・
- ③ ……

(2) 金融 EDI 情報が提供される第三者の範囲

金融 EDI 情報について、貴行のほか、次の者に対して提供されることがありうることに当社が同意します。

- ① 貴行が個別の為替取引を行う場合に想定される被仕向銀行（以下「被仕向銀行」といいます。）
- ② 受取先【及びその外部委託先】
- ③ ……

(3) 各提供先での利用目的

当社は、金融 EDI 情報が各提供先において次の目的で使用されることについて同意します。

- ① 貴行における利用目的
- ② 被仕向銀行における利用目的
- ③ 金融 EDI 情報を支払能力を調査する目的、【●●及び●●のみ】※3に使用

します。

④ 受取先における利用目的

⑤ 【その他】※4

(説明)

・下線部※3は、統計データや匿名加工情報が第三者に提供される場合には、どのような目的で開示・提供されるのか、を記載することが考えられる。

(想定される具体例)

① 「●●のサービスを提供する企業に対し、当該企業が統計情報として活用するため。」

② 「関連会社、提携先企業、その他の第三者に当社の製品・サービスを説明するに際して、必要な範囲で統計情報を提供するため。」

・下線部※4は、その他の提供先が想定されるのであれば各銀行様において追記いただくことを想定。

以上

手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書
(2019 年度)

2020 年 3 月 23 日

事務局：一般社団法人 全国銀行協会

<目次>

1. 序文.....	2
2. 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」の振り返り.....	3
3. 「中間的な目標」に向けた全国手形交換枚数等の状況.....	6
4. 手形・小切手機能の電子化に向けた各当事者の取り組み状況.....	8
5. 企業における小切手の利用用途に関する追加的な調査の結果.....	15
6. その他証券を取り巻く状況.....	18
7. 終わりに（来年度の取り組みに向けて）.....	23
Appendix.....	25

1. 序文

政府の「未来投資戦略 2017」（2017年6月9日閣議決定）において、「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が盛り込まれたことを受け、手形・小切手機能の電子化を推進するための方策の検討を行うことを目的とし、「目標時期を設定して手形・小切手制度の見直しやその電子化を実現することを検討する」として、2017年12月、「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置された。

検討会は、2018年12月に、「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」（以下「検討会報告書」という。）を取りまとめ公表した。検討会報告書においては、「全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」ことが提言された。そのうえで、電子化の状況を定期的にモニタリングすることにより、各種対策の効果を検証し、今後の更なる対策の検討材料とすることとされ、具体的には、全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が事務局となり、適宜、検討会メンバーの協力を得たうえで、「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）を年1回作成し、公表することとされた。

こうした経緯のもと、今般、最初の刊にあたる2019年度の調査報告書を取りまとめたものである。

調査報告書においては、検討会報告書を振り返ったうえで、検討会報告書公表後における全国手形交換枚数等、電子化の状況のモニタリング結果および検討会メンバーにおける手形・小切手機能の電子化に向けた取り組み状況、来年度の取り組み方針を取りまとめた。

今後は、検討会報告書および調査報告書を踏まえ、引き続き、官民が連携し、全面的な電子化を視野に入れつつ、検討会報告書で提言された「5年間で全国手形交換枚数の約6割の電子化」を実現するために、より一層、電子化を推進する取り組みが進められることが期待される。

2. 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」の振り返り

(1) 「電子化推進のための対策」（4つの対策）の振り返り

検討会報告書においては、約束手形については「電子記録債権」が、小切手や国内の為替手形については「エレクトロニックバンキング（以下「EB」という。）による振込」が、電子化の具体的な方法と位置付けられた。そのうえで、約束手形を電子記録債権に切り替えた場合、また、小切手や国内の為替手形をEBによる振込に切り替えた場合に、利用者が享受するメリットを検証した結果、事務負担の削減やリスクの低減につながる事が示された。

また、紙の手形・小切手の利用意向に関する調査を実施したところ、利用を「やめたくない」とする回答が、手形利用者については比較的少なかった（振出：22%、受取：11%）一方、小切手利用者については一定数存在すること（振出：47%、受取：32%）が確認された。回答者の主な理由は下表のとおりである。

【紙の手形・小切手にかかる利用者の利用意向（複数回答可）】

		有効回答数	やめたい理由	やめられない理由	やめたくない理由
手形	振出	230	手形購入代金・印紙代等の負担（47%）	業界の商習慣（61%）	支払サイトを確保したい（62%）
	受取	311	支払いを繰延せずに現金で払って欲しい（60%）	振出側が手形による支払いを希望している（71%）	トータルの費用負担が少額である（52%）
小切手	振出	253	小切手帳購入代金等の負担（42%）	受取側が小切手による支払いを希望している（46%）	振込等と比べて手間がかからない（67%）
	受取	307	訪問や郵送等での受取が面倒（42%）	振出側が小切手による支払いを希望している（65%）	多額の現金の取扱いが不要（59%）

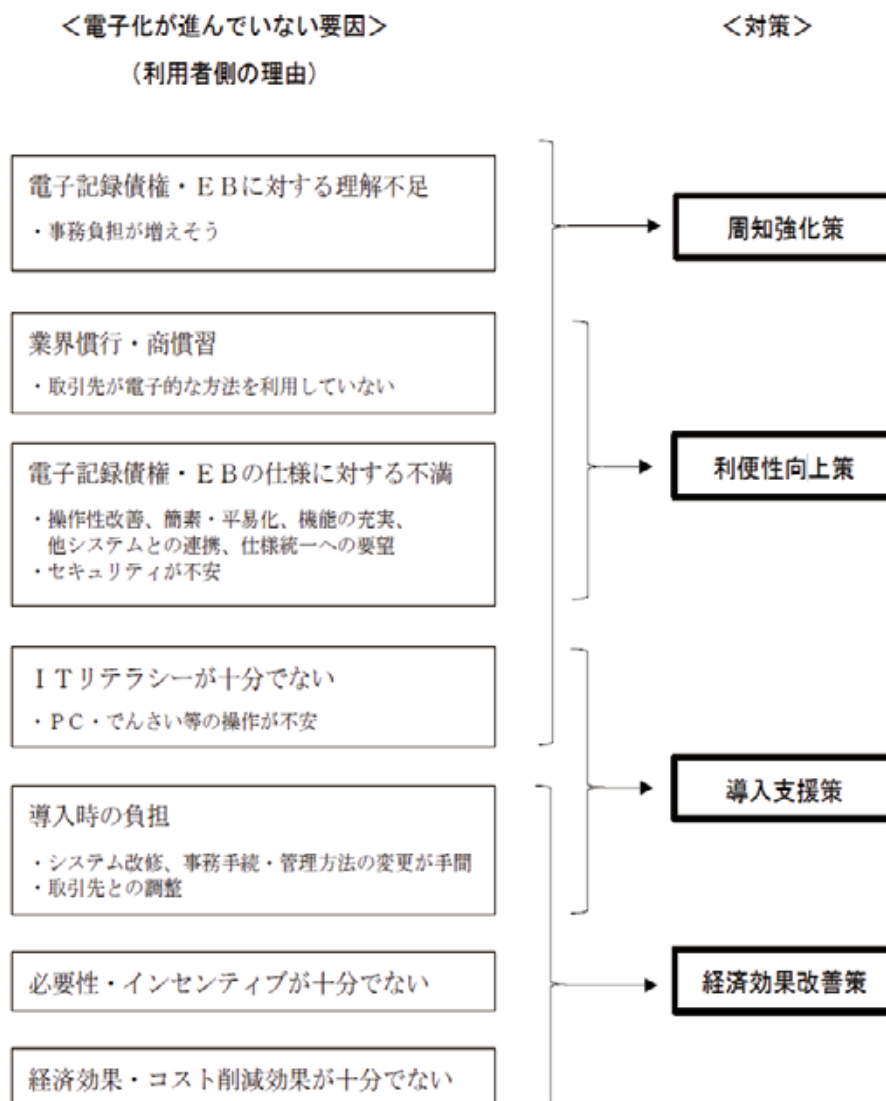
同様に検討会報告書では、全面的な電子化が進んだ場合における利用者全体および金融機関全体のコスト削減効果についても試算した。

試算の結果、利用者全体では、電子的な方法への切替に必要なイニシャルコスト（合計約1,195億円）が発生する一方で、印紙代や人件費の削減を主因として、コスト削減効果（約732億円/年）があると試算された。他方、金融機関全体では、手形・小切手の取扱コストや全国の手形交換所を廃止した場合のコストが削減されるほか、電子化により銀行に支払われる手数料の増収により、損益改善効果（約837億円/年）があると試算された。

なお、利用者単体でのコスト削減効果について、コスト削減効果が見込まれる利用者が存在する一方で、利用状況¹によっては、コストの増加につながり得る利用者が存在することが確認された。

これらの検証結果を踏まえ、電子化が進んでいない要因およびそれらに対する4つの対策を取りまとめた。

【電子化が進んでいない要因と対策】



(検討会報告書 35 頁から引用)

¹ 手形を電子化することによるコスト削減効果は印紙代の要因が大きいため、少額の手形の振り出しが特に多いといった利用状況である場合には、コストの増加につながり得る。また、小切手を電子化することに伴うコストは、振込手数料の要因が大きく、一般的にはEBによる振込手数料の規定額は、小切手の用紙発行手数料よりも高額であるため、小切手の振り出しが特に多いといった利用状況である場合にも、同様にコスト増加につながり得る。

そのうえで、電子化の推進に向けては、関係する各当事者（金融界、産業界、関係省庁等）が、上記の4つの対策を実施することが肝要とされた。4つの対策の具体例は下表のとおりである。

【4つの対策】

対策	具体例
周知強化策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業向け説明会等の内容拡充 ✓ 手形帳・小切手帳の発行時を捉えた案内強化 等
利便性向上策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Fintech企業等との連携も含む機能改善・セキュリティ強化、電子債権記録機関間の電子記録債権の移動 ✓ スマートデバイスによるサービス拡充・同時履行への対応 等
導入支援策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関等による導入支援の充実化・取引先への説明サポート ✓ 会計ソフト等と一体化したサービスの提供 等
経済効果改善策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行手数料等の見直し・キャンペーン実施 ✓ 利用者間（振出側・受取側）での取引条件の見直し 等

(2) 「中間的な目標」と「今後の対応」の振り返り

検討会報告書においては、手形・小切手機能の電子化を推進するにあたり、一定の目標を設定して電子化の状況をモニタリングすることが重要であるとされ、「全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行することを『中間的な目標』として設定し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」ことが提言されたうえで、電子化の状況を定期的にモニタリングすることにより、各種対策の効果を検証し、今後の更なる対策の検討材料とすることとされた。

具体的には、全銀協が事務局となり年1回作成・公表する調査報告書において、電子化状況に関する計測可能な代表的指標として、

- ・全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の推移（2018年対比）
- ・でんさい発生記録請求件数の推移（2018年対比）

をモニタリングするとともに、検討会メンバー等による電子化推進に関する上記「4つの対策」の取り組み状況を確認することとされた。

3. 「中間的な目標」に向けた全国手形交換枚数等の状況

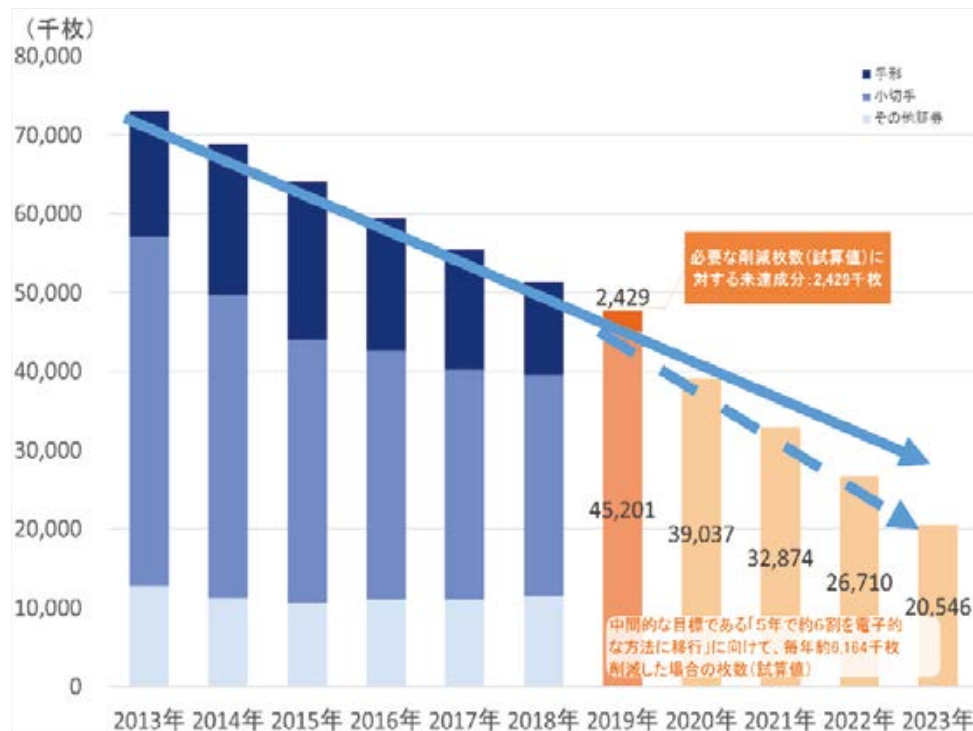
(1) 全国手形交換枚数の推移と状況

前述のとおり、手形・小切手機能の電子化を推進するにあたり、中間的な目標として「5年間で全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行すること」が提言された。

これを受けて、2018年から5年後の2023年までに、上記「中間的な目標」を達成するために必要となる年間削減目標枚数を算出すると、年間平均で約616万枚ずつ削減することが必要である。

2019年中の削減枚数は約374万枚であり、目標（約616万枚）に対する達成度は約6割に留まっており、今後、検討会メンバー等各当事者が創意工夫のうえ取り組みを進めることで、全国手形交換枚数の削減を加速させることが必要である。

【全国手形交換枚数²の推移と今後】



² 全国手形交換枚数における手形・小切手・その他証券の構成比率については、各年3月に東京、大阪、名古屋の手形交換所において手形・小切手・その他証券の種類別調査を行っており、これら3交換所での種類別調査の比率が全国手形交換枚数においても同様であるものと推計している。

2018年3月における手形・小切手・その他証券の構成比率は、概ねそれぞれ2割・6割・2割である。これを踏まえると、全体の約6割を占める「小切手機能の電子化」が全国手形交換枚数の削減を進めるうえで特に重要であるものと考えられる。

なお、現在は、東京・大阪・名古屋における種類別調査³は毎年3月の年1回であるが、よりきめ細かな状況把握のために、集計頻度を高めることが課題である。この課題については、今後、全銀協において検討する。

(2) でんさい発生記録請求件数の推移と状況

約束手形の具体的な電子化の方法として「電子記録債権」が位置付けられていることから、「でんさい発生記録請求件数」は、「全国手形交換枚数」を構成する手形機能の電子化の状況を計測する指標となる。

「でんさい発生記録請求件数」は、2013年のサービス開始以降、毎年増加しているものの、前年対比増加件数は毎年50万件前後と、2015年以降頭打ちの状況である。2019年は前年対比49万件の増加であった。

【でんさいの発生記録請求件数と前年対比増加件数】



³ 種類別調査については、6頁の注釈「2」参照。

4. 手形・小切手機能の電子化に向けた各当事者の取り組み状況

(1) 全銀協の取り組み

全銀協では、全国手形交換枚数の約6割を占める小切手機能の電子化に焦点をあてて、以下の取り組みを行った。

① 小切手帳発行時の案内リーフレットの作成

検討会報告書において、手形・小切手機能の電子化推進に係る「周知強化策」として、「手形・小切手の利用者に対し直接アプローチする方法として、手形帳・小切手帳の発行依頼受付時や交付時に、電子的な方法の存在や、そのメリット、導入方法等をチラシなどを用いて具体的に案内する」取り組みが例示されている。

これを踏まえ、全銀協は、金融機関が小切手利用企業に電子的な方法（インターネットバンキング（IB）による振込等）を案内する際に活用できるリーフレット⁴を作成して金融機関にその電子データを配付した。また、全銀協の会員銀行を対象に、同リーフレットの紙媒体の一括調製を実施し、37行に対し合計約26万枚を配付した。

会員銀行における本リーフレットの活用状況およびその効果は、全銀協において検証中である。

② アンケート調査の実施

企業における小切手の利用用途の把握および金融機関の取り組み状況のモニタリングのため、全銀協において、以下の2つのアンケート調査を実施した。

	企業へのアンケート	金融機関へのアンケート
調査期間	✓ 2019年5月～7月	✓ 2019年9月～10月
対象	✓ でんさいネットが開催した企業向けセミナーへの参加企業	✓ 金融機関
目的	✓ セミナーへの参加企業の小切手の利用枚数・金額およびその用途の調査	✓ 検討会報告書に記載された4つの対策（周知強化策、利便性向上策、導入支援策、経済効果改善策）の取り組み状況のモニタリング
結果	✓ アンケート結果を踏まえた今後の対応は「5.」参照 ⁵	✓ 効果的と思われる取り組みは「4. (3)」参照

⁴ リーフレットについては、Appendix 1 参照。

⁵ アンケート調査の結果については、Appendix 2 参照。

なお、金融機関へのアンケートを今後も定期的実施することにより、金融機関の取り組み状況をモニタリングするとともに、アンケート結果を還元することで会員銀行の取り組みを促していく。

(2) でんさいネットの取り組み

でんさいネットでは、検討会報告書を踏まえ、全国手形交換枚数の約2割を占める手形機能の電子化に焦点をあてて、以下の取り組みを行った。

① でんさい導入支援ツールの提供

✓ 案内チラシの作成および参加金融機関への提供

参加金融機関の行員が手形利用者にてんさいへの移行を直接促す際に利用可能なツールとして、案内チラシ⁶（支払利用編・受取利用編）を下表のとおり作成し、参加金融機関に提供した。

	支払利用編	受取利用編
ターゲット	✓ 手形帳購入企業（資金支払企業）の IT に不慣れな経理担当者	✓ 手形受取（取立）企業の IT に不慣れな経理担当者
想定利用シーン	✓ 参加金融機関の営業店において、手形帳の発行依頼の受付や交付時にでんさいへの移行を提案	✓ 手形取立・割引の利用がある企業へでんさいでの受取を提案 ✓ でんさい支払の切替率向上を目指す企業向けに、取引先への案内ツールとして提示
参加金融機関への提供数	✓ 381 金融機関 27.8 万部	✓ 427 金融機関 27.6 万部

✓ でんさい導入に向けたツールの提供

参加金融機関がでんさい未導入企業に対し、でんさいの利用を促すためのツールとして、以下の2種類のツールを作成した（当該ツールはでんさいネットのウェブサイトに掲載されており、企業自らがでんさい導入に係るコストを試算または導入フロー等を確認することも可能）。

	コスト試算シミュレーションツール	導入フロー・導入チェックリスト
概要	✓ 手形枚数のみの入力で試算可能な「簡易版」 ✓ お客さまの利用状況等をヒアリングのうえ試算する「詳細版」	✓ でんさいネットのウェブサイトに企業が利用開始までに実施すべき事項を簡易に把握、チェックできる環境を掲載
効果	✓ 手形からでんさいに移行した場合のコスト削減効果の可視化	✓ でんさい未導入企業への案内方法の増加（これまでは案内の機会がセミナー等に限られていた）

⁶ チラシについては、Appendix 1 参照。

② 金融機関による推進活動およびセミナー等による普及促進活動

金融機関による取り組みのサポートおよびでんさいに関心のある企業への直接のアプローチを目的として以下の取り組みを実施した。

	施策の内容	今年度の実績
でんさい推進強化月間の設定・実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ でんさいネットは、全銀協の「経理関連業務の電子化推進強化月間」のテーマの一つとして、2019年11月の1か月間を「でんさい推進強化月間」として設定 ✓ 該当期間は、でんさいを導入したい企業の取引先も含めてでんさいのニーズを喚起する取り組みを実施。これは、「取引先がでんさいを導入していない」という理由で、でんさいの導入を断念する企業が多い現状を踏まえた取り組み ✓ 具体的には、手形帳購入企業など、でんさいの支払い利用がより見込まれる企業（推進対象先）に対して、参加金融機関から案内チラシ等の推進ツールを用いてでんさいの利用を促す取り組みであり、でんさいネットにおいては、参加金融機関の活動をサポートするため、希望する参加金融機関に対して、推進対象先リストや案内チラシ等の推進ツールを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 305金融機関が参画し、計74,717社に対してアプローチ
セミナー等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ でんさいの利用に関心がある企業に対し直接アプローチする取り組みとして、前年度に引き続き全国各地で企業向けセミナー（「全国キャラバン2019」）を開催し、でんさいの基本的な仕組みや普及状況、操作方法等について説明 ✓ セミナーへの参加企業の小切手の利用枚数・金額およびその用途を調査 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国22都市で合計34回開催 ✓ 2,356名が参加
納入企業向け説明会への講師派遣	<ul style="list-style-type: none"> ✓ でんさいを既に利用しているまたは利用予定の企業における、手形からでんさいへの移行率向上を目的として、取引先への説明会等への講師派遣も実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 合計6回、取引先105社に説明

本項および上記「4. (2) ①」の結果、でんさいネット参加金融機関による企業への積極的なアプローチが行われた。アプローチ先の一部からでんさいの利用ニーズが確認できたほか、セミナー参加企業のうち一定の企業がでんさいの利用を新たに開始する等、でんさい発生記録請求件数の増加に寄与したと考えられる。

一方で、上記「3. (2)」にあるとおり、2019年のでんさい発生記録請求件数は約316万件（前年対比約49万件的増加）であり、増加ペースは頭打ちの状況にある。また、下表のとおり、国内企業数の多い中小企業において、発生記録請求件数の増加につなげるための前提となるでんさいの契約率が依然として低いことから、これをいかにして引き上げるかが課題である。

【でんさい契約率】

規模 ⁷	でんさい利用者数 (2018年9月末時点)	国内企業数	でんさいの契約率
大企業	3,488	5,784	60.3%
中堅企業	11,983	22,711	52.8%
中小企業	408,687	1,547,869	26.4%

(3) 各金融機関の取り組み

「4. (1) ②」で述べたとおり、検討会報告書に記載された4つの対策（周知強化策、利便性向上策、導入支援策、経済効果改善策）について、全銀協が金融機関にこれまでの取り組み状況を確認したところ、業態ごとに下表の特徴がみられた。

業態	特徴
都市銀行 地方銀行 第二地方銀行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今年度の全銀協（「4. (1)」参照）やでんさいネット（「4. (2)」参照）が提供しているツールや説明会等の機会をもとに、各金融機関が具体的に取り組みを実施 ✓ 検討会報告書で例示された「4つの対策」をもとに、各金融機関が独自に取り組みを実施
信用金庫 信用組合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ でんさいネットの取り組みをもとに、手形の電子化推進を中心に取り組みを実施している。ただし、銀行に比べると取り組みを実施している信用金庫、信用組合は一部に限られている。信用金庫、信用組合は、多くの中小企業が取引先になっていることから、今後、取り組みの強化・加速が期待される
一部系統金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 手形・小切手の取扱量によって、取り組みに差がある ✓ ただし、一定量の取り扱いのある金融機関は、「4つの対策」をもとに、EB普及に向けた取り組みを中心に実施
信託銀行 外国銀行 ネット銀行等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 手形・小切手の取扱いがほとんどないため、取り組みを実施していない

また、一部の金融機関は、手形・小切手機能の電子化の推進に向けて、積極的に独自の取り組みを実施している。具体的な取り組みは、手形からでんさい、小切手からEBによる振込、その両方に共通する取り組みの3種があり、詳細は下表のとおりである。これらの取り組みを参考に、各金融機関が創意工夫のうえ、取り組みを進めていくことが望ましい。

⁷ 企業規模は、大企業-資本金10億円以上、中堅企業-1億円以上10億円未満、中小企業-1億円以下で区分。

【手形機能の電子化に関する取り組み事例】

報告書で挙げられた対策		各金融機関における取り組み事例
周知強化策	企業向け説明会等の内容拡充	✓ でんさいに関する説明会を開催 ① 単独およびでんさいネットと共催による説明会 ② 利用企業を講師に招き、事例紹介等を講演 ③ 業界団体（建設業団体・茶業団体等）への説明会
	その他	✓ でんさいの利用者増加に向け、営業店の業績評価へ反映
利便性向上策	機能・サービスの改善	✓ でんさいに関する以下の機能開発を実施 ① 電子債権記録機関間の電子記録債権の移動 ② 手数料差し引き機能 ③ でんさいファクタリング ④ でんさいの一括ファクタリングで、でんさいの回し譲渡を可能とする機能
	その他	✓ でんさいについて、申込みを合理化（ペーパーレス化、省力化）し、利用開始までのリードタイムを短縮化
導入支援策	導入支援の充実化	✓ 自行の行員向けに、でんさいに関する研修を開催し、行員のでんさい推進力を強化 ✓ でんさい導入予定企業がでんさい導入を取引先へ案内を行う際に、各種提案ツール（商品概要説明資料、導入までの工程表、案内文雛形等）を用意し、取引先への円滑な案内と導入推進を実施。案内文送付先より問い合わせがあった場合は本部専門チームが個別に訪問
	取引先への案内・説明サポートの拡充	✓ でんさい専門の照会窓口を外部に設置

【小切手機能の電子化に関する取り組み事例】

報告書で挙げられた対策		各金融機関における取り組み事例
周知強化策	企業向け説明会等の内容拡充	<ul style="list-style-type: none"> ✓ EBのセキュリティ対策に特化したセミナーを開催
利便性向上策	機能・サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能を絞り込み、手数料も安価なEBの提供を開始 ✓ EBについて、電話照会窓口寄せられた意見等をもとに以下を始めとした機能を追加 <ul style="list-style-type: none"> ① 給振・総振の口座確認が便利となる一括口座確認サービス ② 全銀EDIシステム（ZEDI） ③ 銀行振込の24時間365日化 ④ 国税・地方税のダイレクト納付のシステムへの対応
	安全性・安心感の向上	<ul style="list-style-type: none"> ✓ EBについて、以下を始めとしたセキュリティ対策を充実化 <ul style="list-style-type: none"> ① 電子証明書 ② HWトークン ③ カメラ付きトークン ④ OTP（トランザクション認証） ⑤ 無償でセキュリティソフトの提供 ⑥ スマートフォン認証 ⑦ リスクベース認証 ⑧ ログイン緊急停止機能の提供 ⑨ 不正取引検知・拒否サービスの提供 ⑩ 不正送金被害発生時の補償制度を構築
	スマートデバイスによるサービス拡充、同時履行への対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人EBのスマートフォン（アプリの作成含む）・タブレットへの対応
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ウェブサイトからのEB仮申込受付サービスの開始
導入支援策	導入支援の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自行内で階層別研修を実施し、営業店の行員のEB商品知識を向上。本部推進渉外チームにより導入支援を行い、ソフトウェアのインストールはセットアップ要員を派遣 ✓ EBサービスの提案・導入サポートを専門に行う関連会社による導入支援。自行取引先の取引先への案内サポートにも対応
	取引先への案内・説明サポートの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「リモート・オペレーター」導入によるEB説明サポートを実施
	会計ソフト等と一体化したサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ✓ クラウド会計事業者とのAPI連携に対応。銀行口座と連携することで入金情報を自動取得し、勘定科目の自動仕訳や経理データの作成を行うことが可能
	経済効果改善策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ EBによる振込手数料を店頭窓口での振込に比べ、安価に設定 ✓ 法人EBでの振込手数料に受取人負担システムを導入

【手形・小切手双方に共通する取り組み事例】

報告書で挙げられた対策		各金融機関における取り組み事例
周知強化策	手形帳・小切手帳の発行時を捉えた案内強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ でんさいネットの案内チラシを自行で調製。法人 EB の案内チラシと一体化し、記載内容を拡充
利便性向上策	機能・サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電話照会窓口（ヘルプデスク）を設置し、導入・利用等に係る各種照会に対応 ✓ 誰でも操作が可能な簡易画面を提供 ✓ 取扱時間・照会可能時間を延長 ✓ 新 OS・ブラウザへの対応を OS・ブラウザのリリースにあわせて実施
導入支援策	取引先への案内・説明サポートの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 手形・小切手の取扱いが一定以上の企業および EB ニーズの高い企業に、EB 推進チームと営業店が帯同訪問し、EB の紹介から導入・操作方法をサポート ✓ 手形・小切手の取扱いが一定以上の企業を抽出したリストを本部から各営業店へ送付し、営業店の活動をサポート
	電子化に係る広告・宣伝の実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自行のウェブサイトで、でんさいおよび EB を紹介
経済効果改善策		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種銀行手数料等の見直し ✓ お客さま間の取引条件に関して、ビジネスマッチング等の仲介の機会を通じて、決済手段の電子化に伴う双方のコスト削減効果についての理解を求めていく取り組みを検討中 ✓ でんさいや EB の基本手数料の一定期間無料キャンペーンを実施

5. 企業における小切手の利用用途に関する追加的な調査の結果

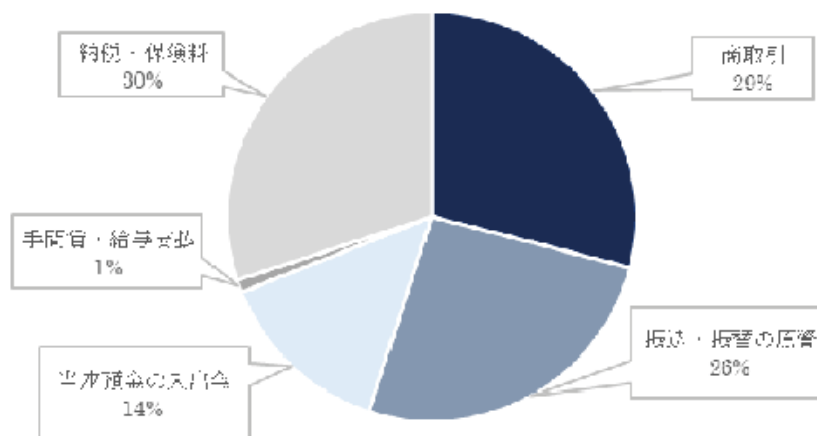
(1) でんさいネット主催による企業向けセミナーにおける調査結果

小切手は、全国手形交換枚数の約6割を占めており、電子化を進めるためには小切手を削減することが最も重要かつ効果的である。

このため、全銀協は、小切手の利用用途と利用実態を把握するため、「4. (1) ②」のとおり、でんさいネット主催による企業向けセミナー（「全国キャラバン2019」）でアンケート等を実施した。

その結果、普通の商取引での利用や、納税等のための当座預金からの出金を目的とした利用が大半であることが判明した。

【小切手の利用用途⁸（有効回答 650）】



いずれの用途も概ね「EBによる振込」に代替可能⁹と考えられるが、でんさいネット主催の企業向けセミナーに参加した企業の業種が、製造業、卸売業、建設業が中心であり、業種に偏りがあったことから、この調査だけで小切手機能の電子化に向けた障害がないと断言することは難しい。

したがって、業種に偏りなく小切手の利用用途を把握するため、現在、会員銀行を対象に新たな調査を実施中である。

⁸ 納税・保険料の支払等に用いられる小切手は、お客さまの取引先銀行（発行銀行）の店頭を持ち込まれることから、手形交換所には持ち込まれず、その多くが全国手形交換枚数に含まれないことが想定される。

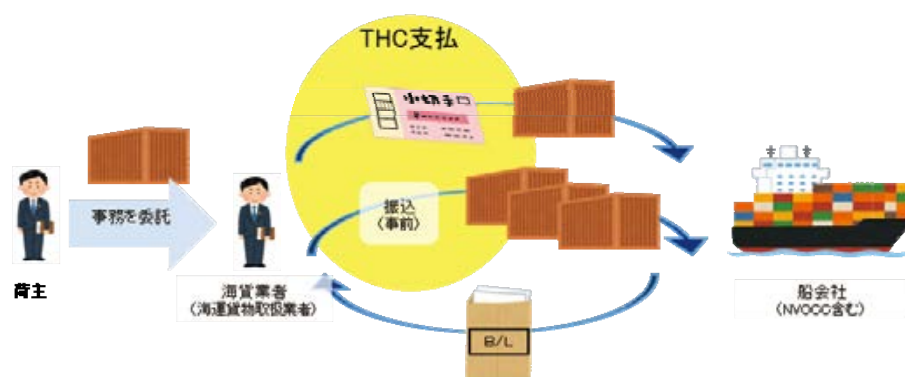
⁹ 小切手を納税に利用している場合、申告税については、e-Tax や eLTAX により代替可能である一方、賦課課税の多くについては、eLTAX で取扱うことができないため、引き続き関係者と協議が必要である。

(2) THCの支払における小切手の利用

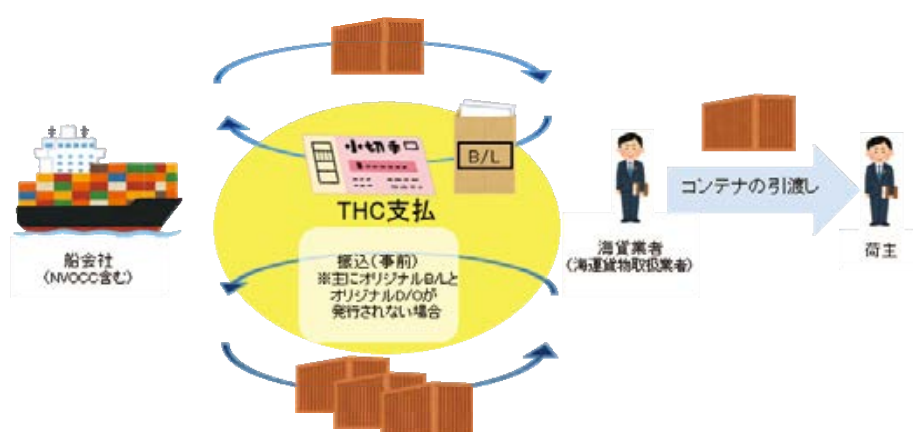
前記「5. (1)」の新たな調査を実施するにあたり、いくつかの個別会員銀行を対象に予備的な調査を実施したところ、小切手の利用用途で上位を占めるのは、船会社のTHC¹⁰に対する支払であることが判明した。

THCは、輸出・輸入ともに、荷主からの委託を受け、海運貨物取扱業者（以下「海貨業者」という。）が船会社（NVOCC¹¹を含む。）に対して支払を行っている。支払の方法は、主に振込¹²か小切手によるが、小切手払いの場合には、B/L（船荷証券）1件に記載されているコンテナ本数分のTHCに対して小切手1枚が振り出される。ただし、複数B/Lが発行されている（される）場合には、まとめて小切手1枚で支払うケースもある。

【積港（輸出）での流れ】



【揚港（輸入）での流れ】



¹⁰ TERMINAL HANDLING CHARGE の略。港に到着したコンテナをコンテナヤードの所定の位置まで運ぶために発生した費用などのコストの一部を船会社が荷主に課金する料金のこと。積港と揚港の両方で発生する。

¹¹ Non Vessel Operating Common Carrier の略。非船舶運航一般輸送人。

¹² THCは、主にオリジナルB/L等の書類がない場合に振込で支払われる。

THCについては、本来は荷主が支払うべき性質のものであるが、海貨業者等が荷主を代行して THC を立替払いしていることから、港湾運送事業を営む企業が小切手帳発行冊数の上位を占めたものとする。

このため、事務局において THC の決済について基礎的な調査を行い、上図のとおり積港（輸出）・揚港（輸入）における流れを整理した。ただし、上図はあくまで数多くある事例の 1 つであり、海貨業者の規模、港湾の地域により、状況は異なる点に留意する必要がある。

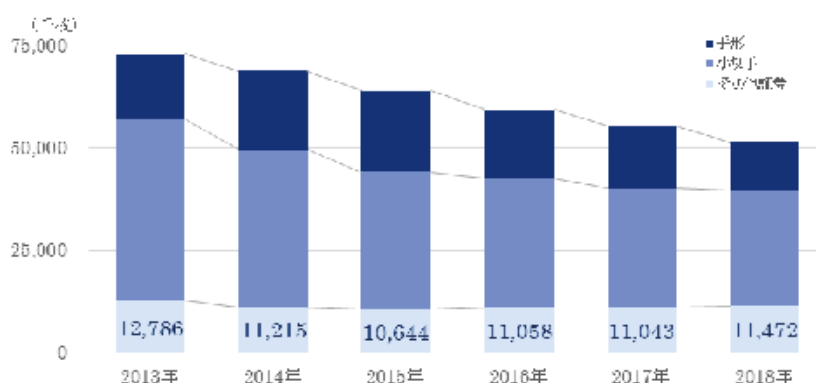
小切手による THC の支払については、船会社、荷主をはじめ、海貨業者、ターミナルオペレーター等多岐にわたる関係者に係る問題である。また、THC 以外のその他のチャージの小切手による支払を含めて、関係者の状況把握に努め、そのうえで、例えば振込への移行、さらに THC に係る消込まで視野に入れて全銀 EDI システムの利用を伴う振込への移行を代替手段とすることが考えられることから、来年度以降、引き続き検討する。

6. その他証券を取り巻く状況

その他証券は、全国手形交換枚数の約2割を占めており、手形・小切手機能の電子化を推進するうえでは無視できない割合となっている。

また、下表のとおり、2013年から2018年の6年間、全国手形交換枚数は約3割の削減傾向にある一方で、その他証券は減少しておらず、全国手形交換枚数に占める割合は年々増加している。

【全国手形交換枚数におけるその他証券】



その他証券の多くは定額小為替証券と配当金領収証が占めていることから、関係者にこれらの概況を確認したうえで、電子化に向けた対応について意見交換を行った。

その結果、以下のとおり、定額小為替証券、配当金領収証のいずれも一定のニーズがあり、現時点では電子化に向けた有効な代替手段や取り組みはないことから、引き続き、関係者と議論を行っていくこととする。

(1) 定額小為替証券

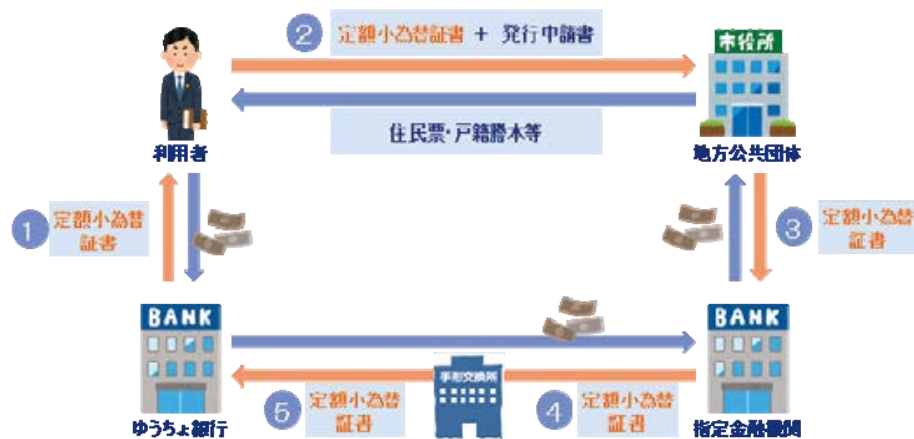
① 定額小為替証券の概要（用途・決済方法と取扱件数）

定額小為替証券は、比較的少額の現金を証券¹³に換えて送付する送金手段であり、ゆうちょ銀行が発行している。

¹³ 同証券には、50円、100円、150円、200円、250円、300円、350円、400円、450円、500円、750円および1,000円の12種類の券種がある。料金は、いずれの券種も1枚につき100円（税込、2020年3月23日時点）。

主な用途は、地方公共団体（市区町村。以下「地公体」という。）から戸籍謄本および住民票等（以下「戸籍謄本等」という。）の写しを郵送により発行を受ける際の、発行手数料の支払手段である（その他の主な支払手段は現金書留）。この場合、定額小為替証書の利用者は、戸籍謄本等の発行を受けるために地公体に発行申請書等を提出する際に、発行手数料と同額になるように定額小為替証書を同封して送付している。

【定額小為替証書を利用した住民票や戸籍謄本等の発行の流れ¹⁴】



その他にも、少額の現金を振込以外の方法でやりとりする際の支払手段として、定額小為替証書が用いられている。

定額小為替証書を受け取った場合には、それをゆうちょ銀行の店頭で呈示するか、ゆうちょ銀行以外の金融機関（例えば、地公体であれば当該地公体の指定金融機関）にゆうちょ銀行への取立を依頼することにより、現金化することができる。後者の場合には金融機関とゆうちょ銀行との間で資金決済を行う必要があり、この資金決済には、手形交換所を通じた交換決済が利用されている。

全国手形交換枚数のうち定額小為替証書の取扱枚数（2018年度）は、約587万枚¹⁵である（ゆうちょ銀行調べ）。

¹⁴ 利用者が地公体に提出する発行申請書に定額小為替証書が同封されているため、地公体にとっては、誰がどの目的でその資金を払ったかの消込が容易であり、定額小為替証書の受領を確認したうえで戸籍謄本等を発送できる（手数料が支払われないリスクを回避できること）。また、利用者にとっては、発行申請書に定額小為替証書を同封するので、申請と支払を同時に行うことができるとともに、振込よりも安いコストで利用できる。

¹⁵ 詳細については、Appendix 4 参照。

② 電子化に向けての対応

上記のとおり、定額小為替証書は主に地公体における戸籍謄本等の発行手数料の支払手段として定着している。

今後、わが国におけるキャッシュレス社会の実現や、地公体のデジタル化の進展により、電子化のハードルが低減することが期待されることから、関係者（地公体、指定金融機関、総務省等）とも十分に議論を重ねながら、取り得る代替手段について引き続き検討する。

(2) 配当金領収証

① 配当金領収証の概要（用途・決済方法と取扱件数）

株式配当金（以下「配当金」という。）の支払方法には、下表の3種類の方法が存在する。

配当金の支払方法	支払方法名	具体的な受取方法
証券口座への振込	✓ 株式数比例配分方式	✓ 全ての銘柄について、証券会社の口座を通じて配当金を受け取る方法
指定された銀行口座への振込	✓ 登録配当金受領口座方式	✓ 全ての銘柄について、あらかじめ指定した1つの金融機関の預金口座で配当金を受け取る方法
	✓ 個別銘柄指定方式	✓ 銘柄ごとに、あらかじめ指定した金融機関の預金口座で配当金を受け取る方法
金融機関の店頭での現金払い	✓ 配当金領収証方式	✓ 金融機関で配当金領収証と引き換えに配当金を受け取る方法

配当金領収証は金融機関の店頭での現金払い（配当金領収証方式）において用いられる証券である。配当金領収証は、企業（株式会社）が株主名簿にもとづき株主に対して発行している。また、金融機関は、株主から店頭を持ち込まれた配当金領収証の内容（金額、支払期限等）を確認のうえ、配当金を支払う。

そのうえで、配当金を支払った金融機関は、企業（株式会社）から配当金の支払事務を受託した金融機関¹⁶から、株主に支払った配当金の代り金を受け取っているが、この資金決済には、手形交換所を通じた交換決済が利用されている。全国手形交換枚数のうち、配当金領収証の取扱枚数（2018年度）は、約111万枚¹⁷である（ゆうちょ銀行調べ）。

¹⁶ 多くの上場企業においては、ゆうちょ銀行が指定されている。

¹⁷ 詳細については、Appendix 4 参照。

【配当金領収証を利用した配当金の支払の流れ】



② 電子化に向けての対応

配当金領収証の電子化に向けては、これまでに関係者が、金融機関の店頭での現金払い（配当金領収証方式）から証券口座への振込（株式数比例配分方式）や指定された銀行口座への振込（個別銘柄指定方式、登録配当金受領口座方式）への移行の実現に向けて、取り組みを行ってきた。

具体的には、各信託銀行が、発行企業からの依頼を受けて、株主への書類の送付時に、併せて配当金振込指定書や案内文書等の周知物を送付し、振込への移行を促す活動を続けてきた。

しかし、全銀協が全国株懇連合会や信託協会へヒアリングしたところ、次の理由から、短期間で、振込への移行により配当金領収証の削減の見通しを立てることは難しい状況にあることが確認できた。

阻害要因	説明
現金での受け取りニーズの存在	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主の中には、振込ではなく、金融機関の店頭で現金で受け取り、配当金を手にした実感を得たいといったニーズが一定程度ある模様 ✓ このニーズは、一定の世代以上の層において強く存在すると考えられることから、長い目で見れば、このニーズは減ることが期待される
インセンティブの不在	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主にとって、配当金領収証での受け取りから、振込での受け取りに移行することに現在大きなメリットが存在しない ✓ NISA 制度の開始に伴い、配当金の証券口座への振込による受け取りが大きく増加¹⁸したことを参考に、同様に配当金領収証から振込への移行により株主側にメリットが生じる場合は電子化が推進されることが予測される

このように、短期間で、振込への移行や配当金領収証の大幅な削減の見通しを立てることは難しい状況にある。したがって、今後も、配当金領収証を株主に送付する際に振込への移行を呼びかける周知広報物を同封するなど、地道で粘り強い働きかけを継続していくことが重要と考えられる。

¹⁸ NISA 制度利用時の配当金の受け取りは、証券会社の特定口座への振込の場合は非課税である。

なお、近年は若年層が株式投資を開始するにあたっては、インターネット
専業の証券会社を選択するケースが多い傾向にある。こうした証券会社では、
配当金の受け取り方法として、証券口座への振込が基本的な取扱いとなっ
ていることから、長期的には、配当金領収証の削減に寄与する可能性がある。

7. 終わりに(来年度の取り組みに向けて)

検討会報告書で提言されている「5年間で全国手形交換枚数の約6割が電子的な方法に移行する」という中間的な目標の達成に向け、今年度は、金融界（各金融機関、全銀協、でんさいネット）において、これまで述べてきたような取り組みを推進してきた。しかし、これらの取り組みが、目標達成に向けた、十分な取り組みであったかという点、そうではない。

これを踏まえると、目標達成に向けては、金融界の取り組みだけでは不十分であり、検討会報告書で標榜しているとおり、産業界、関係省庁等を含め、国民が一体となったオールジャパンでの取り組みが不可欠である。

来年度以降は、金融界、産業界、関係省庁等の各当事者が、検討会報告書および本調査報告書の内容を踏まえ、両報告書で例示したものに限らず、創意工夫のうえ電子化推進に関する取り組みをさらに進めていくことが望まれる。

なお、金融界としては、今年度の取り組みから見えた課題を踏まえ、手形、小切手およびその他証券ごとに以下の取り組みを実施することにより、さらなる電子化の推進を図る。

(1) 手形機能の電子化

手形の移行先である「でんさい」については、でんさいネットが今年度の取り組みから見えた課題および検討会報告書に掲げられた4つの対策を踏まえて、下表のとおり、従来からの取り組みを転換・強化する。

テーマ	今年度の取り組みから見えた課題等	具体的な取り組み内容
オンライン 施策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従来の施策ではアプローチできる企業数が限られる ✓ 特に、国内企業数の多い中小企業へのアプローチが不十分であり、でんさい契約率も低い 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 効率的・網羅的にアプローチできるよう、ウェブサイトの充実化等の「オンライン施策」を強化 ✓ また、推進強化月間やセミナーのターゲットを明確化し、効率的・集中的に展開
でんさいの 機能・サービス面の改善	<ul style="list-style-type: none"> ✓ でんさいの実利用をさらに促すためには、企業から寄せられた機能・サービスの改善が引き続き必要 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ さらなる検討を深化させるために追加調査等を実施し、具体的な対応を検討 ✓ 企業が支払う手数料等の観点からも、でんさい利用の増加を促すための施策を検討・実施

(2) 小切手機能の電子化

小切手の移行先は「EBによる振込」であることから、小切手機能の電子化を推進するためには、各金融機関による積極的な取り組みが特に重要である。全銀協は、各金融機関の取り組みを支援するために以下の取り組みを実施する。

テーマ	今年度の取り組みから見えた課題等	具体的な取り組み内容
小切手の代替手段および電子化推進策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今年度、いくつかの個別会員銀行が小切手帳の販売先となる業界を調査したところ、港湾運送事業において多数の小切手が使用されていることを改めて確認 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全銀協が金融機関を対象に小切手利用の多い業界および利用方法についてのアンケート調査を実施中 ✓ アンケート調査結果から判明する小切手の利用が多い業界および具体的な利用方法を踏まえ、小切手の利用が多い業界の業界団体等と有効な代替手段および電子化推進策を検討
会員銀行の取り組みのフォロー	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子化推進に結びついた取り組みは一部の会員銀行に限られる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 来年度も全銀協が会員銀行の取り組み状況に関するアンケート調査を実施 ✓ 電子化推進に結びついた好事例を金融界全体で共有することで、各金融機関の取り組みを促進

(3) その他証券機能の電子化

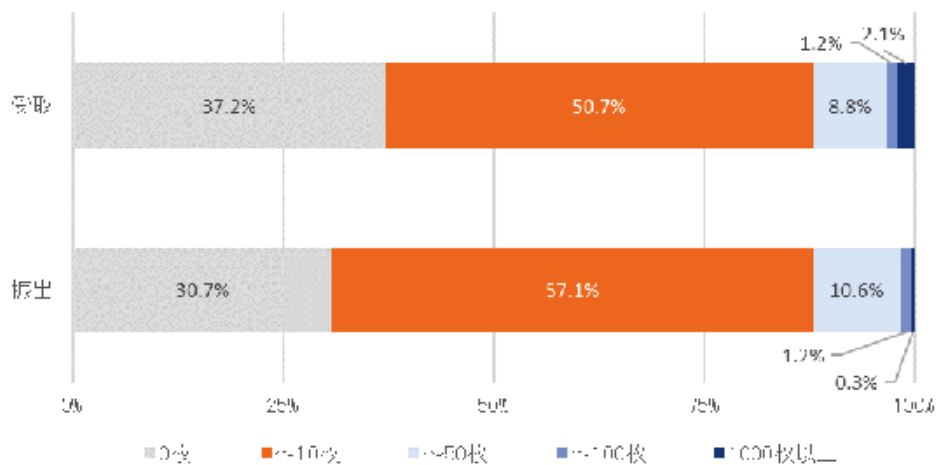
その他証券については、定額小為替証書および配当金領収証が大きな割合を占めることから、来年度も引き続き、両証券に関する電子化を推進する。

テーマ	今年度の取り組みから見えた課題等	具体的な取り組み内容
定額小為替証書の代替手段の検討	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今年度、関係者¹⁹と議論を重ねたが、一定のニーズの存在を確認するにとどまり、有効な代替手段および電子化推進策の検討には至らなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発行元であるゆうちょ銀行と意見交換を実施しながら、代替手段および取り組みを引き続き検討 ✓ 主な利用方法が戸籍謄本等の郵送による取得時の代金支払いであることから、戸籍謄本等の電子的な方法の取得の推進について、総務省とともに検討
配当金領収証の代替手段の検討		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在、全銀協が、配当金領収証の、より詳細なニーズ等について調査を実施中 ✓ 調査結果を踏まえ、関係者と有効な代替手段および取り組みを検討

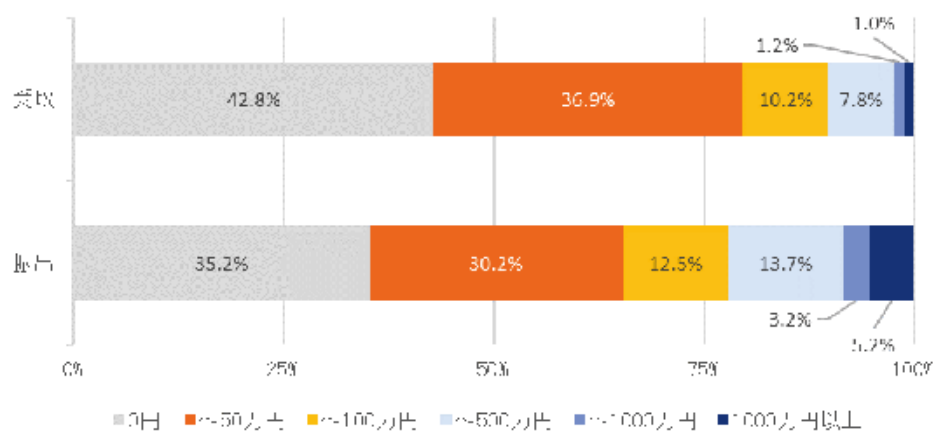
¹⁹ 定額小為替証書については、ゆうちょ銀行。配当金領収証については、全国株懇連合会および信託協会。

2. でんさいネットセミナーにおける小切手の利用用途に関するアンケート：利用枚数および金額

(1) 1社あたりの1か月での受取および振出の小切手の平均枚数



(2) 1社あたりの1か月での受取および振出の小切手の平均金額

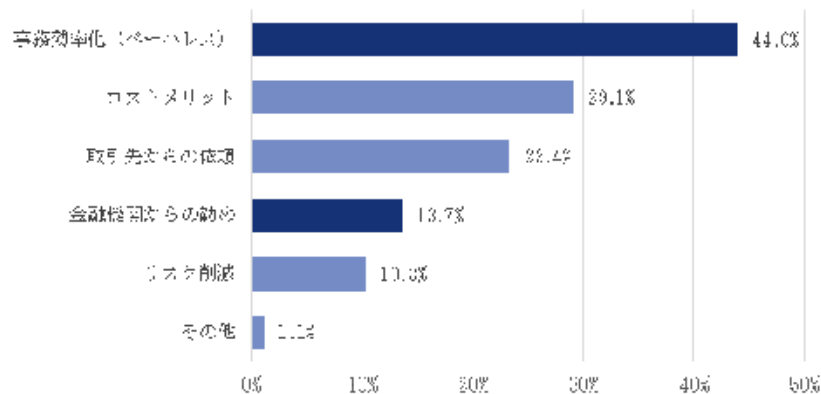


3. でんさいネットが実施したアンケート調査

(1) 企業のでんさい利用のきっかけ

でんさいでの支払いを利用するに至った理由については、「事務効率化（ペーパーレス）」と回答した企業が最も多かった。また、「金融機関からの勧め」を理由にでんさいでの支払いを開始した企業も一定数存在することから、金融機関の活動により企業のでんさい利用率が高まることが判明した。

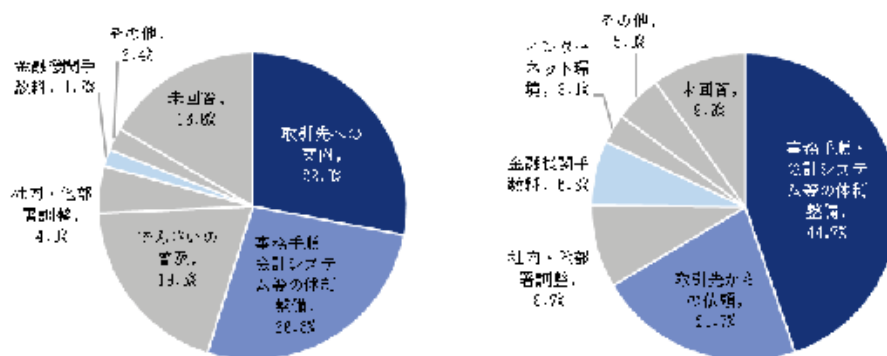
【でんさいを支払で利用するに至った主な理由（有効回答 175）】



(2) でんさいの利用開始にあたっての障壁

でんさいの利用開始にあたっての障壁については、支払・受取利用ともに「事務手順・会計システム等の体制整備」、「取引先への案内・依頼」と回答した企業が多かったことから、「導入フロー・チェックリスト」が有効であることが判明した。一方で、「金融機関手数料」が障壁と考えている企業は少なかった。

【支払利用にあたっての障壁（有効回答 158）】 【受取利用にあたっての障壁（有効回答 158）】

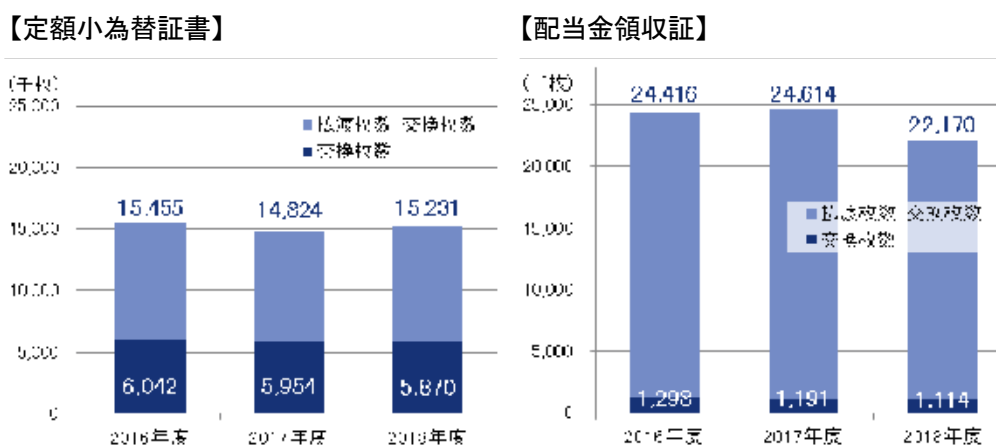


4. 全国手形交換枚数における代表的な其他証券の推移

其他証券の大半を占める定額小為替証書および配当金領収証について、近年の推移は下図のとおりである。

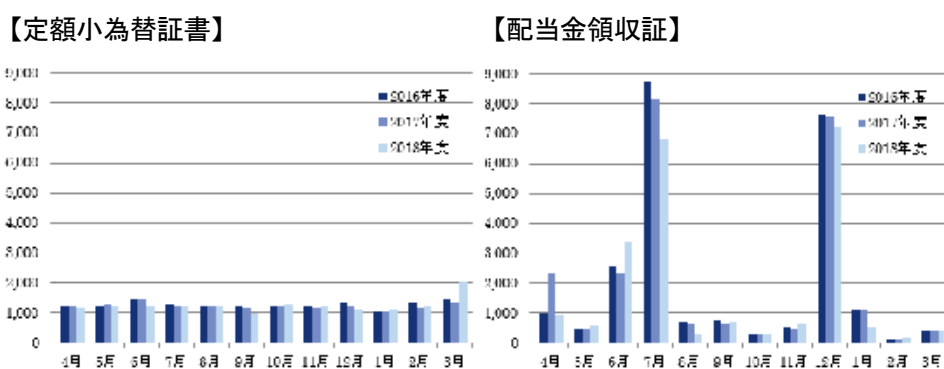
(1) 年度ごとの払渡枚数に占める交換枚数（2016年度～2018年度）

現金受取りのため、ゆうちょ銀行に持ち込まれた定額小為替証書および配当金領収証のうち、全国手形交換所で交換された当該証券の枚数。



(2) 月ごとの払渡枚数（2016年度～2018年度）

現金受取のため、ゆうちょ銀行に持ち込まれた定額小為替証書および配当金領収証の枚数。



以上



一般社団法人 全国銀行協会

手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書 (2019年度) (概要)

2020年3月

事務局：一般社団法人 全国銀行協会

© 2020 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION



一般社団法人 全国銀行協会

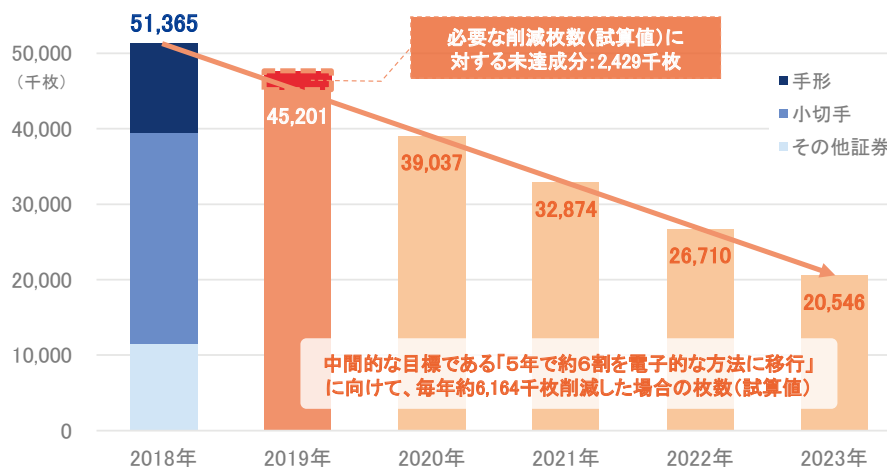
2020年3月23日

【概要】手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書(2019年度)

- 「5年で約6割を電子的な方法に移行」との目標(△616万枚/年)に向けて、今年度は金融界が中心となって取り組みを推進してきたが、**達成度60%と未達**(△374万枚。243万枚未達)。今後も、利用者の実態調査をしながら、「4つの対策」を推進する
- さらなる電子化の推進には、金融界だけでなく、産業界、関係省庁等を含めた**オールジャパンでの取り組みが不可欠**

全国手形交換枚数

- 「5年で約6割を電子的な方法に移行」との目標(△616万枚/年)比、**達成度60%と未達**(△374万枚。243万枚未達)
- 手形・小切手・その他証券の比率の**集計頻度は年1回**。各施策の効果検証をタイムリーに実施するべく、**集計頻度の改善を検討中**



2019年度の取組みと2020年度以降の行動計画

- 各金融機関は、昨年度の報告書に掲載の「4つの対策」^{※1}を実施。今年度の成果を活かし、次年度以降、取り組みを推進していく

	2019年度の取組み	2020年度以降の対応
手形機能 ※2	・コスト試算ツール等の作成・提供 ・セミナー等による普及促進活動	・でんさい契約率の低い中小企業を対象にオンライン施策を実施
小切手機能 ※3	・IB案内リーフレットの作成・提供 ・利用実態のアンケート調査	・小切手利用の多い業界の調査 ・有効な代替手段等を検討
その他証券機能 ※3	・定額小為替証書と配当金領収証が大半。関係者と代替手段等を協議したが、現時点で有効なものはなし	・利用者ヒアリング・アンケート調査等を通じた利用者の実態調査 ・有効な代替手段等を見つけるべく、引き続き関係者と協議

※1 周知強化策、利便性向上策、導入支援策、経済効果改善策
 ※2 でんさいネットが企画した取り組み
 ※3 全銀協が企画した取り組み

現状の課題

- 金融界が中心となって取り組みを推進してきたが、目標未達
- **さらなる電子化の推進には、金融界だけではなく、産業界、関係省庁等も含めたオールジャパンでの取り組みが不可欠**

【参考】これまでの経緯

- 「未来投資戦略2017」における手形・小切手の電子化の提言を受け、検討会を設置。「5年間で全国手形交換枚数の約6割を電子的な方法に移行する」ことを中間的な目標として提言
- 検討会のメンバーには、金融界、産業界、関係省庁等の幅広い分野の関係者を招集

これまでの経緯

2017年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の「未来投資戦略2017」における提言 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が記載 ✓ 「手形・小切手について、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、ITを活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進する」と提言
2017年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」の設置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足への更なる対応の観点から、「目標時期を設定して手形・小切手制度の見直しやその電子化を実現することを検討する」として、検討会を設置
2018年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」の公表 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 検討会での検討結果を取りまとめ、公表 ✓ 全面的に電子的な仕組みに移行した場合（以下「全面的な電子化」という。）の論点整理、効果・影響の検証を行った結果、「全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」ことを提言

検討会の構成（メンバー22名、オブザーバー5名）

- 政府の「未来投資戦略2017」におけるオールジャパンでの手形・小切手の電子的な仕組みへの移行のため、金融界、産業界、関係省庁等の幅広い分野の関係者が協議すべく、以下のメンバーを招聘

<ul style="list-style-type: none"> ✓ みずほ銀行 ✓ 三菱UFJ銀行 ✓ 三井住友銀行 ✓ 福岡銀行（地銀） ✓ 京葉銀行（第二地銀） ✓ 三井住友信託銀行 ✓ 東京東信用金庫 ✓ 大東京信用組合 ✓ 労働金庫連合会 ✓ 農林中央金庫 ✓ 商工組合中央金庫 ✓ 日本商工会議所 ✓ 全国商工会連合会 ✓ 全国中小企業団体中央会 ✓ 日本経済団体連合会 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ NTTデータ ✓ 日立製作所 ✓ 日本ユニシス ✓ 全銀電子債権ネットワーク ✓ 仁科秀隆弁護士 ✓ 神作裕之教授（東京大学） ✓ 金融庁 <p>【オブザーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ゆうちょ銀行 ✓ 日本銀行 ✓ 経済産業省 ✓ 中小企業庁 ✓ 法務省 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国銀行協会
--	---



**税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会
調査レポート（2019年度）**

2020年3月23日

税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会
（事務局：一般社団法人 全国銀行協会）

<目次>

序文	2
第Ⅰ章 本調査レポートにおける問題意識・検討テーマの背景	3
1. 勉強会調査レポートにおいて示された課題	3
2. 各課題を踏まえた検討テーマの設定	5
第Ⅱ章 各検討テーマにおける調査・検討結果	6
1. 検討テーマ1：口座振替依頼書標準様式に係る検討	6
2. 検討テーマ2：インターネットを利用した口座振替手続きの促進	12
3. 検討テーマ3：QRコード・バーコードの活用、納付済通知書の電子化	18
4. 検討テーマ4：延滞金等の取扱いの見直し	33
第Ⅲ章 今後の対応	37
1. 継続検討課題	37
2. 検討体制等	38
Appendix	39
1. 口座振替依頼書標準様式（案）	39
2. 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」メンバー・オブザーバー	42
3. 効率化ワーキング・グループ／電子化ワーキング・グループメンバー	43
4. 効率化ワーキング・グループ／電子化ワーキング・グループ次第一覧	44

序 文

政府の「未来投資戦略 2017」（2017年6月9日閣議決定）において掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金の収納・支払の効率化を進めるために、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできないことがないか、さらには、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10年程度）にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行うため、2018年3月に「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）を設置した。

勉強会は、2019年3月に調査・検討の結果を取りまとめた「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」（以下「勉強会調査レポート」という。）を公表した。

勉強会調査レポートにおいては、納付者、金融機関、収納機関の実態を調査した結果、明らかとなった税・公金の収納・支払の主な課題を整理したうえで、それらの解決のために有効と考えられる官民が連携して行う短期的・中期的取り組みを整理している。

加えて、2019年度の検討体制として、勉強会の下部に実務者級の関係者により構成される2つのワーキング・グループを設置することとしたことを踏まえ、口座振替手続きの見直しや延滞金等の取扱いの見直しを検討テーマとする「効率化ワーキング・グループ」とバーコード・QRコード等の活用や納付済通知書の電子化を検討テーマとする「電子化ワーキング・グループ」を設置し、対応の具体化について検討を行った。

本調査レポートは、こうした経緯のもと、主として2019年度に行った「効率化ワーキング・グループ」および「電子化ワーキング・グループ」における調査・検討の結果を取りまとめたものである。

本調査レポートは、勉強会調査レポートにおいて示された課題および2019年度の検討テーマの設定背景について振り返り、調査・検討の結果を整理するとともに、来年度の取組方針を取りまとめている。

今後は、本調査レポートを踏まえ、引き続き、官民が連携し、税・公金の収納・支払の効率化に向けた取り組みが進められることを期待する。

第 I 章 本調査レポートにおける問題意識・検討テーマの背景

1. 勉強会調査レポートにおいて示された課題

勉強会の調査において、電子納付を積極的に利用する納付者がいる一方、紙による納付・支払を希望する納付者も多く、現時点では、電子納付のみを推進することでは必ずしも納付者のニーズに対応しきれないことが明らかとなった。

このことから、勉強会調査レポートは、電子納付の普及をより一層推進していくとともに、納付者が紙による納付・支払を行うことを前提とした事務処理の効率化も並行して進めていく必要があると整理している。

こうした状況のなか、税・公金の収納・支払に係る一連のフローの効率化を図るべく、納付者、金融機関、収納機関という各関係者における手続きや業務内容に焦点を当て、勉強会下部にワーキング・グループを設置し、これら手続きの効率化に係る施策について検討することとされた。

まず、納付者が税・公金の納付・支払の手続きを行う場面を想定した際、納付書による手続きに代えて、口座振替を利用すれば、納付者は次回以降の手続きが不要となるほか、金融機関、収納機関にとっても事務の効率化・迅速化が図られるものと考えられる。

この口座振替については、勉強会調査レポートにおいて、次の課題が示されている。

課題 1：収納機関毎に口座振替依頼書が異なるため、金融機関の窓口ですべての依頼書を備え付けることができず、納付者が口座振替を希望していても、金融機関の窓口で口座振替の案内ができない。

課題 2：金融機関の窓口で紙による口座振替依頼を受け付けた場合でも、内容確認、印鑑照合、形式不備への対応のため、口座振替の登録に時間を要する。

また、口座振替や電子的な収納手段に対応した税・公金であっても、紙による納付・支払を希望する納付者が相当程度存在し、金融機関の窓口で紙の納付書を持ち込み、納付・支払の手続きを行っている。

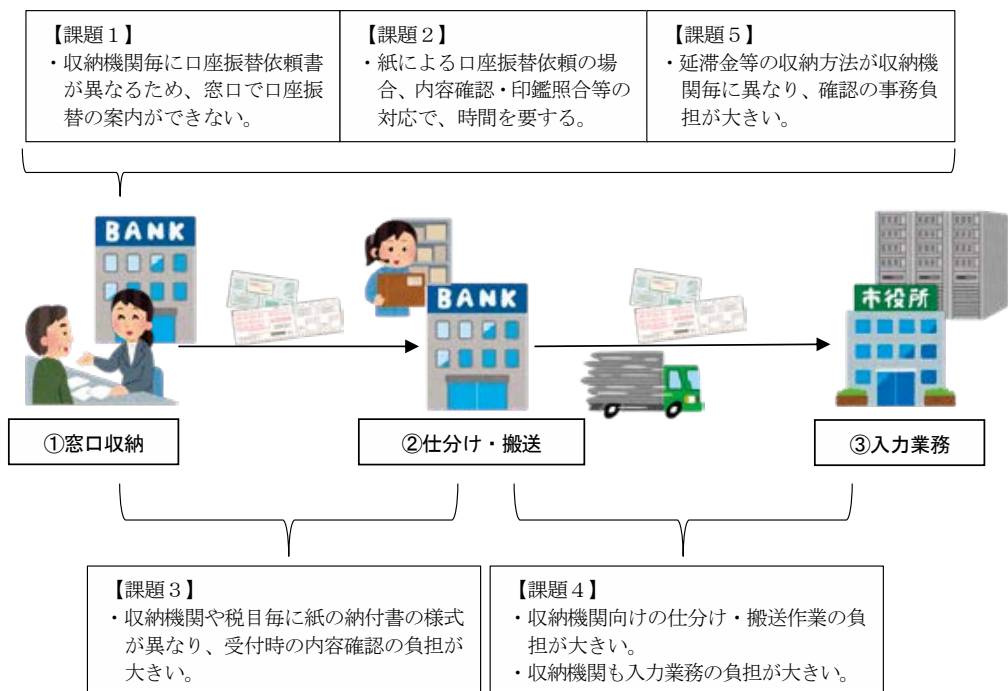
納付書による税・公金の収納・支払の手続きについても、勉強会調査レポートにおいて、次の課題が示されている。

課題 3：収納機関や税目毎に紙の納付書の様式が異なることにより、金融機関にとっては、受付時の内容確認に係る事務負担が大きい。

課題4：窓口等で収納した税・公金の納付済通知書について、書式が異なるうえに、収納機関毎の仕分け方法が区々であり、事務負担が大きい。また、搬送作業もあり、郵送費等の負担も大きい。さらに、収納機関においても紙の納付済通知書に記載された情報をデータ化（パンチ入力）し、収納機関のシステムに取り込んで消込業務を行う手間がかかる。

課題5：納付期限を過ぎている場合、延滞金等の収納方法が収納機関毎に異なるため、金融機関では、収納機関に収納方法を確認したうえで収納する場合があるなど事務負担が大きい。

【税・公金の収納に関するフロー（イメージ）】



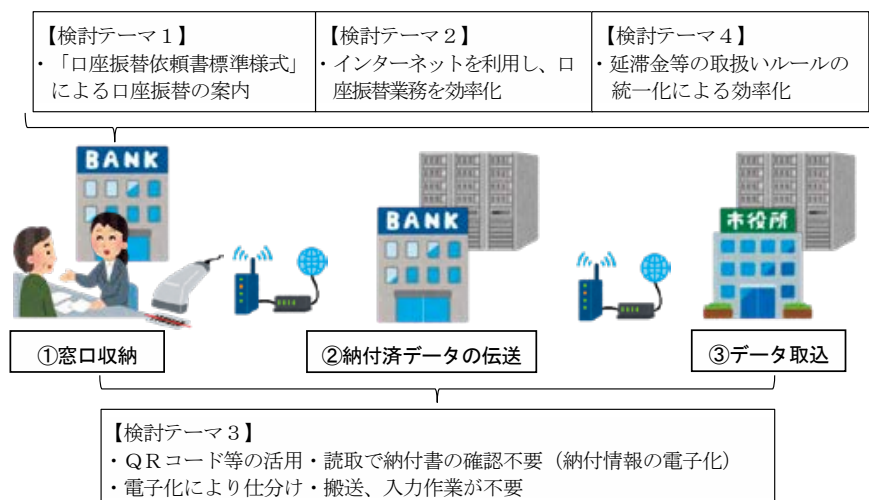
2. 各課題を踏まえた検討テーマの設定

勉強会調査レポートで示された各課題への解決策として、次の4つの検討テーマを設定し、各検討テーマについて、ワーキング・グループで実態調査・検討を行い、税・公金の収納・支払の手続きの効率化に関し検討を行った。

既存事務の効率化に係るテーマ（検討テーマ1、2、4）については「効率化ワーキング・グループ」、新たにIT技術を活用した効率化に係るテーマ（検討テーマ3）については「電子化ワーキング・グループ」において検討を行った。

勉強会調査レポートにおける課題	検討テーマ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納機関毎に口座振替依頼書が異なるため、金融機関窓口ですべての依頼書を備え付けることができず、納付者が口座振替を希望していても、金融機関の窓口で口座振替の案内ができない 	【検討テーマ1】 ・ 収納機関に関わらず案内可能な「口座振替依頼書標準様式」を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の窓口で紙による口座振替依頼を受け付けた場合でも、内容確認、印鑑照合、形式不備への対応のため、口座振替の登録に時間を要する 	【検討テーマ2】 ・ インターネットを利用した口座振替手続きの促進を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納機関や税目毎に紙の納付書の様式が異なることにより、金融機関にとっては、受付時の内容確認に係る事務負担が大きい ・ 窓口等で収納した税・公金の納付済通知書について、書式が異なるうえに、収納機関毎の仕分け方法が区々であり、事務負担が大きい。また、搬送作業もあり、郵送費等の負担も大きい ・ 収納機関においても紙の納付済通知書に記載された情報をデータ化（パンチ入力）し、収納機関のシステムに取り込んで消込業務を行う手間がかかる 	【検討テーマ3】 ・ QRコード・バーコードの活用、納付済通知書の電子化を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付期限を過ぎている場合、延滞金等の収納方法が収納機関毎に異なるため、金融機関では、収納機関に収納方法を確認したうえで収納する場合があるなど事務負担が大きい 	【検討テーマ4】 ・ 延滞金等の取扱いの見直しを検討（ルールの一斉化等）

【目指す将来像（イメージ）】



第Ⅱ章 各検討テーマにおける調査・検討結果

1. 検討テーマ1：口座振替依頼書標準様式に係る検討

(1) 検討の背景

一般的に、口座振替の申込みに当たっては、収納機関毎に定められている専用の口座振替依頼書による申込みが必要となっている。しかしながら、金融機関の窓口等に、すべての収納機関の口座振替依頼書を準備することは現実的ではない。

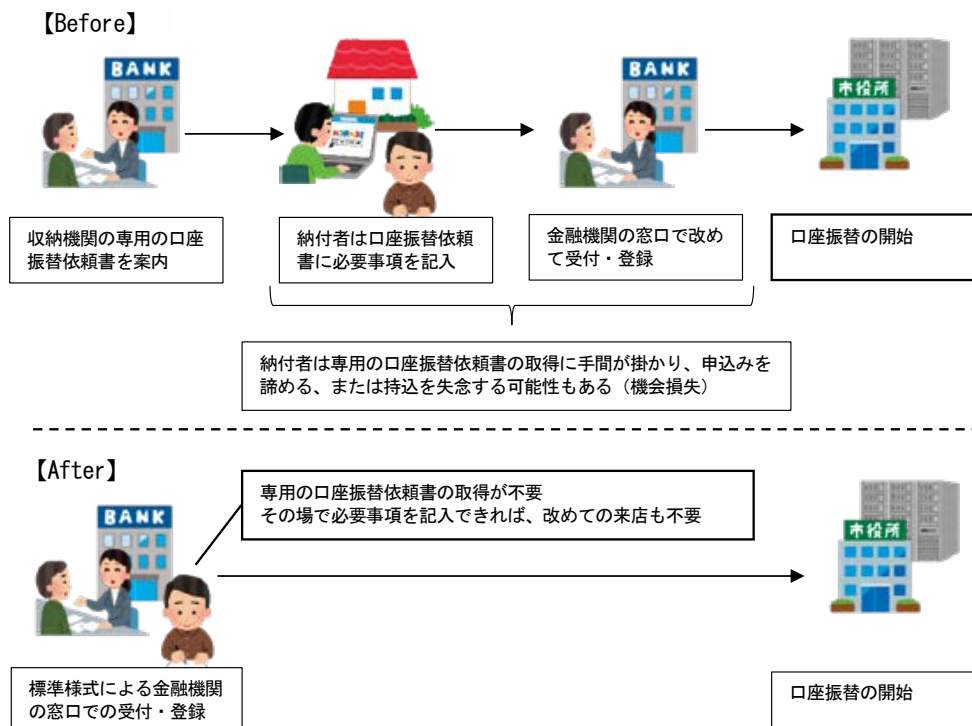
このため、金融機関では、納付書を持参した納付者に対して、窓口で口座振替の案内をしても、該当する口座振替依頼書がないために、収納機関から入手することを案内するに留まっているケースがある。

そこで、各収納機関で汎用的に利用することができる口座振替依頼書があれば、金融機関の窓口等での案内が可能となり、口座振替の利用促進になるという仮説のもと、口座振替依頼書標準様式（以下「標準様式」という。）の検討を行った。

(2) 標準様式の検討に当たっての前提

収納機関は、収納する税・公金の特徴に応じて、効率的に処理を行うため、専用の口座振替依頼書を定めている。そのため、専用の口座振替依頼書を統一の（標準の）様式に変更等するには、その受入れを含めて検討が長期化することが懸念されるとともに、最終的に受け入れられない可能性もあると考えられる。

標準様式は、そもそも金融機関の窓口での損失機会に対応するためのものである。したがって、既存の口座振替依頼書と併用することを前提として、現在、各収納機関によって定められている口座振替依頼書の様式の変更は求めず、金融機関が窓口で納付者に案内をする場合に使用することとし、以下のフローを想定した。



(3) 標準様式の検討

標準様式の検討に当たっては、各収納機関が作成している口座振替依頼書の記載事項を分析したうえで、各収納機関において口座振替依頼書で必要となる主な情報項目について、下表のとおり整理を行った。

整理を行った情報項目について、ユニバーサルデザインやOCRでの処理等について印刷業者の専門的知見を得て、標準様式の案¹を取りまとめた。

また、特定の税・公金特有の表現となっている項目については、多様な収納機関で利用できるように汎用的な表現となるよう工夫を行った。

口座振替依頼書で必要となる主な情報項目（案）	
①	申込日
②	申込文言
③	納付者に係る情報 ・ 氏名、住所、電話番号、納付者押印等
④	収納機関において納付者を特定するための情報 ・ 例：納税通知番号、基礎年金番号 等
⑤	口座名義人に係る情報

¹ 口座振替依頼書標準様式の案については、Appendix 1 参照

口座振替依頼書で必要となる主な情報項目（案）
・氏名(名称)、金融機関名、支店、預金種類、口座番号、金融機関届出印
⑥ 口座振替を希望する対象税・公金
⑦ 口座振替の開始希望時期
⑧ 振替方法 ・毎月・全期分 等
⑨ 振替納付日（払込日）
⑩ 約定
⑪ 金融機関/収納機関の事務処理欄

(4) 標準様式の検討に当たっての課題と記載要領の作成

標準様式については、納付者が様々な収納機関に対して利用できるよう汎用性を持たせるためには、特定の項目について、自由記述欄が多くならざるを得ない。それにより、特に収納機関によって取扱いが異なる項目については、自由記述欄に何を記載すればよいのかわかりづらくなるという課題が生じる。

自由記述欄となる項目（例）	課題
収納機関において納付者を特定するための情報	✓ 収納機関によって、納付者を特定する番号等は区々であることから、口座振替依頼書において、どの情報を記載すべきか指定できない。
口座振替を希望する対象税・公金	✓ 収納機関によって口座振替に対応している税・公金が区々であることから、納付者は口座振替依頼書において、収納機関で対応している税・公金を特定できない。
振替方法	✓ 収納機関や対象となる税・公金によって指定可能な振替方法が区々であることから、納付者は口座振替依頼書において、収納機関で対応している振替方法を特定できない。

これを踏まえ、収納機関毎に記載要領を作成し、金融機関の窓口で標準様式を案内するに当たっては、当該収納機関に係る記載要領も併せて配付する取扱いを検討することとした。なお、その際には、記載要領のひな型を作成することとし、併せて、記載要領の作成主体を明確にすることや、納付者が正確に記入できるように記載要領の書き方などについても検討する必要がある。

(5) 地方公共団体との実証実験について

ワーキング・グループで検討した標準様式（案）について、地方公共団体（以下「地公体」という。）において実務上受入れ可能であるのか、また、受入れが困難である場合の理由等を確認すべく、地公体（X市）の協力を得て、実証実験を行った。

① X市における口座振替の対象税目等について

実証実験を行ったX市では、下表の税目等について口座振替による収納を受け付けている。

区分	対応税目等
税金	・市県民税（特別徴収分を除く）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
公金	・介護保険料、後期高齢者医療保険料、各種使用料・手数料等 ²

② 標準様式（案）の記載項目等について

標準様式（案）の記載項目について、X市で受け付けている税目等の口座振替を行うに当たり十分な項目となっているか等について検証を行ったところ、下表の指摘があった。

【X市からの指摘事項】

項目	指摘事項
納付者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 口座振替については、地公体にとっては「誰の税・公金であるか」が重要な事項であるため、「納付者」欄は「口座名義人」欄より上部にある方が望ましい。 ✓ 給食費の場合には、納付義務者（保護者等）のほか、給食喫食者（児童生徒または教職員）の氏名等も必要となることから、項目が不足している。
振替（払込）指定口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ゆうちょ銀行における「金融機関使用欄」について、既存の様式では、各税目等に対応する「払込先口座番号」を予め印字している。 ✓ 標準様式では、金融機関で納付者が記入する取扱いであることから、事務ミスにより誤った払込先口座番号が記載されるおそれがある。
振込（払込）方法、口座振替を希望する税・公金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「振替（払込）方法」は多様であるところ、自由記述欄となっていると、納付者が正確に記載することは困難。一方、口座振替の対象を税金に限定すれば対応可能かもしれない。
納付者特定情報	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 固定資産税については、共同財産と個人財産の双方を所有している個人の場合、「納付者特定情報」としてはそれぞれ別の番号となっているところ、既存の様式においても混同して記載されるケースがある。

² 給食費、し尿処理手数料、保育所利用者負担金、墓地管理料、幼稚園入園手数料等。ただし、「給食費」のみ、納付義務者（保護者等）のほか、給食喫食者（児童生徒または教職員）の氏名等も必要となることから、口座振替依頼書が別様式となっている。

項目	指摘事項
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ このため、納付者特定情報には以下のような文言の追記について検討いただきたい。 ➢ 「ご不明な場合は収納機関にご照会ください。」
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存の様式は、納付者への注意事項等をまとめた「口座振替払同意事項」を記載している。当該項目について、納付者に予め理解していただく必要がある。 ✓ 標準様式は、「解約・廃止」については対応していないところ、「解約・廃止」が必要となった場合は、専用の口座振替依頼書を改めて送付する必要が生じるため、仮に利用する場合には「解約・廃止」も兼ねた様式が望ましい。

③ 標準様式（案）の実利用を想定した場合の取扱いについて

実証実験においては、標準様式（案）の記載項目のほか、実運用を想定した場合に、制度面や運用面において課題がないか、併せて検証を行ったところ、下表の課題が明らかとなった。

項目	確認結果と課題
制度面	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 口座振替様式については、同市の要綱に定められているため、標準様式を利用するに当たっては、要綱の改正が必要。 ✓ 他の地公体においても、標準様式を利用するに当たっては、条例等の制度面の課題が存在する可能性がある。
運用面（収納代理金融機関との授受）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関、収納機関における依頼書の授受に関して、既存の様式と標準様式を別々にすべきか等について確認したところ、手作業により口座振替登録の事務を行っているため（OCRによる処理は行っていないため）、混在していても問題ない。 ✓ 一方、現在の口座振替の事務処理にOCRを利用している収納機関の場合には、標準様式の授受に課題が生じる可能性が高い。

(6) 標準様式（案）に係る残された課題と今後の対応

ワーキング・グループにおいては、各収納機関において口座振替依頼書で必要となる情報項目を整理し、標準様式（案）を取りまとめるとともに、実際に地公体の税・公金の口座振替において活用可能であるのかの検証を行った。

その結果、標準様式（案）については、引き続き、地公体等の各収納機関へ意見照会し、受入れ可能であるのかの検証および改訂が必要であるほか、実際の利用を開始するに当たっては、運用面でも検討すべき課題が存在することが明らかとなった。

また、ワーキング・グループにおいて、以下のような指摘があり、実際の利用に係る検討に当たっては、考慮する必要がある。

- 口座振替依頼書の標準様式を策定することよりも、個人および法人向けのウェブ口座振替サービスの利用促進を図ることの方が、納付者、金融機関、収納機関各々の事務効率化、利便性向上に繋がるのではないか。
- 標準様式に対応する収納機関が増えることにより、それぞれの収納機関が作成する記載要領にもとづく確認が必要となることから、金融機関の窓口における対応が煩雑となるのではないか。
- 各地公体のウェブサイトにおいて、当該収納機関の口座振替依頼書が公表されていれば、標準様式がなくとも、金融機関の窓口においても口座振替を案内することができるのではないか。

このため、来年度においても、課題への対応について検討を継続し、実際の利用に耐え得る標準様式の策定および標準様式の利用に向けた方策を検討することとする。

検討課題	来年度の検討事項
標準様式（案）のさらなる検証・改訂	・実証実験結果を踏まえつつ、引き続き、地公体等の収納機関からの意見を聴取し、標準様式の検証・改訂等を実施
収納機関での利用に係る呼びかけ方法	・指定金融機関を通じて各収納機関へ利用の呼びかけを行うためのマニュアル等を作成
利用可能な収納機関を金融機関で把握するための方策	・各金融業界団体を通じた情報共有に係るスキームを検討
金融機関が受け付けた標準様式に不備があった場合の方策	・不備発生時の対応として、共通ルールを設けることを検討
口座振替促進策として効果的な施策の検討	・ワーキング・グループにおける指摘を踏まえて、口座振替促進策として効果的な施策を検討

2. 検討テーマ2：インターネットを利用した口座振替手続きの促進

(1) 検討の背景

紙による口座振替手続きにおいては、納付者は、依頼書の書面への記入が必要となる。また、金融機関、収納機関にとっても、当該書面の郵送が必要となるほか、内容の確認や印鑑照合により、形式不備があった場合も書面でのやりとりが必要となることから、依頼書の提出から口座振替の開始までの時間を要することとなっている。これにより、納付者が口座振替を検討した場合でも、次回の納付・支払のタイミングからとなってしまうケースがあることから、勉強会調査レポートにおいては、これが口座振替手続きの利用促進の課題の1つと整理している。

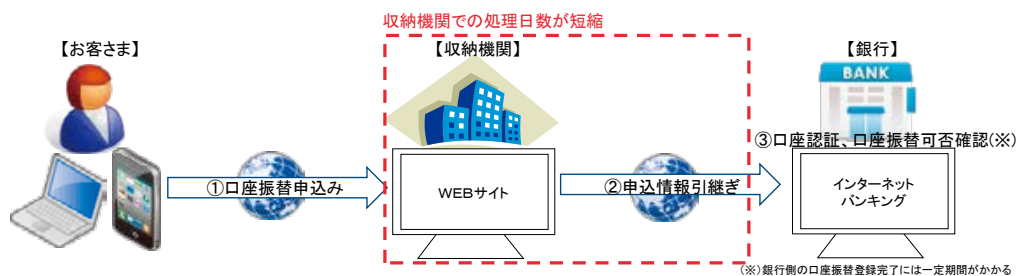
この点について、書面の郵送および押印を不要とする手段として、インターネットによる口座振替手続き（以下「ウェブ口座振替受付サービス」という。）を提供している金融機関が存在することから、この実態を把握するとともに、口座振替手続きの迅速化・利用促進を図ることができないか検討を行った。

(2) ウェブ口座振替受付サービスの概要

ウェブ口座振替受付サービスの実態把握を行うため、金融機関が提供する既存サービスについて、ワーキング・グループにおいてプレゼンテーションを受けた。概要は次のとおりである。

- 個人顧客がPCまたはスマートフォン等により、収納機関のウェブサイトを経由して、顧客が口座を有する金融機関のインターネットバンキングにアクセスし、口座振替の手続きを行うことができる。
- 申込みから契約手続きまでオンライン・ペーパーレスで利用が可能。インターネットバンキングのログインパスワード、またはキャッシュカードを用いた暗証番号による認証により、記名・押印が不要。

【ウェブ口座振替受付サービスのイメージ】



(3) ウェブ口座振替受付サービスの提供状況

ウェブ口座振替受付サービスについて、各業態における実態に関し、さらなる調査を行うため、ワーキング・グループに参加する金融業界団体において、アンケート調査³を実施した。

① ウェブ口座振替受付サービスの提供状況（個人向け・法人向け）

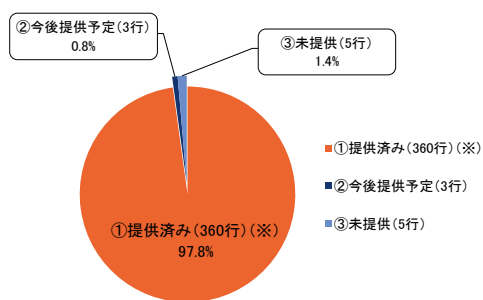
ウェブ口座振替受付サービスについては、インターネットを経由して、預金者である顧客の情報を特定することとなるが、その利用者としては、個人顧客・法人顧客の双方が想定される。

一方、個人顧客と法人顧客とでは、預金者であることの特定制法が多くの場合に異なることが想定されることから、まず、アンケートにおいて、ウェブ口座振替受付サービスの個人向け・法人向けそれぞれの提供状況について確認した。

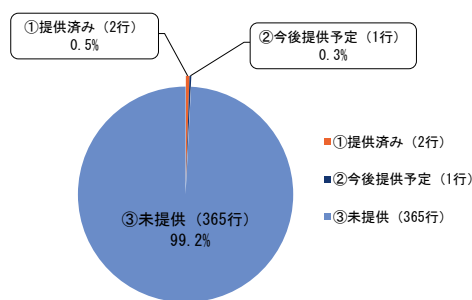
この結果、個人向けウェブ口座振替受付サービス（以下「個人向け受付サービス」という。）を提供している金融機関は、図表1のとおり360行（98%）であった。このうち、99%の金融機関において、キャッシュカード（普通預金口座）保有者であれば利用可能としており、金融機関において、個人がウェブ口座振替受付サービスを利用できる環境は整っている状況が確認された。

一方で、法人向けウェブ口座振替受付サービス（以下「法人向け受付サービス」という。）を提供している金融機関は、図表2のとおり、2行（0.5%）であった。

<図表1：個人向け提供状況>



<図表2：法人向け提供状況>



※提供金融機関の99.4%はキャッシュカード（普通預金口座）保有者であれば利用可能。1日契約が必要な金融機関は1行のみ。
 認証は、キャッシュカードの暗証番号に加えて生年月日や通帳残高等の情報を確認することにより実施。

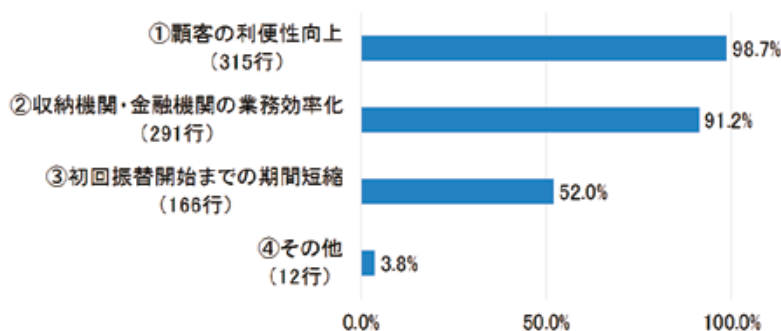
³ 都市銀行のほか、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会（全国信用組合連合会）、労働金庫協会、農林中央金庫に傘下金融機関の取りまとめを依頼。アンケート対象先は各業態中央機関において選定。

② 個人向け受付サービスのメリット等について

アンケートの結果、個人向け受付サービスについては、多くの金融機関において提供されていることが確認され、相応のメリットがあることが想定される。

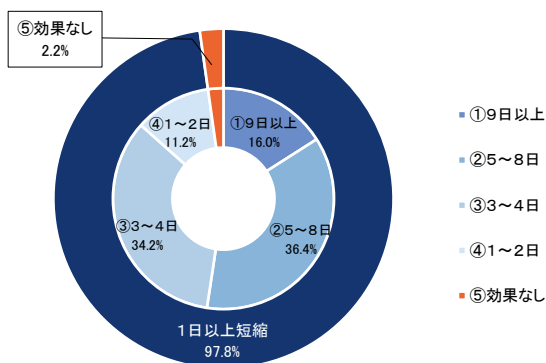
アンケートにおいては、個人向け受付サービスを提供している金融機関に対し、そのメリット等について調査しており、個人顧客の利便性向上のみならず、収納機関、金融機関の業務効率化のメリットもあり、納付者、収納機関、金融機関の3者すべてがメリットを享受していることが確認された（図表3）。

<図表3：個人向け受付サービスのメリット（複数回答可）>



また、ウェブ口座振替受付サービスによる効果として特に期待される、口座振替手続き期間の短縮についても、紙による口座振替手続きと比較して、9割以上の金融機関において、短縮の効果があるとの結果が確認された（図表4）。

<図表4：ウェブ口座振替による手続短縮日数（平均）>



なお、ウェブ口座振替受付サービスの利用促進を検討するうえで阻害要因となり得る事項を確認するため、ウェブ口座振替受付サービスを提供することができないケースの有無についても、アンケートにおいて確認したが、阻害要因となり得る事項はないとの結果が得られた。

ウェブ口座振替受付サービスを利用して手続きを行った場合において、口座振替を開始することができないケースがあると回答した金融機関は、2割弱（17.5%）存在した

が、その主な理由は以下のとおりであり、当該ケースでは、紙による口座振替手続きを行った場合も口座振替を開始することができない。したがって、ウェブ口座振替受付サービス自体のデメリットはないものと考えられる。

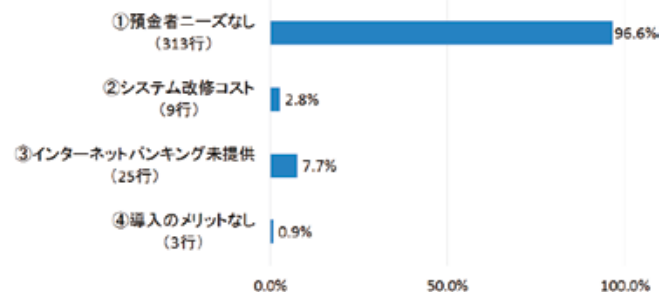
- ✓ 口座保有者の死亡や休眠口座に指定される等により、支払いに当該口座が利用不可能な状態となっているケース
- ✓ 口座振替の登録完了以前に口座が解約され、口座振替を行うための口座がないケース

③ 法人向け受付サービスを提供していない理由

アンケートの結果、ほぼすべての金融機関において、法人向け受付サービスを提供していない状況が確認された。

アンケートにおいては、法人向け受付サービスを提供していない金融機関に対し、その理由について確認しており、その結果は図表5のとおりである。回答の9割超が「預金者（法人）のニーズがない」というものであった。これは、各金融機関において、投資判断に足る法人のニーズはないという判断をしている状況と推察される。

<図表5：法人向けウェブ口座振替を提供していない理由（複数回答可）>



なお、「個人と異なり、法人の認証手段が確立されていないため提供していない」ことを理由とする金融機関もあり、この点からも、現時点では、法人向け受付サービスの利用を促進するための環境は整っていない状況と考えられる。

(4) 法人向け受付サービスを提供する銀行へのヒアリング

法人向け受付サービスについては、アンケート調査の対象となっていないインターネット専門銀行において提供されている事例がある。

このため、インターネット専門銀行が当該サービスの提供を可能としている要因を確認するため、ヒアリングを実施した。

ヒアリング結果は下表のとおりであり、金融機関A・Bとも、法人向けシステム基盤が個人向けシステム基盤と差異がないことが主要因であることが確認された。

ヒアリング項目	金融機関A	金融機関B
利用条件	✓ 普通預金口座保有者	✓ 普通預金口座保有者
顧客の認証方式	✓ ユーザーネーム、ログインパスワード、取引パスワード	✓ 口座番号・支店番号、ログインパスワード、ワンタイムパスワード
個人向けシステム基盤との差異	✓ なし	✓ なし
決済口座等の利用可否	✓ 利用不可	✓ 利用不可
主な提供先(収納機関)	✓ クレジットカード会社(25社程度) ✓ 地公体の利用なし	✓ 収納代行業者、保険会社、クレジットカード会社等 ✓ 地公体の利用あり

(5) ウェブ口座振替受付サービスの利用促進策の検討

① 個人向け受付サービス

個人向け受付サービスについては、必ずしもインターネットバンキングの契約は必要なく、キャッシュカード(普通預金口座)保有者であれば、多くの金融機関において利用可能であり、納付者が当該サービスを利用することができる環境が整っていることがわかった。また、事務面の合理化効果のほか、書面の口座振替依頼書に比べて口座振替の開始までの時間を短縮する効果があることも確認されたことから、当該サービスの利用を促進することにより、税・公金の収納・支払の効率化を図ることができると考えられる。

一方、収納機関がウェブ口座振替受付サービスの活用を検討するに当たり、どの金融機関が対応しているか、活用を希望する場合にどこに連絡すればよいのかわからないという課題がある。

このため、個人向け受付サービスを提供している金融機関の担当部署の情報を集約し、アンケート結果と併せて、当該情報を勉強会参加メンバーに提供することで、個人向け受付サービスの利用の促進を図ることとした。

また、当該情報については、勉強会参加メンバーだけではなく地公体に提供することによって、個人向け受付サービスの利用の促進が図られると考えられることから、その方策を検討することとする。

② 法人向け受付サービス

法人向け受付サービスについては、ヒアリングの結果、インターネット専業銀行において提供できている主な要因は、システム基盤が個人向けと法人向けで差異がないことにより、個人向け受付サービスの提供と併せて法人向けにもウェブ口座振替受付サービスを提供できているというものであった。

したがって、システム基盤が法人向けと個人向けとで異なる金融機関においては、法人向け受付サービスを提供するに当たっては、新たなシステム開発・投資が必要となる可能性が高いものと考えられる。

このため、法人向け受付サービスを提供する場合、多くの金融機関において投資判断を行う必要があるが、アンケートの結果、現時点では、各金融機関において、当該投資に見合うだけの法人のニーズはないと考えている状況が確認された。

一方、国税の振替納税およびダイレクト納付の利用届出については、個人・法人ともにe-Taxによる電子化が予定されており⁴、この際、金融機関のウェブ口座振替の機能を利用する方向で検討がされる等、金融機関への法人向け受付サービスにかかるニーズは、今後変化していく可能性がある。

以上の点も踏まえ、まずはe-TaxやeLTAX等の、既存の電子的な収納手段の周知広報、利用促進を行うことで、法人に係る税・公金の収納・支払の効率化を図ることとし、法人向け受付サービスについては、今後の利用者ニーズを見極めることとした。

⁴ 財務省 「令和2年度税制改正の大綱」 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf)

3. 検討テーマ3：QRコード・バーコードの活用、納付済通知書の電子化

(1) 検討の背景

勉強会調査レポートにおいては、収納機関や税目毎に紙の納付書の様式が異なることにより、金融機関にとっては、受付時の内容確認および全国の収納機関毎の仕分け・搬送業務が負担となっているほか、収納機関においても、納付済通知書に記載された情報をシステムに入力し、消込業務を行っている現状を整理している。

そのような状況のなか、納付書に記載されたバーコードやQRコードの情報を金融機関の窓口で読み込み、読み込んだ情報を消込情報として収納機関に提供することで、金融機関における内容確認および仕分け・搬送業務、収納機関における消込業務を効率化できる可能性があるという仮定のもと、納付済通知書による消込業務や電子的な情報による消込業務の実態を把握したうえで、バーコードやQRコードの活用可能性について検討を行った。

(2) 既存の消込業務に係る実態把握について

① 納付済通知書による消込業務

ワーキング・グループでは、国庫金（日本銀行、収納官庁）および地方税・公金（地公体（Y市））における納付済通知書による消込業務等について、関係者からのプレゼンテーションを受け、その実態の調査を行った。

a. 国庫金における消込業務等について

国庫金に係る納付済通知書による消込業務については、OCR専用帳票か、非OCR帳票であるかによって取扱いが異なる。すなわち、OCR専用帳票については、関係機関の事務効率化の観点から、日本銀行で、納付済通知書をOCRで読み取り、①国庫計理事務を行うとともに、②官庁に納付済通知データの送付が行われている。

取扱い	OCR専用帳票	非OCR帳票
① 納付済通知書等の搬送	・歳入代理店等から日本銀行に納付済通知書を搬送。	・歳入代理店等から会計別・官庁別に仕分けた納付済通知書を官庁に搬送。 ・歳入代理店等から、国庫計理に必要な情報を取りまとめた集計表を日本銀行に搬送。
② 納付済通知書のデータ化	・日本銀行において、納付済通知書に記載された情報についてOCR機器で読み取り処理	・官庁において、納付済通知書に記載された情報を入力し、データ化。

取扱い	OCR専用帳票	非OCR帳票
	を実施。 ・会計別・官庁別に明細データを作成。官庁に送付。	
③ 計理情報の作成	・日本銀行において、「②」の情報から計理情報を作成。	・日本銀行において、「①」の情報から計理情報を作成。
④ 消込	・官庁において、「②」で送付を受けた納付済通知データをもとに消込を行う。	・官庁において、「②」で作成した納付済通知データをもとに消込を行う。
⑤ 納付済通知書の保存	・日本銀行に搬送された納付済通知書については、日本銀行内で最長7年間保存される。	

b. 地方税・公金における消込について

地方税・公金に係る納付済通知書による消込業務においても、OCR専用帳票か、非OCR帳票であるかによって取扱いが異なるが、いずれにおいても数字情報によって、消込業務が行われている。

取扱い(Y市)	OCR専用帳票	非OCR帳票
① 納付済通知書の搬送	・収納代理金融機関は収納した納付済通知書を帳票の種類別に区分して整理し、指定金融機関に搬送。	
② 納付済通知書のデータ化	<ul style="list-style-type: none"> ・地公体は、納付済通知書に記載されたOCRの数字情報の読取り処理を実施。(指定金融機関への業務委託) ・OCRに記載された印字項目以外では、収納を行った金融機関を識別するコードの入力を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地公体は、納付済通知書に記載された調定課/歳入科目、納税義務者・納付情報を特定する数字情報の入力を行いデータ化。(指定金融機関への業務委託)
	・上記作業により作成された収納データを納付済通知書とともに地公体に送付する。	
③ 消込	・地公体において「②」で送付を受けた収納データをもとに消込処理を行う。	
④ 納付済通知書の保存	・指定金融機関から搬送された納付済通知書については、地公体で5年間程度保存される。	

【OCR専用帳票・非OCR帳票において消込に利用する主な情報項目：Y市の場合】

	主な情報項目
OCR専用帳票	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチペイメント標準帳票ガイドライン対応帳票の場合 ▼1行目 チェックデジット、ゆうちょ銀行口座番号、請求金額、機関ID、納付区分、帳票CD等

	▼2行目 チェックデジット、納付番号（通知書番号等）、確認番号、科目CD、市区CD等
	・独自帳票の場合 年度、科目、通知書番号、期別、金額、市区CD、チェックデジット、帳票CD等
非OCR帳票	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 帳票の形式を特定するコード <ul style="list-style-type: none"> ➢ 帳票コード ✓ 調定課/歳入科目を特定するコード <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市区コード ➢ 科目コード ✓ 納入義務者や納付内容を特定するコード <ul style="list-style-type: none"> ➢ 年度 ➢ 通知書番号、法人番号、申告書番号 ➢ 事業年度、申告期間、申告区分 ➢ 納付金額（税額/延滞金）

② 電子的な情報による消込業務

ワーキング・グループでは、すでに電子的な情報により消込が行われているコンビニ収納およびPay-easy（ペイジー）を利用した収納について、関係者からのプレゼンテーションを受け、その実態の調査を行った。

a. コンビニ収納における消込について

コンビニ収納用のバーコードが記載された納付書については、コンビニエンスストアにおいて、当該バーコードをスキャナーで読み取ることにより、税・公金の収納が可能となっている。

コンビニ収納において利用されているバーコードは、一般財団法人流通システム開発センター（以下「流開センター」という。）が定める「GS1-128による標準料金代理収納ガイドライン」（以下「代理収納ガイドライン」という。）において規格化されている。多くの地公体は、直接、コンビニ会社と契約するのではなく、収納代行業者に委託を行っているということであった。

その場合のバーコード情報の構成は下表のとおりである。なお、当該規格は、コンビニにおけるスキャナーで読み取り可能なサイズを考慮し、桁数（44桁）が定められている。

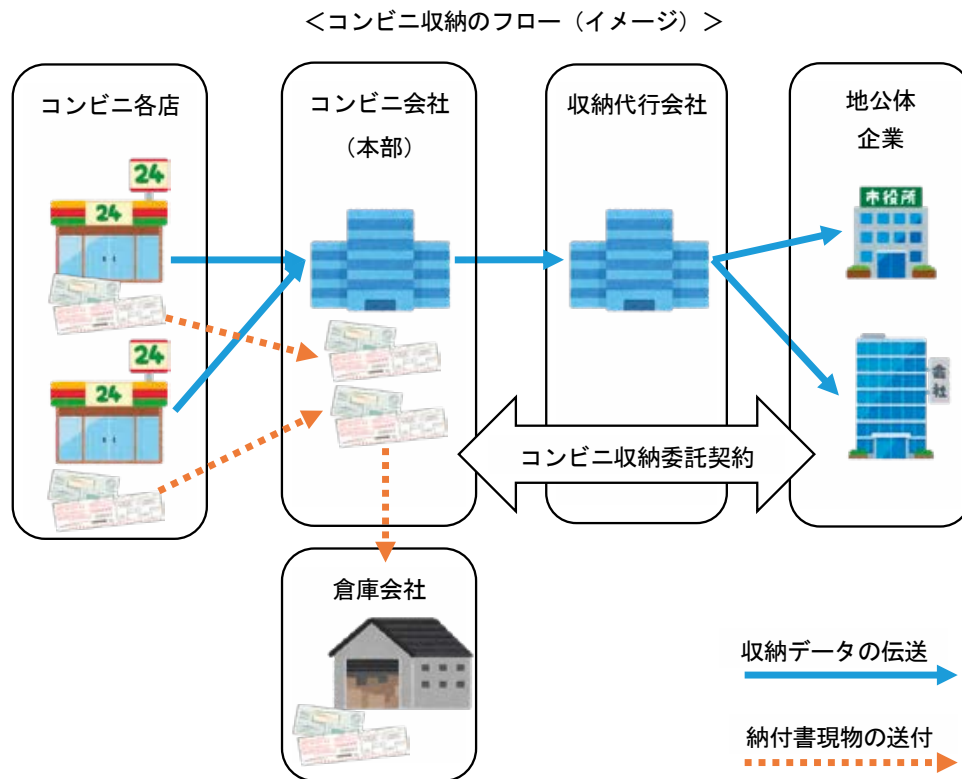
【収納代行業者が関与する場合のバーコード情報の構成⁵⁾】

項目	概要
企業コード(6桁)	・ 収納機関(≒収納代行業者)を特定するコード ・ 流開センターから貸与されるGS1事業者コード
サブ企業コード (3~5桁)	・ 市町村を識別するために収納代行業者が独自に付番
自由使用欄 (17~19桁)	・ 税科目や顧客の特定等に使用
有効期限(6桁)	・ コンビニで受付可能な期限 ・ 期限超過の場合、受付不可
印紙フラグ(1桁)	・ 印紙の要否
金額(6桁)	・ 最大999,999円(コンビニエンスストアでは、30万円を上限と定めるところが多い)

読み込んだバーコード情報等については、コンビニ会社から(収納代行業者を経由して)収納機関に対し、データ伝送が行われるとともに、収納機関では当該データを利用した消込が行われており、紙の納付済通知書を利用しない消込が実現している。また、データ形式については、代理収納ガイドラインにおいて標準伝送フォーマットとして規格化されている。

また、収納を行った際の納付済通知書については、コンビニ会社の本部に集約され、現物が倉庫で7年間保管されている。

⁵⁾ その他、再発行区分(1桁)や全体チェックディジット(1桁)がある。



b. ペイジーを利用した消込について

ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMで支払うことができるサービスであり、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「MPN」という。)により運営されている。

ペイジーにおいては、納付書を用いた税・公金については、帳票上に記載されたペイジーで使用する番号をATMやインターネットバンキング等に入力することにより、以下の流れで支払うこととなる。なお、ペイジーを利用した納付書については、収納機関は「ペイジー標準帳票」という共通の規格を利用することとなっている。

- (a) 納付者は、ATMやインターネットバンキング等のチャンネルで、納付書に記載された収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分を入力する。
- (b) 当該番号により収納機関に対し、納付情報についてデータでの照会を行い、収納機関からの納付情報の通知を経て、ATMやインターネットバンキング等の画面上に、払込先、払込内容、払込金額等の支払に係る情報が表示される。

(c) 納付者は、画面に表示された支払を承認すると、口座から払込金額が引き落とされ、収納機関に対して消込情報が通知される。

このようにペイジーでは、納付済通知情報が、納付者から金融機関を経由して収納機関に至る事務が一式通貫で電子化されており、収納機関においても効率的に消込を行っている。

(3) バーコード・QRコードの活用について

① バーコードの活用について

実態調査により、バーコードを金融機関の窓口で活用するためには、下表の課題があることが明らかとなった。

課題	課題詳細
窓口で受付可能な収納機関の税・公金であるかの確認ができない	・金融機関の窓口において、自らが受付可能な収納機関の税・公金であるか確認することができない（収納代行業者しかわからない）。
納付期限経過後の受付ができない	・金融機関においては、収納機関との取り決め等によって納付期限経過後も受け付けるケースがあるところ、期限経過後に受け付けることを想定したフォーマットになっていない。
上限金額（100万円未満）がある	・金融機関が取り扱う国庫金または地公体における税・公金については、上限金額が定められていないところ、バーコードにおいては100万円以上の金額を取り扱うことができない。

このような課題を踏まえると、金融機関が国庫金・地公体における税・公金の収納事務を行うに当たっては、既存のバーコード情報をそのまま活用した業務の効率化は困難であると考えられる。

そこで、ワーキング・グループでは、バーコードの活用に代え、QRコードを活用する場合の課題や必要な情報項目等について検討を行った。

② QRコードの活用について

a. QRコードにおける格納可能な情報とサイズ⁶

QRコードは、株式会社デンソーウェーブが1994年にバーコードよりも多い情報量を早い認識率で読み取れることを目的として開発した2次元コードである。

⁶ QRコードに係る基礎的な情報については、株式会社デンソーウェーブが公表する「キューアールコードドットコム」<https://www.qrcode.com/>を参照した。

その仕様の概略は下表のとおりであり、バーコードと異なり漢字等の情報を含めることができるほか、QRコード内の一部が欠損したとしても読み取ることが可能（誤り訂正能力）である。

コードの大きさ	21セル×21セル～177セル×177セル(4セル/辺毎に増加)	
情報の種類および情報量(混在も可)	数字	最大7,089文字
	英数字	最大4,296文字
	8ビットバイト(バイナリ)	最大2,953文字
	漢字	最大1,817文字
誤り訂正能力(データ復元機能)	レベルL	コードワードの約7%が復元可能
	レベルM	コードワードの約15%が復元可能
	レベルQ	コードワードの約25%が復元可能
	レベルH	コードワードの約30%が復元可能

QRコードは、当該コードで表現する①情報の種類（数字、英字、漢字等）、②情報量（情報の桁数〔文字数〕）、③誤り訂正能力によって、コード内のセル数（バージョン）が決定される。

地公体における消込業務の実態調査では、消込に必要な情報は数字のみであったところ、文字の種類を数字のみ、誤り訂正レベルをMと仮定した場合、各バージョンにおいて格納可能な情報量は下表のとおりである。

バージョン	バージョン1	バージョン2	バージョン3	バージョン4	バージョン5
セル数	21×21	25×25	29×29	33×33	37×37
情報量(数字の場合)	34桁	63桁	101桁	149桁	202桁

次に、1セル当たり何mmのサイズ（セルサイズ）とするかについては、印刷を行うプリンタのヘッド密度（解像度）と1セル当たり何ドット割り当てるかで決定される。一般的に、読み取りやすいQRコードを生成するためには、極力1セル当たりの大きさを大きくすることと、1セル当たりに割り当てるプリンタのヘッド密度（ドット数）を多くすることが求められることとなる。

プリンタ	解像度	セルサイズ(4ドット)
レーザープリンタ	600dpi	0.17mm
	360dpi	0.28mm
熱転写/サーマル	300dpi	0.33mm
	200dpi	0.5mm

例えば、360dpi 以上のプリンタにより 1 セル当たり 0.28mm で印刷した場合の実サイズ⁷は下表のとおりである。

バージョン	1	2	3	4	5
実サイズ 1 辺	8.12mm	9.24mm	10.36mm	11.48mm	12.6mm

b. QRコードに格納する情報に係る考え方

納付書にQRコードを追加することを検討する場合、QRコードに格納する情報として、次の2つの考え方があり得る。

- (a) 「金融機関での処理に必要な情報」、「収納機関での消込に必要な情報」を情報項目とする考え方
- (b) 必要な情報は収納機関等のサーバー上で管理を行い、中央サーバーに問い合わせを行う管理番号のみを情報項目とする考え方

「(b)」の考え方については、金融機関の窓口でQRコードの読み込みを行ってから、収納機関に収納金額や種目等の照会を行うための中央サーバー等の構築が必要となる。また、収納機関としても、当該照会への回答を行うための専用のシステム開発および特定のフォーマットに沿った情報の登録等が必要となることから、金融機関、収納機関双方にとって初期対応の負担が大きくなることが想定される。

このため、ワーキング・グループでは、QRコードに格納する情報として「金融機関での処理に必要な情報」、「収納機関での消込に必要な情報」を情報項目とする考え方(=「(a)」)で検討を行った。

また、QRコードの利用について、金融機関の窓口での活用のみならず、非対面チャネル(スマホ等を利用した収納・支払)の利便性向上策への発展等を考えると、QRコード内に必要な情報が含まれている方が、他業種の参入障壁が低いと考えられる。

c. QRコードの活用に適した納付書について

納付者が金融機関の窓口で税・公金の納付・支払を行う納付書は、収納機関から納付金額・期限等が記載されて通知される場合や、納付者自身が納付金額を記載する場合など税・公金によって区々である。

そこで、どのような税・公金の納付書であれば、QRコードを活用した情報の授受に適しているか、下表のとおり整理を行った。

⁷ ISO ならびに JIS 規格では、QR コードの上下左右に 4 セルの余白を必要としている。

税・公金の種類	QRコードを活用した情報の授受の考え方
① 収納機関から納付書により金額等の通知を行う税・公金 ✓ 固定資産税等の賦課方式の地方税・公金 ✓ 加算税、延滞税等の賦課方式の国税 ✓ 国民年金保険料、厚生年金保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予め納税者・納付金額等を収納機関が把握していることから、収納機関が「金融機関での処理に必要な情報」、「消込に必要な情報」等の情報項目を予めQRコードに格納することが可能。
② 納税者からの申告により収納機関が納付額等を認識する税・公金 ✓ 所得税、相続税、消費税、法人住民税、法人事業税 等 ✓ 労働保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予め納付者や金額を収納機関において把握することができないことから、予め納付書にQRコードを付すことは困難である。 ・ また、QRコードよりも、e-TAX、eLTAXのように電子申告とともに電子納付を一連の流れで行う方式と親和性が高い。 ・ 例えば、電子申告は行うものの、書面（納付書）での納付を指向する納付者に対して、現在の手書きの納付書とは別に、電子申告時にQRコード付きの金融機関窓口納付用の納付書を電子申告画面から印刷することの検討は考え得る。ただし、「①」と比べると、難易度が高いと考えられる。
③ 納付義務者以外が徴収のうえ納付する税・公金 ✓ 源泉所得税、個人住民税特別徴収分等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納機関において納付者・納付金額等を確定のうえQRコードを付すことができないことから対象外とすることが考えられる。 ・ また、QRコードよりも、e-TAX、eLTAXのように電子申告とともに電子納付を一連の流れで行う方式と親和性が高い。
④ その他 ✓ 交通反則金（交通指導取締りの現場で納付者・金額が確定する）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通反則告知書（仮納付書）へのQRコードの付加には、以下の課題等がある。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 仮納付書は現場で警察官から交付されることから、予め納付者・金額等が確定していない。 ✓ 仮にQRコードを付加する場合には、現場でQRコードを仮納付書に印字し、かつ当該データをサーバー等に送信・登録する端末等の整備を要するため、財源のあり方等について慎重な検討が必要。

この整理を踏まえ、収納機関が納付書を発行する時点で、予め収納機関において納付者・金額等を記載のうえ、通知を行っている賦課税目等の税・公金に関し、QRコードに格納するに当たって必要な情報項目等について検討を行った。

なお、この整理はあくまでもQRコードを活用した情報の授受に適した納付書について検討を行ったものである。金融機関の窓口におけるQRコード読取端末・システムの開発、収納機関におけるシステム開発等は考慮しておらず、実際にQRコードを活用した収納の検討に当たっては、このような要素も考慮する必要がある。

d. QRコードに格納する情報項目の整理

これまでの実態調査およびQRコードに関する検討を踏まえ、「金融機関での処理に必要な情報」、「収納機関での消込に必要な情報」に係る情報項目および必要となる桁数について検討を行った。

その結果は下表のとおりである。

なお、地公体においては、数字情報のみで消込業務が行われていることを念頭に、いずれの情報項目についても数字情報とすることを前提としている。

【QRコードに含める情報項目（案）⁸】

項目	必須/任意	想定桁数	考え方
税・公金の収納・支払に係るQRコードであることを識別する項目	必須	2桁	・税・公金の収納・支払で利用されるQRコードであることを識別する必要性。
納付区分	必須	2桁	・収納機関コードを識別するための項目 01：一般料金（当面想定せず） 02：地方税、地方公金 03：国庫金
収納機関の識別を行う項目	必須	5桁	・収納機関を識別するための項目 ・例えば以下が考えられる。 ⇒「02：地方税、地方公金」の場合には地方公共団体コードとする。 ⇒「03：国庫金」の場合には、日本銀行が取扱庁を管理するコードとする。
収納機関の自由使用欄	必須	83桁 +α	・収納機関の消込に必要な情報の格納を想定。 ・OCR対応帳票の場合には、その数字とすることを想定。 例：種目（税目）コード、調定年度、賦課年度、通知書番号、金額（本税、督促手数料、延滞金、前納報奨金）、期別

⁸ 金融機関の窓口でQRコードによる収納受付を行うことを想定して検討を行っているが、決済事業者による納付等を想定した場合、収納機関、納付者の間で、「納税通知番号」等の納付書を特定するための情報の追加を検討することが考え得る。

項目	必須/任意	想定桁数	考え方
			<ul style="list-style-type: none"> ・その他、バーコード情報、MPN 情報等、各収納機関が消込を行うために必要な既存情報の格納することを想定。 ⇒MPN 帳票の OCR 桁数が 83 桁であるが、それ以上の桁数は想定し得るか検討を要する。
税・公金の種類	必須	3 桁	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる税・公金を特定するための情報の格納を想定。 ・MPN が制定する統一の税目・料金番号体系を活用することを想定。
調定年度	任意	4 桁	・当該納付書の調定年度（4 桁：西暦）
帳票 CD（チェックデジット）	任意	2 桁	・収納機関が対象帳票を認識するための項目 ⁹
再発行区分	任意	1 桁	・納付書の（再）発行回数 [N 回（1 桁）]
支払期限	必須	6 桁	・YYMMDD（YY 西暦下 2 桁：合計 6 桁）
支払期限を超えた場合の取扱い（延滞金）	必須	1 桁	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の 2 つのフラグを検討。 0：受付不可、1：受付可能
金額	必須	12 桁	・MPN は 11 桁、バーコードは 6 桁となっていることを踏まえ、12 桁とすることを想定。
印紙フラグ	必須	1 桁	・領収書への印紙の要否を判別する項目 [0=不要、1=要 等]
チェックデジット ¹⁰	必須	1 桁	・要否について検討を要する。
		135 桁 + α	

本情報項目は地公体における消込業務の実態を参考に整理したものであるが、実用化に当たっては、各情報項目で想定される桁数を含め、収納実態に応じて、引き続き、検討を行う必要がある。

また、国庫金に関する QR コードの情報項目の検討に当たっては、日本銀行における国庫計理を行うためのデータ項目や、この授受の方法についても検討を行う必要がある。

⁹ 自由使用欄とは別に設けるべき項目か検討を要する。

¹⁰ 数列の誤りを検出するために、一定のアルゴリズムに従って追加される数値。

加えて、QRコードの情報項目として含めることはできないものの、収納機関での消込に必要な情報として、金融機関において追加が必要となる項目を下表のとおり整理している。

【収納機関への消込レコード（案）】

項目	論点
データ作成日付	・作成日付〔YYYYMMDD〕
収納金融機関	・金融機関コード（4桁） ・支店コード（3桁）
収納日付	・収納を行った日付〔YYYYMMDD〕
収納時間	・収納を行った時分〔HHMM〕
QR情報	・QRコードに含まれる情報

e. QRコードの活用に係る収納機関のシステム改修コスト等について

さらに、QRコードの活用に係る収納機関のシステム改修コスト等について、事務局において地公体の基幹システムの構築を担うシステムベンダー2社（A社、B社）に対してヒアリングを実施した。QRコードの活用の実現に向けて、今後は、ヒアリング結果も踏まえて、検討する必要がある。

【システムベンダーへのヒアリング結果】

項目	コメント
納付書へのQRコードの追加について	✓ 実際の納付書へのQRコードの追加に当たっては、既存の地公体の印刷業者で対応可能か、印刷スピードへの影響はないか等の検証を要する（A社）
QRコード等の情報項目について	✓ 基本的には、賦課税目であれば納付書にOCR情報が含まれており、当該情報がQRコード内にあれば消込が可能。（A社） ✓ 概ね地公体の消込に必要な情報は含まれている。ただし「納付区分」と「収納する税公金」は重なる部分があると思われる。（B社）
システム改修コストについて	✓ QRコードが乱立せず統一の規格となるのであれば、商品をパッケージソフト化することができ、1地公体当たりの改修コストを抑えることが可能。ただし、古いシステムを継ぎ接ぎで改修しているような地公体の場合には、インパクトがあるかもしれない。（A社） ✓ 消込情報にOCR情報が含まれるのであれば、大きなコストを掛けなくても改修可能。（B社）
基幹システム改修に要する期間について	✓ 2年もあれば改修できるのではないかと。（A社） ✓ システム改修そのものの期間はそれほど要しない（数か月）と考えられるが、実際の個別地公体との納付書への追加に係る調整にある程度時間を要する可能性がある。（B社）

項目	コメント
本施策の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地公体にとっては、消込という観点では直接のメリットを感じにくいことから、納付者の利便性向上が改修要因となるのではないか。(A社) ✓ 現在、地公体の消込データ作成が指定金融機関任せになっているケースが多々あり、地公体でコスト認識していないことは課題。(B社)

f. 納付書（兼納付済通知書）の様式とQRコード追加に当たっての課題

納付書（兼納付済通知書）については、各種ガイドライン等において規格等が定められていることがあり、納付書へQRコードを追加するに当たって、各ガイドライン等との関係について整理を行った。

(a) 代理収納ガイドラインとの関係

現在、コンビニ収納のために納付書に付されているバーコード情報は、流開センターが定める代理収納ガイドラインにおいて、帳票のサイズやバーコードの表示位置が定められている。

そのなかでは、避けるべき収納票として「GA1-128 以外のバーコード（QRコード等の2次元シンボルを含む）が、収納票表面に印刷されているもの」が掲げられており、すでにコンビニ収納を行っている収納機関が、新たにQRコードを追加する場合には、代理収納ガイドラインに抵触する可能性がある。

<GS1-128による標準料金代理収納ガイドライン> 【7頁】

避けるべき収納票

(略)

- ⑨ 郵便用のカスタマーバーコードを除く、GS1-128 以外のバーコード（QRコード等の2次元シンボルを含む）が、収納票表面に印刷されているもの。

(b) ゆうちょ銀行払込取扱票との関係

納付書がゆうちょ銀行の払込取扱票を兼ねる場合（ゆうちょ銀行で納付可能な納付書である場合）、払込取扱票の様式については、ゆうちょ銀行の承認が必要となることから、払込取扱票にQRコードを追加する場合、収納機関はゆうちょ銀行の承認を得る必要がある。

(c) マルチペイメントネットワーク標準帳票との関係

MPNに参加する収納機関等がMPNで使用する帳票について遵守すべき内容が「マルチペイメントネットワーク標準帳票ガイドライン」で定められているが、同ガイドラインでは、QRコードの追加は否定されていない。

(4) 継続検討課題と今後の検討について

① 継続検討課題について

収納実務に係る実態調査の結果、金融機関の窓口でのバーコードの活用は困難であると考えられることから、QRコードの活用に向けて、必要な情報項目の整理を行った。

一方、QRコードを活用した収納実務の実現に当たっては、下表のとおり、引き続き、検討すべき課題がある。

検討テーマ	課題
QRコードの活用の実現	<ul style="list-style-type: none"> ✓ QRコードを活用した収納の実現に当たっては、収納機関、金融機関間の情報の授受のあり方や金融機関における態勢などについて、検討する必要がある。 ✓ 本年度は、地方税における消込業務を参考に情報項目の整理を行ったが、国庫金についても、対象税目は限られるものの、将来のQRコードの活用を見据えた検討を行う必要がある。
収納後の納付済通知書の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実態調査の結果、納付済通知書については、コンビニ収納においては、納付後に利用はされていないものの、長期間保管されていることが判明した。金融機関でQRコードを活用した収納が実現した場合、納付済通知書の保存のあり方について、検討する必要がある。
納付書の規格を定めるガイドライン等に係る整理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種ガイドラインを定めている機関等と協議を行う必要がある。

② 今後の検討について

QRコードを活用した収納については、地方税における取り組みとして、地方税における電子化の推進に関する検討会が、2019年11月に「令和元年度 地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」を公表した。

そのなかでは地方税共通納税システムを利用した賦課税目に係る収納の実現策の案の一つとして、納付書へのQRコードの追加が検討されている。

また、実務者級での検討の場を設け、実務上の課題も含めて検討を行うこととされているところであり、金融機関の窓口でQRコードの活用に当たっては、同検討会と連携した検討を行うこととする。

また、国庫金については、対象となり得る税目は限定的¹¹である。もっとも国庫金の収納・計理を行う日本銀行や納付書を発行する収納官庁と、実態の把握やQRコードに必要な情報項目等について、さらなる検討を行う余地はある。

このような状況を踏まえ、QRコードの活用の実現に向けて、今後はワーキング・グループのような関係者が一堂に会する場ではなく、課題に応じて、実務者級によって個別に検討することとする。

【各検討テーマと今後の検討体制】

検討テーマ	今後の対応	体制
QRコードの活用の実現	<p>【地方税関係】</p> <p>✓ 「地方税における電子化の推進に関する検討会」との連携のもと、賦課税目に係るQRコードの活用を検討する。</p> <p>【国庫金関係】</p> <p>✓ QRコード活用の余地を検討する観点から、日本銀行、収納官庁および全国銀行協会と協議の場を設け、実態把握・情報項目の整理を行う。</p>	勉強会の場で、各検討課題の検討状況の共有・意見交換を実施
収納後の納付済通知書の取扱い	<p>✓ 納付済通知書の保存根拠について整理を行うとともに、収納官庁等と連携した保存のあり方について検討を行う。</p>	
納付書の規格を定めるガイドライン等に係る整理	<p>✓ 各種ガイドラインを定めている機関等と協議を行う。</p>	

¹¹ 当面は、国庫金のうち、3.(3)②-cで整理を行った、予め収納機関において納付者・金額等を把握のうえ、納付義務者に通知を行っている賦課税目等の税・公金に係る収納官庁を中心とした検討を行う。

4. 検討テーマ4:延滞金等の取扱いの見直し

(1) 金融機関の窓口における延滞金の取扱い実態

地方税法において、納税義務者は納期限後にその税金を納付する場合は、延滞金額を加算して納付しなければならないとされるものの、法令上、その具体的な収納方法については明確な定めがない。

そのため、地公体における収納方法が区々となっており、金融機関は窓口で納付者を待たせたうえで、延滞金の取扱方法について、行内手続を確認したり、収納機関等へ連絡して都度確認したりしなければならない状況となっている。

金融機関における延滞金の収納の主な流れは下表のとおりである。

① 受付		・ 金融機関の窓口で納付書を受付。納付書を点検し、納付期限を確認。
② 取扱方法の確認	行内手続で確認可能	・ 地公体が定めている納付期限経過後の収納の可否、延滞金の要否などの取扱方法について行内手続を確認。
	行内手続で確認不可	・ 行内手続において納付期限経過後の取扱方法が確認できない場合、受付店が収納機関または行内取りまとめ店に連絡（電話）し、収納の可否等を確認。
③ 収納		・ 確認した取扱方法を納付者に説明し、収納を行う。延滞金の収納が必要な場合、銀行で算出または収納機関に確認した延滞金額を収納。

金融機関の行内手続に記載されている収納機関における納付期限経過後の取扱いは、主に次の3類型となっている。

- ① 本税のみを収納
- ② 本税と延滞金額をあわせて収納
- ③ 金融機関の窓口で収納不可（＝地公体で収納）

類型が異なっても納付期限経過後の取扱いのルールを統一できないか検証を行うため、地公体における取扱実態について、地公体へのヒアリングを実施した。

(2) 地公体へのヒアリング

① 地公体P（都道府県）における納付期限経過後の取扱い

地公体Pは、納付期限経過後に金融機関の窓口で納付書が持ち込まれた場合、「本税のみを収納する」取扱いとなっている。

この場合の延滞金の納付に係る取扱いは次のとおりである。

- a. 金融機関の窓口で本税のみを収納
- b. 地公体Pは、金融機関から納付済通知書（納付済情報）の送付を受け、基幹システムで自動的に延滞金額を算出し、延滞金に係る納付書を発行・送付
- c. 納付者は改めて延滞金に係る納付書を受領し、金融機関の窓口で納付

地公体Pの場合、金融機関においては、地公体Pへの確認を行わず、また、納付者を待たせることなく収納することが可能となっている。ただし、納付者は、延滞金を納付するために、改めて金融機関の窓口に出向く必要がある。

② 地公体Q（市区町村）における納付期限経過後の取扱い

地公体Qは、納付期限経過後に金融機関の窓口で納付書が持ち込まれた場合、原則として、金融機関に対し、電話での連絡を求めている。

この場合の延滞金の納付に係る取扱いは次のとおりである。

- a. 金融機関は地公体Qに納付期限経過した納付書が持ち込まれたことを連絡
- b. 連絡を受けた地公体Qは、その場で基幹システムで納税情報を確認のうえ、延滞金額を算出し、金融機関へ通知
- c. 金融機関は納付書に延滞金額を追記し、本税と延滞金を収納

なお、地公体Qでは、納税者の資力や生活状況に応じた分割納付などに対応し、金融機関の窓口で延滞金額を算出することが難しいこと、金融機関の計算に相違があった場合の手続きが煩雑となることから、自らの基幹システムでの算出の必要があり、電話で都度の連絡を求めているということであった。

(3) 実態調査を踏まえた延滞金に係る考え方の整理

金融機関の収納実態および地公体へのヒアリングを踏まえると、延滞金の取扱いについては、納付者の事情に応じた対応を行っている等、収納機関によって異なっていることに一定の理由があるものと考えられる。

【各地公体における延滞金の取扱い】

<p>地公体P (本税のみ収納)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 納付者は確認のために金融機関の窓口で待たされることがなく、また、金融機関としても架電等による収納機関への確認が不要である。 ✓ 一方、地公体にとっては、自動的に延滞金額を算出し、延滞金に係る納付書を発行・送付するシステムがないと事務負担を伴うこととなる。
--------------------------	--

地公体Q (本税と延滞金額を あわせて収納)	✓ 納付者は確認のために金融機関の窓口で待たされる可能性があるほか、金融機関としても架電による収納機関への確認や納付書への追記対応が必要になる等の煩雑な事務を伴う。 ✓ 一方、地公体としては、納付者の事情に応じた延滞金額の算出等が必要となることから、一律の対応を行うことが難しい。
------------------------------	---

それぞれの取扱いの類型について、下表のとおり、PROS/CONSの整理を行ったところ、すべての当事者にとってデメリットを大きく上回るメリットがあるものはなかった。

また、ワーキング・グループにおいて、金融機関から、延滞金の取扱いは収納代理契約等で明確に定められていないケースも多いことから、金融機関と地公体との個別の取り決めに委ねられるべきものとして、ルールの一統化を懸念する意見があった。

したがって、延滞金に係る取扱いに関するルールの統一化は困難と結論づけ、これまでと同様に金融機関と地公体の個別の取り決めに委ねることとする。

一方、金融機関は、インターネットバンキングを中心とした電子的なチャネルの拡大や、超高齢社会における人口減少が見込まれる環境下において、持続可能な収益性や将来にわたる健全性を確保する観点から、店舗の統廃合を含む業務効率化を推進している状況にある¹²。

こうした状況を踏まえ、納付者の事情に応じた対応を行っている延滞金を金融機関の窓口で収納する類型に関し、金融機関と地公体において、将来を見据えた延滞金の収納のあり方について、今から協議を始めることが望まれる。

【各当事者における PROS/CONS】

収納方法	PROS	CONS
収納不可 (収納機関 窓口でのみ 収納)	【納付者】 (納付者のメリットはない) 【収納機関】 延滞金・督促手数料の誤りが無い 【金融機関】 延滞金の計算・収納方法の確認が不要	【納付者】 収納機関を訪問し、改めて納付する必要がある 【収納機関】 延滞発生後の徴収率が低下する懸念あり 【金融機関】 (金融機関にデメリットはない)
本税+延滞 金を収納	【納付者】 金融機関の窓口で一度に納付可能(延滞金のための再度の納付が不要) 【収納機関】 本税とともに延滞金・督促	【納付者】 確認のため金融機関の窓口で待たされる可能性あり 【収納機関】 延滞金等について手書きの納

¹² 2019年6月に改正された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」では、「持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる銀行に対しては、(中略)必要な業務改善を促す」とされ、この「必要な業務改善」には「店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策」が含まれている

収納方法	PROS	CONS
	<p>手数料の徴収が可能。改めて納付書を発行する必要がない</p> <p>【金融機関】 延滞金分も収納することで、結果として金融機関の窓口での収納回数は減る</p>	<p>付書の処理が必要。また、金融機関において誤って徴収する懸念あり</p> <p>【金融機関】 収納機関に、延滞金・収納方法の確認のうえ、納付済通知書を手書き補正する等しなければならず煩雑</p>
本税のみ収納	<p>【納付者】 確認のために金融機関の窓口で待つ必要がない</p> <p>【収納機関】 延滞金等について手書きの納付書の処理が不要。延滞金・督促手数料の誤りが無い</p> <p>【金融機関】 延滞金の計算・収納方法の確認が不要であり、納付書を手書き補正する等も不要</p>	<p>【納付者】 延滞金を改めて納付する必要がある</p> <p>【収納機関】 延滞金に係る納付書の発行が改めて必要</p> <p>【金融機関】 延滞金分も収納することで、結果として金融機関の窓口での収納回数が増える</p>

第Ⅲ章 今後の対応

1. 継続検討課題

第Ⅱ章で検討した各テーマのうち、継続検討が必要なものは下表のとおりであり、関係省庁とも連携しつつ、引き続き、対応について検討することとする。

【検討テーマ1：口座振替依頼書標準様式の検討】

検討課題	今後の検討事項・方針
標準様式（案）のさらなる検証	・実証実験結果を踏まえつつ、引き続き、地公体等の収納機関からの意見を聴取し、標準様式の検証・改訂等を実施
標準様式の活用に向けた収納機関への利用に係る呼びかけ方法の検討	・指定金融機関を通じて各収納機関へ利用の呼びかけを行うためのマニュアル等を作成
利用可能な収納機関を金融機関で把握するための方策	・各金融業界団体を通じた情報共有に係るスキームを検討
金融機関が受け付けた標準様式に不備があった場合の対応	・不備発生時の対応として、共通ルールを設けることを検討
口座振替促進策として効果的な施策の検討	・ワーキング・グループにおける指摘を踏まえて、口座振替促進策として効果的な施策を検討

【検討テーマ2：インターネットを利用した口座振替手続きの促進】

検討課題	今後の検討事項・方針
金融機関によるウェブ口座振替サービスの利用促進策の検討、その提供状況の調査	・個人向け受付サービスの利用促進策を検討 ・法人向けについては、まず e-Tax、eLTX 等の電子的な収納手段の利用促進策を検討

【検討テーマ3：QRコード・バーコードの活用、納付済通知書の電子化】

検討課題	今後の検討事項・方針
QRコードの活用の実現に係る検討	【地方税関係】 ・「地方税における電子化の推進に関する検討会」との連携のもと、賦課税目に係るQRコードの活用を検討 【国庫金関係】 ・QRコード活用の余地を検討する観点から、日本銀行、収納官庁および全国銀行協会で協議の場を設け、実態把握、情報項目を整理
収納後の納付済通知書の取扱いに係る検討	・納付済通知書の保存根拠について整理を行うとともに、収納官庁等と連携した保存のあり方について検討
納付書の規格を定めるガイドライン等に係る整理	・各種ガイドラインを定めている機関と協議

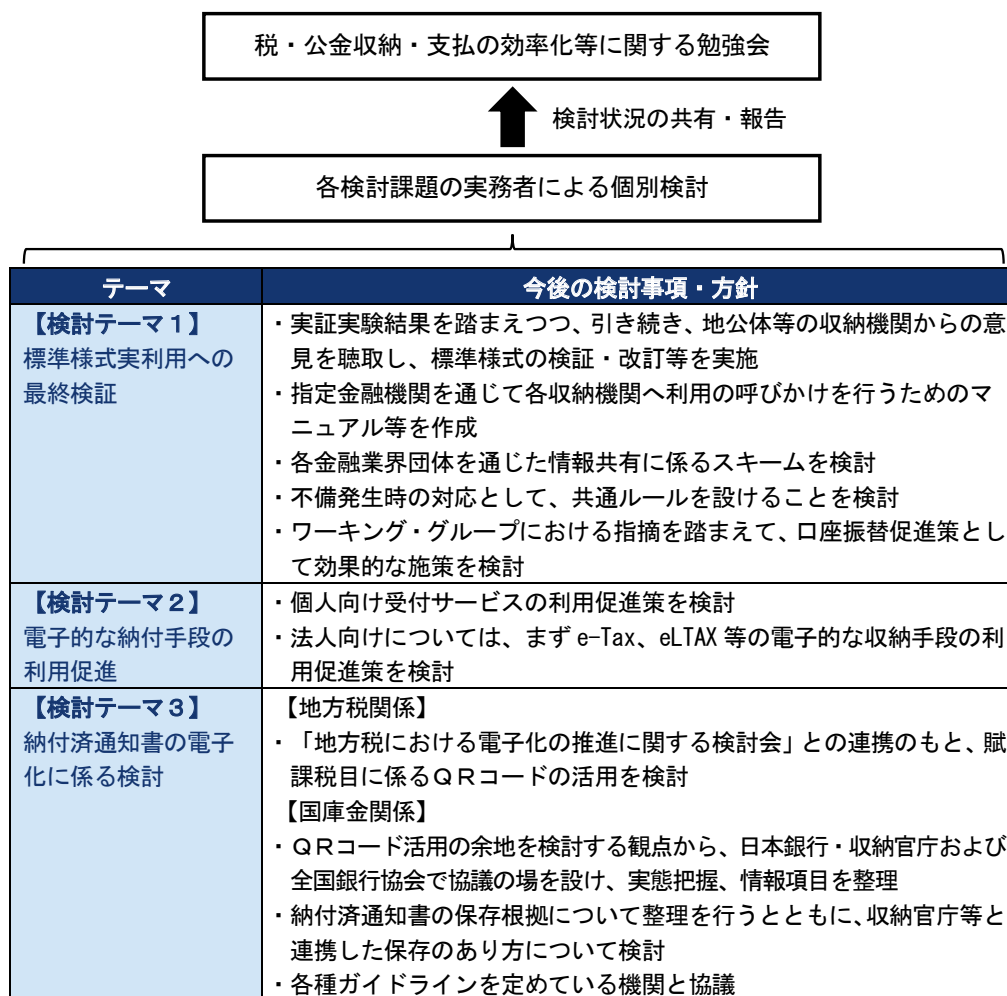
2. 検討体制等

「1. 継続検討課題」で今後の検討事項・方針を整理したが、来年度以降の継続検討課題については、その実現に向けて、より個別の状況に応じた検討を行う必要がある。

このため、来年度については、ワーキング・グループのような、関係者が一堂に会する場ではなく、各検討テーマの課題に応じて、実務者による個別の検討を中心とすることとする。

一方、勉強会そのものは、税・公金の収納・支払に関する関係者等が一堂に会して意見交換を行う貴重な場であり、その意義が大きいことから、各課題の検討状況の共有・意見交換を行う場として、引き続き、枠組みを存続することとする。

そのうえで、各課題の検討状況については、半期に1度、勉強会で情報共有を行うとともに、年度末に調査レポートを取りまとめ、公表することとする。



以上

Appendix

1. 口座振替依頼書標準様式（案）

(1) 1枚目：収納機関用

口座振替依頼書（自動払込利用申込書[※]・^②）

1枚目 収納機関用

※以下の（太枠内）のみご記入ください。 私は、下記に記載の税・公金について、口座振替・自動払込みにより納付したいので、納税額等必要な事項を記載した納付書は指定した金融機関まで送付ください。

収納機関名 最

申込日 西暦 令和 年 月 日

2枚目には
金融機関届出印を
押印してください

口座名義人 ※金融機関に お届けの名称 をご記入くだ さい。	フリガナ	生年月日(個人の場合) <input type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div> <p style="font-size: 0.7em;">(法人の場合は代表者印)</p>	
	氏名 <small>(法人の場合は肩書き・代表者名)</small>	電話番号		
	住所			
振替(払込) 指定口座	金融機関 (ゆうちょ銀行 以外)	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 協同 <input type="checkbox"/> 中命 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 労働金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 代理店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 営業部		
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 口座番号 お誤りで記入		
	ゆうちょ銀行	通帳記号	1 0 -	通帳番号 お誤りで記入
	金融機関 使用権	種目コード <small>※2桁</small>	払込先口座番号	払込先加入者名
<input type="checkbox"/> 口座名義人と同一の場合は必ずチェック (同一の場合、納付者側のご記入は不要です)				
納付者	フリガナ	生年月日 個人の場合 <input type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div> <p style="font-size: 0.7em;">(法人の場合は代表者印)</p>	
	氏名 <small>(法人の場合は肩書き・代表者名)</small>	電話番号		
	住所			
納付者 特定情報	書類	<input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> ○○○○ <input type="checkbox"/> ○○○○ <input type="checkbox"/> ○○○○ <input type="checkbox"/> その他()		
	番号	上記で選択した書類の番号をお誤りで記入⇒		
<input type="checkbox"/> 口座振替を希望する 税・公金				
振替日	収納機関の 指定する日	振替開始 (予定)	西暦 20 年 月 日 振替 (払込方法)	

(2) 2枚目：金融機関用

口座振替依頼書（自動払込利用申込書[※]・^②）

2枚目 金融機関用

↓以下の【太枠内】のみご記入ください。

取納機関名 地

申込日 西暦 年 月 日
 令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇銀行 御中

左記に記載の取納機関から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、下記の予約金から次のとおり口座振替・自動払込により、納付することとしたいので、下記の約定を承認のうえ、依頼します。
※ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込規定が適用されます。

口座名義人 <small>※金融機関にお届けの名称をご記入ください。</small>	フリガナ <input type="text"/>	金融機関印
	氏名 <input type="text"/> <small>(法人の場合は両書き・代表者名)</small>	
	電話番号 <input type="text"/>	

振替(払込)指定口座 <small>①口座振替専用</small>	金融機関 (ゆうちょ銀行以外) <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 中会 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 労働金庫 <input type="checkbox"/> 興協 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 代理店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 営業部	金融機関使用種別 金融機関コード <input type="text"/> 支店コード <input type="text"/>
	振替種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 口座番号七桁まで記入 <input type="text"/>	
	ゆうちょ銀行 通帳記号 1 0 - 通帳番号七桁まで記入 <input type="text"/>	
	種目コード <input type="text"/> 払込先口座番号 <input type="text"/> 払込先加入者名 <input type="text"/>	

口座名義人と同一の場合は印チェック (同一の場合、納付者欄のご記入は不要です)

納付者	フリガナ <input type="text"/>	金融機関印
	氏名 <input type="text"/> <small>(法人の場合は両書き・代表者名)</small>	
	電話番号 <input type="text"/>	

納付者特定情報	書類 <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> その他(<input type="text"/>) 番号 上記で選択した書類の番号を左詰めで記入 ⇒ <input type="text"/>
---------	--

口座振替を希望する 税・公金	振替日 取納機関の指定する日 振替開始(予定) 西暦 20 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 振替(払込方法) <input type="text"/>
-------------------	--

〈金融機関使用欄〉

1. 予約金の支払手続については、当座勘定規定または予約金規定にかかわらず、予約金選擇、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
2. 振替日において、納付書記載金額が予約金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額も含む)を越えるときは、私に通知することなく納付書が送附されても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴店ならびに取納機関に所定の書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等の相当の事由があると貴店が察めた場合には私に通知されることなく解除されても異議はありません。
4. この取扱いについて仮に勘違いが生じても、貴店の責によるものを除き、貴店には迷惑をかけません。
5. 貴店に対して領収証書の請求はいたしません。

※ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込規定が適用されます。

XXXX-XXXX-XXXX TF

(3) 3枚目：お客さま控

口座振替依頼書（自動払込利用申込書）（収・①）

3枚目
お客さま控

↓以下の【太枠内】のみご記入ください。

収納機関名	
--------------	--

申込日	<input type="checkbox"/> 西暦								
	<input type="checkbox"/> 令和	年	月	日					

口座名義人 <small>※金融機関にお届けの名称をご記入ください。</small>	フリガナ	生年月日（個人の場合）
	氏名	<input type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和
	<small>（法人の場合は親書き・代表者名）</small>	年 月 日
	住所	電話番号

振替（払込）指定口座	金融機関 <small>（ゆうちょ銀行以外）</small>	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 中金
		<input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 労働金庫 <input type="checkbox"/> 漁協
		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 代理店
		<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 営業部
	預金種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 <small>お結めで記入</small>
	ゆうちょ銀行 通帳記号 1 0 -	通帳番号 <small>お結めで記入</small>
	金融機関使用欄	金融機関使用欄 金融機関コード
	種目コード	支店コード
	払込先口座番号	払込先加入者名

口座名義人と同一の場合は必ずチェック（同一の場合、納付者欄のご記入は不要です）

納付者	フリガナ	生年月日（個人の場合）
	氏名	<input type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和
	<small>（法人の場合は親書き・代表者名）</small>	年 月 日
	住所	電話番号

納付者特定情報	書類 <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> ○○○○ <input type="checkbox"/> ○○○○ <input type="checkbox"/> ○○○○ <input type="checkbox"/> その他()
	番号 上記で選択した書類の番号を左結めで記入 ⇒

口座振替を希望する税・公金				
振替日	収納機関の指定する日	振替開始（予定）	西暦 20 年 月 日	振替（払込方法）

（金融機関使用欄）

1. 預貯金の支払手続については、当座勘定規定または預貯金規定にかかわらず、預貯金選帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
2. 振替日において、納付書記載金額が預貯金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額も含む）を超えるときは、私に通知することなく納付書が返却されても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴店ならびに収納機関に所定の書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり貴店から請求がない等の相当の事由があると貴店が認めた場合には私に通知されることなく解除されても異議はありません。
4. この取扱いについて仮に勘違いが生じても、貴店の責によるものを除き、貴店には迷惑をかけません。
5. 貴店に対して領収証書の請求はいたしません。

※ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込規定が適用されます。

XXXX-XXXXX-XXXX TF

2. 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」メンバー・オブザーバー

2020年3月時点

メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁 ・ 警察庁 ・ 厚生労働省年金局 ・ 厚生労働省労働基準局 ・ 国税庁 ・ 総務省
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省 ・ 経済産業省 ・ 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 ・ 内閣官房日本経済再生総合事務局 ・ 内閣府規制改革推進室 ・ 内閣府番号制度担当室 ・ 日本銀行 ・ 全国知事会 ・ 全国市長会 ・ 全国町村会
メンバー（金融機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)みずほ銀行 ・ (株)三菱UFJ銀行 ・ (株)三井住友銀行 ・ (株)常陽銀行 ・ (株)名古屋銀行 ・ 三菱UFJ信託銀行(株) ・ 一般社団法人全国信用金庫協会 ・ 一般社団法人全国信用組合中央協会 ・ 労働金庫連合会 ・ 農林中央金庫
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会

3. 効率化ワーキング・グループ／電子化ワーキング・グループ メンバー

2020年3月時点

WG	メンバー（実務者級）
<p>効率化ワーキング・グループ</p>	<p>【行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁、国税庁、厚生労働省年金局（日本年金機構）、厚生労働省労働基準局、総務省、地方税共同機構、日本銀行、内閣官房日本経済再生総合事務局 <p>【金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、全国地方銀行協会（常陽銀行）、第二地方銀行協会（名古屋銀行）、信託協会（三菱UFJ信託銀行）、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫、ゆうちょ銀行 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行協会
<p>電子化ワーキング・グループ</p>	<p>【行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁、警察庁、国税庁、厚生労働省年金局（日本年金機構）、厚生労働省労働基準局、総務省、地方税共同機構、日本銀行、内閣官房日本経済再生総合事務局 <p>【金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、全国地方銀行協会（常陽銀行）、第二地方銀行協会（名古屋銀行）、信託協会（三菱UFJ信託銀行）、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫、ゆうちょ銀行 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行協会

4. 効率化ワーキング・グループ／電子化ワーキング・グループ次第一覧

(1) 効率化ワーキング・グループ

第1回 2019年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・本ワーキング・グループの目的・スケジュールについて ・全銀協「預金口座振替事務取扱基準」について ・金融機関における口座振替手続の実態、ネット口座振替受付サービスについて
第2回 2019年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・預金口座振替依頼書標準様式の検討 ・法人における口座振替受付の電子化の論点について
第3回 2019年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替依頼書標準様式に係る今後の検討について ・インターネットを利用した口座振替手続の促進の検討について ・延滞金の取扱いに係る検討状況について
第4回 2019年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替依頼書標準様式について ・インターネットを利用した口座振替手続の促進に係るアンケート結果（概要）について ・収納機関における延滞金の取扱いの実態について
第5回 ¹³ 2020年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用した口座振替手続の促進に係るアンケート結果について ・「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート(2019年)」(骨子)について
第6回(書面) ¹³ 2020年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」調査レポート(案)について

(2) 電子化ワーキング・グループ

第1回 2019年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・本ワーキング・グループの目的・スケジュールについて ・国庫金における納付済通知書の取扱実態について ・銀行における納付済通知書の取扱実態について ・コンビニ収納におけるバーコード情報について
第2回 2019年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニバーコードを活用した「窓口収納サービス」について ・Pay-easy(ペイジー)収納サービスによる消込情報および事務効率化について
第3回 2019年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における税・公金の消込業務の実態について ・バーコード・QRコードの活用、納付済通知書の電子化に関する今後の検討について
第4回 2019年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書へのQRコードの追加に係る検討について
第5回 ¹³ 2020年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用した口座振替手続の促進に係るアンケート結果について ・「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート(2019年)」(骨子)について
第6回(書面) ¹³ 2020年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」調査レポート(案)について

¹³ 第5回および第6回については、両ワーキング・グループを合同開催。

子どもの貧困問題に関する説明会 講演録
(2019年10月21日開催)



目次

開会挨拶	1 頁
全国銀行協会 企画委員長 (三井住友銀行 常務執行役員) 萩原 攻太郎 氏	
講演①：子供の貧困対策～現状と今後の取組～	3 頁
内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(子どもの貧困対策担当) 牧野 利香 氏	
講演②：困難を抱えた子どもたちの現状、Learning for All の活動について	9 頁
NPO 法人 Learning for All 代表理事 李 炯植 氏 コミュニティ推進事業部事業部長 石神 駿一 氏 学生ボランティア 2 名	
会員銀行の取組事例紹介	26 頁
①青森銀行 総合企画部広報室 室長代理 工藤 浩栄 氏	
②東京スター銀行 経営企画部 アシスタントヴァイスプレジデント 牛堂 望美 氏	
③シティバンク、エヌ・エイ東京支店 コーポレート・アフェアーズ シチズンシップ担当 矢部 知美 氏	

開会挨拶

全国銀行協会 企画委員長(三井住友銀行 常務執行役員) 萩原 攻太郎 氏

本日はご多用のところ、本説明会にご参加いただき、誠にありがとうございます。皆様方には、日頃より全銀協の活動に多大なるご協力をいただいております、この機会にあらためて感謝申し上げます。

また、本説明会の講演を快くお引き受けいただきました、内閣府様、Learning for All様、取組事例をご紹介いただく青森銀行様、東京スター銀行様、シティバンク様に、厚く御礼申し上げます。

さて、全国銀行協会では、本年度、令和元年度を「新時代の経済・社会的課題の解決に資する一年」と位置づけ、活動を行っています。その1つにSDGsの目標達成に向けた各銀行の取組みのサポートがあります。本日お集りいただいた皆様をはじめ、各銀行におかれてもSDGsに関する取組みが着実に進められており、本年6月に正会員を対象に実施したアンケート調査では、SDGs/ESGに関する取組みを行っている会員銀行の割合が昨年度の45%から80%に大きく増加する結果となりました。

一方、SDGsの17の目標のうち、各銀行において取り組まれている課題の内訳を見てみると、「質の高い教育(目標4)」、「ジェンダー平等(目標5)」、「働きがいや経済成長(目標8)」、「気候変動(目標13)」等は7割程度の銀行が取組みを行っているのに対し、目標の1番目に掲げられている「貧困をなくそう(目標1)」に取り組んでいる銀行は4割程度と、まだ少ない状況となっています。

SDGsの目標はそれぞれ重要な課題であり、そこに軽重があるわけではないため、この結果に一喜一憂する必要はありませんが、日本における子どもの貧困問題という課題が周囲から見えにくい、わかりにくいという特性を有していることが、少なからずこの結果に影響しているのではないかと考えています。

子どもの貧困問題は、昨今メディア等でも取りあげられており、耳にする機会はあるかと思いますが、一方で、身近な課題だということを実感されている方はあまり多くはないのではないのでしょうか。実際、私もその一人でした。

今年、本日ご登壇いただくLearning for All様の活動拠点を2箇所視察し、そこで困難を抱える子どもたちの様子を目にしましたが、見た目や行動を一見しただけでは、他の子どもたちと何ら変わりはありませんでした。事前に事情を知っていなければ、その子どもたちが抱えている困難はわからず、身近なところでこのような気づかない課題があったのかと驚きました。

また、問題を抱えているのは子どもたちだけではなく、その保護者の方も貧困に伴う数多くの課題を抱えています。しかし、貧困の自覚があっても、周囲の目を気にして表に出せず、助けを求めることができないといった事情もあり、なかなか表立って見えてこないのが実情ですが、貧困問題は現実に存在しています。

後ほど詳しくご説明いただきますが、実に日本の子どもの7人に1人が相対的貧困状態にあり、経済的困窮に始まり、学習意欲の低下や生活習慣の悪化、自己肯定感の欠如等、貧困によるさまざまな影響が顕在化しています。

また、貧困問題を抱えて育った子どもが成長し、親になっても貧困から抜け出すことができず、親から子へ、子から孫へと連鎖していく「貧困の連鎖」を生じさせることも指摘されています。

この問題を放置し、格差が深刻化すれば、所得の縮小や労働力減少、社会保障費の増加など、社会的な損失は免れず、その損失額は4兆円にも上るという推計もあります。つまり、日本の金融マーケットの縮小といった話に繋がりがかねない課題であり、我々銀行界がこの解決に取り組む意義がある課題です。

そこで、今般、この見えにくい、しかし現実に存在する課題、銀行として取り組む意義のある課題、こうした様々な側面を持つ子どもの貧困問題の実情・実態を認識いただくきっかけになればと考え、本説明会を企画いたしました。

SDGs 目標の範囲は広く、それぞれの銀行を取り巻く環境や地域の実情などに応じて各銀行で取組みが進められていると思いますが、本説明会が今後の活動の参考になれば幸いです。

最後に、本日の説明会が実り多いものとなることを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

講演① 子供の貧困対策～現状と今後の取組～

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

牧野 利香 氏

【牧野 参事官】

私から、「子供の貧困対策～現状と今後の取組～」をテーマに30分ほどお時間をいただきましたので、ご説明させていただきます。

まず、子供の貧困対策の現状についてご説明します。

皆様ご存知のことかと思いますが、今、日本の子供の人口は年々減っています。少子化対策などもいろいろ行っていますが、当面子供の人口が増える見通しは立っていないところです。そうした中で、日本の将来、経済を支えていくのは誰かという、やはり子どもたちであり、1人残らずきちんと育ていかないと、日本の社会、経済、企業を支える人材が確保できないという状況になっています。私は、このような状況が、先進国である日本で子供の貧困に着目しなければならない理由だと思っています。

国際比較でよく使われる子供の貧困率は、世帯の所得から機械的に算出される数字です。国によって違いますが、日本の場合は4人家族だと月収20万円、年収ですと240万円ぐらいの水準か、またはそれ以下で過ごしている子どもが全体の子どものうちどれぐらいいるかというのが子供の貧困率という数字です。厚生労働省による「国民生活基礎調査」が国際比較でよく使われているもので、これをもちまして「子どもの7人に1人が貧困」ということがよく言われています。

子供の貧困を考える際に着目する必要があるのが、ひとり親世帯です。ひとり親世帯の子どもの割合は、20歳未満の子どもの1割ほどとなっており、40人のクラスで3人か4人はひとり親世帯の子どもの計算になります。ひとり親世帯の貧困率は、厚生労働省の「国民生活基準調査」および総務省の「全国消費実態調査」によると、どちらも5割前後、2人に1人が貧困ということで、非常に貧困率の高い世帯類型といえます。

正直、収入の面だけではどういう生活をしているのかよくわからないということもあるかと思います。そこで、消費の側面から、「食料や衣服を経済的な理由で買えないことがありましたか」という質問をした結果を見ると、典型的な核家族世帯である二世帯二親世帯でも、1割以上が経済的な理由で食料や衣服を買えなかった経験があると回答しています。ひとり親世帯では3割から4割程度がそうした経験があると回答しており、消費の側面から見ても生活に困っている家庭は確かにあります。

実は比較的所得が高い世帯でもこうした問題が起きていることがあります。例えば所得

はあっても借金が多い、親のギャンブル、病気など、いろいろなところで支出が多いといったこともあって、なかなか所得をもとにした貧困率だけでは計れない貧困もあるのです。

子どもの貧困の特徴について、「学校での勉強の内容がわかりますか」という、中学2年生へのアンケート調査結果をみると、低所得世帯およびひとり親世帯で、「わからない」と答えている子どもが多くなっています。現在、自治体レベルでこうした調査を行っているところが多く、中でも長崎県のアンケート調査が95%を超えるような高い回収率でしたが、全国的に同じような結果が出ています。これは勉強だけではなく進学意欲にも影響するものです。また、自己肯定感が低いという傾向もあります。勉強ができないことは、子どもにとってはいろいろな意欲を失わせるきっかけになるのだと思います。

それから、子どものいる家庭の親に、「困ったときに頼れる人がいますか」という質問をした結果をみると、これも低所得世帯やひとり親世帯で「いない」と答える割合が多いという結果になっています。低所得世帯においては、経済的側面からはもちろんのこと、人とのネットワークという意味でも解決手段を持たない場合が多く、悩みを抱えたまま、抜け出せないまま大人になってしまう子どもが多いというのが子どもの貧困の特徴かと思えます。

貧困の状況にある子どもがどのように成長していくかという点について、高校・大学進学率を全世帯と生活保護世帯で比べてみると、特に大学進学率で大きな差があります。生活保護世帯でも高校は受けられるぐらいの生活保護費が出ていると思いますが、それでもやはり高校進学率にも差があります。中卒になると、なかなか仕事にも就けない状況になります。さらに大人になるとどうなるかという点、学歴別に見た有業者の年収分布の調査結果では、男性と女性でまず大分違いますが、男性を見ても、例えば中卒あるいは高校中退になると、半分ぐらいが年収300万円や、それ以下の収入になっています。能力を発揮して豊かな生活を過ごすためには、子どものときからいろいろな支援が必要であり、そうでなければこのようなかたちで貧困の連鎖が起きてしまうことが懸念されます。私たちとしては貧困の連鎖を何とか阻止するというのを今一番進めたいと考えています。

次に、子どもの貧困問題にどう取り組むかという点について、今取り組んでいる対策などをご紹介します。

子どもの貧困対策推進法が平成26年に施行され、現在、子供の貧困対策に関する大綱の見直しを行っているところですが、この法律ができてから政府の施策は進んできました。平成26年度から、幼児教育・保育は何年もかけて段階的に無償化を進めてきています。それから、平成28年度に児童扶養手当を増やしたり、平成29年度に給付型奨学金も創設されており、来年の4月から、いわゆる高等教育の無償化も始まることになっています。こ

のように、教育費負担の軽減はかなり進んできたのではないかと思います。

ただ、子どもの貧困の問題はお金だけで解決するのかというと、そうでもないというところが難しいところだと思っています。先ほど申しあげたように、いくら大学進学が無償化されたと言っても、そこに至るまでの学力がなくて意欲もないということであれば、そもそも大学を受けようということにならないわけです。このため、子どもの時期からいろいろな支援を行い、子どもに意欲や希望を持たせるということ、そういうサポートをとるとすると親ができないかもしれないので、きちんと社会が見守ってあげることが大事だと思います。

そうした背景があり、今、政府で「子供の未来応援国民運動」を進めているところです。これは、社会全体で子どもの支援の取組みをしていくことが大事なのではないかという意識から、国や地方公共団体などの公的セクターだけではなく、民間の方も一緒になって取組みを進めましょうということから始めたものです。

この運動は子どもの貧困対策推進法ができた後から始まっていますが、その中で一番最初に取り組み始めたのが「子供の未来応援基金」です。これは、子どもと接している地域のNPO団体などが運営資金を確保できないという悩みがあることを踏まえて、今まで子どもの貧困対策に携わっていなかったような企業や個人からも寄附金というかたちで資金面のご支援をお願いして、子どもの支援を広げていこうという取組みです。

こうしたNPO団体等が具体的にどのようなことをやっているかということ、学習支援や居場所支援、衣食住支援（食べ物の提供）などの活動をされています。

この寄附金ですが、企業から直接ご寄附いただくケースもありますが、個人からいただくケースも増えてきています。また、直接のご寄附以外にもいろいろな取組みをしています。古本募金に企業単位で取り組んでいらっしゃるケース、自販機を置いていただくことによって寄附金を集めていただくケース、あるいは店舗のあるところだと、募金箱を設置していただくというケースもあります。ペットボトルの高さぐらいのものを、紙製募金箱として用意しています。

具体的なお協力方法について、募金箱を設置したい旨を内閣府に電話いただければ、こちらから厚紙に募金箱の台紙を印刷して送るという流れになっており、手軽に募金が始められます。ただ、紙製の募金箱ですので、長く取り組んでいただくのであれば、アクリル製の募金箱などをご用意いただいた方がいいかと思います。募金箱の設置は、国民運動の周知という面でも大変ありがたい取組みだと思っています。

それから2つ目として、先ほど申しあげた寄附型自動販売機の設置にもご協力をお願いしたいと思っています。現在、自販機を設置している場合でも、その自販機を取りかえる

必要はなくて、寄付型自販機普及協会に連絡していただき、既存の自販機にラッピングをしてもらうことが可能です。販売価格も基本的には変える必要がなく、設置オーナー収入から1本10円いただく仕組みになっています。ただ、売上げがあまりにも低い自販機は、自販機会社から断られるケースもありますので、事前に寄付型自販機普及協会にご連絡いただければと思います。

それから、こうした寄附以外の取組みとして内閣府で進めているのが、企業とNPO団体とのマッチング事業です。「マッチングネットワーク推進協議会」の中で、学習支援団体や、フードバンク、それから、子ども食堂が全国ネットワークを形成しています。単体の企業ですと、例えば子ども食堂に支援をしたいけど、どこに支援したらいいかわからないなどの悩みがあるかと思いますが、この全国ネットワークにご相談いただければ、信頼のおけるNPO団体をご紹介しますことが可能です。あるいは、かなり大量で1団体では使い切れないような資材の提供なども、ここで全国に配分するというようなことを行っています。

具体的にどのような事例があるかといいますと、学習支援教材を提供していただくケースや、あるいは場所や人を提供していただくケース、あるいは体験を提供していただくようなケースもあり、NPO団体にとってもありがたいですし、企業にとっても全て自分で支援しなくても、NPO団体を使って子どもたちに支援が届くというような、そういう仕組みを作っています。

最近SDGsの面から、企業がみずから子どもの貧困対策に取り組むケースが出てきています。政府の「拡大版SDGsアクションプラン2019」にも「子供の未来応援国民運動」が載っており、国民運動にご協力いただくということも1つのSDGsの取組みになると思っています。

実際に企業がどのように動き始めているかという点、例えば、セブン&アイホールディングス様は普段食品などを扱っていらっしゃるの、そういう点を活かした支援をされていたり、電力会社で、電力料金の一部を使って、顧客巻き込み型で社会貢献活動に活用されたり、金融業界では大和証券様が、金利の一部を支援活動に使うような社会貢献型の定期預金といったものもあります。

このように企業の取組みが広がってきているところでして、今、銀行業界の方々もかなり取り組んでいらっしゃると思うのですが、さらに子どもの貧困という分野で取組みを広げていただけると大変ありがたいと思っています。

最後に、子どもの貧困問題に社会全体で取り組むためをお願いしたい1つ目のこととして、子どもの貧困は、なかなか認識されていない問題なのですが、日本の将来に関わる問題であり、社会問題として認識していただきたいと思っています。子どもへの支援は未来

投資だということに皆様が気がつくということがすごく大事だと思っています。

それから2点目として、企業に取り組んでいただく際には、やはりトップの決断がないと前に進まないというところがありますので、ぜひトップの方にご理解いただきたいと思っています。ただ、やることは本当に小さなことから良いと私は思っていますので、できることから社会全体の子育てに参加協力をお願いしたいなと思っています。

それから3点目は、若干厳しいお願いではありますが、子どもの貧困の背景には必ず親の低収入という問題があると思います。「子どもの貧困ってうちの業界は関係ないよね」とおっしゃる企業もあるのですが、親の雇用という問題ではどの業界、どの企業も他人事ではありません。特にひとり親世帯の貧困率が50%というのは、就業機会があまりにも少なく、非正規でしか就業できないという問題があり、こうしたことが子どもの貧困を発生させている要因の一つだと思っています。子どもを持つ親に、きちんと理解をして子育てと両立できる労働環境と賃金を提供するというのも企業の皆様にぜひお願いしたいことです。

子どもの貧困対策ということでお話しさせていただきました。どうもありがとうございました。

【質疑応答】

(会場)

子どもの貧困率が近年になって急に右肩下がりになっているようですが、その要因について何か分析をしていらっしゃいますか。もしくは何か統計の取り方が変わったなど、理由があれば教えてください。

(牧野参事官)

ご質問ありがとうございます。子どもの貧困率が直近時で下がっているのは、長い不況が終わって、景気が少し好転してきているというところが大きいかと思っています。

(会場)

5、6年前に全体的な賃金の底上げのようなことがあったということですか。

(牧野参事官)

そうですね。実際に分析しても、子どもの貧困率が改善してきた背景には、親の勤労収入が増えてきているという部分があります。なお、高齢者はどうしても低収入の方が多いので、高齢者の割合が増えると、なかなか貧困率が下がりにくくなるという傾向はあるのですが、子どもの貧困率に関しては、親の勤労収入が増えたことによって全体よりも大きく下がったと考えています。

(会場)

この取組みは内閣府主導で行っていらっしゃると思うのですが、ステークホルダーが親御さんの場合もあることから、文科省などとの政府の横の連携なしにはなかなか思うように進まないのではと個人的には考えていますが、政府の連携についてはどのように対策を練られているのか教えてください。

(牧野参事官)

子どもの貧困対策は内閣府と文科省と厚労省の3省が一緒になって取り組むということで、法律でもそのようなかたちになっています。実際、今、大綱の策定も3府省が共同で進めているような状況です。なかなか各省の施策をご紹介する時間がなかったのですが、文科省ではやはり学校を中心として、学校現場が一番子どもの様子が見えるので、学校現場から手当が必要な子を福祉の場に繋いでいくような立場の人をスクールソーシャルワーカーといいます。そういう人を増やしていますし、厚労省でも福祉対策をいろいろ行っています。

講演② 困難を抱えた子どもたちの現状、Learning for All の活動について

NPO 法人 Learning for All 代表理事 李 炯植 氏

コミュニティ推進事業部事業部長 石神 駿一 氏

学生ボランティア 2名

(1) Learning for All が取り組む課題について

【李 代表理事】

まず、Learning for All（以下、「LFA」）が、子どもの貧困に関してどのような取り組みをしているのかについてお話をさせていただきます。

「子どもの貧困に、本質的解決を」というのが私たちが掲げているミッションです。2010年に、私自身が大学在学中にLFAの前身となる団体でボランティア活動を始めました。私は兵庫県の尼崎市という比較的貧困率の高い地域の出身で公営住宅の生まれでして、小学校6年生の同級生、40人ぐらい同じクラスにいましたが、約半数がひとり親世帯などの厳しい環境の中にいました。そうした背景もあり、子どもの貧困の問題に取り組みたいと思い、大学時代からこの活動を始めました。

私たちは子どもの貧困問題の解決を目指しています。子どもの親世代の経済格差が子どもの教育格差に繋がり、そして、将来の子どもたちの貧困に連鎖していってしまうという現状があります。経済格差が教育格差になっている現状として、文科省の調査によると、親の平均年収が高いほど、学力テストの平均正答率が高くなっており、経済格差と教育格差が関連しているということが見てとれるかと思います。

また、生活保護世帯の場合、大学進学が非常に難しいです。学力が形成されないというのも要因の一つですが、例えば大学の入学金や引っ越し代、最初の教科書代などの頭金がないので、泣く泣く進学を諦めるという現状もあります。やはり生涯年収は学歴と比例している現状があり、結局は子どもの貧困が連鎖してしまいます。

最近、子どもたちの実態をお話しするとき、このような説明をしています。困窮している子どもたちは、経済困窮をベースに「つながり」、「学びの環境」、そして「育まれる環境」をも喪失しやすくなる傾向があります。こうした3つの環境が奪われている状況が貧困問題を抱える子どもたちの実態だと私たちは考えています。

例えば「つながり」の喪失でいいますと、単に経済困窮していて、学力・学歴が低いというわけではなく、多くの不利や困難が絡み合っている状況があります。例えば、貧困問題を抱える子どもたちの支援をしていると、不登校の子どもが多いです。学校へ行けない、さらに、貧困だと塾にも行けず、全く社会的な居場所がない。そんなふうに、なかなか自

分自身を肯定的に認めてもらったり、あるいは大人と話をする環境がない、そういった「つながり」のない子どもたちもいます。また、虐待であったり、母親自身もひとり親世帯で、例えばずっと働いていて夜遅く帰ってきて、子育てをして、また次の朝お仕事に行ってしまう生活だと、やはり社会から孤立していきつづけます。そうした環境の中で、他者とのつながりがないという状況もかなり見られます。

もう一つは、「学びの環境」の喪失です。自分に合った学習環境が学校の中にも外にもなかったりします。例えば、私たちの学習支援教室に来ている子どもたちの中には、中学校3年生で分数ができない子どももいます。あるいはアルファベットもあやふやであるといった子どももいます。こうした子どもたちがどんな高校に行くかという点、やはり定時制の高校や、中退率の高い高校に行くことになり、ドロップアウトの危機が高まってしまいうという問題があります。

また、子どもたちの立場を少し想像してほしいのですが、中学校3年生で分数がわからないということは、分数は小学校4年生あたりで習いますから、つまり、6年間ぐらい学校の授業が全くわからないというような子どもたちもいます。学校の授業が、本当にお経を聞いているように、何を聞いているかわからない。そして、自分がばかだということ、勉強ができないということを内在化していきつづけて、自信も失ってしまう、そんな毎日を送っている子どもたちもいます。

3つ目の「育まれる環境」の喪失について、例えば虐待を受けている子どもたちもいます。昨今ニュースで話題になっていますが、そうした身体的虐待もありますし、御飯を食べられないといったケースもあります。歯磨きができない子もいました。学童で歯磨きをしていると、歯磨き粉を使ったことがないので全部飲み込んでしまったり、お風呂で体の洗い方を知らない子もいました。体を洗うという動作がなかなか身につけていない、あるいは、母親も含めてなかなかお風呂に入る習慣がなく、週5日間同じ服を着て、夏場だとちょっとにおいがして、友達にからかわれてしまう、そういうケースもありました。そうした子どもたちは発達障害も併発している場合が多く、特別支援級などに行っても大変だったり、感覚過敏で、実は服の繊維が合う合わないによって着られる服、着られない服があったり、あるいは学力がおくれている、育ちの環境がなかなか形成されていなかったり、こうした様々な状況が絡み合っただけで子どもたちの困難問題が形成されています。それが私たちが現場で見ている実態です。

(2) 困難を抱えた子どもへの包括的支援

【李 代表理事】

こうした不利が重なっている状況を踏まえて、私たちが子どもたちにどんなアプローチ

をとっているかについてお話をさせていただければと思います。

私たちは、今の子どもたちの問題を解決し、しっかり自立できるようにしていくということと、この問題が未来に続いていかないように、未来の子どもたちのためにこの問題を解決していくこと、今と未来の子どもたちのためにアプローチを進めています。

今の子どもたちに対しては、不利や困難がとても複雑に絡み合った状況があることから、単なる学習支援や子ども食堂だけでは解決は難しいので、子どもたちに学びや育ち、そしてつながり、貧困問題を抱える子どもたちに対して包括的に支援を提供するというものを行っています。「包括的支援モデル」と言っているのですが、子どもたちの住んでいる地域の学校内外に子どもたちの学習や育ち、あるいはつながりを支える拠点をたくさん作っています。そして、その拠点間で連携して、社会全体、地域全体で子どもたちを支えるインフラづくりをしているというアプローチになります。もちろん私たちだけが活動していてもダメなので、学校や行政、あるいは地域の方々のご協力、連携のもと、包括的な支援モデルを形成しています。

具体的には、「つながり」、「育ち」、「学び」ごとにそれぞれアプローチをとっています。「学び」について、例えば、小学校4年生でも中学校3年生でも同じ分数を教えたりしますし、発達障害のある子、不登校の子、それぞれに学習のニーズがいろいろあるため、子どもたちの個別の学習ニーズを見きわめて学習支援を提供しています。

「育ち」については、学習支援教室だけでは難しい子ども、あるいは生活習慣が身につけていない、御飯を食べられていないといった子どもたちに対して居場所を作り、そこで生活も支える支援をしています。

「つながり」は、個別の学習支援教室や学童などの居場所に繋がっているだけではなかなか解決が難しいこともあるため、地域、学校、いわゆるソーシャルワーカーという役職の専門職を、私たちのところでも雇っており、ソーシャルワーカーと一緒に学校、地域、行政、そして保護者と支援拠点を繋いでいく活動をしています。

具体的には、学習支援教室を学校内外で展開しています。学校外に子どもたちの居場所、小学生だと学童を、中高生だとフリースペースを運営しているのが私たちの支援のモデルになります。学習支援事業は、週に1回から2回、学校の中あるいは学校の外に無料の塾があると思ってください。1回当たり2時間、3時間で、小学校4年生から中学校3年生の子どもたちの学習支援をしています。地域の公民館をお借りして学習支援教室をしたり、放課後、学校の空き教室を借りて学習支援をしており、個別指導が中心です。子どもたちの抱える学習上の課題は非常に大変で、勉強がとてもおこなっている子どもたちもいますし、例えば親との関係性で問題があったり、いじめを受けていたり、不登校だったりすると、

特別なコミュニケーション上の配慮も必要になりますので、丁寧に接することができるように個別支援というかたちをとっています。

きちんとした個別支援を提供するために、学習支援の質にこだわっています。虐待を受けていたり、不登校だったり、学力がおくれていると、個別のニーズが強くなる子どもたちです。社会的な居場所、彼らをそのまま受け入れてくれる場所が私たちのところしかないということもあるので、不用意な一言で子どもたちが私たちのところにも来られなくなってしまったら、どこにも頼れない状態になってしまいます。そうしたことも考えたうえで、大学生のボランティアに活動してもらっています。年間1,000人以上の方々に応募していただいて、その中から選抜させてもらい、約250名がボランティアとして参加いただいています。誰でも参加できるというかたちはとっていないのが私たちの特徴です。また、何も知識がないままでは効果的な支援ができませんので、選抜後に、50時間の研修を提供しています。

50時間研修をするのですが、その冒頭、学習支援のボランティアに入っただけ前に20時間の研修をします。その後、大体ボランティア期間が3カ月間ありますが、その3カ月間に10時間・10時間、合計20時間研修をし、最後に10時間振返りの研修をします。中間の10時間というのは、定点で研修をやることもあれば、配属されている拠点ごとに、教室ごとに振返りの時間をとったりします。学習支援の個別指導をしているボランティアの後ろで指導を見るスタッフとして、1回以上ボランティア教師をやったベテランの先生たちを配置し、新しいボランティアの指導のクオリティをチェックして、2、3時間指導した後、振返りの時間でフィードバックをする研修プログラムを用意しています。そうしたかたちで、ボランティアとはいえかなり質の高い支援ができる工夫をしています。そして、成果として、学力、あるいは高校進学率などをトラッキングしています。

続いて、居場所支援事業についてご紹介します。特に小学校1年生から3年生の子どもたちをターゲットにしています。学習支援教室は小学校4年生から中学校3年生、あるいは高校3年生ぐらいまでをターゲットにしています。勉強の分量が増える、掛け算などが入ってくるのは小学校3、4年生ぐらいで、小学校1年生だとそんなに勉強や宿題をするというのも実際あまりありません。彼らは、机に向かって勉強するよりも、遊びながら、いろいろな人と会話して、体験しながら学んでいくので、小学校1～3年生の子どもたちには体験ベースの学童を週5日運営しています。また、最近では、中高生にも対象を広げています。

特徴は、2時から9時まで学童を運営している点です。普通の学童だと9時まで開いていないと思いますが、シングルマザーの方々を支援しようと思ったら、平日、普通の学童

のお迎え時間に行かないといけないとなると、バイトや非正規でないとならなくなり、そうなるとうまくいかなくなり、結局、貧困の連鎖から抜け出せなくなってしまいます。シングルマザーの方々がしっかりと安心して働けるように、子どもたちの受入れ時間を長くしています。

学童では、2時から3時ぐらいから子どもたちが来て、1時間は勉強し、毎日夕食を出しています。そこでバランスのとれた御飯を提供するとともに、歯磨きなどの生活習慣づけも指導しています。

LFAのこだわりを紹介します。まず、「健やかに育つ基盤づくり」ということで、歯磨きをしたり、手洗い・うがいなどのサポートをします。発達障害を抱えている子どもたちや、個別のニーズがある子どもたちがとても多いのですが、一人一人の魅力が輝くように、そして、仲間たちの多様性を認め合えるような、そんな文化づくりにもこだわって取り組んでいます。

ポイントとして、「子どもと家庭を丸ごとサポート」することがありますが、子どもの貧困など、子どもの個別の課題は、結局は家庭と一緒にサポートしないと解決しません。ご家庭丸ごと支援できるように相談を受けており、例えば転職し、労働環境が逆にきつくなってしまって大変だといったお話を母親から聞いたり、離婚してすぐお金がなくなってしまった、ライフラインが止まってしまった、といったお話もあります。最近だと外国籍の子どもたちもいますので、母親が学校からの書類を読めないということがあれば、ルビを振ったり、英語で支援したりといった活動も始めました。

続いては、「地域の子ども機関との連携」です。子どもの貧困支援のときにポイントになるのが、本当に辛い子どもたちほどなかなか支援現場に繋がらないということです。全国の支援団体から、拠点を作ったのはいいが、子どもが来ないというお話もあります。また、支援が必要な子どもたちでも、親が問題を感じていなかったら、なかなか支援現場に繋がってきません。発見が遅過ぎて、例えば虐待が深刻になって、御飯を食べていない、栄養失調の赤い発疹が出ている、そういった身体的な症状が出てきて初めて支援現場に繋がるケースも多々あります。

そうならないように、早期に子どもたちの困難を見つけて、子どもと保護者が求める範囲で支援を提供できるようにするために、関係機関との連携に力を入れています。子どもを支援する前に、まず大人たちが上手く繋がるのが重要です。行政間（内閣府・厚労省・文科省）の連携、支援現場の私たちと行政との連携、地域の方々と私たちのようなNPO団体との連携が重要です。大人が上手く繋がることで、早期からアラートを見つけて、支援施設に繋ぐことができます。「子どもと出会い、つながる」ということの工夫をととても丁寧に行っているのが私たちの団体の特徴です。

深刻な環境にある子どもたちがすぐに支援団体に繋がることによって、虐待問題などを抱えた子どもたちや、ご家庭を含めて立て直しが必要なケースが1カ月に5件、10件と支援施設にどんどん来てしまうと、施設側のキャパシティオーバーになってしまう場合があります。しかし、これは、支援施設の潜在的なニーズがとても高いということの証拠です。この事実を全国の支援団体が認識して、子どもたちと支援施設を繋がりやすくする工夫を行えば、さらにニーズを掘り起こせるのではないかと考えています。

「子どもたちの成長」について、これは、不登校で学習習慣がなかった子が勉強をし始めたといったお話です。子どもたちの成長はたくさんありますが、それだけでなく、支援施設を利用することで親御さんがとても安心できるということもあります。母子生活自立支援施設（虐待などのトラブルなどからシェルターのようなかたちで母子を受け入れている施設）の母親が、引っ越しをして環境・職業も変わって、転校もして、子どもも母親もストレスや生活保護で大変だとなっていたときに、私たちの学童施設を見つけて週5で子どもに通ってもらったところ、その母親はとても安心してくれて、こうした施設は神様のようなだと言ってくれました。

このように、少し頼れるところがあれば、本来持っていた母親と子どもの力、ご家庭の力がより引き出されて、自立に向かうことができます。最近では、母親がロコミで横に繋いでくれることもあります。子どもたちの成長とともに、親御さんにとってもこうした支援はとても重要だと私たちは思っています。

現在、居場所支援（学童）は小学生対象、学習支援は中高生対象に行っているため、同じエリアでやらないと、学童を卒業した中高生の子どもたちの居場所がないという課題があります。このため私たちの次のチャレンジとして、今、東京の葛飾区を中心に、6歳から18歳までの子どもたちに切れ目のない支援が提供できる拠点を地域につくり始めています。地域の方と一緒に子どもを支えようというかたちで、地域に子ども食堂を開いたり、地域の皆様と一緒にバーベキューやイベントなどをして、地域の中で子どもを支えていく、そういう活動に広げていきたいと思っています。

ここまでが我々が現在の子どもたちに提供している支援です。この包括的な支援で、子どもたちのつながり、学び、育ちを担保し、子どもたちの自立を促していきます。そして、未来の子どもたちに向けた支援のために、この包括的な支援体制を未来に繋げていかなければいけません。

まず最初に、全国にこうした支援モデルを広げていきたいと思っています。このモデルが当たり前になっていくと、全国の子どもたちの個別のさまざまなニーズをよりカバーできると考えています。具体的には、私たちが持つ子どもたちと出会うノウハウや、子ども

たちを支援するノウハウ、あるいはボランティアを育成する・集めるノウハウ、そうしたものをどんどん定型化しています。研修は全てe-ラーニングで、学習教材もそろっていますし、全国の他の団体に配付する事業も手掛けています。実際、秋田、埼玉、仙台、兵庫、福岡のNPO団体などと連携をしており、そこで実際に私たちの教材を使ってもらい、研修をしています。このように全国の団体と繋がり、ノウハウを広げていきたいと思っています。

そうした連携により、もう少し政策でカバーしてほしいといった点など、改善のポイントが見えてくるので、積極的に政策提言にも繋げていきたいと考えています。そのうえで、私たちが作ったモデルを全国の皆様と一緒にブラッシュアップして、そして、よりよい法律や政策に繋がっていければと思います。

また、チェンジメーカーの育成・輩出も行っています。現場のNPO団体だけがあくせく動いていても、この問題は解決していきません。子どもの貧困を本質的に解決することが私たちのミッションですが、子どもたちが貧困である原因を考えると、子どもたちではなくその親にあります。また、その親も、就労環境や社会保障、養育費の未払いなどの原因を抱えています。このようにいろいろな社会問題が複雑に絡み合ったのが子どもの貧困の問題だと思います。社会全体が複雑骨折した一部の現象が子どもの貧困ということですので、社会全体で、いろいろなセクターの方が解決に携わってほしいと思っています。

その一環として、LFAには今、大学生のボランティア延べ2,000人が関わっています。大学卒業後、彼らはいろいろなセクターで働いていて、銀行にも就職しています。例えば文科省など、省庁に就職された方もいます。現場教員もいますし、コンサル、商社、いろいろな業態で働いています。そうした方々のネットワークをより形成して、社会全体でこの問題を解決する。みんなができる範囲で一步ずつ進んでいくような、そういうムーブメントにしたいと思っていますし、本日こういう機会をいただきましたので、銀行業界の皆様とも何かひとつ地域の問題解決の一步を踏み出せればうれしいと思っています。

一旦、私からLFAの活動に関してのご説明は以上となります。ここから事業部長の石神にバトンタッチをして、学生ボランティアの実際の経験の話をさせていただければと思います。

(3) 学生ボランティアの体験談

【石神 事業部長】

LFAのコミュニティ推進事業部で広報や資金調達の責任者をしている石神と申します。

本日は、実際に子どもたちに向き合っている、ボランティアの大学生から生の声を聞くことで、よりイメージを具現化していただければと思っています。

本日は2人の学生ボランティアにお越しいただきましたので、私の質問に答えるかたちで回答していただきます。では、早速質問をしていきます。実際に2人が支援していた子どもたちは、どんな子どもたちだったかというのを何名か挙げていただければと思います。

【学生ボランティア①】

本当に多種多様な子どもたちが多く現場に来てくれているのですが、私が特に印象に残っている子どもは2人です。

1人は私が初めて教師をしたときに見た子どもでした。その子は、父親が交通事故で亡くなられてから、養育機能の低下などで2年間の不登校を経験し、さらに自身が学習障害を持っているということもあり、大きな学習遅滞を抱えている子どもでした。学校に行っていた時期もあったのですが、学校の教員の方々との関わりの中で、宿題の質問を持っていても、「おまえは頭が悪いから、答えを写しておけばいい」というふうに言われたと、私たちに話してくれました。

もう1人、私の中で特に印象に残っているのは、この春から通ってきてくれている子です。その子は出会ったときは中学校3年生で、今も通い続けてくれています。友達とのコミュニケーションのいざこざから、小学校5年生からずっと5年間の不登校で、今も学校に通えない状況になっています。学習遅滞が非常に大きく、今も小学校2年生の勉強から一緒に勉強したり、九九がまだまだ身につけていない、指折り数えているような状況です。その子は今まで塾などに通ったこともあったそうなのですが、何回もやめてしまうという経験を繰り返す中で、母親から「どうせすぐやめるんでしょう」というふうに言われたと私たちに話してくれました。

このように、子どもを育ててくださっている保護者の方々の苦しさや、子どもに愛情を注ぎたいという思いは強くあるはずなのに、うまく愛情表現できずに、期待値をかけられない状況を現場で感じてきました。

【学生ボランティア②】

私は1月から中学校1年生の女の子を見ています。その子は学校にも通っており、見た目も普通なので、課題がとても見えにくかったのですが、実際に関わってみると、学習面やコミュニケーションの面で課題を抱えているなど実感させられました。

学習面に関しては、毎週指導をするときに、前の週の復習として口頭で確認をするのですが、内容を覚えていないことがよくありました。理由を考えたときに、その子は毎週宿題を持ってきてくれなかったのですが、それはやる気がないというわけではなく、その子

の家には小さな妹と弟がいて落ちつける環境がなかったこと、また、定期テストでなかなか点数を出せず、自信を失ってしまい、勉強が嫌いになってしまっているからでした。

コミュニケーションに関しては、本心では問題を解こうという思いがあるのに、言葉で「やりたくない」、「嫌だ」というふうに言われることが多くて、なかなか自分の気持ちを素直に表現できないところに課題を感じました。

【石神 事業部長】

ありがとうございます。学習支援事業は、学校の中で勉強を教える「寺子屋」と、公民館で勉強を教える2つがあるのですが、2人は公民館で勉強を教えるタイプのところで活動しています。東京都葛飾区で2人とも活動しており、先ほどの子どもたちの話は、遠くの田舎にあるような話ではなくて、ここから1時間もかからないような身近なエリアで起きているということをつけ加えさせていただければと思います。

続いての質問ですが、そういった子どもたちに、勉強を教える前段階で工夫している部分や、勉強するということに向き合うまでの過程で大事にしていること、それによって子どもたちがどう変わったのか、何個か事例をお話しいただければと思います。

【学生ボランティア①】

先ほどお伝えした中学校3年生の5年間不登校だった女の子に対しての支援を具体的にお話しします。私がその子を初めて現場で見るときに目指したものは大きく2つでした。まずは人と接する中で、この場所を安心できる場所だと実感して、挑戦できると思える居場所になることが1つ。もう1つが、居場所となったうえで、ここで頑張ればきちんと結果が出ると思える、目に見える結果を届けることが私の最初の目標でした。

とはいえ、ずっと5年間家にいた中で、まず外に出ること自体がその子にとっては大きなハードルでした。なかなか勉強に取り組むところからすぐにはスタートできずに、最初はその子の話したいことをずっと聞く時間や、その子が好きなゲームの話聞いて、私も家でやってきて、一緒にその感想を共有し合う時間をとり続けました。その中で、少しずつその子が勉強に取り組むことが増えてきて、自分から漢字の勉強をしたい、九九をもっと早く言えるようになりたいという話をしてくれるようになりました。少しずつ宿題も出すようになり、その子の学習習慣にもコミットしていくことができたらいいなと思っていました。

そうした子どもの成長にすごく感動した場面がありました。その子がある日の指導中に突然、「昨日は家でお母さんと宿題を一緒にやったんだ。そのときにお母さんが、あなたが小さいときのように家で宿題をやっている姿を見るのは何年ぶりなんだろうと言って、泣いていた」という話をしてくれました。「お母さんは、『あなたがコミュニケーションが苦

手なことや、勉強が苦手なことはもちろん知っているけど、あなたの努力次第で高校へだって行けるし、友達だってきっとたくさんできるんだよ。』というのを私に伝えてくれたんだ」とその子は言うてくれました。学力の成長だけではなく、その子を通して保護者の方々に期待を届けられることや、保護者の方々が子どもにもっと成長してほしいという希望を将来に向けて持つことができたということにコミットできたことが、一番私にとって印象的な出来事でした。

【石神 事業部長】

ありがとうございます。学習支援は勉強を教えるというだけではなくて、まず、安心・安全な空間をつくり、信頼できる大人の存在というのがあって、初めてそこで一緒に成功体験を積み重ねていく中で、自己肯定感が少しずつ増していき、自分はこんなこともできる、もっとこんなこともできるようになりたいとどんどん広がっていく。そういった子どもたちの変化が、取り巻く周囲の大人も変容させていくということは、多々事例としてあると思います。それでは、お二人目、お願いいたします。

【学生ボランティア②】

まず、学習面において私がやったことですが、先ほど言った中学校1年生の女の子からは、勉強が嫌い、特に英語の長文が好きではないみたいで、やりたくないと言われてしまいました。勉強を少しでも楽しいと思えるような授業をしたいと思ったので、動物園にいる動物の特徴を3文くらいの英語で示し、その特徴から動物の名前を当ててもらおうという教材をつくって、授業をしました。最初は長文をやるよと言ったらすごく嫌がられたのですが、実際にその教材を使って進めていくうちにとても楽しそうな表情を見せてくれ、答えを教えてほしいといった発言もしてくれました。私自身もとても楽しい時間が過ごせましたし、彼女も授業が終わったときに、この長文だったらすごく楽しかったと言ってくれて、勉強に対して前向きな気持ちを持ってもらえたのかなと思っています。

コミュニケーションに関しては、先ほども述べたとおり、彼女は小さい妹と弟がいるので、親がなかなか彼女の面倒を見る時間がなく、そうした背景が指導の中でも見られてきたので、なるべく私以外の先生ともカードゲームなどを通して触れ合う時間をとり、彼女の否定的な発言に対しても、すぐに注意をしないで、1回受けとめたうえで、良い行動をしたときには褒めるようにしていました。結果的に彼女は、最後の7月末と一緒に2人で振り返りをしたときに、「この授業の中でつらいことあった？」と聞くと「なかった」と言ってくれ、私が「この問題を解いて」と言って「嫌だ」と舌打ちをされたということも何回もあったのですが、彼女にとっては、いろいろな先生がその子に目をかけてくれるという経験がすごく幸せに感じたのかなと思います、私もとてもうれしくなりました。

【石神 事業部長】

ありがとうございます。子どもに個別の動物のクイズをする話がありましたが、一人一人、子どもが興味を示すものや、学びを深められるポイントは違います。大学生のボランティアたちは、子どもたちに合わせたオリジナル教材を毎週作り、大体週に 10 時間から 15 時間ぐらい指導案をつくって指導しています。実際の市販の教材などを使おうとしても、それがそもそも難しかったり、一番簡単な問題でつまづいている子どもたちが多かったので、個別の課題に応じたオリジナル教材を作って向き合ってくれています。

続いてですが、LFA に参加して、自身にどのような変化があったかということを知りたいと思います。なぜこのような優秀な大学生の子たちがそもそもこのボランティアに関わっているのかという点も気になるポイントかと思いますが、LFA に関わる動機の部分と、実際に関わってみて、子どもたちとの出会いを通じて自分がどう成長したか、どんな変化があったかというところをお聞きできればと思います。

【学生ボランティア①】

まず、私が LFA に関わった経緯としては、私自身が岡山県の出身で、5 人兄弟の末っ子として父子家庭で育ちました。母親が残した多額の借金などもあって、父が生活保護を受けないと生きていけないという状況を小学校から中学校にかけて経験しました。父がとてもストレスfulな生活を送っていたというのは、大人になってからやっと想像できるようになったのですが、その当時は本当に家に安心空間がなく、父から強く当たられるときや叱られるときに、何でこんな家に自分はいらるのだろうといつも考えていました。大学に進学して、普通に毎年外国に行ける人や、貧困という言葉すら経験したこともない人たちが世の中にはたくさんいて、それでもその人たちと同じように自分が今ここに肩を並べて勉強しているという事実があるということにすごく驚きと違和感を感じました。

そうしたときに、私にとってここまで歩んできた道のりの中で必要だったものはきっと 2 つあったと感じました。1 つは、父はどんなに厳しくてもどんなにお金がなくとも、私に教育だけは受けさせてくれました。その中で私は挫折も成功体験も味わって、自分なら前に歩んでいけるという自信を強く持てるようになりました。もう 1 つは、私は 5 人兄弟の末っ子だったのですが、残りの 4 人の兄弟たちが私にとって心の居場所になってくれていました。学べる環境と私の心を育ててくれるような兄弟の存在が私をここまで歩ませてくれたと思っています。しかし、そのような環境にすらいられない子どもたちがいることを LFA の説明会で知りましたし、そのような子どもたちに学習できる環境や居場所を提供できるようになりたいと思って、ボランティア教師として去年の秋から参加させていただきました。

1年間、LFAで活動を続けてきて、私の中で成長した部分が大きく2つあります。1つは、見た目にはすごく明るくて、すてきなところがたくさんある子どもたちが、実は問題を抱えているということでした。その子どもたちは私たちがいなかったとしても、きっと成長していける力を内に秘めていると私は信じています。しかし、なかなかそれを引き出してもらえるような環境にその子どもたちはいなかったのかもしれませんが。たった1人でも向き合う大人がそばにいただけで子どもたちは大きく変容し、可能性は大きく広がっていくということをLFAの活動を通して感じました。

もう1つは、そのような環境がありさえすれば、子どもたちはどこまでも成長していけるはずなのに、そのような環境さえない社会や地域、学校、家庭というのは、なぜそうなってしまうのだろうという憤りを強く感じました。私は今、現場で行っている学習支援に対して誇りを持っているつもりですが、現場でやっていることだけでは社会は変えられないということも強く感じています。自分がこれから成長し、私はどこの役割で、どういうビジョンを持って、社会の1人としてどのような社会を作っていきたいのかということもLFAに入ってから考えるようになりました。研修や子どもたちから教えられる話を通して、自分の将来について強く考えられるようになったのもLFAを通しての成長だと強く感じています。

【学生ボランティア②】

実は私自身も母子家庭で育ってきたのですが、私は中学受験をして、ずっと私立の学校に通ってきました。何でだろうと思われる方も多いと思うのですが、私の祖父が会社を営んでいるため、経済的にあまり困ったことはなくて、むしろ恵まれているような状況でずっと育ってきました。私立の学校でも、経済的に余裕のある家庭で育った子が多くて、最初はその環境に対してあまり疑問を持つということはありませんでしたが、高校に上がったから自分の家庭を振り返ったときに、たまたま私は恵まれていただけで、もし祖父が会社を営んでいなかったら、そもそも祖父に頼れる状況じゃなかったらと考えたとき、私立の学校に行くこともできないし、大学に行くのもとても難しい状況にあったのだということを感じるようになりました。高校時代も海外の貧困などに興味があったのですが、実は日本の中にもあるのではと考え始めて、大学に入ったら時間を使ってそうした活動に取り組みたいと探していたら、たまたまLFAの活動を見つけて、教師として参加することになりました。

私は8月から広報チームで活動していますが、その理由として、私がボランティアで教師をしているときにSNSなどで発信した活動の様子を見て、「何でやっているの?」、「そういうことわざわざ言わなくてよくない?」と言われることがありました。それは私自身と

でもショックだったのですが、おそらく多くの方がなかなか関心を持っていないからそういう発言が出てしまうのだろうと感じて、なるべく多くの方にこうした子どもたちの置かれている状況を知ってほしいと思い、今広報チームで活動しています。

身近な面で見られた変化としては、やはり指導は限られた時間なので、そこで時間を有効に使うということがとても大事で、今までは臨機応変にその場で考えて行動すればいいと思っていたのですが、実際の活動を通して、まず事前準備をきちんとして、何かトラブルがあったときでもすぐに対応できるように、隙のないような準備をするようになりました。

【石神 事業部長】

ありがとうございます。このように、実際に目の前の子どもたちに全力で向き合った経験がある大学生たちが、社会人になった人たちも含めて延べ2,000人以上いるというのが私たちのコミュニティです。自分の言葉で子どもの貧困ということを語れ、そして、そのために何ができるだろうかとアクションできる仲間があらゆる業界に今いるということが私たちの大きな強みだと思っています。同時に、子どもの貧困についてもっと認知度を高めていき、関わる人たちを増やしていく、理解をもっと広げていく必要があると思っています。

(4) 全銀協会員銀行に期待すること

【石神 事業部長】

学生ボランティアたちはとても優秀で、こうした課題に全力でコミットできる、本当にすてきな若者だと思います。しかし、大学では彼らは「何でそんなことやっているの?」「バイトやったほうがよくない?」と言われてたりします。この国全体で課題をきちんと認識し、そこに対してアプローチする、アクションすることに価値があるということを、世の中全体の機運を高めていかなければいけないと強く思っています。

子どもの貧困という課題に対して、かわいそうや自己責任だと終わらせるのではなく、当事者意識を持ってアクションする人たちを増やしていきたいと強く思っています。子どもたちは将来の社会の担い手であり、可能性の塊です。だからこそ、多くの方と一緒に子どもたちを支えていく、そんな未来をつくりたいと思っています。大人たちが子どもたちを支える、そのような状況を皆様と一緒に作っていききたいと思っています。

銀行はとても影響力が大きいと思います。全国もしくは地域に集中して営業展開していて、取引先の企業や、個人利用者の数が極めて多い。そして、役職員数も多く、個人の利用者からの信頼度、信用度がとても厚い、それが銀行の皆様だと思っています。そんな皆

様だからこそ、この課題に対して一緒に取り組もうという一声があることで、大きなインパクトを与えられると思います。知名度、信頼度を生かして啓蒙活動をしていただくことで、会員の皆様だけではなく、銀行のお客さまだったり、取引先企業のさらにそのお客さま、ご家族だったり、いろいろなところに波及効果があると思っています。

ここからはアイデアになります。

例えば、子どもの貧困問題に関して私たちが作っているリーフレット等を活用して、店舗に置いておき、認知を広めるということも非常に大きな価値があると思っています。自分たちの銀行としてどういう関わりができるのか、どういうことを課題だと捉えているかということをもまず発信するという取組みが1つあると思います。

さらに、子どもの貧困問題への取組みを新聞広告で掲載する方法もあります。例えば、大和証券様は、意見広告のようなかたちで新聞広告を出されており、非常に大きなインパクトがあったと思っています。

そして、トップが動くということは非常に大きな影響力があると思います。トップの方、もしくは役職付の方が、どれだけ臨場感を持って発信するかということが大きなポイントとなりますので、皆様の銀行、ないしは全銀協としても、あわせて課題を発信していくということでご協力いただけるとありがたいと思っています。

最後に、SDGs や子どもの貧困に対する講演会、勉強会をぜひ社内の社員向け、もしくはお客さま向けに開催していただきたいと思っています。子どもの貧困というものに関心を持っていただいたから、今日ここに来ていただいたと思うのですが、講演を聞いて、自分の中での変化が必ずあったと思います。その変化というのを、実際にその課題に触れている人間、私たちから聞くことによって得られる部がたくさんあると思っています。子どもの貧困やSDGs、社会課題への関わるきっかけとして、私たちを使っただけだとありがたいです。

私たちは、さまざまな企業や業界のCSRの担当者や、人事の担当者と会う機会が多いです。その中で皆様、SDGs、やらなきゃいけないのはわかっているけど、そもそも課題が何かよくわからない、何の課題に向き合わなきゃいけないかわからないから一歩が踏み出せない、といったことをよく言われます。そうであれば、まず、社内でこうした課題に対する認識を高めていくことは大事なことではないかと思います。私たちは、講演会やフィールドワーク、フィールドワークとワークショップを合体したものをメニューとして用意しています。いかようにでも変更可能ですので、お問い合わせいただけるとありがたいです。

実際の事例をいくつか紹介させていただきます。

パナソニック様で実施させていただいたものはフルパッケージのパターンなのですが、子どもの貧困の現状についてまず講演をしました。そして、学習支援の現場を見学していただいて、その後、グループワークとして、社員をグループに分けて子どもの貧困の認知拡大のために自分たちに何ができるかと、ワークをしていただきました。これは東京都葛飾区で行ったのですが、兵庫県や広島県、大阪府からわざわざこのために参加するという方もいました。こうした課題をどれだけ団体内、組織内で啓発していくかというところが一番大きなポイントになるかと思えます。

次に、住友商事様の例ですが、子どもの貧困対策の講演会をいたしました。困難を抱えた子どもの現状や私たちの取組み、もしくは行政や他セクターとの関わりをお話しさせていただいたのですが、住友商事様の世界中の拠点にアプリを活用して同時中継するというかたちで、社員の皆様にイントラネットで見させていただきました。社員の皆様からは、貧困や社会課題はすごく遠いところにあるようなイメージがあったけれども、実際に話を聞いてみると、もしかしたら自分の身の回りにもあるかも、何かその中でやれることってあるかもしれない、日ごろの自分の業務が社会課題解決にどう繋がっているんだろうか、それを考えてみることももしかしたら一歩目かもしれない。そんな言葉をいくつもいただきました。

ぜひ私たちとともに社会課題を解決していく、そうした人材を皆様と一緒に作っていきたいと思っています。私たちだけでは決してこの課題は解決できない。だからこそ影響力がとても大きい銀行業界の皆様と力を合わせて取り組みたいと思っています。

何をどういうふうにしたらいいのかわからないということがあると思いますが、金融業界の中での取組み事例をご紹介します。

先ほどの包括的な支援モデル作りはゴールドマン・サックス様に一部ご支援いただいております。また、ノウハウを全国へということで、私たちの培ってきたノウハウを日本全国のありとあらゆる NPO 団体や行政に広めています。こちらは大和証券様に支援をいただいております。また、プルデンシャル生命様は 200 名以上の社員の方が個人でサポーターになっていただいております、毎月支援を継続していただいております。会社としてもまとまった金額での支援をいただいておりますが、個人として関わっていただくというアクションがあることは事例としてお伝えします。

ぜひうちも講演会に来てほしい、相談があるので乗ってくれませんかなどあれば、私に対応させていただきますし、実際に現場を見たいということであれば、現場見学にもお連れいたします。何かございましたら、ご連絡いただけるとありがたいです。

最後になりますが、「すべての子どもが自分の可能性に気づき、最大限に発揮できる。そ

んな社会を実現させるために、私たちは走りつづけます。子どもの貧困に、本質的解決を」。Learning for All でした。

【質疑応答】

(会場)

今、団体として一番足りないもの、人、物、金、時間、いろいろあるかと思いますが、トップ3つで挙げていただくと、どういった順番になるか教えてください。

(李 代表理事)

一番最初はお金です。逆に言うと、お金があれば解決できる問題が多いということも言えるかもしれません。例えば人の量や人材の質もそうですし、スキル、拠点の量もそうです。そうした意味で、お金があれば解決できる点は割と多いかと思います。つまり、何かイノベーションをつくらないといけないというよりは、普通にお金があれば子どもたちを支えることができるということなのかもしれません。

2つ目は人の問題です。お金の問題も絡みますが、やはり子どもの分野で専門性の高い方々、子どもの支援の専門家の育成がなかなかこの国は追いついていない現状がありますので、そうした人材不足は悩みです。子どもたちにとっていい人は幾らいても足りません。

3つ目は、あえて言うとしたら、社会の理解です。社会の皆様が無関心であるということが課題であり、社会の方々の応援をいただくことで1番と2番の解決にもつながると思います。この課題をしっかりと社会が認知して解決していくことがすごく重要だと思います。

私たちは利益を出したいわけではなく、おそらくこの課題を放置すれば、皆様の子ども世代、孫世代の日本が大変なことになると思っています。この国自体をどう考えるのか、この国家自体をどういうふう運営していくのかという問題だと思いますので、みんなで協働して取り組んでいきたいというのが日々の思いです。

(会場)

例えば、貧困や非行といった環境から逃れようとした子どもに対して、そんなださいことするなといった悪い意味でのピアプレッシャーが今の世代でもあるのではないかと思います。施設に来る子どもたちに対するそういった悪影響をどのように予防するのか、対策はしていच्छるのか非常に興味があるのですが、いかがでしょう。

(李 代表理事)

私たちの施設には、非行をしている子もいますし、鑑別所帰りの子どもたちもおおり、悪い方向への同調圧力はたしかにあると思います。なかなか友達関係自体にアプローチする

のは難しいところがありますが、私たちが現場で子どもたちに向き合う中で信じているものは、子ども個々人で見ると、いい高校へ行きたいし、しっかり勉強したい、できるようになりたいし、より良い未来を自分が描いています。それをなかなか恥ずかしくて言えなかったり、勉強ができず自信がなくなって言えなくなったりしています。その中で、1人の子どもが目の前にいて、絶対に良く生きたいと思っているので、そこを信じて向き合い続けると子どもたちは変わっていくというのが現場の私たちの実感です。同調圧力自体を問題にするというより、子どもたちがそこから抜け出して自立したいと思っているということを信じて向き合い続けると、自然と解決されていく。私たちの現場でできること、やるべきことはそういうことだと考えています。

(会場)

では、ボランティアの方々にも、そういった子どもたちに対する、信頼や君ならできるよといった働きかけをしましょうという教育をしていらっしゃるということですか。

(李 代表理事)

そのとおりです。研修で全部扱います。子どもたちがどのように承認感を得るのか、子どもたちに対して私たちがどのようなまなざしを向けて接するべきなのか、そうしたところを研修でしっかり統一して、学生の間でロールプレイで実際の現場を想定して教え合ったり、やんちゃな子役の大学生を設定して、どうコミュニケーションをとっていくか練習をしています。これは実際に僕らが向き合ってきた子どもたちでそういうやんちゃな子どもたちなどがいたからです。勉強したくないと言っているけど、実は勉強したかったりする。そうした事例も共有しながら研修を行っています。

会員銀行の取組事例紹介

(1) 青森銀行 子どもの貧困問題解決に向けた取組み

青森銀行 総合企画部広報室 室長代理 工藤 浩栄 氏

本日は、子どもの貧困問題解決に向けた当行の取組みとして、SDGs 私募債の寄贈オプションを活用した子ども食堂運営費の寄附、ならびにクラウドファンディングを活用した児童養護施設を出所した子どもたちをケアする自立支援カフェの開設支援、この2つの事例について紹介をいたします。

まずは当行について簡単に紹介いたします。当行は青森県を主な経営基盤とする地方銀行で、青森県のほかに、北から北海道、秋田県、岩手県、宮城県、東京都に97店舗を展開しています。企業理念は「地域のために お客さまとともに 人を大切に」です。ルーツは明治12年創設の第五十九国立銀行にさかのぼり、今年の1月、おかげさまで創業140周年の節目を迎えることができました。

次に、SDGs ならびに ESG に向けた当行の取組み方針について概略を説明いたします。当行では今年4月より第16次中期経営計画「～Change the Future～」をスタートさせ、計画期間を「地域・お客さま・銀行・職員の未来を本気で変える3年間」としており、目指す姿に「地域・お客さまとともに、豊かで幸せな未来を創る Only One Consulting Bank」を掲げています。

そして、目指す姿の具現化を図るための基本的な取組みの1つとして、持続的な成長に向けた「おおぎん CSR への取組み」を掲げました。SDGs や ESG への注目が高まる中、青森県と青森銀行の持続的な成長につなげていくため、5つの活動方針「1. 豊かなふるさとを未来へ、2. 持続的な地域発展への貢献、3. 皆さまの“あした”をサポート、4. 働きがいのある職場づくり、5. “企業価値”の向上」を掲げています。これからご紹介する事例は、活動方針の2「持続的な地域発展への貢献」および3「皆さまの“あした”をサポート」のカテゴリーでの取組みとなります。

取組み事例を紹介させていただく前に、青森県における子どもの貧困の現状について簡単にご説明いたします。

青森県が昨年12月に実施した子どもの生活実態調査では、青森県内在住の小学5年生とその保護者、中学2年とその保護者の、合計5,187世帯、1万374人を対象に実施され、子ども2,642人、保護者2,683人、約50%の有効回答を得ています。本調査では、所得の状況だけではなく、家計の逼迫度、子どもの体験や所有物の欠如に着目し、子どものいる家庭の生活困難度を分類しています。

まず、①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有の欠如の定義について簡単に説明いたします。①低所得は、可処分所得が国民生活調査の貧困線の基準を下回る世帯。②家計の逼迫は、電気、ガス、水道、電話、これら公共料金、それと家賃、食料、衣類など7項目について、経済的な理由で払えなかったり、あるいは買えなかったりしたことが1項目以上あると答えた世帯。③子どもの体験や所有物の欠如は、例えば夏になったら海水浴に行ったり、毎月決まったお小遣いを手渡すといった、通常子どもであれば誰もが体験できることや誰でも持っているものなどに関する15の項目のうち、経済的な理由でできない、あるいは持っていないという項目が3つ以上あると答えた世帯です。調査では、①～③のうち2つ以上の要素に該当する世帯を困窮家庭、1つの要素に該当する世帯を周辺家庭、いずれにも該当しない家庭を一般家庭と定義しました。

集計結果によると、周辺家庭を含めた場合、青森県内ではおよそ30%以上の世帯で生活に困難を抱えていることがわかります。

次に、保護者の婚姻状況を見てみますと、困窮家庭では40%近くがひとり親世帯であるということがわかります。

子どもの進学に対する意識に関して、あなたは子どもにどの段階まで教育を受けさせたいと考えていますか。保護者に対するこの質問に対して、生活困難度の高い世帯ほど、子どもに受けさせたい教育段階が低い傾向が見られるわけですが、特に現実的に実現可能な教育段階について、困窮家庭では60%以上が高校までと回答しています。大学以上はわずか3.7%に過ぎません。そして、中学校までという回答が4%も存在するというショッキングな結果になっています。子どもに対して同様の質問をしたところ、保護者の回答と同じ傾向が見られるということがわかりました。

次に、生活困難度別の健康状態と自己肯定感に関する質問です。特に保護者の抗うつ傾向ですが、困窮家庭では半数以上の方が精神面に不調を抱えています。また、自己肯定感についても、半数近くが自分は価値のない人間だと感じていることがわかります。子どもの健康状態、子どもの自己肯定感についても、保護者と同様の傾向が見られます。しかし、特に困窮家庭において、自分は価値のある人間だと思わない、あるいはあまり思わない、この合計が半数近くにも上っているという事実には、正直なところ衝撃を受けました。

つまり、親の貧困や欠乏から来る抑うつ傾向や自己肯定感の低さは、家庭生活の中でそのまま子どもに受け継がれているということです。何らかの理由でひとり親世帯となった場合、今の日本では即貧困に直結します。子どもの進学に対する意識を見ても同様に、家庭生活を通じて、世代を超えて連鎖しています。子どもの貧困問題の背景には、常に親の貧困問題があります。そして、貧困を抱える家庭の悩みや苦しみは、人の命にも関わるほ

ど深刻な問題だということがわかると思います。

それでは、子どもの貧困問題解決に向けた当行の取組み事例を紹介いたします。

当行では2017年7月より、寄贈オプション付CSR私募債の取り扱いを開始し、2018年12月に、「あおぎんSDGs私募債 未来の創造」という商品にリニューアルいたしました。寄贈オプションは発行額の0.2%相当額を発行企業の希望する施設に当行が寄贈するというもので、発行企業の希望にもとづき寄贈先や寄贈品を選ぶことができます。また、発行企業の希望により贈呈式を実施できるわけですが、地域金融機関ならではの取組みとして、新聞、テレビなど地元メディアに対し、プレスリリースなどにより取材要請を働きかけています。これがかなりの割合で地元紙の地域面に掲載され、発行企業様や寄贈先の学校などに大変喜ばれています。これから紹介する子ども食堂運営費の寄贈もこのスキームにより実現したものです。また、寄附累計額は2019年9月末現在で1,502万円に上りました。

続いて、SDGs私募債の寄贈オプションを活用した子ども食堂運営費の寄附について紹介させていただきます。

私募債の発行に際して、子ども食堂運営費の寄附を希望されたのは、青森市内の伊東自動車硝子販売株式会社様です。当社の伊東社長は、「青森で子ども食堂を開いていることを知って寄附先を選びました。子どもたちに温かい食事を提供してほしい。」とコメントしています。地元紙の報道によれば、青森県内の子ども食堂はわずか16カ所に過ぎないそうです。小学校の数に対する食堂数は5.6%、全国ワースト2位とのことでした。

先ほど青森県における子どもの貧困の現状で見てきたとおり、生活困難世帯は全体の30%以上に上っています。また、貧困が健康な生活を妨げていることも見てまいりました。青森県内の子ども食堂の取組みはまだまだこれからです。

運営費の寄附先である青森県母子寡婦福祉連合会様は、青森県における子ども食堂の先駆的な存在で、青森市内で、月1回、子ども食堂を開設してきました。この食堂の特徴は、栄養士の指導によって栄養バランスと季節感に配慮した献立を提供していることです。運営スタッフのボランティアの皆様は、1カ月に一度ここに来るのが本当に楽しいと話していました。

子ども食堂にやってくる子どもは決して多いわけではありません。子ども食堂は貧困家庭の子どもだけが食事する場所だとの誤解があって、まだまだ取組みが進んでいないのが現状です。しかしながら、子ども食堂にはセーフティネットの役割だけではなく、地域の交流拠点という大切な役割があります。子どもにも大人にも、また地域に元気をもたらす子ども食堂を支援していくために、当行の私募債の寄贈オプションのスキームをもっと活用していただきたいと願っています。

次に、クラウドファンディングサービスの活用事例についてご紹介させていただきます。

当行は、「Makuake」「Readyfor」「CAMPFIRE」、これら3種類のクラウドファンディングのプラットフォームと連携し、創業・起業を支援しています。これから紹介させていただく自立支援カフェの開設支援は、このうち「CAMPFIRE」のプラットフォームを活用したプロジェクトです。カフェを設立したのは、青森市内で地域交流福祉団体「おひさまの村」を運営する合同会社ラン・フィルママン様です。青森市内で児童養護施設を出所した若者や子育てに悩む親の支援活動を行っていましたが、今年3月に活動拠点が立ち退きを迫られました。これを機会に、補助金に頼るだけでなく、収益を得て長く事業を続けるために、相談所を併設したカフェの設立を企画されました。カフェはインバウンド向けのビーガンカフェとして、支援中の子どもたちとの交流の場とする計画でした。その際、改装資金の調達のために当行の創業・起業フリーダイヤルにカフェ開設に関する相談があったことから、当行と取引が始まりました。その過程でクラウドファンディングを紹介させていただきました。

プロジェクト開始に際して、当行から報道機関に働きかけたところ、地元紙および全国紙の地域面に大きく取り上げられ、社会の関心の高さを改めて実感いたしました。カフェは10月1日にオープンし、青森市民にも好評で、限定メニューは連日完売の状況です。

余談になりますが、カフェの設立母体であるおひさまの村様のSNSを拝見したところ、この後発表されます東京スター銀行の牛堂様のお名前です。社会的養護施設出身者等を対象とする奨学金募集のお知らせが掲載されており、運営者の皆様の子どもたちに対する思いの深さというのを改めて実感させられました。

ただいまの発表で2つの取組み事例を紹介させていただきました。どちらの事例もソリューション営業の一環で実現したのですが、決して独創的なものでも斬新なものでもありません。むしろ地域が抱える社会的な課題に真剣に向き合っているお客さまの思いに当行の担当者が真摯に向き合い、解決のために全力を尽くした結果なのだと感じています。

本日の発表の準備のためにいろいろ取材して感じたことですが、青森県内においてはまだまだ福祉と教育とのつながりが弱いということ、それにも増して経済界とのつながりが弱いということを感じました。当行は青森県を基盤とする地域金融機関として、お金のことだけではなく、行政機関をはじめ各種機関と連携して、社会の課題の解決に取り組んでいく責務があります。その橋渡しの役割を青森において果たしたいと考えています。

青森県の調査で見てきたとおり、貧困は人の命に関わること、そして、人の尊厳に関わることです。貧困問題から目を背けることは、私たち企業市民としての罪です。誰一人取り残さない世界の実現のために、今、私たちにできることをいろいろ考えてみました。そ

れはもしかしたらこんなことではないか。真ん中に小さな子どもたちがいる世界、それを想像していただきたいです。その子どもたちを取り囲むさまざまな立場の人がいます。重なり合い、結びつき合い、花のように咲き、いつの日か大きな虹の輪の中に全ての人々が包み込まれる、そんな世界が実現することを望み、結びの言葉とさせていただきます。

(2) 子どもの貧困解決に向けた東京スター銀行の取組み

東京スター銀行 経営企画部 アシスタントヴァイスプレジデント 牛堂 望美 氏

私はもともと金融畑ではなく、子ども支援の国際 NGO にいました。2013年に子どもの貧困対策推進法が成立する以前、まだ日本で「子どもの貧困なんてあるのか」、「資本主義で格差なんて当たり前でしょう」などと言われていた時期から、子どもの貧困問題に取り組んできましたので、本日、このようにたくさんの方が集まる説明会が銀行界を挙げて開催されることが本当に素晴らしいと思っています。

4割の銀行が貧困課題に取り組んでいるということで、私どもの活動はまだまだ発展途上のものですが、特徴や学びがありますので、ピックアップしてご紹介いたします。

当行は3つの柱として「社会への貢献」、「次世代を担う人材の育成」、「ダイバーシティの推進と働きやすい職場環境の提供」についてCSRを行っています。「次世代を担う人材の育成」のなかで、子どもの支援を中心に、貧困、虐待など社会課題の解決に向けた取組みを行っています。大きく3つ行っており、本日は、2019年、今年開始しました東京スター子ども応援プロジェクトを中心にお話しします。

その前に、以前から取り組んでいる2つについて簡単にご紹介します。

1つ目は、子ども虐待防止オレンジリボン・キャンペーンです。毎年11月が厚生労働省の定めた児童虐待防止推進月間で、当行では毎年11月に本支店にて、オレンジリボンの布バッジや、チラシ等を配布する啓発活動を行っています。虐待問題について、めったに起こらないような大事件が起きたという印象で、センセーショナルにニュースでも取りあげられていますが、実は日本では毎年60人、70人の子どもが虐待で亡くなっています。しかも、心中も含めると、半数が実の母親によるものです。センセーショナルには取りあげられていますが、実際の私の印象としては、数多く起きている子育て、家庭の問題だと思っています。貧困とも関係が深いと言われています。特殊な問題として取りあげるといっても、家庭の子育ての問題として、私たち一人一人ができること、子育てをする親子へ温かいまなざしを向ける社会になるように啓発活動を行っています。

2つ目が、子どもの貧困解決に向けた金融教育の展開です。児童養護施設やNPO団体で

「お金のスタートレーニング」、略して「金トレ」を行っています。

世帯年収が低いほど金銭管理意識が低いということがわかっています。また、10月18日までに、当行で児童養護施設向けのアンケートを行ったところ、回答者の全員が金銭管理の問題や金銭トラブルが、施設退所児童の自立の課題になっていると答えており、私たち銀行が取り組むべき課題がここにあるのだと思っています。

当行のウェブサイトでは、今後、アンケートの結果や、児童養護施設やNPO団体などで金融教育を行いたい方向けに有用な情報を発信していきますので、ご参考にしていただければと思います。

そして、今年から始めた東京スター子ども応援プロジェクトは3つの活動で構成されています。半年ほどの間に3つの活動をローンチするという状況でしたが、それぞれ有力なNPO団体にご協力いただいたり、社内の関心もそれまでの寄附やボランティア活動で高まっていたりしたので、比較的スムーズに進めることができました。

活動の1つ目は、社会的養護施設出身者等への奨学金です。一般の高校生の子もたちが大学等に進学する率は7割以上ですが、児童養護施設を退所した子どもは2割程度と、大きな格差があります。生活保護世帯やひとり親世帯の子どもよりも進学率は低いです。当行では毎年7名に対して、最大4年間、1人当たり最大200万円の奨学金を提供しています。

給付型の奨学金はかなり増えていますので、昔に比べたら、希望して何とか頑張れば大学に行けるようになっていとおっしゃる方もいますし、それはすばらしいことだと思います。ただし、実は私たちが知らないような状況もあり、例えば、最近の大学はとても単位を取るのが厳しく、アルバイトもなかなかできないような状況の学生がいるとも聞いたりします。また、こうした家庭の子どもたちですと、病気などで何かあったときに頼るところがないので、貯蓄をしっかりとっておかなければいけない。たとえ奨学金をもらっても、100万円貯めていなければ進学することを許されないという子どもたちもいます。奨学金、学費が免除されるのはすばらしいことですが、生活費などの面でも私たちがもっともっと支えていかなければいけないと思っています。実際、今回の奨学金事業を始めると、いろいろな施設や子どもたちを支援しているNPO団体の方から感謝のお言葉をいただき、本当にこうした事業が求められているということを感じました。

ポイントは、お金を渡すだけではないということです。子どもたちにはお金だけではなく、さまざまな問題があります。高校時代にとっても元気で明るくて、勉強を頑張っているような子ども、大学に入った途端にメンタルを崩してしまうということもあるようです。そこで、月に1回、行員のボランティアが会って話を聞く、一緒に相談に乗るというメン

タリング制度を設けています。

ポイントの2つ目が、社会的養護という背景、事情のある学生に適した設計ということです。皆様が奨学金を出すとしたら、その学費は学費だけに用途を限定したい、進級時に成績がいい学生だけに限定したい、留年したら受給資格を取り消したいというふうに思われるのではないのでしょうか。ただ、やはり背景がある子どもたちですので、頑張れる子どもだけに学費を出すだけでは、問題の本質は解決しないということを学びました。つまりくことも想定して、卒業まで応援する、フォローするという方針で取り組んでいます。

2つ目の活動がシングルマザーのための就労支援です。こちらはキャリア講座を数カ月間通して全8回行うものです。ビジネスマナーやパソコン等の仕事の基本に加えて、キャリアコンサルティングや、就職スキルの向上を8回の講座を通して行っています。

私たちの企業が認識しなくてはいけないのが、職場や雇用のダイバーシティ問題や長時間労働といった企業の抱える問題です。まだまだ日本は、事情を抱える人々にとってはとても働きづらい環境だと思います。さらに今の日本では、育児・家事の負担は、母親は父親の6、7倍と言われています。また、40歳、50歳といった年齢の差別を雇用にあたってははいけないのですが、いまだに実際就職しにくいという事実はあると思います。このような状況の中で、ひとり親世帯で頼る人がいない、子どもを2人、3人抱えているという女性がキャリアを築くのは本当に難しいことです。

このキャリア講座の受講者の中に、金融機関で長く勤めていた方が何人もいらっしゃいました。私たちのような銀行員でも、例えば男性もそうですが、介護や家族が病気になったといった事情で、何かがあれば貧困にすぐに陥るかもしれない状況にあります。当事者意識を持たないといけないのだと本当に感じました。

この活動のポイントの1つ目は、スキル付与ということだけではなくて、半年間のプロセスを通して本来の力を取り戻していくということです。連携しているNPO団体のご経験では、能力がある方でも、やはりDVや、いろいろな企業に断られるといったことを経験して、自信をなくして能力が発揮できない方が多いらしいです。そこで、キャリア講座の半年間は、ポジティブになっていく、能力を開花していく、そういう期間だと思っています。

ポイントの2つ目は、当行への採用試験の機会が得られるということです。やはり企業側にも覚悟を促すような内容にして、ここまで踏み込むことが本当の支援なのだと思います。

3つ目の活動として、子ども食堂への活動資金支援を、11団体13拠点に行っています。子ども食堂は全国に3,700か所ありますが、本来は小学校区に1つ、つまり、全ての子どもたちが自分で通える距離にあるということが子ども食堂の目指していく姿として言われ

ています。この活動では食の支援にこだわらず、団体のニーズに合わせた資金支援を行っています。また、当行の支店からもボランティア派遣をしたり、金融教育をしたりという取組みも行っていきます。

課題と今後に向けて、当行も活動していますが、関東以外には支援できていません。ぜひいろいろな地域の方に、このような活動を広げていただきたいと思います。当行のノウハウなどはどんどん情報公開していきますので、ご関心があれば情報交換させていただければと思っています。ぜひ皆様と一緒に、地域や企業を含めて、子どもたちも親も幸せになるように取り組んでいければと思います。

(3) シティグループ 社会貢献活動

シティバンク、エヌ・エイ東京支店

コーポレート・アフェアーズ シチズンシップ担当 矢部 知美 氏

日本でシティグループのオフィスは東京、沖縄、大阪にあり、法人へのビジネスを展開しています。本日は、沖縄県で「子育て世代のくらしとお金の教室」と題しまして、経済的に厳しい子育て世代向けに家計の改善などの課題解決に必要な情報や知識、スキルを身につけるためのセミナーを提供し、沖縄県における世代間の貧困の連鎖を断つ活動についてご紹介いたします。

初めに、シティグループの社会貢献活動やサステナビリティの活動方針や取組みについて簡単に説明いたします。

まず、社会貢献活動について、シティグループは事業を行う地域社会への支援と貢献を重要視しています。企業として地域社会がより強靱になるように支援することは、シティグループの価値観を体現している、とグローバル CEO のマイケル・コルバットも述べているところです。シティグループは全世界 160 の国と地域で事業を展開しており、各事業拠点で現地事情に詳しい現地の事業法人がその地域の社会貢献活動を担うというかたちで運営をしています。日本法人においては、国内を対象に活動しており、社員のボランティア活動や、多様性のある共生社会の実現のための啓発活動、または本日ご紹介するシティ・ファウンダーションの助成金による支援プログラムの展開、また、これは主に災害支援になりますが、寄附金などの金銭的支援まで、さまざまなかたちで地域社会への貢献に積極的に取り組んでいます。

次に、サステナビリティの活動も触れさせていただければと思います。3つの柱を経営戦略として組み込んでいます。1つが環境ファイナンス。もう1つが環境・社会リスク管

理で、当社の商品やサービスに関連する環境リスクの管理と影響に取り組んでいます。3つ目がオペレーションとサプライチェーンとして、世界各国の拠点とサプライチェーンを管理して、直接的な環境への影響などを最低限に抑え、ベストプラクティスを各国内で反映するようにしています。また、当行のリサーチ部門では、さまざまなサステナビリティに関するテーマを深掘りしたレポートを多数公表しており、積極的にこうした分野での知見の提供も行っています。

シティグループにおけるグローバルで選定したSDGsの注力分野は目標5、7～9、11、13、17になります。実はSDGs目標1の「貧困をなくそう」は入っていません。これは私がおもうに、グローバルでは1日1ドル以下で生活をしていたり、絶対的な貧困、例えば紛争や衛生環境などが主な理由で起こる貧困などもたくさんありますので、そういった点も考慮して、グループとしては注力分野には入っていません。ただ、日本においては子どもの貧困が社会課題であるということ認識していますので、当行では、金融教育を通じてこちらの課題に取り組もうとしています。それが本日ご紹介する「子育て世代のくらしとお金の教室」です。

この活動は、シティ・ファウンデーションというグローバルの慈善基金を活用したプログラムです。シティ・ファウンデーションは、経済的な困難に直面する世界中の人々の生活の質の向上をミッションとしたシティグループの基金で、日本では現在、沖縄と東京で1つずつプログラムを運営しています。

「子育て世代のくらしとお金」について、このプログラムを沖縄県で展開しているのには2つの理由があります。1つは、シティグループは1999年に沖縄県那覇市に拠点を開設し、外資系金融機関の中でも唯一現在沖縄に拠点を持つという点で、ユニークな事業基盤となっています。この事業基盤を生かした固有の活動として展開していこうというのが1つの理由になります。もう1つは、ご存知の方も多いかと思いますが、沖縄県は継続的に貧困率が全国比でとても高いという事情があります。シティ・ファウンデーションでは、経済的困難に直面する世界の人々の生活の質の向上をミッションとしていることが、沖縄県での開催の大きな理由となっています。

この活動では、県内のひとり親世帯などへの支援を行う団体である沖縄県母子寡婦連合会とパートナーシップを組んで行っています。現地特有の問題や課題にも精通しているという点で、パートナーシップを組むことで有意義な活動ができています。

当行は、金融教育を通じて、沖縄県における世代間の貧困の連鎖を断つことを目指していますが、ここで言う金融教育とは、貯蓄や投資の話ではなく、生活のやりくり方法や、派遣社員と正社員の手当などを含めた違いなど、生活のための知識を楽しく学んで、生活

力を高めていくことです。実はこうした内容は学校で習う機会があまりなく、各家庭の習慣が引き継がれる傾向がありますので、貧困が世代を跨ぐ一因ともなっており、また、沖縄では、インターネットが発達したこのご時世ではありますが、まだまだ本土との情報格差も指摘されている中で、情報の発信活動が大変重要です。

また、講師に関しては、県内の事情を把握している沖縄県の講師の方々を中心に選定しています。さらに、新しい情報を県内にも提供しようということで、積極的に全国からも講師の方をお呼びしています。参加費や教材などはもちろん無料ですが、支援をとどけたいひとり親などの子育て世代が参加しやすいよう、開催時間や日程を工夫したり会場では託児サービスも無料で提供したりしています。また、託児やイベントの運営で社員がボランティアとして参加しています。

沖縄県の貧困率が高いという点については、特徴として、出生率が高く多子家庭が多い中、母子家庭世帯の割合も多いことです。年収に関しても、全国比でかなり低くなっており、沖縄県では2人世帯での貧困ラインが年収155万円と言われていますが、これが1人当たりの年収とも同じぐらいになってきますので、かなり厳しい収入面での課題があるということがわかります。また、非正規雇用者も多く、出産や育児の休暇を取れる女性が多くないことも1つ考慮が必要な点です。

当行のプログラムでは、さまざまなニーズに対応できるよう、若い世代の子育て支援、ひとり親世帯の子育て支援に関して、少人数のワークショップから大人数の講演会、個別の相談会などを提供しています。重点的に支援を提供している主な層は、大半が貧困ライン以下の世帯で、生活保護には該当しない、その手前の段階の世帯になります。児童扶養手当の受給に該当する世帯です。例えば、離婚して車を買ったり、病気をして一時的に収入が落ちるなど、何か大きな出費が一度あるだけで、債務を持ちやすいというところが、こうした世帯の1つの大きな特徴で、一度債務を持ってしまうと、その債務が膨れ上がって、日々の生活にも影響してきてしまい、児童扶養手当を享受しても、それが生活費に回ってしまって、進学や教育の資金できないといった悪循環に陥ります。これがまさに経済的困難の世代間連鎖を生む要因のひとつになります。課題を解決し、児童手当は生活費ではなく養育費として使えるよう収入内で生計を立て、将来的な教育費を見据えた貯蓄もできるようにすることを目的としています。

貧困の連鎖を断つため、長期休みを利用して親子講座を積極的に展開しているのも特徴の1つです。この親子講座は、子どもにお金の使い方を学ばせるというよりは、家庭の習慣、例えば日々の買い物や暮らし、そうしたことが子どもたちが大人になったときの生活習慣になります。例えばお買い物体験、仕事体験、外貨の両替体験なども行います。そう

いった体験を通じて、職業選択から日々の買い物、支出の管理なども勉強する機会にしています。親の方も、子どもがしっかりと学んでいくので、「お母さん、この間習ったみたいにお買い物するときはこうだよ」、身近な家族の職業にとらわれず「こんな仕事をやってみたい」など、経済的に厳しい世帯における家庭内での金銭感覚や職業観の固定化という課題に取り組んでいます。また、ごっこ遊びを通じて親子で一緒に楽しめるイベントなので、参加者からも「楽しかった」「子どもと過ごす良い時間になった」等ということで、大変好評をいただいています。

これまでの成果としては、今年で4年目を迎える「くらしとお金の教室」は大変好評で、年8回程度であったセミナーを増やして、今年は20回以上展開する予定です。また、夏休み、春休みのワークショップを増やしているほか、連続講座を設けたり、沖縄県の中でも情報格差が大きいと言われている北部や中部、また、離島などでの開催も行っています。

以上

2019年9月13日

欧州タクソミーに関する技術報告書のパブリックコメント
に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、2019年6月18日に公表された技術専門家グループ (Technical Expert Group: TEG) による報告書に係るフィードバック募集に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが TEG および欧州委員会 (EC) におけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

1. タクソミーの有用性 (Usability of taxonomy)

<タクソミー利用における留意点>

- ・ タクソミーは、それに合致した案件をサポートすることに活用されるべきであり、それに合致しない案件を資金使途とするファイナンスが規制されるなど、何らかのペナライズのために活用されるべきではない。グリーンリストのみが「善」で、その他は「悪」というような風潮にならない配慮が必要。
- ・ タクソミーに合致した案件の金融上のリスクについては、現時点では十分なデータが蓄積されていない。このため、市場参加者にディスクロージャーを超える規制を課す場合 (例えば、EU タクソミーに基づいたリスクウェイトの調整を行う場合) には、十分なデータの蓄積と分析を踏まえて慎重な検討を行うべき。
- ・ 更に、EU 域外発行体による資金調達については、現状のタクソミー基準に合致しないグリーン対象アセットでも、実質的に現状よりも CO₂削減に貢献するアセットであった場合、「各国の経済・産業等の状況を踏まえた削減基準を準拠していれば、グリーンボンドとして認める」旨の例外規定を策定すべき。また、開示プラットフォームで、EU 域外グリーンボンドが EU タクソミーで定める例外規定を準拠していることが判別できるような金融機関向け開示を実施すべき。

<タクソミー利用 (開示義務) の見直し>

- ・ 外銀の一定規模の欧州拠点がある、非財務情報開示指令にもとづく開示義務 (法定義務) を適切に遵守するためには、資金の受け手の開示の充実が図られる必要がある。特に、プロジェクトと紐付かないコーポレート融資の場合、正確な開示を行うためには、金融機関に対する開示義務と同時に、投融資先に対する資金使途関連情報の提供義務を課すことが必要と考えられる。具体的

には、一定金額以上の外部調達を行なう投融資先に、資金使途関連情報の提供義務を課すことを提案する。

2. タクソノミーの将来的な発展 (Future development of the taxonomy)

- ・ サステナブルファイナンス推進のため、タクソノミーを策定することは有効であり、上手く機能させることは有意義。本件はEUにおいて適用されるものと理解するが、他法域における検討の前例となり得るだけでなく、直接影響を受ける欧州系金融機関の投融資行動の変化を通じてグローバルな投資・貸出資産のプライシングに影響を及ぼす可能性がある。このような観点を踏まえた検討・制度設計が重要。
- ・ タクソノミーが、国・法域レベルで大きく異なり一貫性に欠けたものとなると、これに依拠する規制・制度が分断される可能性があることを懸念する。
- ・ 一方で、タクソノミーが先進国の基準に沿った過度に厳格で「One size fits all」なものとなると、パリ合意の達成、低炭素社会への移行に向けた各国・法域における柔軟な政策実行を妨げる可能性がある。
- ・ サステナブルファイナンス（タクソノミー）は、純粹にグリーンな経済活動だけではなく、低炭素経済への移行を目指す経済活動を支援するものであるべき。例えば、経済の成熟度が異なる新興市場（開発途上国）が低炭素経済への移行を進めるためには、現状を改善する活動を幅広くタクソノミーに含めることが必要であり、先進国と同等の水準を求めるべきではない。
- ・ 先進国、新興国問わず、グローバルレベルでプリンシプルを共有し、そのうえで、可能な限り調和のとれた「国・地域レベルでのタクソノミー」が、各国固有の実情に合わせたかたちで運用されることを許容するなど、バランスのとれたフレームワークとすべき。
- ・ TCFD 提言はグローバルレベルでのプリンシプルであり、これを各国・法域におけるサステナブルファイナンス推進の基盤と位置付けて活用し、その枠組みに沿ったタクソノミーを策定すべき。
- ・ タクソノミーを過度に詳細かつ prescriptive なものにする、逆にイノベーションを阻害することにもなりかねない。民間の創意工夫を後押しするためにも、フレキシブルな枠組みとし、かつ時流に即した見直しが適宜行われるべき。

以上



September 13, 2019

Comments on *Taxonomy Technical Report*
issued by the Technical Expert Group on Sustainable Finance

Japanese Bankers Association

We, the Japanese Bankers Association (JBA), would like to express our gratitude for this opportunity to comment on *Taxonomy Technical Report* that call for feedback issued by the Technical Expert Group on Sustainable Finance (TEG) on June 18, 2019. We respectfully expect that the following comments will contribute to work by the TEG and the European Commission (EC).

1. Usability of the Taxonomy

<Considerations in using the Taxonomy>

- The taxonomy should not be used for penalization purposes that may, for example, result in restricting financing for non-Taxonomy-eligible project, whereas the taxonomy is to be used for fostering and supporting Taxonomy-eligible projects. Adequate care must be taken to avoid creating a situation where only those in the green list are "good" and the others, not in the green list, are "bad".
- For the purpose of differentiating financial risks associated with taxonomy-eligible projects, accumulated data for those risks is far from sufficient. If, therefore, market participants are subject to additional regulations that go beyond requiring disclosures, for example, requiring financial institutions under the prudential framework to adjust risk weights based on the EU Taxonomy, careful consideration should be given in light of the sufficiency of accumulated data and data analysis.
- With regard to funding by non-EU issuers, following exception should be developed for green assets that substantially contribute to a reduction in CO₂ emissions, even if such assets do not meet EU Taxonomy criteria: "If green assets comply with national GHG emission reduction standards established based on conditions unique to each country, these assets shall be deemed as green bonds even if they are not directly eligible to EU Taxonomy." In addition, a disclosure platform should be also provided to financial institutions so as to enable them to determine whether non-EU green

bonds comply with the exceptions set out in the EU Taxonomy.

<Review of the use of the Taxonomy (disclosure requirement)>

- For EU subsidiaries of a certain size of non-EU banks to comply with disclosure requirement under the EU Non-Financial Reporting Directive (statutory requirement), disclosures by recipients of funds (hereinafter referred to as "borrowers and investees ") should be further enhanced. In particular, to ensure accurate disclosures of corporate loans that are not linked to a certain project, it would be necessary to require borrowers and investees to provide information about their use of funds in addition to imposing the disclosure requirement on financial institutions. Specifically speaking, we would like to propose to require borrowers and investees, who receive external funding exceeding a certain amount, to provide information about their use of funds.

2. Future Development of the Taxonomy

- The development of the taxonomy is effective for promotion of sustainable finance, and it is meaningful to enable it to function well. While we understand that the proposed taxonomy regulation is applied at the EU level, it may serve as a reference case for considerations by other jurisdictions, and may have impacts on pricing of global investments and loans through changes in directly-affected EU financial institutions' investment and financing activities. It is therefore important to consider and design a system by taking into account such factors.
- We are concerned that, if the taxonomies differ significantly and are not harmonised across jurisdictions, regulations and systems that rely on the taxonomies may be fragmented.
- On the other hand, if extremely strict taxonomies are established in accordance with standards established in developed countries and applied as "one size fits all" standards, there is a possibility that the policy for achievement of the Paris Agreement and a transition to low-carbon society in each country and jurisdiction is not implemented flexibly.
- Sustainable finance (taxonomy) should support not only purely green economic activities but also economic activities aimed at the transition to a low-carbon economy. For example, for emerging markets (developing countries) where their levels of economic maturity differ, it is important to include, into their taxonomies, a

wide range of activities that contribute to improving their current situations in order for such markets to foster the transition to a low-carbon economy. The level of activities required for those markets should not be the same as the ones required for developed countries.

- A well-balanced framework should be developed for both developed countries and emerging countries by sharing a universal and global principle, such framework shall lead to accommodate a variety of taxonomies developed in a harmonized way to the extent possible, and these taxonomies should be introduced in ways that reflect the economic or energy-related situations of each country and jurisdiction.
- It is desirable that the TCFD recommendations be adopted as the “global principle,” and be regarded as a foundation to promote sustainable finance in each jurisdiction. Each country shall develop its own taxonomy in line with such common framework and principle.
- An excessive and prescriptive taxonomy might lead to impede innovation. In order to create an environment for fostering creativity and innovations of private sector, we consider that taxonomy should be a flexible framework and be regularly reviewed to reflect current trends.

